

平成 23 年度

包括外部監査の結果報告書

「人材育成機関及び試験研究機関における財務
に関する事務の執行及び事業の管理について」

香川県包括外部監査人

公認会計士 岡林正文

目 次

第1章 総論	1
第1節 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3. 監査の対象機関	1
4. テーマ選定の理由	2
5. 監査対象年度	3
6. 監査の方法	3
7. 外部監査の実施期間	4
8. 外部監査人補助者の資格及び氏名	4
9. 利害関係	4
第2節 監査対象機関	5
第3節 監査結果と意見のまとめ	7
（1）共通事項	8
1. 議事録の作成	8
2. 備品の管理	8
3. 毒劇物等の管理	10
4. 過去の包括外部監査のフォロー	11
（2）個別事項	12
第2章 各論	24
I. 香川県立保健医療大学	24
II. 香川県立高松高等技術学校	51
III. 香川県立丸亀高等技術学校	87
IV. 香川県立農業大学校	95
V. 香川県環境保健研究センター	116
VI. 香川県産業技術センター	137
VII. 香川県農業試験場	176
VIII. 香川県畜産試験場	199
IX. 香川県水産試験場・香川県赤潮研究所	222

第1章 総論

第1節 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

人材育成機関及び試験研究機関における財務に関する事務の執行及び事業の管理について

3. 監査の対象機関

（人材育成機関）

- (1) 香川県立保健医療大学
- (2) 香川県立高松高等技術学校
- (3) 香川県立丸亀高等技術学校
- (4) 香川県立農業大学校

（試験研究機関）

- (5) 香川県環境保健研究センター
- (6) 香川県産業技術センター
- (7) 香川県農業試験場
- (8) 香川県畜産試験場
- (9) 香川県水産試験場・香川県赤潮研究所

4. テーマ選定の理由

(人材育成機関)

香川県においても、日本の経済環境・雇用情勢の悪化の影響が広がりつつあることから、総合的な経済・雇用対策が講じられようとしている。このような環境の中、人材育成の重要性は高まり、香川県に設置されている人材育成機関（香川県立保健医療大学、香川県立高松高等技術学校、香川県立丸亀高等技術学校、香川県立農業大学校）についてもその存在意義の再確認が必要と考え、また少子化時代を迎えている今、学生確保面で専修学校等との競争が激しくなることから、これまで以上に効率的かつ効果的な学校運営が求められるところである。したがって、各人材育成機関の財務事務の合規性と経済性を確認するとともに、効率性、有効性の観点から投資に対する成果（費用対効果）と県民への貢献度などの検証を行うことは、有意義であるとあると考え、テーマとして選定した。

なお、高松高等技術学校と丸亀高等技術学校は平成 23 年 4 月 1 日に統合され、新たに高等技術学校となったが、包括外部監査の対象年度を平成 22 年度とするため、統合前の 2 校を対象とした。

(試験研究機関)

香川県では平成 23 年 10 月に (1)元気の出る香川づくり、(2)安心できる香川づくり、(3)夢と希望あふれる香川づくりの 3 つを基本方針とする、新たな香川づくりの指針として県の進むべき基本的方向とその実現のための取組みを示した平成 23 年度から 27 年度までを計画期間とする「せとうち田園都市香川創造プラン」を策定した。「元気の出る香川づくり」は、主に県内の産業・経済活動を活性化し、働く場の確保を目指すものである。その施策の一つとして、新事業創出・新分野進出の支援が挙げられているが、これは県内企業のニーズに対応し、技術相談や技術協力、共同研究や受託研究での対応を図るものであるため、香川県の有する試験研究機関の有効活用が望まれるところである。

そのため、香川県が有する 5 試験研究機関で行っている試験研究業務、普及啓発業務、試験分析業務の内容とそのコストを検証し、試験研究業務等が効率的に実施されているか、県民のニーズに沿った研究成果が創出されているか、その成果がユーザーに迅速に還元普及され、県下の産業振興や県民の生活向上に貢献しているかを検討することは有意義であると考え、テーマとして選定した。

5. 監査対象年度

原則として平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日）を対象とする。
ただし、必要に応じて過年度及び平成 23 年度を含む。

6. 監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 監査対象機関の香川県財政の中に占める位置付けを明確にした上で、管理運営が、最少の経費で最大の効果をあげるようになされているか。
- ② 監査対象機関の財務に関する事務処理が、法令、条例及び規則等に基づき適正に行われているか。
- ③ 監査対象機関に係る事務処理に関して、その適正な実施を可能とする内部統制が有効に機能しているかどうか。
- ④ 監査対象機関の財務にかかる事務システムが有効に機能し、安全性及び効率性が保たれているかどうか。
- ⑤ 監査対象機関の施設整備、備品、図書等の管理が適切に行われているか。
- ⑥ 試験研究機関の研究課題の選定手続、評価手続は適正かどうか。

(2) 主な監査手続

- ① 当初予算の策定資料、実績及び関連する財政の状況等について、担当者への質問及び入手資料等による分析により、その適正性等を検証する。
- ② 各種規則・規程等を入手し、担当者への質問により、事務の手続が所定の規則・規程等に準拠しているか検討する。
- ③ 監査対象機関の財務に関する諸事務について、関連帳簿及び証憑等を入手もしくは閲覧し、必要に応じて担当者への質問によりその適正性・合規性等を検討する。
- ④ 業務受託及び業務委託について、契約書、仕様書及び見積書等を入手もしくは閲覧し、必要に応じて担当者への質問により、その適正性及び経済性・効率性を検証する。
- ⑤ その他、現場視察等を実施し、担当者への質問を実施する。

7. 外部監査の実施期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 2 月 22 日まで

8. 外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士 高田 武 公認会計士 久保 誉一

公認会計士 田中 賢治 公認会計士 平野 幸代

公認会計士 山崎 泰志 公認会計士 池田 哲也

公認会計士・税理士 田中 雅登

9. 利害関係

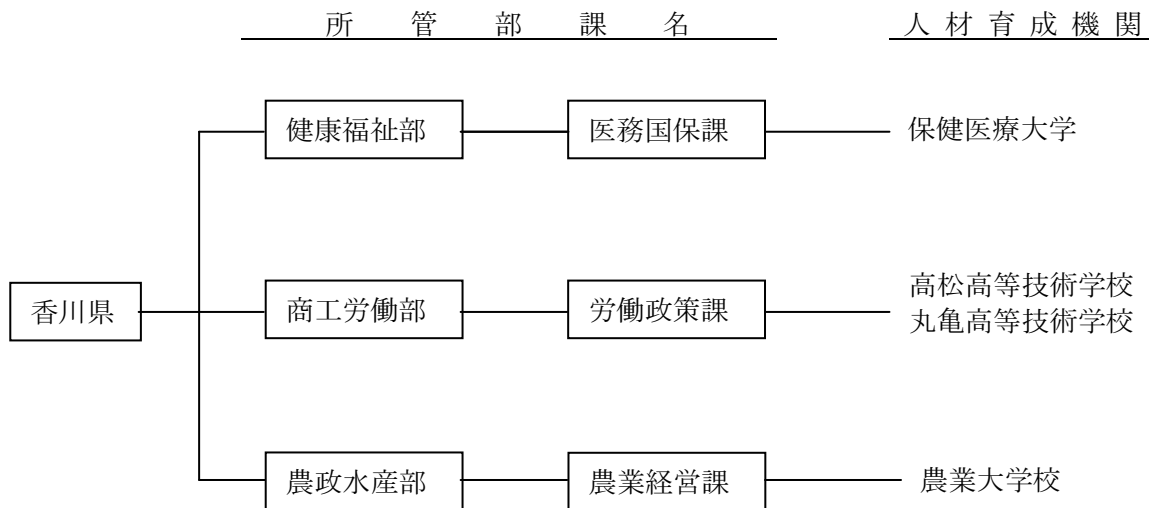
包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 節 監査対象機関

(人材育成機関)

香川県の人材育成機関の組織上の位置付けは以下のとおりである。

人材育成機関全体の人員数は、平成 23 年 4 月 1 日現在、169 名（うち定数外職員 55 名）であり、平成 22 年度の公共施設のコスト計算書によれば、行政コスト合計は 2,030 百万円、県単独負担額は 1,412 百万円（県民 1 人当たり負担額 1,423 円）となっている。

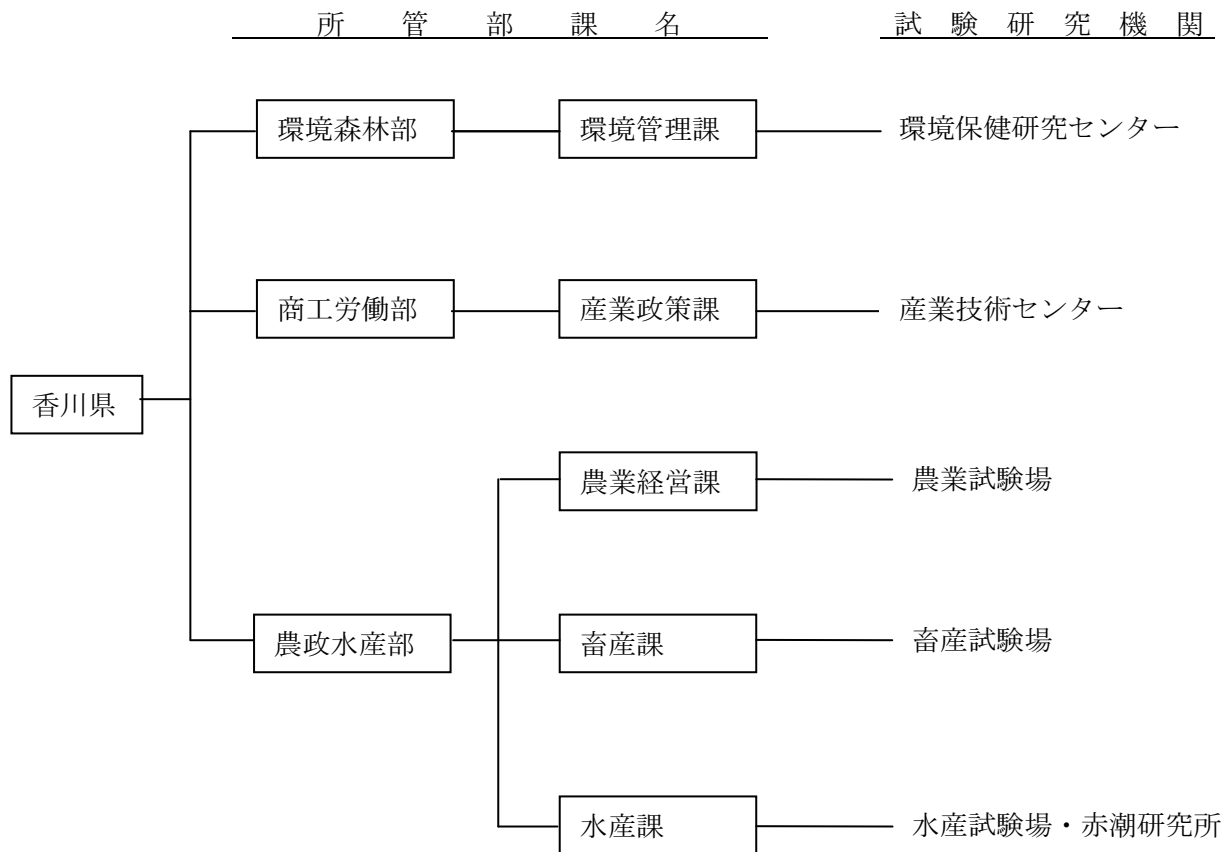


(注) 高松高等技術学校と丸亀高等技術学校は平成 23 年 4 月 1 日に統合され、香川県立高等技術学校となった。

(試験研究機関)

香川県の試験研究機関の組織上の位置付けは以下のとおりである。

試験研究機関全体の人員数は、平成 23 年 4 月 1 日現在、308 名（うち定数外職員 96 名）であり、平成 22 年度の決算統計（現年）によれば、一般財源合計は 2,290 百万円（県民 1 人当たり負担額 2,309 円）となっている。



第3節 監査結果と意見のまとめ

テーマ選定の理由に記載のとおり、経済環境、雇用情勢が急激に変化しつつある中、時代の要請に合致した人材を養成する人材育成機関の果たす役割はその重要性を一層増しつつある。また、産業技術センターをはじめとする試験研究機関についても、県内企業などのニーズに対応し新事業の創出や新分野への進出等に係る積極的な支援がますます強く求められている。

したがって、これらの機関の監査に当たっては財務事務の合規性と経済性の確認とともにその運営が情勢変化に対応し、県民への貢献を意識したものかどうかに留意した。

（「指摘」と「意見」）

監査の結果、各機関の運営について、いずれの機関も県民・県内企業などのニーズを適時・的確に把握することに努力し、今後投資が必要と判断された分野は厳しい財政状態の中でも拡充し、一方、ニーズが縮減したと判断した分野は縮小するなど情勢変化に対応できていると判断した。また、法令、条例又は規則等に違反する重要な事実は発見されていない。しかしながら、今後の違反の発生や重大な誤謬を防止するため是非とも改善が必要であると判断した事項を「指摘」とし、一方、経済合理性や資産保全の観点等から改善が必要と判断した事項を「意見」として取りまとめている。

(1) 共通事項

以下に記載する議事録の作成と備品の管理及び毒劇物の管理は複数の機関で指摘もしくは意見として抽出されているため、ここで共通事項として要約するものである。また、平成 14 年度の包括外部監査結果への取組み状況も、監査対象としたすべての試験研究機関に当てはまる事項であるため、ここでその概要を要約することとした。

1. 議事録の作成

各機関の運営方針の大枠は本庁の担当部・課を含め県全体として決定しているものがあるが、個別具体的な方針は各機関がそれぞれの会議等において討議・決定していると思われる。しかしながら、環境保健研究センター、産業技術センター、農業試験場、畜産試験場及び水産試験場・赤潮研究所の 5 機関において、各機関の重要な運営方針等が決定される会議や物品購入に係る事前協議について議事録が作成されていない例が見られるなど、議事録の作成が不十分と思われる状況にある。

また、作成されている議事録も、最終決定内容は記載されているが、その決定に至る討議内容の記載が少ない印象を受けた。中長期の機関運営においては、その時々意思決定の背景や討論の内容を記録として残しておくことが有用と思われるため、今後の議事録のあり方を検討してみることを提案する。

2. 備品の管理

備品は、香川県会計規則（以下「会計規則」という。）第 113 条で物品の 1 項目として規定されており、その検査については、会計規則第 271 条第 3 項で「出納員又は物品取扱員は、随時その所管に係る物品について、帳簿と現品とを照合して検査をしなければならない。」と定められている。また、香川県出納局の「出納事務の手引」（7 物品の検査）において、「当該検査は、通常、年 2 回程度、使用場所ごとに、備品一覧表と

現品を照合して検査すること。照合検査を行った際は、備品一覧表の余白に、検査年月日、照合検査を行った範囲、出納員（物品取扱員）の氏名を記入し、押印すること。」とその詳細が定められている。

なお、会計規則第 134 条は、不用品について、保管換え等による有効な利用を図ることができる見込みのないもの等は廃棄、売却等の処分をしなければならない旨、第 139 条は、備品の 1 品ごとに品名、番号等を表示しなければならない旨を規定している。

今回監査対象とした 9 機関は、いずれも備品の照合検査を実施しており、会計規則に違反する状態ではなかった。しかしながら、保健医療大学、高松高等技術学校、丸亀高等技術学校、農業大学校、環境保健研究センター、産業技術センター及び水産試験場・赤潮研究所の 7 機関において備品一覧表との照合検査の正確性が不十分であるなど事故等の未然防止の観点から一層の取組みが必要と判断される問題点が発見された。

これら問題点の具体的な内容は、「第 2 章 各論」において指摘または意見として記載しているが、いずれも定期的を実施している備品一覧表を用いての各機関の現品照合の正確性が十分担保されていないことに起因していると判断される。

定期的を実施される現品照合は、県の財産である備品がその管理簿である備品一覧表どおり不足なく保管されているかどうかを確認する重要な作業である。そして、現物照合の際には、その保管状態に問題がないか、使用（稼働）状況に問題はないか、県の他の機関への保管換えや処分が必要な状況にないかなども同時に検証することになる。

したがって、現品照合に関する規程や具体的な実施マニュアルを整備し、これにしたがって現品照合を実施する必要があるが、上記 7 機関いずれも十分な規程やマニュアルが整備されていない。

規程やマニュアルは各機関共通の画一的なものである必要はなく、各機関が保有する備品の実態に合わせ最も合理的と思われる内容にすべきである。しかしながら、現品照合の責任者、実施日、実施範囲、具体的な実施方法、事前準備の内容などは、各機関とも共通事項として規程もしくはマニュアルに織り込み、これに準拠した現品照合を実施すべきである。

3. 毒劇物等の管理

今回監査対象とした 9 機関はいずれも毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）を含む各種の薬品を保管している。これらの薬品は県の他の財産と同様に管理され保管されるべきことは当然であるが、毒劇物は、その取扱いによっては、不特定又は多数の者の生命や健康を脅かすような大きな危害や、動植物の生息・生育に影響を及ぼす危険性があるため、その保管管理は特に厳格、適正に行う必要がある。

毒劇物を取り扱う各機関は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。）において「業務上取扱者」とされ、毒劇物の盗難・紛失、飛散・流出・漏洩等を防止するために必要な措置を講じることや、容器や貯蔵場所へ必要な表示を行うことなど各種の義務が課され、毒劇物を適正に管理することが求められている。

監査の結果、いずれの機関においても毒物及び劇物取締法に違反する事実は発見されなかった。しかしながら、農業大学校での在庫管理簿の記載不備、産業技術センターの保管庫鍵の責任者の不特定、畜産試験場での毒劇物出納簿と現品との不一致及び水産試験場における現品点検遅れなど、県の財産の適正管理の観点、法令違反の未然防止の観点から早急に対応すべき問題点が発見された。

これらの問題点が発生する原因は、毒劇物を含む薬品の保管、払出し、定期的な現物照合に係る規程やマニュアルが十分に整備されていないことやその適正な運用がなされていないことにあると判断する。各機関はそれぞれの機関の実状を踏まえた規程やマニュアルを整備し、これを遵守することが必要である。

なお、規程やマニュアルの整備に当たっては、以下の点を織り込む必要がある。

保管については、厳重な鍵のかかる安全な保管場所であることを再確認するとともに、常にその時点の残量がわかる受払簿（入出庫台帳）を整備する必要がある。そして、受払簿の受入量は定期的に薬品購入データとの整合性を確認する必要があり、払出量についても合理的な値であることを検証する必要がある。

また、受払簿の残数量と現物との照合（棚卸）については、実施責任者、実施日時、実施者の組合せ、実施方法などの詳細を定めた棚卸実施要領を策定し、これに基づき制度として実施する必要がある。

4. 過去の包括外部監査のフォロー

今回の包括外部監査では、平成 14 年度の包括外部監査結果への各試験研究機関の取組み状況のフォローも重要な監査項目とした。

具体的には、環境保健研究センター、産業技術センター、農業試験場、畜産試験場及び水産試験場に対する包括外部監査の「指摘・意見」への取組み状況であり、「第 2 章各論」において、それぞれの機関ごとに「(1) 概要」の次に「(2) 平成 14 年度の包括外部監査結果のフォロー」として指摘・意見の内容と対応状況を対比して記載している。

取組み状況は、環境保健研究センターにおける受益者負担の手数料の見直しや産業技術センターの中期計画の策定など対応途中のものはあるが、重要な項目への対応は概ね実施されていると評価する。

しかしながら、以下は引き続き改善に努めるべき事項と判断する。

(1) 畜産試験場における備品購入に関する事前協議の議事録

畜産試験場では、備品の購入に際して主席会で事前に承認を受けることになっているが、主席会議事録で承認の事実を確認できない取引があった。厳格なルール運用が必要である。

(2) 水産試験場における物品購入計画書の作成と物品購入審査委員会の協議・検討

「水産試験場・赤潮研究所に関する物品購入審査委員会規程」に定める物品購入計画書が作成されずに購入した備品がある。これらは最終的には県の特殊物品購入審査会で承認を得ているため購入行為自体は問題とならないが、物品購入計画書の作成とこれに対する物品購入審査委員会の審査結果の記載は、当該物品の購入に関する水産試験場としての判断を記録する重要な行為であり、規程どおりに運用すべきである。

(2) 個別事項

以下に包括外部監査の対象としたすべての機関で発見された指摘もしくは意見を要約する。詳細は「第2章 各論」のそれぞれの機関の監査結果を参照していただきたい。

番号	機関名	指摘・意見
I	保健医療大学	<p>1) 指摘 なし</p> <p>2) 意見</p> <p>① 備品一覧表と現品との照合 現品との照合に使用された備品一覧表を査閲した結果、現品と照合したことを示す証跡が統一されていない。 このような状況に鑑みると、現品照合に関するルールを定め、そのルールに基づく現品照合の実施が必要である。</p> <p>② 備品の廃棄 備品「その他の撮影・現像装置」は、導入当初はビデオ編集に利用していたが、映像機器の急速な技術進歩（デジタル化、DVD化）により使用できなくなった。また、デジタル化に対応するため液晶テレビに置き換えられたモニターテレビが実習棟に複数台保管されている。 以上の利用されていない備品については急速な技術進歩が原因で、利用できなくなったことについてはやむを得ないと考えるが、今後も使用できる見込みはないため、会計規則第134条（不用品の処理）に基づく処理を検討する必要がある。</p>
II	高松高等技術学校	<p>1) 指摘 なし</p> <p>2) 意見</p> <p>① 職業訓練所費の需用費 コピー機の複写サービスの料金について、高松高等技術学校と丸亀高等技術学校を合せて契約する方が、取引額も大きくなり有利な交渉が可能であると思われる。さらには、もっと有利な契約条件を目指して、本庁や他の出先機関とも合わせて契約を行うことを検討すべきである。</p> <p>② 委託契約事務 (a) 委託先の選考方法 選考委員会の選考委員と企画競争参加者との間に利害関係がないこと、すなわち、両者が互いに独立していることを担</p>

番号	機関名	指摘・意見
		<p>保する必要があると考える。現在、その独立性を担保するためのルールが明記されていないが、今後は委託先選定要領に独立性を担保するためのルールを追加することが望まれる。</p> <p>(b) 委託先の選考結果の公表</p> <p>訓練科・コースは、今後の事業に支障のない方法で選考内容を公表することによって、将来の企画提案内容の質を上げ、受講者にとってより有意な訓練にすることが可能であるとする。また、委託料の引き下げにつなげることも可能と考える。</p> <p>(c) 警備業務委託</p> <p>高松高等技術学校と丸亀高等技術学校は施設の規模が異なり、機械警備設備の状況については大きな差があるにもかかわらず、契約金額がほぼ同額となっている。1校体制になったことから、2つの契約を一本化するなどスケールメリットが生かせる方法の有無についても検討を進め、コスト面で改善できることがあれば、次回の契約に反映させるべきである。</p> <p>③ 設備・機器等の管理事務</p> <p>(a) 不用品の処理</p> <p>加工機（開先取り機）は、使用されない状態が長期間続いている。引き続き利活用を含め、適切な処理方法を検討すべきである。</p> <p>(b) 備品ラベルの貼付誤り</p> <p>製図台の備品ラベルの貼付誤りがあったが、備品を適切に管理するため、備品ラベル貼付時には細心の注意を払う必要がある。</p> <p>(c) 摘要欄への記載誤り</p> <p>製図器セットについて、備品一覧表の摘要欄に「ハイキ」と記載されているが、使用可能であり今後使用することも考えているため、「ハイキ」と記載するのではなく「検討中」等と記載すべきである。</p> <p>以上のような問題点が発見されたため、現品照合の意義を再認識するとともに、照合担当者に対して正確な照合が行われるよう指導を徹底する必要がある、このために必要な事項を織り込んだ「現品照合実施要領」を作成するなど組織的な対応が必要と考える。</p> <p>④ 決算差異分析の必要性</p>

番号	機関名	指摘・意見
		<p>平成 22 年度の予算と決算の差異原因はいずれも合理的な理由によるものであり、問題とすべきものではないと判断する。しかしながら、差異の原因は定型的な様式で報告・保存されておらず、担当者の記憶に頼る必要がある状況である。このような状況では、次年度予算をより実態に近いものをもっていくのは困難であり、また、担当者の交替においても必要な引継ぎが洩れなく実施できるか疑問である。一定金額、一定比率以上の差異が生じている場合は、担当者がその原因を分析したものを定型的な様式で校長に報告し、記録として残すべきである。</p>
III	丸亀高等技術学校	<p>1) 指摘</p> <p>① 備品一覧表と現品との照合</p> <p>不用品の処理について、備品一覧表への反映が適切になされていなかったため、管理が不十分な状態であった。</p> <p>備品については、その管理に万全を期す必要がある一方、学校施設など種類が多岐にわたり数量が多い場合には、物理的な限界も想定される。したがって、高等技術学校の特殊性を踏まえて、種類、使用場所や管理区分等の分類に基づく計画的な現品照合や管理情報との整合性が維持できるよう「現品照合実施要領」を作成するなど組織的な対応が必要と考える。</p> <p>2) 意見</p> <p>① 委託契約事務</p> <p>(a) 委託先の選考方法</p> <p>選考委員会の選考委員と企画競争参加者との間に利害関係がないこと、すなわち、両者が互いに独立していることを担保する必要があると考える。現在、その独立性を担保するためのルールが明記されていないが、今後は委託先選定要領に独立性を担保するためのルールを追加することが望まれる。</p> <p>(b) 委託先の選考結果の公表</p> <p>訓練科・コースは、今後の事業に支障のない方法で選考内容を公表することによって、将来の企画提案内容の質を上げ、受講者にとってより有意な訓練にすることが可能であると考え。また、委託料の引き下げにつなげることも可能と考える。</p> <p>(c) 警備業務委託</p> <p>高松高等技術学校と丸亀高等技術学校は施設の規模が異なる</p>

番号	機関名	指摘・意見
		<p>り、機械警備設備の状況については大きな差があるにもかかわらず、契約金額がほぼ同額となっている。1校体制になったことから、2つの契約を一本化するなどスケールメリットが生かせる方法の有無についても検討を進め、コスト面で改善できることがあれば、次回の契約に反映させるべきである。</p>
IV	農業大学校	<p>1) 指摘</p> <p>① 毒劇物等の管理事務</p> <p>毒劇物の管理については、盗難、紛失、流出防止の措置が特に必要であり、そのためには在庫管理簿に入庫量（購入した量）と出庫量（使用量）を記載し、定期的に管理簿上の在庫量と現物とを照合する必要がある。また、在庫管理簿の正確性を担保するため、入庫量については購入記録と照合するとともに、出庫量についてもその数量の合理性を管理責任者が確かめる必要がある。</p> <p>2) 意見</p> <p>① 直売所のレジスター</p> <p>直売所のレジスターは、購入者に渡すレシートを作成するために使用されているが、レジスターの精算機能が使われてなく、十分活用されているとは思えない。レジスターの精算機能を使って作成されるレジシートの売上金額と現金残高合計を照合することも必要と考える。</p> <p>② 備品一覧表と現品との照合</p> <p>平成 22 年の夏休み期間中に実施した現品照合で実際に使用した備品一覧表は、平成 21 年 3 月 31 日現在のものであった。可能な限り直近の備品一覧表に基づいて、現品照合を実施すべきである。</p> <p>また、必要事項を織り込んだ「現品照合実施要領」の作成が必要と考えられる。</p> <p>③ 図書の管理事務</p> <p>備品一覧表に登録されている金額的重要性の高い図書については、図書貸出簿により貸出者（保管場所）を明確にしておく必要がある。</p> <p>④ 遊休不動産</p> <p>昭和 51 年に建設された学生寮を平成 17 年度から休止したため、建物が遊休不動産となっている。新たな活用方法を検討し、有効利用を図る必要がある。</p>

番号	機関名	指摘・意見
V	環境保健研究センター	<p>1) 指摘 なし</p> <p>2) 意見</p> <p>① 環境保健研究センターの課題と対策 センターでは外部の機関の研修やセミナーに職員を派遣し、新しい技術・知識を習得させることにしているが、職員各人ごとのキャリアパスが十分に確立されていない。センターの職員に必要な知識・技能を整理し、研修計画を策定するとともに研修履歴をキャリアパスとして残すべきである。</p> <p>② 収入事務 依頼試験の受付に際しては、試験検査依頼書の内容と実際に預った検体との整合性を確かめることを徹底すべきである。</p> <p>③ 備品の購入事務 最終的な購入機器決定までの判断の過程が文書等で残っていない。備品調整会議では、数多くの購入要望の中から、一定の方針や根拠に基づいて優先順位付けされ、最終的に取捨選択されているが、そうした検討の経緯は、文書等で残しておくことが望まれる。</p> <p>④ 備品一覧表と現品の管理事務 センターでは、3年ですべての備品を現品確認するように現品確認ローテーション計画を策定し、現品確認を実施しているが、備品の金額的重要性や業務上の重要性が考慮されていない。金額的に重要な備品あるいは業務上重要な備品については、毎年度現品確認することが望ましい。</p>
VI	産業技術センター	<p>1) 指摘</p> <p>① 備品一覧表と現品との照合 備品の照合は、実施する対象範囲を明確にするとともに、実施結果は、照合実施者と立会者、照合実施日時、不用品の有無とその内容、備品ラベルの貼付・剥れの有無等を明確に記載した報告書で出納員に報告される必要がある。こうした報告方法と具体的な実施手続等を定めた「現品照合実施要領」を策定し、これにしたがった現品との照合を実施する体制の整備が必要である。</p> <p>② 毒劇物等の管理事務 (a) 保管体制 発酵食品研究所では、鍵の保管責任者が明確になってい</p>

番号	機関名	指摘・意見
		<p>ないとともに、本来の保管場所に戻されず一時的に試験使用場所にあった等の保管状況が見られた。</p> <p>使用時以外はルールどおり施錠できる場所への保管を徹底する必要があるとともに、どの薬品がセンター内のどこに保管され、その管理責任者は誰かなどの情報が一元的に把握され管理されることが必要である。</p> <p>(b) 受払記録の整備</p> <p>現在は毒物のみ受払管理を行い、劇物については原則購入量だけを記載するルールとなっている。盗難・紛失等が重要な問題となる点は劇物も同様であり、劇物についても受払管理を実施する必要がある。この点、食品研究所の出納簿を確認したところ、劇物についてもある程度出納簿で受払いの記帳が行われていた。ただし、出納簿が適時に更新されておらず、また出納簿の様式が薬品によって異なっていた。これらについても、統一的なルールの下での運用が必要である。</p> <p>(c) 現品調査（棚卸）の実施</p> <p>毒劇物等の棚卸について、在庫量調査の結果として、どこに何の毒劇物がどの位保管されているかがセンター全体として一覧できる形で把握されることが管理上必要であり、在庫量の調査に関する具体的な実施方法及び報告様式等が棚卸実施要領として整備され、この結果を集約する体制を構築することが必要である。</p> <p>2) 意見</p> <p>① 試験研究機器等使用料の単価積算</p> <p>修繕費の計算は機器取得価額の 5%を充当するとされており、中小企業の原価指標をもとに設定している。最近は特段の検討は実施されていないが、上記指標は昭和 62 年のものと古く、最近の公表指標等に基づく検討を実施することが望ましい。</p> <p>② 依頼試験分析手数料の単価積算</p> <p>修繕費の計算について、「① 試験研究機器等使用料の単価積算」の記載事項と同様の問題が存在する。</p> <p>人件費の単価は実際に試験分析を担当する職員の給与に係りなく、実施前年度における県職員の平均年間給与総額（行政職）の時間当たりの平均単価に、担当者が試験分析に従事する延実働時間数及び減額率（60%）を乗じた額としている。現在の方法で算定した単価と実際に近い方法で算定した</p>

番号	機関名	指摘・意見
		<p>単価と比較することが望ましい。</p> <p>また、時間当たりの平均単価の算定に当たっては、分母の年間就業時間を 40 時間×52 週としており、祝日や年末年始休暇等が考慮されていないが、必要なコストの回収という観点からは、これらを考慮すべきである。</p> <p>③ 醤油酵母の売却単価の積算</p> <p>醤油酵母の売却単価の算定に当たり、平成 20 年度取得設備の減価償却費が、取得価額×0.9÷耐用年数で計算されている。しかし、税制改正により法人税法上も平成 19 年 4 月 1 日以降に取得する減価償却資産については残存価額が廃止されており、0.9 を乗じる処理は不要と思われる。</p> <p>④ 受託収入</p> <p>人件費単価について、「② 依頼試験分析手数料の単価積算方法」の記載事項と同様の問題が存在する。</p> <p>また、人件費単価について、2,625 円のもの、2,750 円のものが見られた。異なる単価を用いる特段の根拠はないため同一の単価を用いるべきである。</p> <p>光熱水費については、センターの年間使用量実績と料金から算定した単価が用いられている。要綱を改正するなど受託料算定基準と実際の処理を整合させる必要がある。</p> <p>⑤ 申請書への承認印の押印</p> <p>平成 23 年 5 月分の申請書を査閲したところ、主席研究員の押印がないものが散見された。主席研究員は研究部門の責任者に相当すると考えられるため、主席研究員の押印についても網羅的に実施する必要があると思われる。</p> <p>⑥ 施設利用許可書の交付</p> <p>香川県産業技術センター管理運営要綱において、施設の利用を許可したときは、施設利用許可書を交付するとされている。</p> <p>しかし、実際には、ほとんどの場合において、施設利用許可書が交付されていない。施設の使用を適切に管理するためには、施設利用許可書の交付、あるいは、正当に許可された利用者であることの目印の付与等の対応が必要と思われる。</p> <p>⑦ 生産品（収穫物）伝票等</p> <p>平成 22 年度の伝票を査閲した結果、伝票 3 件には所長の押印がなされていない。</p> <p>物品出納命令者（所長）は伝票と出納簿の記載に矛盾がな</p>

番号	機関名	指摘・意見
		<p>いことを確かめた上で双方に押印すべきである。</p> <p>⑧ 現金領収書の書損じ</p> <p>現金領収書綴りを査閲した結果、控に書損印が押印されているものが2件あった。1件は販売先の名称を誤ったものであり、もう1件はダブって作成したものであるが、相手先への交付となる領収書（正）が2件とも保管されていない。</p> <p>書損じとなった場合には、複写の2枚ともに書損印を押印し保管しておく必要がある。</p> <p>⑨ 備品の廃棄手続</p> <p>「その他計測機器・ポロシメーター」は、現品は廃棄されていたが備品一覧表からの削除手続が実施されていなかった。廃棄時の事務手続を確実に行うことが必要である。</p> <p>⑩ 不用品</p> <p>不用品については、部門長会において試験研究機器廃棄用評価調書を作成して審査し、他機関への移管、売却又は廃棄処分を決定している。現品照合時は不用品の有無を確認するよい機会であり、実施手続と報告様式を整備する中で、不用品についても網羅的にリストアップされ廃棄等の検討が行えるようにすることが必要である。</p> <p>⑪ 備品の使用状況</p> <p>購入後5年以内の重要物品（購入価格100万円以上）及び補助金を導入して設置した物品等については、毎年度末に使用実績を把握することで購入効果を評価している。</p> <p>全ての備品を一律5年で区切っているが、実際には備品毎に購入金額や備品としての使用可能年数等が異なっており、これらに応じた評価対象の見直しを行うことが望ましい。</p> <p>⑫ 毒劇物等の管理事務</p> <p>食品研究所に保管しているアジ化ナトリウムやシアン化カリウムは、現在使用しておらず当面の使用予定もない状況であった。これらの薬品は適正に保管されているが、非常に毒性の強いものであり、早急に他の機関への保管換えか廃棄処分を検討すべきである。</p> <p>⑬ 部門長会</p> <p>(a) 部門長</p> <p>部門長という役職は存在していない。実務上、各部門の統括業務を行っている主席研究員がプレイングマネージャーとしての役割を担っていることからすれば、他の試験研究機関と</p>

番号	機関名	指摘・意見
		<p>同様に所属長が指名した職員に人事評価を行う役割を持たせることがより効率的な運営に資すると考える。</p> <p>(b) 議事録</p> <p>部門長会は議事録が作成されていないが、センターの重要な運営方針等が決定される会議であるため議事録の作成・保存が望まれる。</p>
VII	農業試験場	<p>1) 指摘</p> <p>① パイプハウスの公有財産台帳への登録漏れ</p> <p>独立行政法人からの受託試験で使用している次世代型パイプハウス1棟が公有財産台帳に登録されていない。地方自治法第238条に規定する公有財産に該当するため、公有財産台帳に登録して管理すべきである。</p> <p>2) 意見</p> <p>① 受託事業の受注金額に対して実際に発生したコストの集計と分析</p> <p>委託契約書に委託費の精算条項がある場合はコストを集計しているが、それ以外の契約についてはコストの集計そのものを実施していない。本来、契約で要求されるか否かにかかわらず実績コストを集計し、発生内容を分析し、今後の契約金額交渉に役立てるとともに農業試験場においてもコスト削減施策のきっかけにすべきである。</p> <p>② 受託研究の拡大</p> <p>研究受託は受託料が収受できるという効果だけでなく、その研究成果が農業試験場に蓄積し、香川県の農業振興にとって重要な財産となるものである。したがって、今後ともマンパワーの許す限り積極的に受託研究の拡大を図ることが望まれる。</p> <p>③ 備品の購入</p> <p>「備品購入伺書」の調整委員会による審査結果の記載が残されていないものが散見された。</p> <p>「農業試験場施設等整備要領」では「調整委員会にて諮る」旨が明記されており、当該要領と実務との整合を図ることが必要である。また、調整委員会での一定の方針や根拠あるいは会議での協議内容は、決定根拠の説明資料としても文書で残すことが望まれる。</p>
VIII	畜産試験場	<p>1) 指摘</p> <p>① 鶏卵の販売価格</p>

番号	機関名	指摘・意見
		<p>鶏卵の販売価格は引渡しが行われた日の鶏卵相場表をみて価格を決定しているが、相場表が残されていない。</p> <p>引渡し日の相場表は、販売先からの鶏卵代金精算書とチェックした痕跡とともに取引の正確性を証明する資料として保存すべきである。</p> <p>② 劇物等の管理事務</p> <p>毒物劇物出納簿（受払記録）は作成しているものの、サンプルで受払記録の残数量と現品とを照合したところ、受払簿との不一致が散見された。</p> <p>毒劇物は少量でも身体を著しく害する性質を持っており、盗難や流出などによる被害が起きた場合には、管理責任を問われる場合がある。これらを防止し、試験場として十分な注意を払って管理を行うためには、劇物等の管理に係るマニュアルの整備とその遵守が不可欠であり、早急な対応が必要である。</p> <p>2) 意見</p> <p>① 原乳の販売価格</p> <p>販売先からの提示額と生産者団体から入手した過去の販売価格の実績と対比し、問題のない水準であることを判断し、その旨を根拠資料として残すべきである。</p> <p>② 子豚等の譲渡価格の算出</p> <p>子豚の譲渡価格の複雑な計算を、限られた時間内に電卓で計算して、売却価格を算出して動物処分伝票を起票している。このような事実は、計算ミスを起こすリスクが高いと言わざるを得ず、別の職員による再チェックも困難である。</p> <p>今後は、計算式をパソコン上にエクセル等で保存しておき、体重と資質評価結果、加減算項目を入力すれば、金額が自動計算されるように対処することが必要である。</p> <p>③ 飼料費の実績金額の調整</p> <p>畜産試験場では、需用費を消耗品費、燃料費、飼料費等に区分して管理しているが、飼料費の実績が予算に対して未達であったため、他の需用費の内訳項目の中で予算を超過していた項目の金額を飼料費に振替えたとのことであった。</p> <p>予算・実績管理の有効性という観点からは、実績額の振替調整は実施せずに予算と実績の比較を行うべきである。</p> <p>④ 備品の購入</p> <p>平成 22 年度に購入した備品について、主席会で事前協議</p>

番号	機関名	指摘・意見
		<p>されているかを確認したところ、6 件について事前協議の事実が主席会議事録で確認できなかった。</p> <p>主席会での承認手続に関して、厳格な運用が必要である。</p> <p>⑤ 超過勤務手当の管理</p> <p>平成 22 年度分の超過勤務等命令簿を査閲したところ、場長承認印の押印漏れが 1 件発見された。承認印の押印は、場長による承認が適切に実施されたことを示す証拠となるものであり、網羅的に実施する必要がある。</p> <p>⑥ 遊休不動産</p> <p>畜産試験場建物のうち、ケージ鶏舎 (165.22 m²、昭和 40 年 3 月建築)、実習室 (250.53 m²、昭和 49 年 12 月取得) は、現在、遊休状態にあるため、有効利用が望まれる。</p>
IX	水産試験場・赤潮研究所	<p>1) 指摘</p> <p>① 毒劇物等の管理事務</p> <p>平成 23 年 7 月 1 日より適用している「毒物・劇物取扱マニュアル」では、毒劇物の点検は年 1 回、9 月末日を基準に行うこととなっているが、平成 23 年度 (往査日現在まで) において 9 月末日を基準とした毒劇物の点検作業は行われていなかった。</p> <p>マニュアルを厳格に遵守した運用を徹底すべきである。</p> <p>2) 意見</p> <p>① 財団法人香川県水産振興基金への業務委託に関するコスト削減効果の検討</p> <p>業務委託に際して、そのコスト削減効果が定量的に把握されていない。人件費も含めて金額的にどのくらいの削減効果があるか等の定量的な検討を行い、業務委託することの効果を検討することが必要である。</p> <p>② 財団法人香川県水産振興基金への業務委託に関する監督及び調査方法</p> <p>水産課が財団法人香川県水産振興基金に対して年 2 回の監督及び実績報告書の支出内容の調査を実施しているが、当該監督及び調査に当たっては、調査実施項目や調査手続についての手順書又はチェックリストは使用されていない。監督及び調査の品質の維持及び効率性を向上させるためには、これらに関する手順書又はチェックリストを作成し、これに準拠した監督及び調査を実施することが必要である。</p> <p>③ 不用品</p>

番号	機関名	指摘・意見
		<p>取得年月の古いものの中に現在ほとんど使用されていない備品が散見される。</p> <p>少なくとも長期間未使用の備品については棚卸時に抽出し、今後の使用見込み等を部門長会議で検討し、この結果に基づき適時適切な廃棄などを行うことで管理コストや保管スペースの削減を図ることが必要である。</p> <p>④ 備品ラベル</p> <p>一部の備品について備品ラベルが剥がれていたものが発見された。備品一覧表と現品を照合する際に、備品ラベルが剥がれ落ちているものについては再貼付することを徹底する必要がある。</p> <p>⑤ 備品の選定及び使用の状況</p> <p>備品の購入は、将来の使用見込みや汎用性、試験場における試験研究の中長期的な展望等を踏まえて行う必要があり、またこれらを踏まえて購入していることの証拠を客観的に残すためには、議事録等の文書の作成が必要である。</p> <p>⑥ 物品購入の機種選定</p> <p>平成 21 年度に購入した 3 物品について物品購入計画書が作成されていない。これらは 250 万円以上の特殊物品であるため、最終的には県の特殊物品購入審査会で承認を得ており、より上位の承認を受けていると言えるが、これにより試験場として整備した内規に基づいた運用が不要となるものではない。内規に基づいた運用を厳格に行う必要がある。</p> <p>⑦ 部門長会議</p> <p>部門長会議は水産試験場にとって規則に基づく正式な会議体ではないため、会議資料は保管されているものの、議事録は作成されていない。当会議では水産試験場の重要な運営方針等が決定されているため、議事録を作成し、適当な期間保存することが望ましい。</p>

第 2 章 各論

I. 香川県立保健医療大学

(1) 概要

1. 設立目的・根拠条例等

当大学は保健医療に関する高度の専門的な知識及び技術を教授研究し、県民の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とし、香川県立保健医療大学条例（平成 15 年 12 月 19 日 条例第 62 号）第 1 条に基づき設置されている。

2. 沿革

保健医療大学は平成 11 年 4 月に開設された医療短期大学を前身とし同短期大学を 4 年制化することにより設置されたものである。

(1) 医療短期大学

- 平成 3 年 3 月 「香川県 21 世紀長期構想」事業計画で医療従事者の教育機関整備の検討を記述
- 平成 8 年 2 月 県立医療短期大学整備基本構想策定
12 月 牟礼町原地区に設置決定
- 平成 9 年 10 月 建築工事起工式
12 月 県立医療短期大学設置準備委員会設置
- 平成 10 年 4 月 文部大臣に県立医療短期大学設置認可申請
12 月 文部大臣設置認可
- 平成 11 年 4 月 県立医療短期大学開設（第 1 期生入学）
- 平成 19 年 3 月 閉学（卒業生合計 486 名：短大 327 名、専攻科 159 名）

(2) 保健医療大学

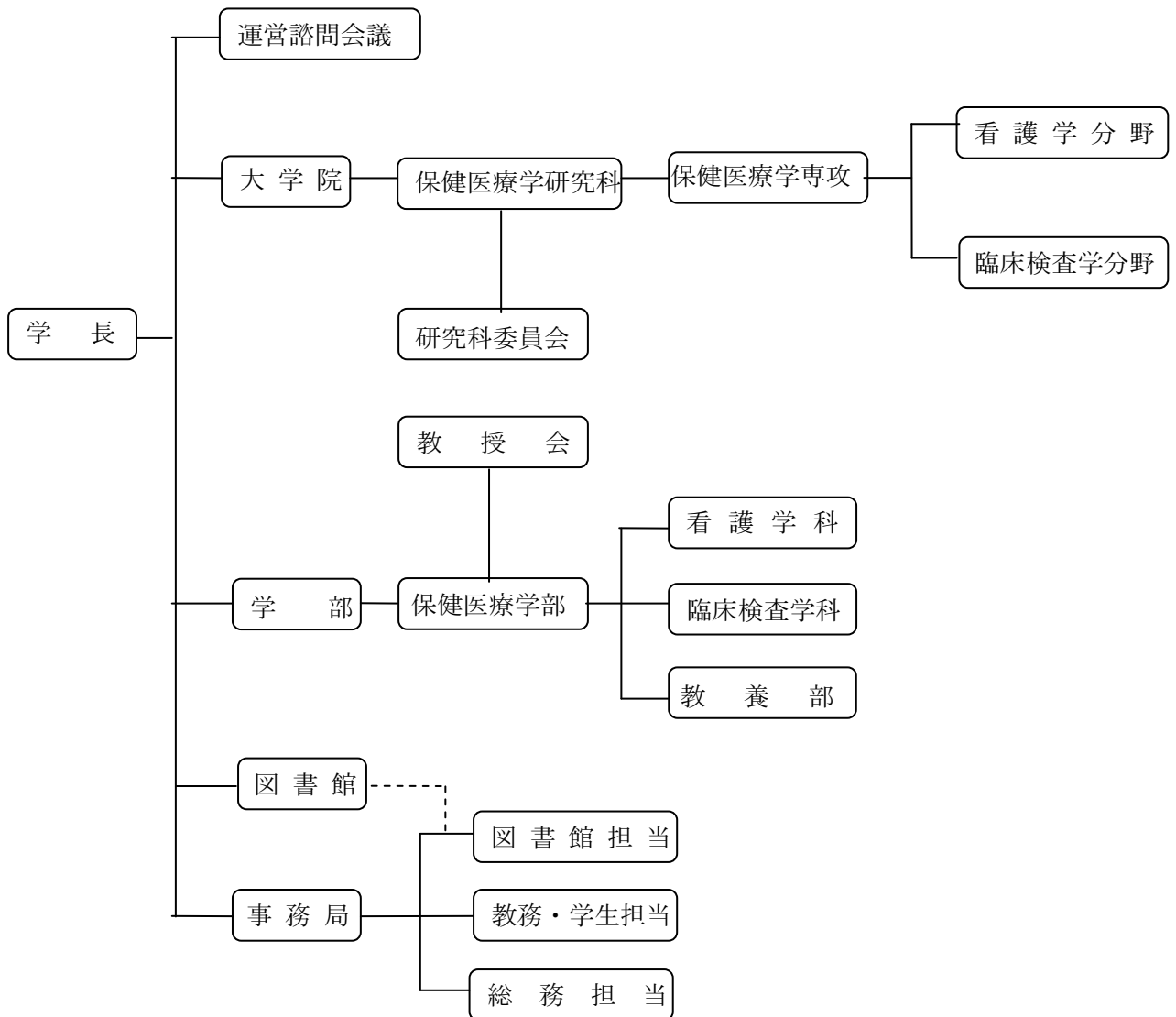
- 平成 12 年 6 月 香川県新世紀基本構想で県立医療短期大学の 4 年制大学への移行について検討を記述
- 平成 13 年 5 月 県立医療短期大学 4 年制化検討委員会設置
11 月 県立医療短期大学 4 年制化検討委員会提言
- 平成 14 年 5 月 県立 4 年制大学設置基本構想策定委員会を設置
- 平成 14 年 11 月 県立保健医療大学設置基本構想策定
- 平成 15 年 4 月 文部科学大臣に県立保健医療大学設置認可申請
11 月 文部科学大臣設置認可
12 月 香川県立保健医療大学設置条例公布

平成 16 年 4 月 県立保健医療大学開設（第 1 期生入学）

平成 20 年 3 月 県立保健医療大学第 1 回卒業式

平成 21 年 4 月 県立保健医療大学大学院保健医療学研究科（修士課程）を設置

3. 組織（平成 22 年度）



4. 施設の概要と所在地

(1) 所在地 高松市牟礼町原 281-1

(2) 土地

(区 分)	(面 積)
校舎敷地	38,173.56 m ²
運動場用地	12,577.00
計	50,750.56

(3) 建 物

(区 分)	(延べ面積)	(用 途)	
管理研究棟	2,653.50 m ²	学長室、副学長室、研究室、事務室、会議室、講師控室、保健室、学生相談室、応接室等	
教育研究棟	243.90	進路相談室、教材研究準備室、印刷室等	
講義棟	1・2階	4,718.55	講義室、情報処理教室等
	3階		大講義室、臨床検査学科研究室等 (実習室、準備室、顕微鏡観察室等)
実習棟	1・2階	5,005.20	看護学科研究室等(実習室、準備室、展示室等)、 学生更衣室
	3階		臨床検査学科研究室等(実習室、準備室、標本室等)、 大学院生研究室
厚生棟	1,982.15	図書館、学生ホール・食堂、サークル室、音楽室、和室等	
体育館	1,168.05	アリーナ、ステージ、シャワー室、更衣室、器具庫等	
動物舎	99.40	飼育室、実験室等	
サークル室棟	62.24	サークル室、倉庫等	
車庫	54.42		
駐輪場	100.78		
ゴミ置場	26.71		
ガスボンベ庫	5.83		
計	16,120.73		

5. 設置学科の概要

県立保健医療大学は保健医療学部に見護学科と臨床検査学科を設置し、また修士課程として保健医療学研究科保健医療学専攻(看護学分野、臨床検査学分野)を設けている。

(1) 保健医療学部

① 教養教育

看護学科及び臨床検査学科共通として入学から2年生前半までは教養教育を実施し、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識を得るとともに、人間としての在り方や生き方に関する高い倫理観と深い洞察力、さらには人間を取り巻く社会環境の変化に的確に対応できる能力を養うことを目的としている。

教養教育科目としては人文科学、社会科学、自然科学、情報科学、健康科学と多岐にわたっており、総合科目として教養ゼミナールを設け、少人数によるゼミ形式の教育が行われている。

② 看護学科

調和のとれた豊かな人間性を持つ人材を育成するため、人間理解に必要な専門基礎科目として「人体の構造と機能」、「臨床心理学」、「健康教育」などが設けられている。また、1年次から「看護学原論」や「基礎看護学実習」などの専門科目を配置しているほか、学年進行に伴い、対象の健康レベルや看護の場に応じた実践能力を身につけられるよう、体系的に臨地実習を配置している。さらに「看護政策論」、「看護トピックス」、「災害看護論」など医療の高度化や専門化に対応した科目を充実させている。

③ 臨床検査学科

臨床検査の総合的な実践能力を修得するため、臨床検査体験学習、基礎検査技術学演習をはじめ、多くの専門科目の学習や臨地実習を行っている。また、医療の高度化・多様化に対応するため、先端医療技術学、遺伝子検査学、補助生殖医療技術学など、幅広い高度な技術を学習するとともに、保健・医療・福祉の分野で活躍できる基礎的能力を習得するため、環境・食品検査学、健康食品学、食品衛生学、薬理学、救急医学、チーム医療論、検診検査学、リスクマネジメント、知的財産法などについても学習する。

(2) 保健医療学研究科

保健医療学専攻として、看護学分野と臨床検査学分野が設けられている。

人々の「健康と自立」の支援を理念として、保健・医療・福祉の協働と連携による総合的サービスを提供できる高度専門職業人の養成、そして高度先進医療や保健・医療・福祉の現場でリーダーシップを発揮し、現場を活性化できる高度な知識と技術を兼ね備えた人材や国際的な視野を有し、医療・福祉の現場のニーズに対応可能な高い倫理観や使命感を持つ心豊かな人材の養成を目指している。そのため、看護師等及び臨床検査技師双方が専攻共通科目の履修のみならず、専門共通科目もお互いに履修可能とすることで、知と技と心が融合した実践力及び基礎的な学問と技術を基礎とした科学的検証能力を共に育み、それぞれの専門分野の学習だけでは得られにくい知識を養成する。

(3) 助産学専攻科

平成 24 年度からの助産師国家試験の受験資格が改正（6 ヶ月以上助産に関する学科を修めた者から 1 年以上修めた者に改正）され、4 年間の大学在学中に修得することが困難となったため、平成 24 年度から助産学専攻科（1 年間）を設置する予定である。

6. 教職員・学生の状況

(1) 過去3年間の教職員数と人件費

各年度の教職員数（1月31日現在）と人件費は次のとおりである。

（単位：人、千円）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
教 職 員 数	定数内職員			
	事務	12	12	12
	技術	52	51	53
	技能	1		
	計	65	63	65
	定数外職員			
	事務	5	5	6
	技術	1		
	技能			
	計	6	5	6
	合計	71	68	71
給料（手当、共済費等含む）		554,628	549,675	569,642
報酬（共済費含む）		6,113	7,131	8,278
賃金（共済費含む）		4,389	2,512	2,620
合計		565,130	559,318	580,540

(2) 教員の状況

平成23年4月1日現在における常勤の教員は定員54名に対し53名であり1名不足している。内訳は学長、副学長、教授20名、准教授10名、講師8名、助教12名、助手1名）である。大学院の教員31名は学部との兼務者であり、教授21名（副学長含む。）、准教授8名、講師2名である。

(3) 学生数の推移

各年度の学生数（5月1日現在）は次のとおりである。

（単位：人）

区 分		修業 年限	入学 定員	収容 定員	学年	学 生 数		
						H21年度	H22年度	H23年度
保 健 医 療 学 部	看護学科	4年	70	300	1年	70(9)	72(9)	73(5)
					2年	51(6)	70(10)	71(9)
					3年	57(4)	52(5)	68(9)
					4年	57(7)	56(4)	52(5)
					計	235(26)	250(28)	264(28)
	臨床検査学科	4年	20	80	1年	20(5)	20(2)	21(4)
					2年	18(6)	19(4)	20(2)
					3年	21(3)	18(6)	19(4)
					4年	20(6)	21(3)	18(6)
					計	79(20)	78(15)	78(16)
	合 計	/	90	380	1年	90(14)	92(11)	94(9)
					2年	69(12)	89(14)	91(11)
					3年	78(7)	70(11)	87(13)
					4年	77(13)	77(7)	70(11)
					計	314(46)	328(43)	342(44)
大学院 保健医療学研究科		2年	8	16	1年	9(2)	11(4)	9(1)
					2年		9(2)	11(4)
					計	9(2)	20(6)	20(5)

(注) 1. 看護学科の収容定員には、3年次編入学定員 10名を含んでいる。

2. 学生数の（ ）は内数で男性の人数である。

3. 学部看護学科の入学定員は平成 21 年 4 月から 20 名増員された。

4. 大学院保健医療学研究科は平成 21 年 4 月に設置された。

(4) 学生の出身地別状況

最近3年間の学部の新入生の状況は次のとおりである。

(単位：人、%)

区 分 \ 年 度	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
県 内	191	60.8	199	60.7	207	60.5
県 外	123	39.2	129	39.3	135	39.5
計	314	100.0	328	100.0	342	100.0

(5) 卒業生の進路状況

過去3年間の卒業生の進路状況は次のとおりである。

(単位：人)

区 分 \ 年 度 \ 学 科	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	看護学科	臨床検査学科	看護学科	臨床検査学科	看護学科	臨床検査学科
就職	45	13	56	14	56	17
県 内	24	6	30	11	35	8
県 外	21	7	26	3	21	9
進学	4	1	1	5	0	3
その他	3	0	0	1	0	1
合 計	52	14	57	20	56	21

上記のように、在学生の約60%は香川県内出身者であるが、看護学科の最近3年間の卒業生の香川県内への就職割合は、平成20年度53.3%、平成21年度53.6%であったが、平成22年度は62.5%と6割を上回っている。県立の大学であるため、今後とも、継続して県内への就職割合は6割の維持が望まれる。また、臨床検査学科の同割合は、平成20年度46.2%、平成21年度78.6%、平成22年度47.1%となっている。

(6) 学生一人当たりの授業料及び入学金の状況

過去4年間の学生一人当たりの授業料及び入学金の状況は次のとおりである。

(単位：円)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大 学	授業料	535,800	535,800	535,800	535,800
	入学料(県内)	197,400	197,400	197,400	197,400
	入学料(県外)	366,600	366,600	366,600	366,600
	入学選考料	17,000	17,000	17,000	17,000

(7) 学生一人当たりのコスト

行政コスト計算書によれば、過去4年間の学生一人当たりコスト負担の状況は次のとおりである。

(単位：円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
使用料	588,429	620,857	610,374	601,723
県負担額	3,614,252	3,081,261	2,803,576	2,397,451
その他収入	28,443	43,589	43,028	88,667
合計	4,231,124	3,745,707	3,456,978	3,087,841

委託業務を中心として経費の削減に努め、平成21年4月から看護学科の定員増(50名から70名へ)、大学院の開設等により学生一人当たりのコストは減少している。

7. 収支の状況

行政コスト計算書によれば、過去4年間の収支の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収 入	使用料・手数料	165,937	178,186	197,151	209,400
	国庫支出金		5,454	7,293	22,644
	その他	8,021	7,056	6,605	8,212
	小計	173,958	190,696	211,049	240,256
コ ス ト	人件費	635,543	565,130	559,318	580,540
	退職給与引当金 繰入等	20,770		77,964	23,950
	物件費	235,675	223,443	217,690	214,969
	維持補修費	4,006	2,992	4,313	10,286
	減価償却費	187,246	187,246	187,246	187,246
	公債費（利子）	109,937	96,207	70,073	57,578
	小計	1,193,177	1,075,018	1,116,604	1,074,569
差引：県単独負担額		1,019,219	884,322	905,555	834,313

8. 他県の人材育成機関との比較

中四国地区で看護学科(4年生)を設置している県立大学は次のとおりである。

岡山：岡山県立大学 保健福祉学部

広島：県立広島大学 保健福祉学部

山口：山口県立大学 看護栄養学部

香川：香川県立保健医療大学 保健医療学部

愛媛：愛媛県立医療技術大学 保健科学部

高知：高知県立大学 看護学部

以下の大学校名は上記県名で表示している。

(1) 教員数と教員一人当たりの学生数

各大学のホームページに掲載されている看護学科の学生定員、教員数から算定した教員一人当たりの学生数は次のとおりである。

(単位：人)

	岡山	広島	山口	香川	愛媛	高知	計
学生定員(A)	40	60	50	70	60	80	360
教員数							
教授	8	8	8	13	6	16	59
准教授	5	7	5	7	7	7	38
講師	1	5	8	7	12	2	35
助教	8	11	4	8	10	20	61
助手		5	1		1		7
合計(B)	22	36	26	35	36	45	200
教員一人当たり 学生数 (A)/(B)	1.82	1.67	1.92	2.00	1.67	1.78	1.80

(注) 香川には、教養部があるため教養部の教授3名を含んでいる。

教員一人当たり学生定員数は、広島と愛媛が同数で低く、香川は最も高い。

(2) 学生納付金の状況

文部科学省が公表している平成21年度の看護学科の学生納付金の状況は次のとおりである。

(単位：円)

	岡山	広島	山口	香川	愛媛	高知	平均	
入学検定料	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	
入学料	地域内	188,000	282,000	141,000	197,400	282,000	141,000	205,233
	地域外	282,000	394,800	282,000	366,600	423,000	282,000	338,400
授業料	535,800	535,800	535,800	535,800	535,800	535,800	535,800	
入学料の 地域外/地域内	1.50	1.40	2.00	1.86	1.50	2.00	1.65	

入学検定料、授業料は同額であるが、地域内に対する地域外の比率は高知と山口が高く、次いで香川が高い。

なお、平成21年度の全国の公立大学（昼間部）75大学の平均は入学検定料17,440円、入学料（地域外）402,720円、授業料536,632円であり、上記中四国の看護学科

を有する県立大学を上回っている。

以上、中四国の他県の状況等からして香川の学生納付金の状況には問題がないと考えられるが、一方、保健医療大学に対する県の負担額は減少傾向にはあるが、平成 22 年度 834 百万円であることを考えるといずれ学生納付金の増額も検討する時期がくると思われる。

(2) 平成 20 年度の包括外部監査結果のフォロー

平成 20 年度の包括外部監査は「特別会計に係る事務の執行・事業の管理」をテーマとし、県立大学特別会計も監査対象となっている。その際に（意見）として記載された事項のフォローアップを実施した。その結果は次のとおりである。

意見	対応状況
<p>(1) 委託契約について</p> <p>指名競争入札ではあるが、競争原理が十分機能していない契約や、システム構築メーカーとの係わりで随意契約となり価格交渉力が弱い契約などが一部にみられた。</p> <p>契約先との交渉力を高めるためには、総合的な受注能力、地場中小企業の育成や地場企業の施行能力にも考慮しながら、契約の統合（清掃と設備管理など）、本庁部局による他の施設との一括契約（大学施設と他の県有施設）など契約組織及び形態について全庁的な観点からの見直しが望ましい。</p>	<p>システム関連については、各々のリース期間終了に伴い、一般競争入札を取り入れて契約を実施し、経費の削減ができていた。また、その他の契約についても、できるだけ一般競争入札や公募を取り入れたたり、仕様書の見直しを実施し経費を削減していることは確認できた。</p> <p>自家用電気工作物保安業務については、財産経営課において他の施設と一括契約されている。しかしながら、清掃業務、設備管理業務などは大学単独のみでも施設規模が大きいため、他の施設との一括契約とすると、さらに規模が大きくなり、結果的に地元中小業者の入札参加を排除すること、また、大学の近隣に県有施設がないことから、検討した結果、大学の判断として実施されていない。</p>
<p>(2) 備品管理について</p> <p>定期的棚卸の実施、または、学科・保管場所・棟等を考慮して何年か決められた期間において循環定期的な棚卸による現品管理が必要である。</p> <p>さらに、平成 11 年度における施設開設時の一斉取得物件が 9 年を経過し更新時期に来ているものが多いので、優先順位を検討しながら維持更新していく必要がある。</p>	<p>定期的な実地棚卸に関しては、平成 20 年度時点と比較すると一部改善されているが、備品一覧表の使用場所コードごとに現品との照合を、例えば 3 年以内に一巡するなどの具体的な実施計画を立てて実行することが必要である。</p> <p>「3. 設備・機器等の管理事務 (1) 備品一覧表と現品との照合」参照</p> <p>施設開設時の一斉取得物件の更新については、高額物品は、各学科（部）からの要求に基づき作成した備品更新計画に沿って、平成 22 年度から平成 24 年度の 3 年間で更新を進めているところである。その他の物品については、各学科（部）から提出された購入優先順位が付された物品要求一覧に基づき、年度毎に学長が購入決定を行った物品を購入し</p>

意見	対応状況
	<p>ている。</p> <p>県財政の厳しい折から、全ての既存機器を新鋭機器に更新するのは困難であるが、現状の教育に支障を及ぼさないよう、順次機器の更新を進めている。</p>
<p>(3) 財政的自立化と運営上の自立化（公立大学法人化）について</p> <p>現状の規模から考えると財政的自立性は乏しく県費負担での維持運営が不可欠であるが、大学として維持するのであれば、看護師、臨床検査技師養成機関としての存在に留まらず、大学という高等教育機関としての存在意義を今以上に発揮していく必要がある。大学院の設置及び戦略的大学連携支援事業への参画などは大学の存在意義を高めるのに貢献する事業と思われる。さらに、大学としての運営上の自立性を高めるためには、公立大学法人への移行も検討する必要がある。</p>	<p>大学院については、平成 21 年 4 月に保健医療学研究科を設置しており、平成 24 年度からは助産師資格（保健師も選択性）取得のための専攻科を設置予定である。</p> <p>戦略的大学連携支援事業については、平成 20 年度に「高度な医療人養成のための地域連携型総合医療教育研究コンソーシアム構想」が採択されている。</p> <p>公立大学法人化については、平成 21 年 12 月に検討がなされ「県立保健医療大学の独立行政法人化について」に、以下のように結論付けされている。</p> <p>『保健医療大学の現状は、独法化しなくては困るような状況には陥っていない。</p> <p>一方、独法化した場合には、相当な費用と事務量の増加等のデメリットがある反面、小規模単科大学の本大学では、経営上のメリットがほとんどないと見込まれる。</p> <p>現時点では、こうした状況が改善される要素が見込まれないことから、独法化はしないこととする。』</p> <p>その後、最近公立大学法人化された大学への問い合わせ等も行っているが、小規模単科大学ではメリットよりデメリットのほうが大きいとの判断に変化はない。</p> <p>以上のとおり、この意見については改善が進んでいると判断する。</p>

(3) 監査結果と意見

1. 収入事務

平成 22 年度の収入項目（一般会計からの繰入金 589,489 千円は除く。）は次のとおりである。

(単位：千円)

国庫支出金	使用料及び手数料	寄附金	諸収入	合計
22,644	209,400	2,025	6,187	240,256

これらについて、以下のとおりの内容分析と必要な監査手続を実施した。

(1) 国庫支出金

国庫支出金 22,644 千円は、平成 20 年度戦略的大学連携支援事業で選定された「高度な医療人養成のための地域連携型総合医療教育研究コンソーシアム構想」による補助金であり、香川県内の医療系学部を有する 3 大学（徳島文理大学、香川大学、保健医療大学）の連携により、香川県の医療に関する知の拠点を形成し、地域に密着したチーム医療を実践できる高度な医療人を養成する取組みである。

この補助金により、平成 22 年度においては、3 大学での共同授業や、保健医療大学に講義自動収録システムが導入され、講義コンテンツを 3 大学で相互利用するなどの事業が実施された。

収入金額については、「平成 22 年度大学改革推進等補助金配分の合意書」により、当大学に配分された金額 22,644 千円が適切に計上されていることを確認した。

この補助金の使途については、「補助対象経費別内訳対比表」を見たところ、交付申請時の内訳と実績に大きな相違はなかった。このうち、金額的に重要性のある講義自動収録システム一式 14,175 千円について検証したところ、一般競争入札が実施されており、資料請求は 2 社から応募があったものの、応札者は 1 社で落札率は 98.5%であった。

また、雇用経費－報酬 2,185 千円について検証したところ、この事業のために雇用した嘱託員の人件費の平成 22 年度分であり、県の総務部の人件費の支出データと一致している。

以上から、補助金の使途については、目的どおりに使用され、支出額は適切に計上されている。

(2) 使用料及び手数料

主なものは次のとおりである。

① 授業料 175,474 千円

授業料は全国の公立大学ほぼ一律の金額と同額の年間 535,800 円としている。独自の金額を設定している公立大学もあるが、その数は少ない。授業料減免についても、文部科学省からの国立大学長あての取扱いに準拠しており、授業料収入予定額の 5.3%に相当する額としている。これに基づいて減免者を決定した結果、平成 22 年度の授業料減免の金額は 9,644 千円である。

平成 22 年度の 1 年生の前期授業料についてサンプルテストを実施したところ、以下のとおり、適切に処理されていた。

学生名簿から財務会計システムに学生の名前と住所を入力し、調定伺書を出力し、学長代理の事務局長の決裁を受けた後、財務会計システムから出力された納入通知書を学生に送付している。

学生は納入通知書により振込みをし、銀行からは領収済通知書が大学へ送付されてくる。大学では、この領収済通知書で未入金者がいないかを確認するとともに財務会計システムでも未入金者が存在しないことを確かめる。今まで延滞者は発生したことがないとのことである。

なお、入金処理は大学では実施せず、銀行から入金データが送信される本庁で入金処理が実施される。

また、授業料減免については、事務局員が減額調定伺書を作成し、学長代理の事務局長の決裁を受けている。減額の予算枠は上記のとおり決まっており、誰を減免するかは、家計基準及び学力基準により教授会が決定する。

平成 23 年度から、延滞者については延滞利息を課すこととなった。

また、「香川県立保健医療大学授業料滞納に関する除籍基準」を作成し、平成 23 年 10 月 19 日から施行している。

② 土地・建物使用料 115 千円

講義室、体育館などの施設の使用料である。大学は「香川県立保健医療大学施設の一時的な使用に関する取扱い」に使用料等を定めており、これに基づいて調定伺書が作成されている。また、使用料を減免する場合も定められており、スポーツ振興のための利用ということで、グラウンド使用料はほとんど減免されており、地域のスポーツ振興のためには役立っている。

③ 入学選考手数料 6,999 千円

入学選考手数料は、「香川県使用料、手数料条例」別表第一 第 2 表 手数料の部「236 香川県立保健医療大学入学選考手数料」に定められており、一般入試と推薦入試は 17,000 円、大学院と編入試験は 30,000 円である。入学選考手数料の納入は、郵便普通為替証書での納入としており、出願書類と一緒に送付してもらうようにしている。

④ 入学金 26,761 千円

入学金は、「香川県使用料、手数料条例」別表第一 第 2 表 手数料の部「237 香川県立保健医療大学入学選考手数料」に定められており、国の基準 282,000 円に対し、県内者は 7 掛けの 197,400 円、県外者は 1.3 倍の 366,600 円である。この掛率は各県によって異なっており、保健医療大学の場合は、大学設立当初に県内入学者を優遇する目的で香川県が決定し、その後、変更はされていない。

入学金は、入学手続の際、郵便普通為替証書で受領するようにしている。

(3) 寄附金

寄附金 2,025 千円は、企業から教授に対するものであり、平成 22 年度は 7 件の実績である。調定伺書は、「奨学寄附金申込書」と一緒にファイルされており、適切に管理されている。

(4) 諸収入

諸収入 6,187 千円のうち、主なものは以下である。

① 受託事業収入 400 千円

㈱四国細胞病理センターからの臨床検査学科の教授の受託研究費の受入であるが、毎年、この 1 件しかない。

大学にとって外部資金の獲得は重要なテーマであり、臨床検査学科が保有する理化学分析機器（価格 187,804 千円）、その他の試験研究機器（価格 59,823 千円）などを活用した受託研究や受託事業の受入拡大を検討することが望まれる。

② 科学研究費補助金の間接経費 1,812 千円

平成 21 年度と平成 22 年度の科学研究費補助金の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

年 度	新規 申請	採択	交付決定額	当大学の収入 (間接経費分)
平成 21 年度	34 件	9 件 (うち新規 3 件)	11,830	2,346
平成 22 年度	27 件	9 件 (うち新規 1 件)	9,030	1,812

科学研究費補助金は、文部科学省、日本学術振興会から大学の研究者に対する補助金で、学術研究を発展させることを目的とする競争的研究資金であり、ピア・レビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対して助成を行うものである。大学の研究者に対する補助金ではあるが、収支については大学の事務局が管理をしなければならず、補助金のうち、間接経費として交付された分は、大学が収入として計上し、補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として使用することができる。

大学では、外部資金である科学研究費補助金の獲得に力を入れているところである。

平成 22 年度の交付決定額 9,030 千円のうち 7,020 千円を占める基盤研究 C について、独立行政法人日本学術振興会からの補助金交付決定通知書と照合したところ、直接経費と間接経費に適切に区分されており、間接経費分は大学の収入に適切に計上されていた。また、間接経費に対する経費の執行も適切に行われ、文部科学省に実績報告がなされている。一方、直接経費の執行については、県の支出には計上されないが、事務局で収支簿を作成し、収入と支出と未使用残高の管理をしている。支出については、教員と事務局職員とで物品の検収を実施した上で、事務局において科学研究費補助金支出伺により支出をしている。科学研究費において問題となっている業者へのプール金を防止するための対策は適切になされていると判断した。

2. 支出事務

平成 22 年度の支出項目のうち、以下の費目について検討した。

(単位：千円)

需用費	役務費	委託料	使用料 及び賃借料	工事請負費	負担金補助 及び交付金
72,690	22,125	42,460	17,922	3,091	3,925

(1) 需用費

消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費などが計上されている。

燃料費 7,249 千円は空調の熱源として使用している灯油代であり、より有利な条件で購入するため、平成 22 年度から一般競争入札を実施している。灯油が値上がりしているため、一般競争入札導入による経費削減効果は確認できないが、契約形態を見直したことは望ましい。

(2) 役務費

通信運搬費、手数料などが計上されている。平成 22 年度は、7 年に 1 度の大学認証評価が実施され、手数料 4,200 千円が計上されたため、例年より多くなっている。

(3) 委託料

委託料の主なものは次のとおりである。

① 清掃業務

(単位：千円)

年 度	委託契約先	委託契約額 (消費税込)
平成 20 年度	西日本ビル管理(株)	6,631
平成 21 年度	オリーブ美家工業(株)	6,615
平成 22 年度	オリーブ美家工業(株)	6,615

平成 20 年度から指名競争入札を実施している。平成 22 年度の応札者は 8 社で、予定価格を下回ったのは 1 社のみである。各社の応札価格を見たところ、競争原理が阻害されているようではなかった。

② 設備管理業務

(単位：千円)

年 度	委託契約先	委託契約額 (消費税込)
平成 20 年度	西日本ビル管理(株)	12,841
平成 21 年度	鹿島建物総合管理(株)	11,541
平成 22 年度	西日本ビル管理(株)	9,324

従来から指名競争入札である

③ 警備業務

(単位：千円)

年 度	委託契約先	委託契約額 (消費税込)
平成 20 年度	国際警備保障(株)	6,489
平成 21 年度	国際警備保障(株)	7,127
平成 22 年度	国際警備保障(株)	6,917

従来、国際警備保障㈱との随意契約であったが、平成 22 年度から一般競争入札としたところ、国際警備保障㈱しか応札者はなかった。なお、平成 22 年度から 5 年間の複数年契約としたことから、年間の警備料は減額されている。

④ 一般廃棄物処理業務

(単位：千円)

年 度	委託契約先	委託契約額 (消費税込)
平成 20 年度	㈱三菱クリーンサービス	1,549
平成 21 年度	㈱三菱クリーンサービス	1,449
平成 22 年度	㈱三菱クリーンサービス	1,386

従来から指名競争入札である。平成 22 年度は、指名は 8 社で、このうち 5 社が応札している。落札者は変わっていないが、金額は少しずつ下がっており、競争原理が働いている。

⑤ 昇降機保守点検業務

(a) エレベーター (管理研究棟、実習棟、講義棟)

(単位：千円)

年 度	委託契約先	委託契約額 (消費税込)
平成 20 年度	三菱電機ビルテクノサービス㈱	2,079
平成 21 年度	三菱電機ビルテクノサービス㈱	1,978
平成 22 年度	三菱電機ビルテクノサービス㈱	1,927

従来、指名競争入札であったが、平成 22 年度から一般競争入札としている。

(b) エレベーター (厚生棟)

(単位：千円)

年 度	委託契約先	委託契約額 (消費税込)
平成 20 年度	㈱日立ビルシステム	1,323
平成 21 年度	㈱日立ビルシステム	1,247
平成 22 年度	㈱日立ビルシステム	1,247

従来、指名競争入札であったが、平成 22 年度から一般競争入札としている。

⑥ 中央管制装置・空調用自動制御機器保守点検業務

(単位：千円)

年 度	委託契約先	委託契約額 (消費税込)
平成 20 年度	株式会社武ビルシステムカンパニー	2,394
	ジョンソンコントロールズ(株)	2,572
平成 21 年度	株式会社武ビルシステムカンパニー	2,331
	ジョンソンコントロールズ(株)	2,520
平成 22 年度	株式会社武ビルシステムカンパニー	2,268
	ジョンソンコントロールズ(株)	2,446

平成 18 年度までは随意契約をしていたが、平成 19 年度からは、契約可能な事業者の公募を行っている。しかし、応募者は 1 社のみで、その 1 社と随意契約を実施している。保守点検業務は、設置業者が有利になるため、やむを得ない面がある。

⑦ 構内緑地維持管理業務

(単位：千円)

年 度	委託契約先	委託契約額 (消費税込)
平成 20 年度	株式会社地宝松園	4,200
平成 21 年度	株式会社イズミ	3,990
平成 22 年度	緑造園工業(株)	3,990

従来から指名競争入札を実施している。平成 22 年度の指名は 9 社で、全社が応札している。落札率は 95.5%である。

⑧ 学内情報システム運用保守支援業務

(単位：千円)

年 度	委託契約先	委託契約額 (消費税込)
平成 20 年度	富士通(株)	2,942
平成 21 年度	富士通(株)	2,942
平成 22 年度	富士通(株)	1,471

平成 22 年 9 月まで随意契約であったが、システムの更新に合わせて、平成 22 年 10 月からは、一般競争入札により、システム使用料と保守料を合わせて調達するようにした。よって平成 22 年度は上期分のみが計上されている。(下期分を含んだ一般競争入札制度導入の成果は、下記 (4) 参照)

(4) 使用料及び賃借料

主なものは、学内情報システム使用料 6,223 千円、ネットワーク使用料 4,911 千円、職員住居費 5,112 千円（県外から招聘した教員に対する家賃の本人負担分と県の一部負担分の計、平成 22 年度は 6 名）である。

情報システム関連のリース契約は全部で 5 つある。

- ① 学内情報システム
- ② 学内パソコン 1
- ③ 学内パソコン 2
- ④ 図書館業務システム
- ⑤ 教務学生情報システム

①については、以前のリース契約終了後、平成 22 年 10 月から一般競争入札を実施し、また上記(3)の保守料も含めて契約することにより、年間経費は保守料を含めて 6,092 千円から 2,510 千円に抑えることができている。

②については、以前のリース契約終了後、平成 21 年 10 月からは一般競争入札を実施したことにより、年間経費は 4,725 千円から 2,822 千円に抑えることができている。

③～⑤については、今後のリース終了時期に、上記と同様契約を見直していく予定とのことである。

以上から、システム関連については、各々のリース期間終了に伴い、一般競争入札を取り入れて契約を実施し、経費の削減ができており、その他の契約についても、できるだけ一般競争入札や公募を取り入れたたり、仕様書の見直しを実施し経費を削減していることは確認できた。

3. 設備・機器等の管理事務

(1) 備品一覧表と現品との照合

備品一覧表（使用場所コード順）では、01 から 07 までの使用場所コードにより備品が区分されており、平成 23 年度については、事務局職員が 01 事務局、04 図書館、07 大学院に区分されている備品の現品確認を実施している。その他の使用場所コードに属する物品は、教員管理物品であるため、全教員が備品一覧データを参照できる環境を整えることにより、学科（部）ごとに物品管理を行っている。なお、備品管理担

当者は価格 1,000 千円以上の重要物品について、備品一覧表ではなく、システムからダウンロードしたデータを加工し作成したリストに基づき現品との照合を実施している。

しかしながら、現品との照合に使用された備品一覧表（平成 22 年 3 月 31 日現在）を査閲した結果、現品と照合したことを示す証跡として、摘要欄に①済印を押印しているもの、②済印の押印と実施者名が記入されているもの、③済印の押印と実施日が記入されているものがあり、統一されていない。

このような状況に鑑みると、現品照合に関するルールを定め、そのルールに基づく現品照合の実施が必要である。（意見）

現品照合のルールには、少なくとも以下の事項を織り込む必要がある。

- ・だれの責任のもとに、いつ現品照合を実施するか。
- ・現品照合は原則として 2 人が 1 組となって実施し、備品一覧表と現物とを一品毎に照合し、合致の証跡を実施者名とともに備品一覧表に残す。

なお、現品との照合は重要物品に限られているものではないが、「出納事務の手引」第 7 章物品 7 物品の検査 (1) 出納員等の照合検査に「備品数が多く、すべての物品について毎年照合検査を行うことが困難な場合は、計画を立てて、使用場所ごとに数年（3 年程度まで）で網羅的に照合検査を行ってもよい。」とされているので、備品一覧表の使用場所コードごとに現品との照合が 3 年内に一巡する実施計画を立てて実行することは容認される。

(2) 備品の廃棄

備品一覧表から金額の大なるもの 15 件を抽出し、現品との照合を行った結果、以下の十分に利用されていない備品があった。

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）
その他の撮影・ 現像装置	16-01-099 99040164	ビデオ編集装置 松下 ソリア編集機一式	平成 11. 3. 19 購入	6,381,000

本機器はアナログ技術による VHS で導入当初 4、5 年間は看護学科教員が頻繁にビデオ編集により教材の作成に利用していたが、その後の映像機器（カメラ等周辺機器を含む）の急速な技術進歩（デジタル化、DVD 化）により、VHS が陳腐化しビデオ編集機器として使用できなくなった。

また、上記と同じ理由でデジタル化に対応するため平成 19 年度に液晶テレビに置き換えされたモニターテレビが、実習棟に複数台保管されている。

以上の利用されていない備品については、映像機器環境の急速な技術進歩が原因で、利用できなくなったことについてはやむ得ないとするが、今後も使用できる見込みはないため、会計規則第 134 条（不用品の処理）に基づく処理を検討する必要がある。（意見）

(3) 備品購入取引

備品の購入取引については、財務会計システムから出力された平成 22 年度に取得した備品一覧から金額上位 4 件を抽出し、契約書、納品書、支出命令書と照合した結果、所定の手続にしたがった処理がなされており、また一般競争入札により購入先が選定されており、指摘すべき事項はなかった。

4. 図書の管理事務

(1) 図書館運営状況

保健医療大学の図書館は、平成 21 年 4 月の大学院保健医療学研究科の開設に伴い、開館時間を平日 9 時から 21 時 30 分まで（春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は 17 時まで）に延長し、土曜日は 9 時から 13 時まで（春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は休館）開館している。

閲覧室の面積は 475 m²であり、座席数 80 席、視聴覚ブース 6 席を設けている。

収納可能冊数は開架 4 万冊、書庫 6 万冊であるが、平成 22 年度末現在の蔵書は 55,192 冊、視聴覚資料は 1,408 点となっている。

図書館運営に係る人員は、図書館長（兼務）、主任（司書）、嘱託員 2 名の計 4 名であるが、土曜日は嘱託員 1 名のため、土曜日勤務の臨時職員 1 名を雇用している。

(2) 図書館運営費

4 年間の図書館運営費の推移は以下である。

（単位：千円）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
消耗品費	6,379	4,572	4,119	3,672
通信運搬費	3,591	3,499	2,335	3,535

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
委託料	2,187	2,164	2,067	1,930
備品購入費	4,085	6,781	7,943	6,858
その他	533	425	332	340
合 計	16,775	17,441	16,796	16,335

(注)上記には、給与費は含まれていない。

消耗品費は、洋雑誌については電子ジャーナル（通信運搬費計上）への切り替えを進めていることから、減少傾向にある。

平成 21 年度の備品購入費は、大学院設置に伴う書籍購入により増加している。

(3) 図書の購入

① 購入先の決定

和図書の購入先について、平成 21 年度までは値引率の相見積もりにより決定していたが、平成 22 年度から一般競争入札により決定している。

最近の購入先等は以下である。

年 度	購入先	値引率	決定方法	参加数
平成 18 年度	榊宮脇書店	16.0%	相見積もり	6 社
平成 19 年度	榊図書館流通センター	16.5%	相見積もり	6 社
平成 20 年度	榊神陵文庫	17.0%	相見積もり	6 社
平成 21 年度	榊宮脇書店	17.2%	相見積もり	6 社、2 社辞退
平成 22 年度	榊宮脇書店	17.2%	一般競争入札	1 社応札

② 図書の発注

購入図書は、図書委員会での検討、年 2 回（前期、後期の開始時）の必要書籍の募集結果、また毎月発行される新刊案内を主任（司書）と図書館長がチェックした結果等に基づき、国立情報学研究所のサーバーから予定図書に係る必要データを図書館システムにダウンロードし、そのデータ上に必要数を入力した後、発注リスト、図書館資料購入伺を作成、図書館長の決裁を得て発注リストを購入先へ FAX 送信することにより発注している。なお、発注リストはダウンロードの作業日ごとに抽出したデータを出し作り作成しており、データのない書籍については手書きで記入している。

以上のとおり図書発注に係る内部統制に問題はなく、発注業務は適切に実施されていると認められた。

③ 購入図書の検収作業

書籍が入荷した場合、2 名により入荷書籍と対応する納品書、発注リスト（チェッ

ク用)とを照合し、納品書には2名が検収印を押印している。検収完了後、発注前に作成したダウンロードデータと書籍名の一致を確かめてから、作成したバーコードを書籍に貼付している。

平成22年度の図書原簿から各月1件の購入記録を抽出し、発注リスト、図書館資料購入伺、納品書・請求書等の証憑と照合した結果、適切に記録されていることが確かめられた。

④ 蔵書点検

図書の現物確認作業としては、年2回(9月、3月)ハンディターミナルで図書のバーコードを読み取り、図書館システムのデータとの照合作業が実施されている。不一致の書籍は「不明リスト」として出力され、バーコード読み取り誤り等の有無を確かめる等の再調査を実施している。再調査後も所在不明の書籍データは、図書館システム上一旦不明分として扱われるが、次回点検時に現物確認された場合には通常のデータに戻る。しかしながら、3年間継続して不明が続いた場合には、図書館長の承認を得て図書館システムから除籍処理をすることになる。

5. 毒劇物等の管理事務

毒劇物等の管理について、大学は「香川県立保健医療大学毒劇物等管理規程」(平成16年4月2日)に基づき実施している。

毒劇物等の管理者は学長であり、毒劇物等使用責任者は、看護学科は看護学科長、臨床検査学科は臨床検査学科長、教養部は教養部長である。なお、研究科は毒劇物等使用責任者を研究科長としている。

毎年6月に毒劇物等管理検査員が看護学科、臨床検査学科、教養部にそれぞれ1名、合計3名が任命され、毒劇物等の使用状況、保管場所、保管状況等の定期検査が実施され、検査結果は毒劇物等管理状況報告書として、学長宛に提出されている。平成23年度は平成23年8月15日に提出されている。

教養部の毒劇物等の保管状況等を視察した結果、保管庫(キャビネ)には「医療外毒物」「医療外劇物」のラベルが貼付されていた。キャビネの鍵は実際の使用者(視察現場では2名)が保管しており、使用の都度、品目別に各1枚の「毒劇物等受払簿」に使用量(使用の都度計量)、残量(計算値)が記入されている。

(4) 指摘及び意見

1) 指摘

なし

2) 意見

① 備品一覧表と現品との照合

現品との照合に使用された備品一覧表を査閲した結果、現品と照合したことを示す証拠が統一されていない。

このような状況に鑑みると、現品照合に関するルールを定め、そのルールに基づく現品照合の実施が必要である。

② 備品の廃棄

備品「その他の撮影・現像装置」は、導入当初はビデオ編集に利用していたが、映像機器の急速な技術進歩（デジタル化、DVD化）により使用できなくなった。また、デジタル化に対応するため液晶テレビに置き換えられたモニターテレビが実習棟に複数台保管されている。

以上の利用されていない備品については急速な技術進歩が原因で、利用できなくなったことについてはやむを得ないと考えるが、今後も使用できる見込みはないため、会計規則第134条（不用品の処理）に基づく処理を検討する必要がある。

Ⅱ. 香川県立高松高等技術学校

(1) 概要（香川県立丸亀高等技術学校を含む。）

1. 設立目的・根拠条例等

技能労働者となるために必要な技能と関連知識、及び職業人としての心構えを修得させ、有為な技能労働者を養成し、職業の安定と地位の向上を図り、職業能力開発を通して地域社会の経済発展に寄与することを目的とし、職業能力開発促進法第16条第1項及び香川県立高等技術学校条例第1条に基づいて設置運営されている県立施設である。

2. 沿革

高松高等技術学校と丸亀高等技術学校は平成23年4月1日付で統合され香川県立高等技術学校となった。

(1) 高松高等技術学校

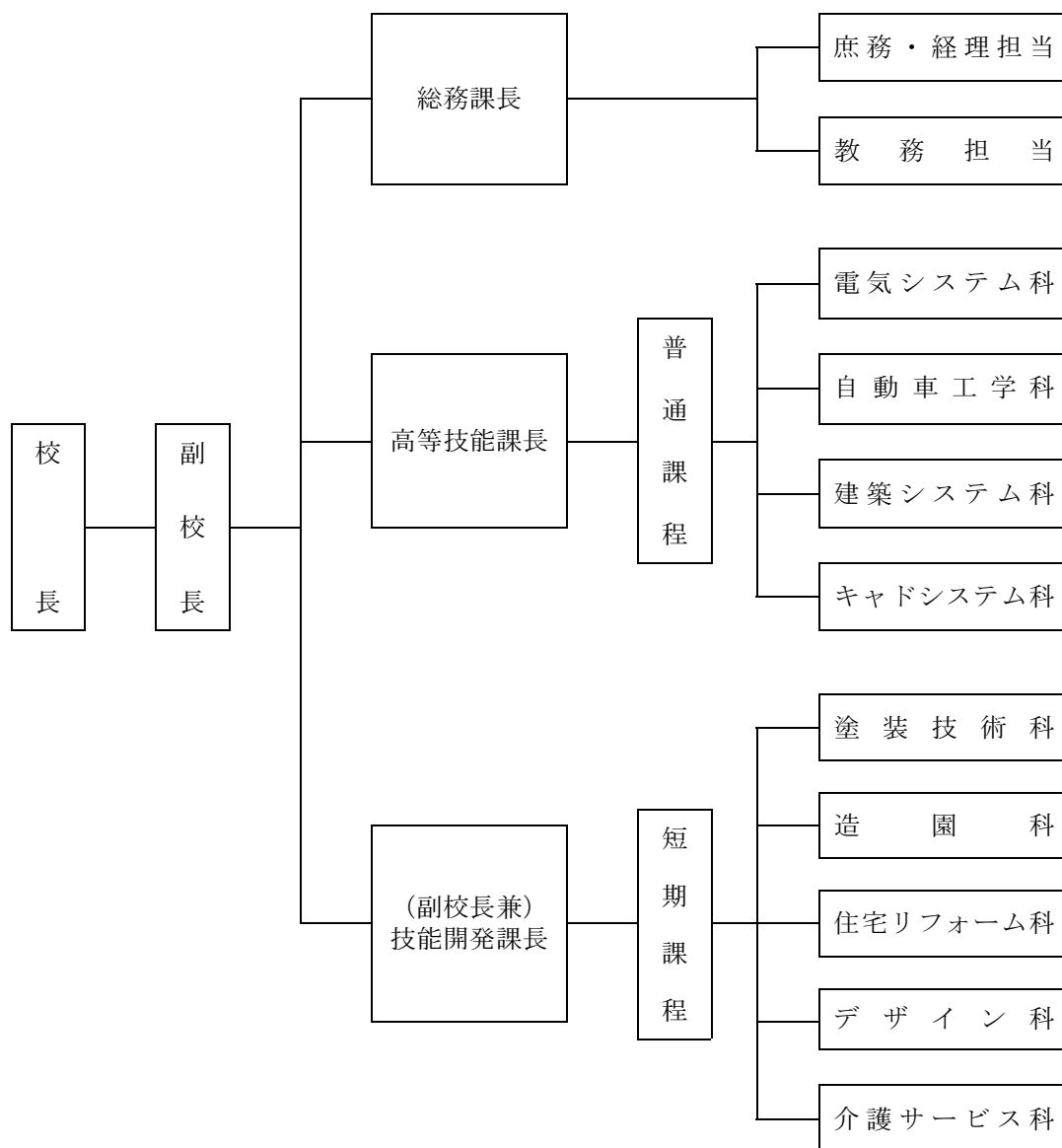
昭和24年 4月 県立高松公共職業補導所を高松市楠上町に設置
33年 7月 香川県高松職業訓練所に改称
40年 7月 高松市郷東町587-1に移転
42年 10月 香川県立高松高等技術学校に改称
平成23年 4月 丸亀高等技術学校と統合し、香川県立高等技術学校となる。

(2) 丸亀高等技術学校

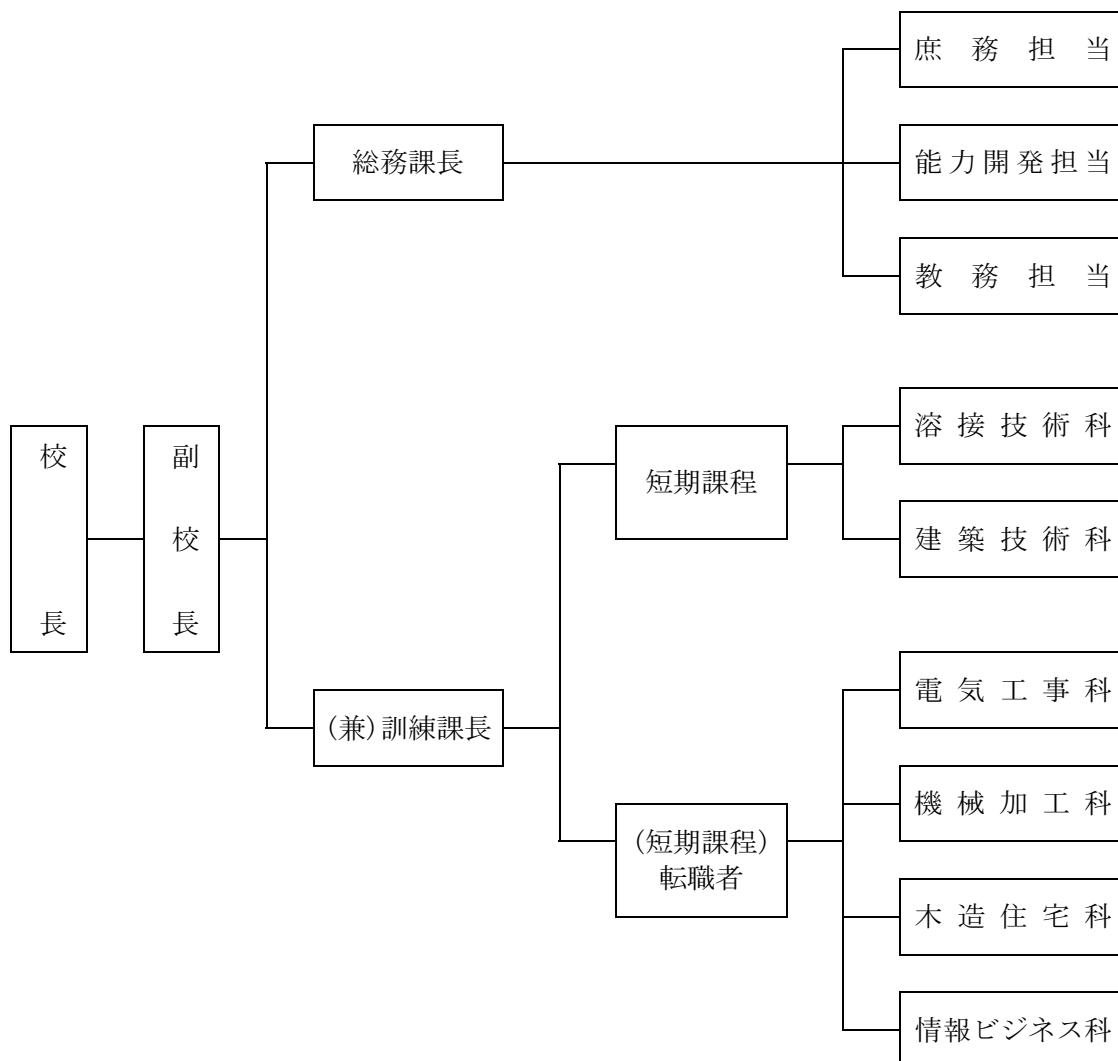
昭和25年 4月 県立丸亀公共職業補導所を丸亀市港町307番地に設置
33年 7月 香川県丸亀職業訓練所に改称
42年 10月 香川県立丸亀高等技術学校に改称
平成23年 4月 高松高等技術学校と統合し、香川県立高等技術学校となる。

3. 組織

(1) 高松高等技術学校（平成 22 年度）



(2) 丸亀高等技術学校（平成 22 年度）



(注) 1. 訓練課長は副校長が兼務している。

2. 平成 23 年 4 月の学校統合にあわせて訓練科の再編が行われ、建築系訓練科である建築技術科と木造住宅科は統合され「住宅建築科」となり、また「ビル設備管理科」が新設された。

4. 施設の概要と所在地

(1) 高松高等技術学校

① 所在地 高松市郷東町 587-1

② 土地

(区 分)	(面 積)
敷地面積	23,390.37 m ²
建築面積	7,356.95

③ 建 物

(区 分)	(延べ面積)	(用 途)
本館	1,011.55 m ²	1 F 食堂等
		2 F 職員室、相談コーナー
		3 F O A 実習室、電気システム科教室
講堂棟	1,522.45	1 F 塗装技術科実習場、キャドシステム科実習場
		2 F 講堂、大会議室、小会議室、視聴覚準備室
北棟	1,598.88	1 F 木工機械室、建築システム科実習室 I・II
		2 F 多目的教室、製図室、造園科教室
		3 F O A 実習室、介護サービス科実習室 (家政、調理)
南実習棟	2,943.20	自動車工学科実習場、電気システム科実習場、キャドシステム科実習場
東実習棟	598.64	住宅リフォーム科実習場 II、造園科実習場 I・II
北実習棟	421.51	建築システム科実習場 II、倉庫
中棟	981.66	住宅リフォーム科実習場 I、デザイン科教室等
教室棟	693.92	1 F 駐輪スペース
		2 F 電気教室、住宅教室、談話室、キャド教室
		3 F 自動車工学科教室、建築システム科教室
その他	473.13	洗車場、倉庫、渡り廊下等
合 計	10,244.94	

(2) 丸亀高等技術学校

① 所在地 丸亀市港町 307 番地

② 土地

(区 分)	(面 積)	摘 要
県有地	1,652 m ²	
市借上地	5,690	丸亀市からの借入財産 平成 22 年度の借上料は 2,822,240 円
合 計	7,342	

③ 建 物

(区 分)	(延べ面積)	(用 途)
本館	1,370.81 m ²	1 F 管理室、校長室、会議室、実習室 (OA 教室) 等
		2 F 視聴覚教室、教室、実習室等
		3 F 情報ビジネス科教室、実習室 (OA 教室)、教室等
溶接加工科・ 電気工事科等	2,038.36	1 F 機械加工科・溶接加工科実習場
		2 F 電気工事科実習場、電気工事科・溶接技術科教室
木造住宅科	379.54	1 F 木造住宅科実習場
		2 F 木造住宅科教室
建築技術科	405.00	1 F 建築技術科実習場
		2 F 機械加工科・建築技術科教室
機械加工科	396.17	機械加工科実習場
その他	126.51	車庫、自転車置場、機械室等
合 計	4,716.39	

5. 設置学科の概要

(1) 高松高等技術学校

平成 22 年度は施設内訓練として、カレッジコース、テクニカルコース、アビリティコース、キャリアアップコース（在職者を対象とした在職者訓練）等を設け、施設外訓練として、求職者を対象とした委託訓練を設けている。

① カレッジコース

新規高卒者等及び概ね 30 歳までの求職者を対象にした 2 年間の課程

(a) 電気システム科（旧電子システム科）

電気の基本知識から、電気工事、半導体やプログラミング言語、電子回路の組み立てや測定、コンピュータ操作、制御プログラムの作り方等の知識・技能を習得する。

(b) 自動車工学科

自動車整備に必要な機械、器工具の取扱い、分類、組立、点検、調整、修理、故障原因追及、検査作業など 2 級整備士に必要な知識と技能を修得する。

(c) 建築システム科

建築物の基本的な計画・CAD を利用した図面の作成及び木造を中心とした施工における一連の業務を総合的に理解し、建築物の計画から実際の施工までの知識・技能を修得する。

(d) キャドシステム科

CAD（コンピュータによる設計支援）システムを使用して、機械部品の基礎的な設計・製図から製作・保守までトータルな理解ができ、機械設計の補助作業が行える程度の技能と技術を総合的に習得する。

② テクニカルコース

新規中卒者等及び概ね 30 歳までの求職者を対象にした 1 年間の課程

(a) 塗装技術科

自動車の補修塗装、建築物の塗装、金属製品、木製品の塗装を学び、自動車、建築塗装関連産業への就職を目指す。

③ アビリティコース

これから転職、再就職しようとする者、もしくは職業訓練を希望する一般求職者を

対象にした6ヵ月間の課程

(a) 造園科

庭園の作庭に必要な知識と技術を学び、造園業への就職、自営などを旨す。

(b) 住宅リフォーム科

住宅の改修や増築に必要な建築と内装の知識と技術を学び、住宅関連産業への就職を旨す。

(c) デザイン科

広告制作に必要なグラフィックデザインの知識と技術を学び、広告代理店やデザイン制作会社、印刷会社等への就職を旨す。

(d) 介護サービス科

介護に必要な専門的知識と技術を学び、特別養護老人ホームや介護施設への就職やホームヘルプサービスへの従事を旨す。

④ 民間教育訓練施設を活用した委託訓練

区分別訓練科名は以下である。

(a) 能力再開発委託訓練（国費1/2）

OAビジネス科、自動車運転科

(b) 障害者訓練（全額国費）

OA事務科、介護実務科、飲食サービス科、実践能力習得コース

(c) 中高年齢者訓練（国費1/2）

OAスキルアップ科

(d) 緊急再就職促進訓練（全額国費）

OA経理事務科、OA医療事務科、福祉サービス科、OAマスター科、OA操作科、介護福祉科

(e) 就職困難者自立促進訓練（全額県費）

OA習得コース

(f) 緊急雇用情勢対策訓練（全額県費）

建設機械操作科

⑤ キャリアアップコース（在職者を対象にした訓練）

新しいスキル（能力）を身につけたい、又は能力を高めたい在職者に対して開講し

ている短期課程（12時間～14時間）のコース

(a) 造園技術講習（基礎）

4ツ目垣の作製、飛石、縁石打ち、樹木の支柱、整地仕上げ等の作庭技術と道具・使用材料の取扱い方を習得する。

(b) 造園技術講習（応用）

建仁寺垣の作製、向鉢蹲踞、延段貼り、景石配置、聖地仕上げ等の作庭技術と道具・使用材料の取扱いを習得する。

(c) 塗装技術講習（建築塗装理論）

建築塗装に関わる者を対象に、塗料の種類や特性、塗膜形成機構などの理論を習得する。

(d) C A D技術講習

コンピュータを使った製図に関心がある初心者を対象に、代表的なソフトを使い、設計製図の基礎知識と制作方法を習得する。

(e) デザイン技術講習（基礎）

WEBに関心があるデザイナー等を対象に、BLOG製作に必要な基礎知識と制作方法を習得する。なお、平成22年度は応募者が無く、開講されなかった。

⑥ オーダーメイド在職者訓練

事業主の要望に合わせて、オーダーメイドの在職者訓練を実施している。

(2) 丸亀高等技術学校

平成22年度は施設内訓練として、テクニカルコース、アビリティコース、キャリアアップコース（在職者を対象とした在職者訓練）等を設け、施設外訓練として、求職者を対象とした委託訓練を設けている。

① テクニカルコース

新規中卒者等及び概ね30歳までの求職者を対象にした1年間の課程

(a) 溶接技術科

溶接法・金属材料・機械加工・製図等溶接工学の基礎理論と共にガス溶接・電気溶接・ガス切断・鋼材加工・構造物製作等の知識と技能を修得する。

(b) 建築技術科

一般木造建築・構造・施工・製図施工管理・手工具・木工機械使用・木質系構

造物切組工作の知識と技能を習得する。

② アビリティコース

これから転職、再就職しようとする者、もしくは職業訓練を希望する一般求職者を対象にした1年または6ヵ月間の課程

(a) 電気工事科（期間1年）

一般住宅・工場等の電灯・動力設備・その他の電気設備の配線工事・保守・管理の知識と技能を習得する。

(b) 機械加工科（期間6ヶ月）

図面の基礎知識の学習から、OA機器やCADの基本操作及び工作機械（汎用旋盤、NC旋盤、MC等）による切削・研磨加工実習など基礎的な技能を修得する。

(c) 木造住宅科（期間6ヶ月）

木造住宅の切り組から建方までの、躯体工事に加え、内装工事（フローリング、クロス、カーペット等）までの一連の施工の基本を習得する。

(d) 情報ビジネス科（期間6ヶ月）

簿記会計の基礎知識、OA機器の基本操作、接遇等の知識と技能を修得する。

③ 民間教育訓練施設を活用した委託訓練

区分別訓練科名は以下である。

(a) 能力再開発委託訓練（国費1/2）

自動車運転普通1種、理・美容科

(b) 障害者訓練（全額国費）

OA事務科、実践能力習得コース

(c) 緊急再就職促進訓練（全額国費）

OA経理事務科、OA医療事務科、福祉サービス科、OAマスター科、農業科、さぬきうどん科、介護福祉科

(d) 就職困難者自立促進訓練（全額県費）

OA習得コース

④ キャリアアップコース（在職者を対象にした訓練）

平成22年度は6区分21コースが開設された。

(a) 溶接

ガス溶接技能講習、アーク溶接特別講習

(b) 電気

第二種電気工事士受験講習（筆記）、第二種電気工事士受験講習（技能）、第一種電気工事士受験講習（筆記）、第一種電気工事士受験講習（技能）

(c) 建築

住宅リフォーム初級講習、JW-CAD入門講習

(d) 機械

NC旋盤入門講習

(e) 事務・労務

カウンセリング技法講習（基礎）、カウンセリング技法講習（応用）、社会保険制度実務講習、簿記検定（3級）受験講習、税務講習

(f) O A

パソコン講習（文書作成入門）、パソコン講習（文書作成応用）、パソコン講習（表計算入門）、パソコン講習（表計算応用）、パソコン講習（ホームページ入門）、パソコン講習（パワーポイント）、パソコン講習（データベース入門）

両校の設置学科は上記のとおりであり、香川県の技能労働者に対して要請されている技能・経験を積むために十分なコースが設置されていると判断する。

6. 職員・訓練生の状況

(1) 過去3年間の職員数と人件費

① 高松高等技術学校

各年度の職員数（12月31日現在）と人件費は次のとおりである。

（単位：人、千円）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
職 員 数	定数内職員			
	事務	4	6	5
	技術	17	16	15
	技能	2		
	計	23	22	20
	定数外職員			
	事務	4	3	6
	技術	9	10	12
	技能	1	1	1
	計	14	14	19
合 計		37	36	39
職員（手当、共済費等含む）		198,004	184,801	179,968
嘱託員（共済費含む）		24,737	29,348	33,455
臨時職員（共済費含む）		1,970	330	0
合 計		224,711	214,479	213,423

定数内職員は減少傾向にあり、これに伴い人件費は減少している。定数内職員の減少については、定数外職員を活用することで補っている。

なお、平成23年4月1日現在における職員は44名であり、内訳は校長、事務15名（課長1名、主任4名、主任（再任用）1名、嘱託員7名、臨時職員2名）、指導員28名（副校長、課長1名、主席指導員6名、主任7名、主任（再任用）2名、嘱託員11名）である。

② 丸亀高等技術学校

各年度の職員数（12月31日現在）と人件費は次のとおりである。

（単位：人、千円）

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
職 員 数	定数内職員			
	事務	4	5	4
	技術	10	11	11
	技能	2		
	計	16	16	15
	定数外職員			
	事務	4	4	4
	技術	6	6	5
	技能			
	計	10	10	9
合計		26	26	24
職員（手当、共済費等含む）		133,027	134,312	126,869
嘱託員（共済費含む）		13,245	14,231	16,066
臨時職員（共済費含む）		4,312	1,986	1,950
合計		150,584	150,529	144,885

定数内職員は減少傾向にあり、これに伴い人件費が減少している。

なお、平成 23 年 4 月 1 日現在における職員は 23 名（校長、総務課長を除く。）であり、内訳は、事務 7 名（主任 2 名、主任（再任用）2 名、嘱託員 2 名、臨時職員 1 名）、指導員 16 名（副校長、課長 1 名、主席指導員 5 名、主任 2 名、主任技師 1 名、嘱託員 6 名）である。

(2) 訓練生の推移

施設内訓練の定員、入校者の各4年間の推移は次のとおりである。

① 高松高等技術学校

(単位：人)

	期 間	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		定員	入校者	定員	入校者	定員	入校者	定員	入校者
電子システム科	2年	15	14	15	5	15	13	15	16
自動車工学科	2年	25	25	25	27	25	26	25	25
建築システム科	2年	15	13	15	12	15	12	15	14
キャドシステム科	2年	10	9	10	11	10	11	10	8
カレッジコース合計		65	61	65	55	65	62	65	63
塗装技術科	1年	15	9	15	15	17	12	17	15
テクニカルコース合計		15	9	15	15	17	12	17	15
造園科	6月	60	60	60	60	66	66	66	66
住宅リフォーム科	6月	30	32	30	30	36	36	40	40
デザイン科	6月	16	16	16	16	20	20	20	20
介護サービス科	6月	50	50	50	50	54	54	54	54
アビリティコース合計		156	158	156	156	176	176	180	180

- (注) 1. 電気システム科は平成22年度から電気システム科となった。
2. アビリティコースの定員・入校者は前期と後期の合計である。

② 丸亀高等技術学校

(単位：人)

	期 間	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		定員	入校者	定員	入校者	定員	入校者	定員	入校者
溶接技術科	1年	10	11	10	11	15	12	15	15
建築技術科	1年	15	12	15	6	17	4	17	11
テクニカルコース合計		25	23	25	17	32	16	32	26
電気工事科	1年	20	20	20	20	20	20	20	20
機械加工科	6月	30	30	30	30	40	32	40	25
木造住宅科	6月	20	21	20	20	26	24	26	20
情報ビジネス科	6月	40	42	40	41	44	44	44	43
アビリティコース合計		110	113	110	111	130	120	130	108

- (注) 機械加工科・木造住宅科・情報ビジネス科の定員・入校者は前期と後期の合計である。

(3) 訓練生一人当たりの授業料及び入学金の状況

カレッジコースの訓練生一人当たりの授業料及び入学金の状況は以下である。テクニカルコース、アビリティコースの入学金、授業料は無料である。

(単位：円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
受験料	-	2,200	2,200	2,200
入学金	-	5,650	5,650	5,650
授業料	-	118,800	118,800	118,800

(注) 香川県職業能力開発審議会の平成 20 年 1 月 18 日付の「高等技術学校における授業料等の徴収について(答申)」に基づき平成 21 年度入校生から徴収している。

(4) 訓練生一人当たりのコスト

行政コスト計算書によれば、過去 4 年間の訓練生一人当たりコスト負担の状況は以下である。

① 高松高等技術学校

(単位：円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
使用料	189	7,289	11,454	12,666
県負担額	389,646	349,440	232,591	262,669
その他収入	150,988	172,276	180,145	214,912
合計	540,823	529,005	424,190	490,247

② 丸亀高等技術学校

(単位：円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
使用料	2,147	2,651	1,853	1,708
県負担額	322,244	224,290	191,499	189,328
その他収入	100,840	111,594	148,015	194,278
合計	425,231	338,535	341,367	385,314

職業訓練コースの内容と実施定員の見直しを行い、委託訓練コースの新設や実施回数を大幅に増やしてきたことから、訓練生一人当たりコスト負担は低下傾向にあったが、平成 22 年度について、高松・丸亀ともに入校生数は増加したが、在職者訓練生数が減少したため増加している。

7. 収支の状況

行政コスト計算書によれば、過去4年間の収支の状況は次のとおりである。

(1) 高松高等技術学校

(単位：千円)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
収 入	使用料・手数料	108	4,089	8,923	10,943
	国庫支出金	85,103	95,397	138,910	184,161
	その他	960	1,250	1,423	1,523
	小計	86,171	100,736	149,256	196,627
コ ス ト	人件費	230,376	224,711	214,479	213,423
	退職給与引当金 繰入等				39,508
	物件費	64,081	56,299	101,996	146,904
	維持補修費	507	1,185	77	10,564
	減価償却費	10,819	10,819	10,819	10,819
	公債費（利子）	2,486	3,758	3,074	2,355
	小計	308,269	296,772	330,444	423,573
差引：県単独負担額		222,098	196,036	181,188	226,946

- (注) 1. 「国庫支出金」について、平成 21 年度から増加しているのは、主として国費 100%の委託訓練の増加、臨時交付金（職業訓練設備等整備事業）によるものである。
2. 退職給与引当金は年度末退職金要支給額を計上することとしているが、平成 19 年度から平成 21 年度は転入者分が転出者分よりも少なかったため、「退職給与引当金繰入等」は計上されていないが、平成 22 年度は転入者分が多かったため計上されている。
3. 「物件費」が平成 21 年度から増加しているのは、委託訓練の受講者増加に伴う委託料、報償費、需用費の増加によるものである。
4. 「減価償却費」は建物に係るものであり、平成 17 年度以降大きな増改築がなく（平成 16 年度に中棟と教室棟でバリアフリー改修を実施）償却済建物もないため、増減はない。

(2) 丸亀高等技術学校

(単位：千円)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
収 入	使用料・手数料	1,196	1,580	1,469	1,344
	国庫支出金	55,581	61,823	116,851	152,561
	その他	587	4,687	525	336
	小計	57,364	68,090	118,845	154,241
コ ス ト	人件費	163,518	150,584	150,529	144,885
	退職給与引当金 繰入等	19,454		13,979	6,565
	物件費	36,008	33,931	88,954	125,932
	維持補修費	713	120	445	9,422
	減価償却費	14,455	14,455	14,455	14,455
	公債費（利子）	2,706	2,677	2,342	1,983
	小計	236,854	201,767	270,704	303,242
差引：県単独負担額		179,490	133,677	151,859	149,001

- (注) 1. 「国庫支出金」について、平成 21 年度から増加しているのは、主として国費 100%の委託訓練の増加、臨時交付金（職業訓練設備等整備事業）によるものである。
2. 収入の「その他」の内容は、主として生産物（学校製作物の学校祭等での売却）の財産収入、諸収入（受託事業収入）等であるが、平成 20 年度は機械設備（NC 旋盤、マシニングセンタ）の売却があったため、増加している。
3. 退職給与引当金は年度末退職金要支給額を計上することとしているが、平成 20 年度は転入者分が転出者分よりも少なかったため、「退職給与引当金繰入等」は計上されていない。
4. 「物件費」が平成 21 年度から増加しているのは、委託訓練の受講者増加に伴う委託料、報償費、需用費の増加によるものである。
5. 「減価償却費」は建物に係るものであり、平成 17 年度以降大きな増改築がなく（平成 16 年度に教室棟でバリアフリー改修を実施）償却済建物もないため、増減はない。

8. 他県の人材育成機関との比較

「職業安定行政組織 職業能力開発行政組織及び施設一覧 平成 22 年度」による中四国地区の県立の職業訓練施設（普通過程（高卒等））との比較は次のとおりである。

(1) 設置学科と定員数

県名	校名	建築	土木	機械	自動車	電気	設備	コンピュータ	デザイン	その他
鳥取県	倉吉	木造建築科 (20)	土木システム科 (15)					コンピュータ制御科 (10) (10×2)		
	米子	設計インテリア科 (20)			自動車整備科 (25×2)				デザイン科 (20)	
島根県	松江									庭園技術科 (10)
	出雲		土木工学科 (10)		自動車工学科 (15×2)		設備工学科 (10×2)		ビジュアルデザイン科 (10)	理容科 (10×2) 美容科 (20×2)
	浜田							OAシステム科 (10)		
	益田							OAシステム科 (10)		
岡山県	南部			機械加工科 (10×2) 溶接科 (20)			配管科 (20×2)			
	北部	木造建築科 (20)				電気工事科 (20)				
	美作				自動車整備科 (20×2)					塑性加工科 (30)
広島県	広島	木造建築科 (20)				電気工事科 (20)				塑性加工科 (10)
	呉	木造建築科 (10)		機械加工科 (10) 溶接科 (10)				ソフトウェア管理科 (20)		
	福山	木造建築科 (10)		機械加工科 (20) 溶接科 (10)	自動車整備科 (20×2)	電気工事科 (20)		ソフトウェア管理科 (20)		
	三次	木造建築科 (10)		溶接科 (10)	自動車整備科 (20×2)					
山口県	東部			機械加工科 (20×2)	自動車整備科 (20×2)		設備システム科 (20×2)		メカニカルデザイン科 (10)	

県名	校名	建築	土木	機械	自動車	電気	設備	コンピュータ	デザイン	その他
(山口県)	西部	木造建築科 (20×2) インテリア木工科 (10)			自動車整備科 (20×2)					観光ビジネス科 (10)
徳島県	徳島					電子機器科 (15)				理容科 (10×2) 美容科 (20×2)
	西部				車体整備士科 (15×2)	電気工事科 (20)				
	阿南				自動車整備科 (20×2)					
	鳴門							メカニカル技術科 (20)		
香川県	高松	建築設計科 (15×2)			自動車整備科 (25×2)	電気機器科 (15×2)		機械製図科 (10×2)		
愛媛県	松山	建築設計科 (15)								
	今治							工業デザイン科 (15)		塑性加工科 (10×2) 織機調整科 (20) 縫製科 (20)
	新居浜				自動車整備科 (15×2)			マイクロエレクトロニクス科 (10×2)		
高知県	高知			機械加工科 (10×2) 溶接科 (10×2)	自動車整備科 (20×2)	電気工事科 (15×2)	配管科 (10)			

(注) 1. 上記の校名は以下の省略名で記載している。

鳥取県	倉吉：倉吉高等技術専門校	米子：米子高等技術専門校
島根県	松江：松江高等技術校	出雲：出雲高等技術校
	浜田：浜田高等技術校	益田：益田高等技術校
岡山県	南部：南部高等技術専門校	北部：北部高等技術専門校
	美作：北部高等技術専門校美作校	
広島県	広島：広島高等技術専門校	呉：呉高等技術専門校
	福山：福山高等技術専門校	三次：三次高等技術専門校
山口県	東部：東部高等産業技術学校	西部：西部高等産業技術学校
徳島県	徳島：徳島テクノスクール	西部：西部テクノスクール
	阿南：阿南テクノスクール	鳴門：鳴門テクノスクール

香川県 高松：高松高等技術学校
愛媛県 松山：松山高等技術専門校 今治：今治高等技術専門校
新居浜：新居浜高等技術専門校
高知県 高知：高知高等技術学校

2. 定員数は()内に記載している。「×2」は2年制である。

中四国4県で最も多く設置されている学科は自動車関連の学科（自動車整備科または自動車工学科）であり、中四国9県全てに設置されている。次に多いのは建築関連の学科（木造建築科、建築設計科）であり、6県に設置され、その次に多いのは、電気工事関連の学科（電気工事科、電気機器科）であり5県に設置されている。これら設置の多い学科は、香川県には全て設けられている。

(2) 監査結果と意見

1. 収入事務

経理状況調（歳入）によれば、平成 22 年度の高松高等技術学校（以下「高松」という。）の収入項目は次のとおりであり、主要な収入について記載のとおり監査を実施した。

(単位：千円)

使用料及び手数料	財産収入	諸収入	合計
10,479	370	1,203	12,052

(1) 使用料及び手数料

① カレッジコースの授業料 10,305 千円

授業料については、平成 20 年度までは徴収していなかったが、「香川県職業能力開発審議会」の平成 20 年 1 月 18 日の答申を受けて、県内外の類似の教育訓練施設との均衡や受益者負担の観点などから、平成 21 年度入校生から授業料を徴収している。授業料の額については同答申により県立高等学校に準じた額となった。また、授業料減免の方針についても、同答申により県立高等学校に準じた減免措置を講じており、経済的弱者に対して配慮がなされている。

平成 22 年度の 1 年生の前期授業料のサンプルテストを実施したところ、以下のとおり適切に処理されていた。

訓練生の名簿から財務会計システムに訓練生の名前と住所を入力し、「調定伺書」と「調定伺納入者内訳書」を出力し、校長の決裁を受けた後、同じく財務会計システムから出力された「納入通知書」を訓練生に送付する。訓練生がこの納入通知書により振込みを実施すると銀行から領収済通知書が学校へ送付されてくる。収入の会計処理は、学校では実施せず、銀行からの入金データに基づき本庁で収入の会計処理がなされる。学校では、領収済通知書と「調定伺納入者内訳書」との照合により未入金者の有無を確認している。

授業料減免については、庶務・経理担当が、審査結果に基づき減免の調定伺を作成し、校長の決裁を受けている。

授業料延滞の取扱いについて、平成 23 年度からの延滞者について延滞利息を課すことになった。

② 講習受講料 129 千円

在職者対象コース（キャリアアップ）の受講料である。高松は丸亀高等技術学校（以下「丸亀」という。）に比べ、近隣に香川職業訓練支援センター（国の在職者対象訓練の施設）や香川県職業能力開発協会（企業内の職業訓練を支援する団体）があるため、コースの数が少なく受講料の収入も少ない。

(2) 財産収入

学校祭と技能フェスティバルで販売している学校での製作物品の販売収入である。販売価格は「香川県立高等技術学校実習収入取扱要領」に基づいて計算し、校長の決裁を受けて決定している。現金の収受は販売物品との交換で経理担当が実施している。受け取った現金は現金受払簿に記帳され、翌日には銀行に納付され、適切な処理がなされていることを確認した。

(3) 諸収入

① 受託事業収入 509 千円

主に造園科で依頼を受けて実施している樹木の剪定代である。価格決定は、財産収入と同様に「香川県立高等技術学校実習収入取扱要領」に基づいて計算し、校長の決裁を受けて決定している。

② 生協からの電気代等の収入 363 千円

香川県庁消費生活協同組合に校舎の一部を無償貸与し、福利厚生目的で食堂を運営してもらっている。使用した水道光熱費のみ徴収し、収入に計上している。

2. 支出事務

経理状況調（歳出）によれば、平成 22 年度の高松の支出項目は次のとおりである。

(単位：千円)

議会費	民生費	労働費	合計
8	39	158,661	158,708

(注) 人件費（職員 179,968 千円、嘱託員 33,093 千円）は、労働政策課の労政総務費に計上されるため、上記には含まれていない。

支出の大半を占める労働費はさらに以下に細分されるため、金額的重要性の高い職業訓練総務費及び職業訓練所費について記載のと通りの監査を実施した。

(単位：千円)

職業訓練総務費	職業訓練所費	失業対策費	合計
127,883	30,528	250	158,661

(1) 職業訓練総務費

委託訓練など、学校の施設以外を利用しての職業訓練に要する支出であり、委託料 110,907 千円と報償費 12,930 千円が主な内容である。

委託料 110,907 千円の監査結果は、後述の「3. 委託契約事務」に記載のとおりである。

報償費は、委託訓練の報償 3,222 千円、訓練手当 4,708 千円などである。

このうち、委託訓練の報償は 3 ヶ月以上の委託訓練において、訓練終了から 90 日後の就職状況に応じて、委託先に対し委託費とは別に追加で報償を支払うものである。学校は、委託先から連絡があった就職状況の正確性を、国のマニュアルに基づき 4 分の 1 以上について就職の確認調査により確かめたうえで就職支援報償契約書に基づく報償額を支払っており、適正に処理されている。

訓練手当は、公共職業安定所の長の指示により職業訓練を受けている者で、一定の条件に該当するものについて、手当を支給するものである。国から各都道府県知事あての通達「訓練手当支給要領」に定められた金額を、公共職業安定所からの「職業訓練受講指示書」記載の支給対象者に適正に支給していると認められた。

(2) 職業訓練所費

学校の施設内の訓練に係る支出であり、主なものについて以下のとおり監査した。

① 報償費 5,248 千円

外部講師への謝金であり、平成 22 年 6 月の OA スキルアップ料講師謝金 345 千円についてサンプルテストを実施した結果、支給額の単価は「高松技術学校講師謝金単価表」と、就労した日数は学校の「週番日誌」といずれも一致しており、講師謝金は正しく計算されていた。

② 需用費 12,189 千円

消耗品費や修繕費などであり、本庁でまとめて調達するもの（電気代、水道代、文房具などの共通物品）以外について学校で独自に調達先を選定している。内訳明細を査閲し、取引回数の多い先や取引金額が大きい先について、業者選定の方法を検討した結果、次の問題点が発見された。

コピー機の複写サービスの料金について、コピー1枚当たりの単価による契約をしている。契約期間は5年で、契約時には競争入札を実施しているが、高松と丸亀では別の業者と契約しており、契約開始年度も異なっている。今年度から1校体制となったことから検討中とのことだが、今後は、契約年度のズレを調整しつつ少なくとも高松と丸亀を合わせて契約する方が、取引額も大きくなり、有利な交渉が可能であると思われる。さらには、もっと有利な契約条件を目指して、本庁や他の出先機関とも合わせて契約を行うことを検討すべきである。（意見）

3. 委託契約事務

経理状況調（歳出）によれば、平成 22 年度の高松の委託料の内訳は次のとおりである。

（単位：千円）

職業訓練総務費 に計上されている 委託料	職業訓練所費に計上されている委託料			
	警備業務	消防・保守業務	清掃業務	合計
110,907	1,386	131	62	1,579

(1) 職業訓練総務費に計上されている委託料の内容

職業能力開発促進法第 15 条の 6 第 3 項において、「職業を転換しようとする労働者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることによつて行うことができる。」とされており、当該規定に基づき、主として民間の教育訓練機関に委託して職業訓練を行っている。その民間の教育機関に対する業務委託料が職業訓練総務費の中の委託料に計上されている。なお、当該職業訓練には国からの委託事業と県の単独事業があるが、多くは国からの委託事業であり、国からの委託事業については事業費の全額あるいは 2 分の 1 を国が補助している。

(2) 委託訓練の実施状況

民間教育訓練施設を活用した委託訓練の平成 22 年度の実施状況は次のとおりである。

区分	訓練科名	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数	委託先
能力再開発委託訓練 (国費 1/2)	OA ビジネス科、自動車運転普通 1 種	62	213	62	61	49	学朋友学園、ハッピードリームングスクール
障害者訓練 (全額国費)	OA 事務科、飲食サービス科、実践能力習得コース	22	21	18	15	11	学穴吹学園、(福)たんぼぼの会、求人各事業所
緊急再就職促進訓練外 (全額国費)	OA 経理事務科、OA 医療事務科、福祉サービス科（以上、それぞれ母子等の科を含む）、OA マスター科	205	540	199	172	123	学朋友学園、(株)ニチイ学館、学穴吹学園

区分	訓練科名	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数	委託先
緊急再就職促進訓練外 (全額国費)	0A 操作科 (東かがわ市及び小豆郡)	55	78	51	48	38	(株)穴吹カレッジサービス
緊急雇用情勢対策訓練 (全額県費)	建設機械操作科	70	86	63	60	40	(株)タダノ教習センター
高等技術学校運営管理 (国費 1/2)	0A スキルアップ科	20	28	20	19	18	施設内 (地域訓練センター)
合 計		434	966	413	375	279	

- (注) 1. 就職者数は、平成 23 年 9 月 30 日現在のものである。
2. 訓練科のうち、中止及び年度超えにより就職者数が未集計の科は上記の記載から除外している。
3. 訓練期間は、最短の 1 ヶ月から最長の 2 年までである。

(3) 委託先の選定

委託先の選定は、競争入札によらず、随意契約によっている。これは、委託契約の内容が単に金額の多寡だけではなく、それよりも委託先の総合的な訓練能力を重視すべきであるとの考え方からきている。実際に、選定は企画競争参加者から提出された企画提案書を選考委員会の各委員が採点し、原則として、最も高い得点を得た企画競争参加者を交渉の相手方として決定することとしている。なお、当該随意契約は、香川県会計規則第 184 条第 7 号に基づいている。

また、選考委員会での選定基準については企画提案選定基準が定められており、審査基準、審査方法及び企画提案の採用・決定についてルール化されている。

(4) 委託先の選考方法

選考委員会の選考委員 5 名は、3 名が県の職員、残り 2 名が厚生労働省の職員及び同省所管の独立行政法人職員と、主として公務員で構成されているとはいえ、選定方法は、選考委員の主観的な要素が入りやすい採点方式を採用している。また、事業の性質上、企画競争参加者は地域密着で県内に活動拠点を有する相手先に限定されている。このような選考方法で選定を適正かつ公平に行うためには、選考委員と企画競争参加者との間に利害関係がないこと、すなわち、両者が互いに独立していることを担保する必要があると考える。現在、その独立性を担保するためのルールが明記されていないが、今後は委託先選定要領に独立性を担保するためのルールを追加し、例えば、

両者の間に一定の親族関係がある、あるいは、何らかの取引関係があるなど、独立性が保てないと考えられる関係がある場合には選考委員から外れて採点に加わらないような制度にすることが望まれる。（意見）

(5) 委託先の選考結果の公表

訓練科・コースは、毎年継続して実施されているものが多いが、選考結果については結果のみを企画競争参加者に伝達しており、選考の詳細については公表していない。秘密情報の保持に留意する必要があるが、今後の事業に支障のない方法で選考内容を公表することによって、将来の企画提案内容の質を上げ、受講者にとってより有意な訓練にすることが可能であると考え。また、委託料の引き下げにつなげることも可能と考える。（意見）

(6) 警備業務委託

職業訓練所費に計上されている警備業務委託料 1,386 千円は 1 社に対する機械警備業務委託料である。また、後述の丸亀の職業訓練所費に計上されている警備業務委託料 1,384 千円も 1 社に対する機械警備業務委託料であり、委託料はほぼ同額である。なお、それぞれの委託先は同じ相手先である。これは、平成 23 年度から 1 校体制になったことにより判明したものである。

以下、高松と丸亀の契約の状況について検討する。

① 現在の契約の詳細な比較

項目	高 松		丸 亀	
契約期間	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで(5 年契約)		平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで(5 年契約)	
契約金額	月額 115,500 円 年額 1,386,000 円		月額 115,395 円 年額 1,384,740 円	
設備情報	防犯ブロック数	18 個	自火報結線	1 個
	蓄積型自火報盤結線	1 個		
機器名称	メインコントローラ	1 個	ダイヤラ	1 個
	ローカルコントローラ	18 個	I S D Nアダプタ C	2 個
	I S D Nアダプタ C	1 個	カードリーダー	1 個
	ブロック表示器	1 個	電源装置	1 個
	赤外線センサー	3 個	リレーボックス	1 個
	フラッシュライト	19 個	移報用装置	1 個
	マグネットセンサー	550 個	異常表示灯	1 個
	インフラレッドセンサー	30 個	インフラレッドセンサー	28 個
	増設ポインタ II	5 個	マグネットセンサー	87 個
	パワーユニット	19 個	コントローラ MX	1 個
	プリンタ	1 個	シャッターセンサー	5 個
	レピータ	1 個	フラッシュライト	1 個
	シャッターセンサー	21 個	ポインタ II	5 個
	スイッチ用バリア	1 個	内部キーボックス	1 個
	移報用装置	1 個	パワーユニット	2 個
	機 器 合 計	672 個	機 器 合 計	138 個

現在の契約は高松、丸亀とも契約期間は 5 年で全く同じであり、施設の規模が異なることもあり、設備の状況については大きな差があるにもかかわらず、契約金額もほぼ同額となっている。

② 過去の契約状況

平成 19 年度の契約から機械警備業務委託については高松及び丸亀ともに一般競争入札を実施している（5 年契約であり、現在は平成 19 年度の契約が継続中）。それ以前の契約は随意契約によっており、各校ともに単年度の契約となっている。

高松は、平成 4 年 4 月 1 日に機械警備設備を設置（レンタル）し、以後、継続して同一の委託先に委託している。一方、丸亀は、本館が昭和 55 年、実習場が昭和 50 年に機械警備設備を設置（レンタル）し、以後、継続して同一の委託先に委託している。

各校の過去の契約金額の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	高松	丸亀
平成 8 年度	2,299	
平成 9 年度	2,272	
平成 10 年度	2,272	
平成 11 年度	2,045	
平成 12 年度	1,942	
平成 13 年度	1,845	
平成 14 年度	1,752	1,695
平成 15 年度	1,665	1,695
平成 16 年度	1,631	1,610
平成 17 年度	1,582	1,610
平成 18 年度	1,535	1,530

(注) 丸亀の平成 13 年度以前のデータは入手できなかった。

上記の金額推移を見ると、絶対額の比較検討は別として、高松はほぼ毎年、丸亀は 2 年に一回、見積書等を入手して契約金額の引き下げ交渉を行っていることはわかる。

③ 競争入札の実施

平成 19 年度に一般競争入札を実施しており、競争性の確保ができています。入札結果等は次のとおりである。

(a) 高松

(単位：円、月額金額)

	第 1 回入札	第 2 回入札
予定価格	115,750	115,750
A 社	115,753	115,500
B 社	170,000	入札に参加せず

(注) 第 1 回入札では予定価格以下の入札がなかったため、再入札となった。

(b) 丸亀

(単位：円、月額金額)

	第1回入札
予定価格	121,138
A社	115,370
B社	140,000
C社	140,000

なお、各校で落札したA社の積算内訳は次のとおりである。

(単位：円、月額金額)

項目	高松	丸亀
管制料	20,448	16,958
対処・保守料	39,747	30,979
機器費用	42,910	50,296
断線監視料	2,100	4,200
諸経費	10,548	12,937
合計見積金額	115,753	115,370

(注) 高松の金額は第1回入札時の積算内訳であり、再入札の結果、115,500円で契約している。

①の設備設置（レンタル）の状況からすると、設置個数は高松の方がかなり多いにもかかわらず、上記内訳の中で、機器費用は丸亀の方が高くなっている。これは、高松と丸亀の設置機器の構成（システム）の差異に起因すると推定しているようであるが、見積の詳細を十分に検証すべきであると考えられる。

以上のとおり、高松と丸亀は施設の規模が異なり、機械警備設備の状況については大きな差があるにもかかわらず、契約金額がほぼ同額となっている。1校体制になったことから、2つの契約を一本化するなどスケールメリットが生かせる方法の有無についても検討を進め、コスト面で改善できることがあれば、次回の契約に反映させるべきである。（意見）

4. 設備・機器等の管理事務

(1) 備品購入取引

平成 22 年度の備品増加の内訳は、購入 30 件 4,435 千円、保管換え 34 件 4,635 千円、寄附 1 件 32 千円の計 65 件 9,102 千円である。これらの中から任意に 11 件 3,401 千円を抽出し、執行伺書、契約書、納品書、請求書、支出命令書等の帳票と照合した結果、いずれも所定の手続を経て適正に処理されている。

(2) 現品との照合作業

学校では、各科の指導員に現品との照合を実施するための備品一覧表を配付し、指導員等は備品一覧表の摘要欄に手書きで保管場所等を記載することとしている。

平成 22 年度の現品との照合に使用された備品一覧表から金額の大きいものを抽出し、現品との照合を実施した結果、以下の問題点が発見された。

① 不用品の処理

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）
加工機（木工用以外）	11-03-001 99013656	開先取り機	H2. 10. 31 購入	6,970,000

上記加工機（開先取り機）は南実習棟に設置されており、平成 12 年に廃止した鉄鋼技術科で溶接検定の受検者が使用していたものであるが、最近その対象者はおらず使用されない状態が長期間続いている。平成 23 年度から 1 校体制となったことを契機に丸亀を含めその利活用を検討しているとのことだが、引き続き利活用を含め、適切な処理方法を検討すべきである。（意見）

② 備品ラベルの貼付誤り

サンプル No.	品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）
①	製図台	02-03-005 99126900	製図台、TW -200A	H12. 3. 31 購入	47,250
②	製図台	02-03-005 99012696	製図台、TW -200	H 5. 7. 15 購入	50,500

サンプル No. ①の「板」について、現品は①を含め同種のもが備品番号 99126919 まで 20 台あり多目的教室に設置されているが、備品ラベルを「板」に貼付すべきところ、使用に際して支障があるとの判断で、別の備品である「足」に貼付されている（「板」製図板部分で、「足」は製図板を支える台部分）。

また、サンプル No. ②の「足」の備品ラベルは、更衣室ロッカー裏に保管されている不用品処理済の製図器に貼付されている。

上記のとおり、製図台の備品ラベルの貼付誤りがあったが、備品を適切に管理するため、備品ラベル貼付時には細心の注意を払う必要がある。（意見）

また、更衣室ロッカー裏に保管されている不用品処理済の製図器は早急に廃棄する必要がある。

③ 摘要欄への記載誤り

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）
製図器セット	04-03-006 99012876	製図器セット、 EAN-A12 ケール 1/1 ×1/22 ケール 1	H5.7.15 購入	102,485

上記の製図器セットについて、備品一覧表の摘要欄に「ハイキ」と記載されているが、使用可能であり今後使用することも考えているため一時保管しているとのことであった。その場合は、「ハイキ」と記載するのではなく、「検討中」等と記載すべきである。（意見）

以上のような問題点が発見されたため、現品照合の意義を再認識するとともに、照合担当者に対して正確な照合が行われるよう指導を徹底する必要がある、このために必要な事項を織り込んだ「現品照合実施要領」を作成するなど組織的な対応が必要と考える。（意見）

5. 図書の管理事務

(1) 備品登録されている図書

備品一覧表に記載されている図書は以下の1件である。

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格(円)
図書	16-01-001 99013993	図書、万有百科大事典 23巻別巻5冊小学館	S55.9.25	123,200

現品との照合を実施したところ、第20巻が行方不明であった。

これは、今年度途中まで職員室の書棚へ保管し管理していたが、発刊から30年を経過し利用価値が下がり、備品としての管理の必要性がなくなっていたことから、不用品としての手続を経て、他の消耗品図書と同様に訓練生が自由閲覧すべく談話室へ移動させるべきところを、手続がなされないまま移動させていたものである。備品の管理及び手続については厳密に行うことが望まれる。

(2) 上記以外の図書

上記以外の図書は、各科の教室の本棚に保管されている。

建築システム科、介護サービス科の保管状況を視察したところ、いずれも「貸出簿」が作成されている。貸出希望者は「貸出簿」に図書名、期間、氏名を記入し、返却時に指導員(担当者)のサインをもらうことになっており、そのように運用されている。

6. 決算差異分析の必要性

平成 22 年度の決算において、以下の節・財源について記載のとおり予算との差異が生じている。

(単位：千円)

目	節・財源	最終予算	執行済額	差異
職業訓練総務費	報償費	41,014	31,663	9,351
	委託料	206,022	201,655	4,367
	国庫支出金	232,417	220,569	11,848
職業訓練所費	需用費	24,488	24,332	156
	(消耗品費)	9,672	10,811	△ 1,139
	(燃料費)	1,209	991	218
	(印刷製本費)	2,235	1,194	1,041
	(光熱水費)	8,339	8,622	△ 283
	(修繕料)	3,033	2,714	319
	備品購入費	17,911	16,696	1,215
	国庫支出金	20,500	19,388	1,112

高等技術学校においては、他の所属と同様に、決算の際、一定の差額が生じた場合には不用額調書等により報告することとなっているが、対象年度については実績がない。当該報告対象以下の差額について、担当者レベルでの分析がなされ校長に報告されているものの、詳細な記録を残す仕組みは確立されていない。

監査人が、担当者から差異原因を聴取した結果は次のとおりである。

(1) 報償費

報償費で大きな差異が生じているのは就職支援報償費が予算を下回ったためである。民間教育訓練施設などに支払う就職斡旋報償費が支出できない事態とならないよう、適切な予算措置をしている。

(2) 委託料

委託訓練人員が見込みに達しなかったため予算が余ったものである。民間教育訓練施設への訓練委託をスムーズに実行するため、適切に予算措置している。

(3) 国庫支出金

上記の報償費、委託料は国の補助で実施するものであり、対象事業支出人数が当初予算人数に達しなかったため補助金も予算を下回ったものである。

(4) 消耗品費と印刷製本費

学校で使用する封筒を外部印刷する予算であったが、外部印刷を止め封筒のみの購入とした。このため、印刷製本費処理から消耗品費処理に変更になった。

上記のとおり平成 22 年度の予算と決算の差異原因はいずれも合理的な理由によるものであり、問題とすべきものではないと判断する。しかしながら、差異の原因は定型的な様式で報告・保存されておらず、担当者の記憶に頼る必要がある状況である。

このような状況では、次年度予算をより実態に近いものにもっていくのは困難であり、また、担当者の交替においても必要な引継ぎが洩れなく実施できるか疑問である。

今後は、一定金額、一定比率以上の差異が生じている場合は、担当者がその原因を分析したものを定型的な様式で校長に報告し、記録として残すべきである。（意見）

なお、上記の予算は年度末近くに策定された補正予算の数値である。高松の平成 22 年度の当初予算と補正予算の差異は以下のような内容である。

職業訓練所費の需用費を当初予算 12,373 千円から 11,673 千円に縮減し、委託料は 2,288 千円から 1,581 千円に縮減している。

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

なし

2) 意見

① 職業訓練所費の需用費

コピー機の複写サービスの料金について、高松高等技術学校と丸亀高等技術学校を合せて契約する方が、取引額も大きくなり有利な交渉が可能であると思われる。さらには、もっと有利な契約条件を目指して、本庁や他の出先機関とも合わせて契約を行うことを検討すべきである。

② 委託契約事務

(a) 委託先の選考方法

選考委員会の選考委員と企画競争参加者との間に利害関係がないこと、すなわち、両者が互いに独立していることを担保する必要があると考える。現在、その独立性を担保するためのルールが明記されていないが、今後は委託先選定要領に独立性を担保するためのルールを追加することが望まれる。

(b) 委託先の選考結果の公表

訓練科・コースは、今後の事業に支障のない方法で選考内容を公表することによって、将来の企画提案内容の質を上げ、受講者にとってより有意な訓練にすることが可能であるとする。また、委託料の引き下げにつなげることも可能と考える。

(c) 警備業務委託

高松高等技術学校と丸亀高等技術学校は施設の規模が異なり、機械警備設備の状況については大きな差があるにもかかわらず、契約金額がほぼ同額となっている。1校体制になったことから、2つの契約を一本化するなどスケールメリットが生かせる方法の有無についても検討を進め、コスト面で改善できることがあれば、次回の契約に反映させるべきである。

③ 設備・機器等の管理事務

(a) 不用品の処理

加工機（開先取り機）は、使用されない状態が長期間続いている。引き続き利活用を含め、適切な処理方法を検討すべきである。

(b) 備品ラベルの貼付誤り

製図台の備品ラベルの貼付誤りがあったが、備品を適切に管理するため、備品ラベル貼付時には細心の注意を払う必要がある。

(c) 摘要欄への記載誤り

製図器セットについて、備品一覧表の摘要欄に「ハイキ」と記載されているが、使用可能であり今後使用することも考えているため、「ハイキ」と記載するのではなく「検討中」等と記載すべきである。

以上のような問題点が発見されたため、現品照合の意義を再認識するとともに、照合担当者に対して正確な照合が行われるよう指導を徹底する必要がある、このために必要

な事項を織り込んだ「現品照合実施要領」を作成するなど組織的な対応が必要と考える。

④ 決算差異分析の必要性

平成 22 年度の予算と決算の差異原因はいずれも合理的な理由によるものであり、問題とすべきものではないと判断する。しかしながら、差異の原因は定型的な様式で報告・保存されておらず、担当者の記憶に頼る必要がある状況である。このような状況では、次年度予算をより実態に近いものにもっていくのは困難であり、また、担当者の交替においても必要な引継ぎが洩れなく実施できるか疑問である。一定金額、一定比率以上の差異が生じている場合は、担当者がその原因を分析したものを定型的な様式で校長に報告し、記録として残すべきである。

Ⅲ. 香川県立丸亀高等技術学校

(1) 概要

「Ⅱ. 香川県立高松高等技術学校 (1) 概要」に含めて記載している。

(2) 監査結果と意見

1. 収入事務

経理状況調（歳入）によれば、平成 22 年度の丸亀の収入項目は次のとおりである。

(単位：千円)

使用料及び 手数料	財産収入	諸収入	合計
1,334	243	91	1,668

主な収入項目について下記のとおりの内容分析と処理の妥当性をチェックしたが、問題とすべき事項は発見されなかった。

(1) 使用料及び手数料

① 受講料 1,329 千円

在職者対象コース（キャリアアップ）の受講料である。このコースは、受講期間が 2 日～10 日程度であり、授業料は 2,000 円～8,000 円である。平成 22 年度は各コースの合計の定員 310 名に対し 335 名が受講している。

② 施設使用料 5 千円

実習室などを一時的に貸した場合、定められた使用料を取っている。

(2) 財産収入

学校祭と技能フェスティバルで販売している学校での製作物品の販売収入である。現金の収受は学校の経理担当が実施し、現金受払簿に適切に記帳するとともに翌日には銀行に納付されている。

(3) 諸収入

① 受託事業収入 35 千円

依頼を受けて実施した掲示板等製作に係る収入である。

② 雑入 56 千円

自動販売機の手数料収入などである。

2. 支出事務

経理状況調（歳出）によれば、平成 22 年度の丸亀の支出項目は次のとおりである。

（単位：千円）

労働費（職業訓練費）		
職業訓練総務費	職業訓練所費	合計
102,356	27,409	129,765

（注）人件費 144,885 千円（職員 126,869 千円、嘱託員 16,066 千円、臨時職員 1,950 千円）は、労働政策課の労政総務費に計上されるため、上記には含まれていない。

(1) 職業訓練総務費

委託訓練など、学校の施設以外を利用した訓練に要する支出であり、委託料 87,054 千円と報償費 12,691 千円が主な内容である。

委託料 87,054 千円に関する監査結果は、後述の「3. 委託契約事務」に記載のとおりである。

報償費の主なものは委託訓練に係る報償 5,127 千円と訓練手当 4,723 千円であり、その内容は高松での記載内容と同じである。

監査も高松と同じ手続を実施した結果、問題とすべき事項は発見されなかった。

(2) 職業訓練所費

学校内の施設を使用した訓練に係る支出であり、12,142 千円と金額的に一番大きい需用費について、本庁でまとめて調達するもの（電気代、水道代、文房具などの共通物品）以外について、学校での支出事務の内容を検討したが問題点はみられなかった。

3. 委託契約事務

経理状況調（歳出）によれば、平成 22 年度の丸亀の委託料は次のとおりである。

(単位：千円)

職業訓練総務費 に計上されている 委託料	職業訓練所費に計上されている委託料			
	警備業務	消防・保守業務	清掃業務	合計
87,054	1,384	1,294	194	2,872

(1) 委託訓練の実施状況

民間教育訓練施設を活用した委託訓練の平成 22 年度の実施状況は以下のとおりである。

区分	訓練科名	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数	委託先
障害者訓練 (全額国費)	OA 事務科、実践能力習得コース	25	15	15	14	11	播州電機製作所、求人各事業所
緊急再就職促進訓練 (全額国費)	OA 経理事務科、OA 医療事務科、福祉サービス科 (以上、それぞれ母子等の科を含む)、OA マスター科、農業科、さぬきうどん科、OA・販売ビジネス科(観音寺)、介護福祉科	275	527	272	246	187	(有)アクセス、(株)ニチイ学館、(医)社団和風会、播州電機製作所、農業大学校、さぬき麺機(株)、(株)穴吹カレッジサービス、(学)尽誠学園、(福)厚仁会
合計		300	542	287	260	198	

- (注) 1. 就職者数は、平成 23 年 9 月 30 日現在のものである。
 2. 訓練科のうち、中止及び年度超えにより就職者数が未集計の科は上記の記載から除外している。
 3. 訓練期間は、最短の 3 ヶ月から最長の 2 年までである。

(2) 委託先の選考方法

選考委員会の選考委員と企画競争参加者との間に利害関係がないこと、すなわち、両者が互いに独立していることを担保する必要があると考える。現在、その独立性を担保するためのルールが明記されていないが、今後は委託先選定要領に独立性を担保するためのルールを追加することが望まれる。（意見）

(3) 委託先の選考結果の公表

訓練科・コースは、今後の事業に支障のない方法で選考内容を公表することによって、将来の企画提案内容の質を上げ、受講者にとってより有意な訓練にすることが可能であると考え。また、委託料の引き下げにつなげることも可能と考える。（意見）

(4) 警備業務委託

職業訓練所費に計上されている警備業務委託料 1,384 千円は 1 社に対する機械警備業務委託料である。

なお、委託内容については、「Ⅱ. 香川県立高松高等技術学校 (2) 監査結果と意見 3. 委託契約事務 (6) 警備業務委託 中、① 現在の契約の詳細な比較、② 過去の契約状況」を参照。

高松と丸亀は施設の規模が異なり、機械警備設備の状況については大きな差があるにもかかわらず、契約金額がほぼ同額となっている。1 校体制になったことから、2 つの契約を一本化するなどスケールメリットが生かせる方法の有無についても検討を進め、コスト面で改善できることがあれば、次回の契約に反映させるべきである。（意見）

4. 設備・機器等の管理事務

(1) 備品購入

平成 22 年度の備品増加（購入）は 55 件 9,540 千円である。金額の大きい 4 件 4,474 千円を抽出し、執行伺書、契約書、納品書、請求書、支出命令書等の帳票と照合した結果、いずれも所定の手続を経て適正に処理されている。

(2) 備品一覧表と現品との照合

① 学校での照合作業

平成 22 年度の現品との照合は、庶務担当者が実施し総務課長がサンプルチェックする体制で実施したとのことであるが、平成 23 年度からは各科の担当者が現品との照合を実施することに変更している。

備品一覧表と現品との照合の方法等については、「出納事務の手引」第 7 章 物品 7 物品の検査 (1) 出納員等の照合検査に「備品数が多く、すべての物品について毎年照合検査を行うことが困難な場合は、計画を立てて、使用場所ごとに数年（3 年程度まで）で網羅的に照合検査を行ってもよい。」とされているので、備品一覧表の使用場所コードごとに現品との照合が 3 年間で一巡するとのことであったが、平成 21 年度、平成 22 年度に現品との照合に利用された備品一覧表を査閲した結果、実施された使用場所は以下のとおりであり、各年度の照合場所が計画的に定められているわけではない。

	01: 庁用	02: 視聴覚	03: 訓練科	04: 情報 ビジネス科	05: 木造 住宅科	06: 電気 工学科	07: 機械 加工科	08: 溶接 技術科	10: 建築 技術科
平成 21 年度	実施	実施	実施	実施					
平成 22 年度	実施	実施	実施	実施	半分実施		一部実施		実施

② 監査人による照合実施の結果

備品一覧表から金額の大なるもの 4 件を抽出し現品との照合を実施した。その結果、3 件は容易に照合できたが、以下には複数のものが含まれており、また、保管場所も各所に分散しており、現品との照合が相当困難な状態になっている。

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）
パーソナルコンピュータ	04-01-001 05000851	パソコン、モニター、 カラープリンター、プロ ジェクタほか	H17.9.30 購入	6,805,890

上記の内訳は以下である。

物品名	数量	内 訳	保管（使用）場所
サーバ	1	1	3F小教室
無停電電源装置	1	1	3F小教室
PC本体		1	事務室
		14	機械加工科実習場（CAD室）
	21	2	溶接技術科実習場
		2	住宅建築科実習場
		2	ビル設備管理科2F教室
モニタ（ブラウン管）	21	17	新実習場1F倉庫 （平成23年12月処分予定）
		2	住宅建築科実習場
		2	機械加工科実習場（CAD室）
カラープリンター	1	2	3F小教室
プロジェクタ	1	1	住宅建築科実習場又は視聴覚教室

上記のうち、新実習場1F倉庫に保管されているモニタ17台については平成23年12月に廃棄することが決定しており、これ以外は継続して使用される予定であるが、これらについても訓練機器としての役割を終えたとの判断により、可能であれば備品一覧表から削除する予定と聞いている。しかしながら、OA訓練には不十分でも、一般的な使用用途には有効であり、引き続き使用することなので、備品一覧表への登録を継続するなど、適切に管理すべきものとする。

なお、最近増加した備品は個別品目ごとに登録がなされており、同一備品番号のうち一部を廃棄し一部は継続使用するといったことは発生しないようになっている。

③ 不用品の処理

平成22年度の現品との照合に使用された備品一覧表で、摘要欄がブランクまたは「わからない」と記載されていたものについて検討した。

品 名	備品分類 コード 備品番号	品質・規格	取得年月日 取得事由	価格（円）
プリンタ	04-01-003 99014191	NEC PC-PR200X	H9.3.27 購入	196,730
OA機器周辺機器	04-01-004 99014189	ソニー CPD17SF9	H9.3.27 購入	102,794
パーソナルコンピュータ	04-01-001 03000945	PC-MA21XBZ	H15.10.24 購入	151,200

プリンタ、OA機器周辺機器については、平成 22 年度の現品との照合に使用された備品一覧表の摘要欄は空白であった。これは、照合時には所在不明であったものが追跡調査で所在が判明し、平成 22 年 12 月 22 日付けの「不用品決定伺兼廃棄処分伺書」が作成・承認され廃棄処理されたものである。

ただし、備品一覧表の摘要欄に記載されていないものであった。

パーソナルコンピュータについては、平成 22 年度の現品との照合に使用された備品一覧表の摘要欄に「わからない」と記載されている。これは、使用不能により平成 21 年に現物が校長協議に基づき廃棄されていたが、その不用品の処理について、備品一覧表への反映が適切になされていなかったためであった。一時的ではあるが、管理が不十分な状態であったことは否めない。

備品については、錯誤などによる人為的過誤からこうした事態を招かないよう、その管理に万全を期す必要がある一方、学校施設など種類が多岐にわたり数量が多い場合には、物理的な限界も想定される。したがって、高等技術学校の特殊性を踏まえて、種類、使用場所や管理区分等の分類に基づく計画的な現品照合や管理情報との整合性が維持できるよう「現品照合実施要領」を作成するなど組織的な対応が必要と考える。

(指摘)

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

① 備品一覧表と現品との照合

不用品の処理について、備品一覧表への反映が適切になされていなかったため、管理が不十分な状態であった。

備品については、その管理に万全を期す必要がある一方、学校施設など種類が多岐にわたり数量が多い場合には、物理的な限界も想定される。したがって、高等技術学校の特殊性を踏まえて、種類、使用場所や管理区分等の分類に基づく計画的な現品照合や管理情報との整合性が維持できるよう「現品照合実施要領」を作成するなど組織的な対応が必要と考える。

2) 意見

① 委託契約事務

(a) 委託先の選考方法

選考委員会の選考委員と企画競争参加者との間に利害関係がないこと、すなわち、両者が互いに独立していることを担保する必要があると考える。現在、その独立性を担保するためのルールが明記されていないが、今後は委託先選定要領に独立性を担保するためのルールを追加することが望まれる。

(b) 委託先の選考結果の公表

訓練科・コースは、今後の事業に支障のない方法で選考内容を公表することによって、将来の企画提案内容の質を上げ、受講者にとってより有意な訓練にすることが可能であると考え。また、委託料の引き下げにつなげることも可能と考える。

(c) 警備業務委託

高松高等技術学校と丸亀高等技術学校は施設の規模が異なり、機械警備設備の状況については大きな差があるにもかかわらず、契約金額がほぼ同額となっている。1校体制になったことから、2つの契約を一本化するなどスケールメリットが生かせる方法の有無についても検討を進め、コスト面で改善できることがあれば、次回の契約に反映させるべきである。

IV. 香川県立農業大学校

(1) 概要

1. 設立目的・根拠条例等

農業大学校は、次代の農業を担い、地域における農業の振興に指導的役割を果たす者を養成するとともに、近代的な農業を推進する農業者等の研修を行うことを目的とし、農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 7 条、香川県立農業大学校条例（昭和 59 年 3 月 30 日条例第 1 号）に基づき、昭和 52 年 4 月に開校された。

2. 沿革

農業大学校の前身は今から 99 年前の明治 45 年、県立農事試験場で開始された農業技術者養成施設と、昭和 4 年の県立農事講習所での中堅農業者の養成施設であり、以来、次のように名称を変えながら、それぞれの時代の要請に応じて発展してきた。

○農業技術者養成施設として

- 明治 45 年 4 月 農業技術者養成（県立農事試験場内）
- 昭和 14 年 4 月 郡市町村農会技術員養成所
- 18 年 4 月 香川県農業技術員養成所
- 24 年 8 月 香川県立高等農業講習所
- 42 年 4 月 香川県農業短期大学校

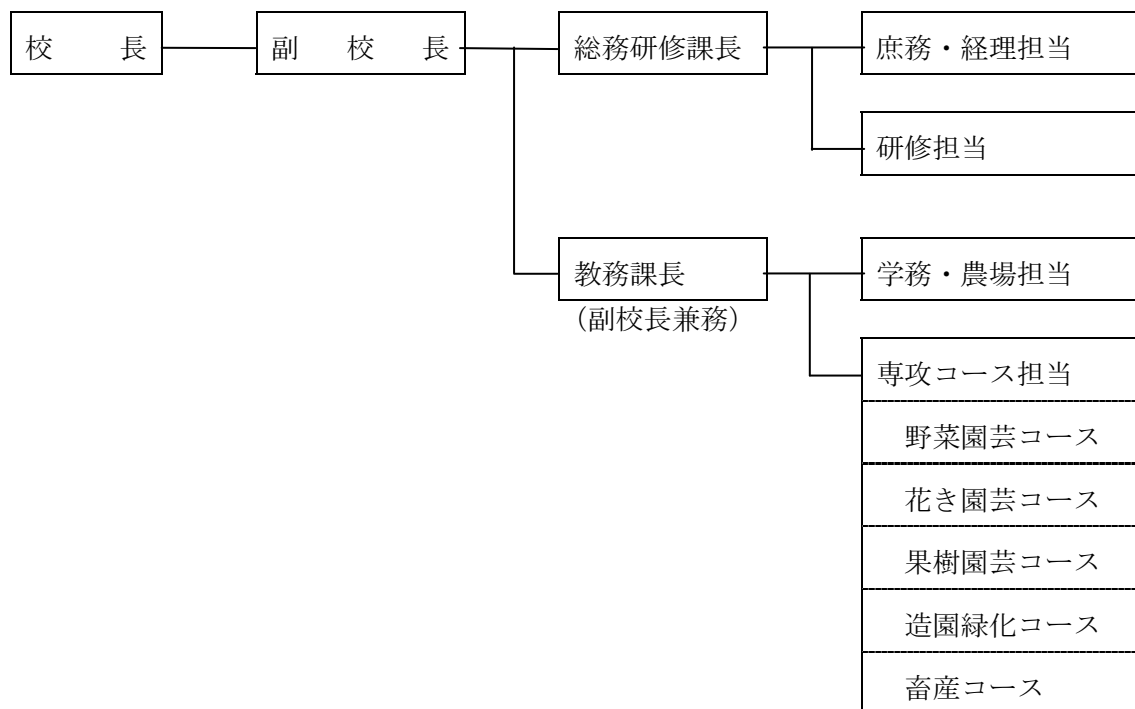
○中堅農業者の養成施設として

- 昭和 4 年 4 月 香川県立農事講習所
- 17 年 4 月 香川県立修練道場
- 21 年 4 月 香川県立農事講習所
- 26 年 2 月 香川県立経営伝習農場
- 37 年 4 月 香川県立機械化農場

○上記両施設を統合して

- 昭和 52 年 4 月 香川県立農業大学校開校
- 平成 20 年 4 月 学校教育法に基づく専修学校に位置付けられる

3. 組織（平成 22 年度）



4. 施設の概要と所在地

農業大学の保有する総土地面積は 83,015.09 m²であり、内訳は建物敷地等 20,454.41 m²、実習農場 46,926 m²、機械練習場 15,634.68 m²であり、校舎等の建物の延べ面積合計は 11,035.06 m²である。

(1) 校舎及び複井ほ場

① 所在地 仲多度郡琴平町榎井字旗岡 34 番 3

② 土地 (面積)

建物敷地等	13,517.41 m ²
運動場	6,174.00
ほ場	16,011.00
農業機械練習場	5,871.32
計	<u>41,573.73</u>

③ 建物 (延べ面積)

本館	2,768.12 m ²	職員室、会議室、図書室、 教室、生物実験室、化学実験 室等
体育館	668.31	
食堂及び男子寮	828.92	
女子寮及び研修室	721.54	視聴覚室、研修室
温室	804.96	
太陽熱利用モデル温室	567.00	
機械格納室	458.32	
学生会館	210.67	
その他	2,726.94	育苗温室、水耕栽培温室、 馴化増殖温室、整備作業舎、 農業機械整備実習室等
計	<u>9,754.78</u>	

(2) 下所ほ場 (水田)

① 所在地 仲多度郡琴平町榎井字下所 202 番

② 土地 (面積)

ほ場	<u>7,170.00 m²</u>
----	-------------------------------

(3) 買田ほ場 (果樹)

① 所在地	仲多度郡まんのう町買田岡下 692 番 1	
② 土地		(面積)
	ほ場	<u>23,745.00 m²</u>
③ 建物		(延べ面積)
	果樹現場教室	211.40 m ²
	温室	324.00
	その他	<u>146.70</u>
	計	<u><u>682.10</u></u>

(4) 高篠ブルドーザー練習場

① 所在地	仲多度郡まんのう町羽間字安造田 1907 番 17	
② 土地		(面積)
	実習地	9,763.36 m ²
	その他	<u>763.00</u>
	計	<u><u>10,526.36</u></u>
③ 建物		(延べ面積)
	機械格納庫	162.00 m ²
	その他	<u>3.98</u>
		<u><u>165.98</u></u>

(5) 緑茶加工研修施設

① 所在地	仲多度郡まんのう町炭所西 2253 番 1	
② 建物		(面積)
	緑茶加工場	426.20 m ²
	その他	<u>6.00</u>
	計	<u><u>432.20</u></u>

5. 設置学科の概要

農業大学校には、農業に関する専門的な知識及び高度の技術を教授し、農業後継者及び農業指導者の養成を行う「担い手養成科」と農業後継者及び新規就農者の養成、農業経営の改善その他の農業の振興のための研修を行う「技術研修科」が設けられている。

(1) 担い手養成科

担い手養成科は修業年限 2 年であり、1 年次は基本学習として、講義（教養科目、基礎教育科目、専攻別専門科目）と実習を主体に学習を行い農業に対する基本的な知識・技術を習得する期間であり、2 年次は応用学習として、基本学習と体験学習をもとに自ら研究課題を設定し、自主的に実験、調査研究活動を行うことによって創造性豊かな人間形成を図り、学生生活を通じてリーダーシップを醸成し、幅広い社会性を身につける期間である。

専攻コースとして以下の 5 コースが設けられている。

① 野菜園芸コース

香川県の主要野菜であるレタスのほか、キャベツ、ブロッコリー等の葉茎菜類、イチゴ、トマト等の果菜類、ニンジン、ダイコン等の根菜類を含め年間 20 品目以上の栽培を行っており、実習と講義を通じて栽培方法について学ぶコース。

また、イチゴの「らくちんシステム」ほかロックウール養液栽培方式を導入しており、現場に即したノウハウを学ぶことができる。

主な専門科目は、野菜経営、果菜類栽培、根茎菜類栽培、葉菜類栽培、野菜演習である。

② 花き園芸コース

香川県内の主要花きであるキクやカーネーションの切り花はもちろんのこと、ポインセチア、サイネリア等の鉢物やパンジー、サルビア等の花壇苗の栽培方法を、実習を通じて学習するコース。

また、省力化及び環境保全を目的とした最新の灌水施肥システムを導入しており、香川県の気候に適応した節水型の栽培技術も学ぶことができる。

主な専門科目は、花き経営、切り花栽培、鉢花栽培、花き養液栽培、花き演習である。

③ 果樹園芸コース

香川県内で栽培されている主要な果樹について、生産から販売までの専門的な技術を取得するコース。

コースの実習ほ場では、キウイフルーツの香川県オリジナル品種「香緑」「讃緑」「さぬきゴールド」、サルナシの「香粋」などのほか、温州みかん、ぶどう、もも、かき、なし、すもも、びわを栽培している。また、近年話題のかんきつ類「せとか」「不知火」や、ぶどうの「瀬戸ジャイアンツ」「シャインマスカット」なども導入している。

主な専門科目は、果樹経営、カンキツ栽培、ブドウ栽培、キウイフルーツ栽培、果樹演習である。

④ 造園緑化コース

緑化木等の育成や造園に関する施工、管理、設計の基礎について学ぶとともに、構内で実際に作庭（見本庭園など）や庭園管理を実習するコース。

また、造園技能士（2・3級）の取得に向けた講義・実習をするほか、小型の移動式クレーン、玉掛けなどの講習も受講できる。

主な専門科目は、造園概論、緑化植物、緑化材料、緑地環境計画、造園緑化演習である。

⑤ 畜産コース

畜産全般の基礎知識としての家畜飼養管理技術、飼料生産技術、畜産加工技術等について学ぶコース。

また、先進的な畜産農家や畜産試験場での実習のほか、家畜人工授精師の資格を取得するための特別講習会も受講できる。

主な専門科目は、家畜育種、家畜飼養、飼料作物、受精卵移植概論、畜産演習である。

(2) 技術研修科

農業後継者や新規就農を希望する者を対象に基礎から農業を学ぶ「就農を支援するための研修」や、農業者などの技術向上を図る「営農技術向上を図るための研修」、広く県民の方に農業体験などを通して農業理解を深める「農業理解促進を図るための研修」などを実施している。

① 就農を支援するための研修

「就農実践研修」と「就農準備研修」が設けられている。

「就農実践研修」は、農業経営に必要な基礎知識と野菜・花き・果樹の栽培管理技術を習得する就農希望者向けの研修で、修学期間は4月から1年間である。

「就農準備研修」は、野菜・花き・果樹の基礎知識と栽培管理技術を習得する初心者向けの研修で、修学期間は4か月で、4月、8月、12月の年3回開講している。

上記研修には、いずれも「野菜コース」、「花きコース」、「果樹コース」が設けられている。

② 営農技術向上を図るための研修

農業機械利用技能者養成研修は、大型トラクターの安全運転操作や点検・整備など、農業機械の利用技術を習得するための研修で、大型特殊免許（農耕車限定）、けん引免許（農耕車限定）、農業機械士の資格取得を目指している。

また、農業者や農業指導者、JA香川県農業インターン生等を対象とした聴講生の受け入れ研修や、新規就農者フォローアップ研修も実施している。

③ 農業理解促進を図るための研修

児童、生徒、教職員等を対象とした「農業体験研修」、高校生等を対象とした「体験入学研修等」を実施している。

6. 教職員・学生の状況

(1) 過去3年間の教職員数と人件費

各年度の教職員数（12月31日現在）と人件費は次のとおりである。

（単位：人、千円）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
教 職 員 数	定数内職員			
	事務	2	4	4
	技術	10	10	10
	技能	4	2	2
	計	16	16	16
	定数外職員			
	事務	2	1	1
	技術	7	7	7
	技能	7	7	7
	計	16	15	15
	合計	32	31	31
給料（手当、共済費等含む）		139,052	136,513	141,266
報酬（共済費含む）		31,972	32,756	33,793
賃金（共済費含む）		3,921	3,072	2,000
合計		174,945	172,341	177,059

平成15年度に組織の見直し（部制から課制に変更し部長を削減）を行い、平成16年度に実施。平成17年度からは学生寮を休止し、当時44名いた教職員は平成17年度から34名となり、その後退職に伴う補充はなく、平成20年度から32名、平成21年10月から臨時職員1名減により31名となっている。

(2) 教員の状況

平成23年4月1日現在における常勤の教員（校長、副校長を除く。）は15名であり、内訳は定数内8名（教授4名、准教授4名）、嘱託員7名（教授7名）である。嘱託員は定年再雇用者（定年後4年間）、JAのOB（定年退職者）等である。また、本校の卒業生4名が教育助手（嘱託員）を務めている。

(3) 学生数の推移

(単位：人)

	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	定員	学生数	定員	学生数	定員	学生数	定員	学生数
担い手養成科								
1 年生	45	28	45	41	45	38	45	35
2 年生	45	26	45	24	45	35	45	37
計	90	54	90	65	90	73	90	72
技術研修科								
就農実践研修生	15	16	15	15	15	26	15	22
就農準備研修生								
前期	10	11	10	12	-	-	-	-
後期	10	12	10	23	-	-	-	-
I 期	-	-	-	-	20	28	20	26
II 期	-	-	-	-	20	40	20	41
III 期	-	-	-	-	20	37	20	38

- (注) 1. 担い手養成科の定員は平成 16 年度からそれまでの 60 名から 45 名に縮小。
 2. 就農準備研修生は平成 22 年度からそれまでの前期・後期の 2 期制から 3 期制に変更。

(4) 学生の出身地別状況

過去 4 年間の入学者の状況は次のとおりである。

(単位：人、%)

年 度 区 分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	人数	割合 (%)	人数	割合	人数	割合	人数	割合
担い手養成科								
県 内	28	100.0	38	97.4	37	97.4	31	91.2
県 外	0	0.0	1	2.6	1	2.6	3	8.8
小計	28	100.0	39	100.0	38	100.0	34	100.0
技術研修科								
県 内	39	100.0	51	100.0	134	100.0	90	100.0

(注) 技術研修科の平成 23 年度は II 期までの入学者である。

(5) 卒業生の進路状況

過去4年間の卒業生の進路状況は次のとおりである。

(単位：人、%)

区 分 \ 年 度	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
担い手養成科								
就農(雇用就農)	2	6.5	4	15.4	7	30.4	10	30.3
農業関連会社	15	48.4	13	50.0	4	17.4	8	24.3
食品会社	3	9.7	3	11.5	1	4.4	4	12.1
その他	11	35.4	6	23.1	11	47.8	11	33.3
合 計	31	100.0	26	100.0	23	100.0	33	100.0
技術研修科 (就農実践研修)								
自営就農	9	64.3	10	62.5	15	100.0	18	69.3
家庭菜園	5	35.7	4	25.0	0	0.0	5	19.2
その他	0	0.0	2	12.5	0	0.0	3	11.5
合 計	14	100.0	16	100.0	15	100.0	26	100.0

(6) 学生一人当たりの入学金及び授業料の状況

過去4年間の学生一人当たりの授業料及び入学金の状況は以下である。

(単位：円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
担い手養成科				
入学金	5,650	5,650	5,650	5,650
授業料	118,800	118,800	118,800	118,800
技術研修科				
授業料(就農準備)	15,000	15,000	17,000	17,000
授業料(就農実践)	40,000	40,000	40,000	40,000

(7) 学生一人当たりのコスト

過去4年間の学生一人当たりコストの状況は以下である。

(単位：円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
授業料	77,726	82,816	69,862	72,263
県負担額	2,452,214	2,325,621	1,978,733	1,324,178
その他収入	174,179	188,724	128,784	108,020
合 計	2,704,119	2,597,161	2,177,379	1,504,461

- (注) 1. 就農準備研修生の増加等により平成21年度から著減している。
 2. 授業料(学生負担)が低いのは、平成17年度から県立高校と同額として
 いるためである。

7. 収支の状況

行政コスト計算書によれば、最近4年間の収支の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収 入	使用料・手数料	6,778	7,463	8,445	11,286
	国庫支出金	4,275	4,275	4,275	4,275
	その他	10,107	11,886	10,323	11,842
	小計	21,160	23,624	23,043	27,403
コ ス ト	人件費	173,584	174,945	172,341	177,059
	退職給与引当金 繰入等	5,953		34,645	
	物件費	28,637	27,117	23,516	27,357
	維持補修費	3,380	8,139	6,324	8,520
	減価償却費	15,435	15,435	15,435	15,435
	公債費(利子)	157	317	315	307
	小計	227,146	225,953	252,576	228,678
差引：県単独負担額		205,986	202,329	229,533	201,275

- (注) 1. 退職給与引当金は年度末退職金要支給額を計上することとしているが、平成20年度、平成22年度は転入者分が転出者分より少なかったため、「退職給与引当金繰入等」は計上されていない。
 2. 「減価償却費」(建物)は耐用年数50年の定額法で算定されているが、建物に増減がないため、同額となっている。

8. 他県の人材育成機関との比較

平成 22 年 10 月 20 日発行の「全国農業大学の概要」による中四国地区の農業大学校（修学期間 2 年を対象）との比較は次のとおりである。

鳥取：鳥取県立農業大学校

島根：島根県立農業大学校

岡山：岡山県農林水産総合センター農業大学校

広島：広島県立農業技術大学校

山口：山口県立農業大学校

徳島：徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校

香川：香川県立農業大学校

愛媛：愛媛県立農業大学校

高知：高知県立農業大学校

以下の大学校名は上記県名で表示している。

(1) 設置学科

	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島 (注)	香川	愛媛	高知
学科名 コース・専攻	農業 経営学科	園芸 畜産科	園芸 課程	園芸 課程	園芸 学科	本科	担い手 養成科	総合 農学科	園芸 学科
野菜	○	○	○	○	○		○	○	○
花き	○	○	○	○	○		○	○	○
果樹	○	○	○	○	○		○	○	○
作物	○								
農産園芸								○	
造園							○		
畜産	○	○	畜産 課程	畜産 課程	畜産 学科		○	○	畜産 学科
森林管理		森林 管理科							

(注) 徳島は、本科として生産技術コース、地域資源活用コース、アグリビジネスコースを設けている。

香川の造園緑化コース、島根の森林管理科は他県での設置がほとんどない独自のものである。

(2) 卒業生の状況

① 進路の状況

(単位：人)

	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	合計
農業専従者数	7	18	11	7	13	9	7	4	4	80
継続研修人数	2	1		3	1	1	1			9
就職者数	8	5	17	5	5	7	11	24	19	101
進学者数						1		7		8
その他	4	2	7	1		5	4	2		25
合計	21	26	35	16	19	23	23	37	23	223
就農者数	9	19	12	11	14	12	14	4	4	99
就農者率(%)	42.9	73.1	34.3	68.8	73.7	52.2	60.9	10.8	17.4	44.4

香川の卒業生の就農者率は四国4校の中では最も高く、中四国9校の中では上から4番目となっている。

② 就職者の状況

(単位：人)

	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	合計
農協	6	1	4	1	2	2	1	9	1	27
農業団体										
農業関連企業	2	4	13	1		5	3	8	16	52
他産業				2	3		5	4	2	16
公務員								2		2
農業大学校 臨時職員				1			2	1		4
合計	8	5	17	5	5	7	11	24	19	101

香川の卒業生の農業大学校臨時職員2名は教育助手（嘱託員）として原則1年間勤務している。

(3) 学生数一人当たりの教職員数

① 学生数

(単位：人)

	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	合計
1年	33	29	32	43	34	44	38	59	47	359
2年	21	16	33	21	31	37	35	57	39	290
計	54	45	65	64	65	81	73	116	86	649

② 教職員数

(単位：人)

	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	合計
校長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
副校長			1		1	1	1	1	2	7
次長	1				1					2
事務	3	5		3	2	4	4	2	5	28
教務	25	15	10	16	23	11	15	15	17	147
農場管理	2	9	2	10		4	4	3	3	37
舎監	4		2	3	3	2		2		16
その他		3	1		1		6	9		20
計	36	33	17	33	32	23	31	33	28	266

③ 教職員一人当たりの学生数

(単位：人)

	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	合計
学生数	54	45	65	64	65	81	73	116	86	649
教職員数	36	33	17	33	32	23	31	33	28	266
$\frac{\text{学生数}}{\text{教職員数}}$	1.50	1.36	3.82	1.94	2.03	3.52	2.35	3.52	3.07	2.44

技術研修科生を考慮していないが、香川の教員一人当たりの学生数は四国4校の中では最も低く、中四国9校の中では下から5番目である。

(4) 入学金及び授業料等の状況

(単位：千円)

	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知
受験料	2.20	2.20	-	-	-	2.20	2.20	2.20	2.20
入学金	5.55	5.65	-			5.65	5.65	-	5.65
授業料	111.60	118.80	118.80	118.80	60.00	118.80	118.80	118.80	118.80
教科書代	20.00	100.00	教材費 180.00 から充当	17.50	-	22.00	40.00	実費	35.00
教材費	10.00			15.00	30.00	-	20.00		34.00
校外研修費	120.00			-	38.50	-	-	50.00	実費

香川では、1年次を基本学習期間として講義（教養科目、基礎教育科目、専攻別専門科目）と実習を主体に学習を行い、農業に対する基本的な知識・技術の習得を行っていることから、教科書代が他県に比し高くなっているが、納付額全体としては高額ではない。

香川県立農業大学校は、中四国地区の他の農業大学校と比較して、入学金及び授業料等に大差なく、設置学科も遜色はない。また、卒業生の県内への就農者率は四国内では最も高く、教職員一人当たりの学生数は最も低いことから、四国内の農業大学校と比較して学生環境は恵まれており、香川県立の大学校としての役割は果たしていると思われる。

(2) 監査結果と意見

1. 収入事務

平成22年度の収入の内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

国庫支出金	使用料及び 手数料	財産収入	諸収入	合計
4,275	11,286	9,812	2,030	27,403

(1) 使用料及び手数料

授業料、受講料、入学金、入学試験料の収入であり、徴収方法には、「納入通知書」による方法と、「証紙」による方法がある。

「納入通知書」による収入は授業料であり、農業大学校で調定伺を財務会計システムに入力し、財務会計システムから打ち出した「納入通知書」を学生に手渡し、学生は「納入通知書」により銀行で振込みをする。銀行から入金データが本庁に連絡され、本庁で入金の会計処理がなされる。農業大学校では、財務会計システムから「収入状況一覧表」と「収入未済一覧表」を打ち出して、これを基に未入金の学生に対して督促をしている。

「証紙」による収入は入学試験料、入学金、受講料である。入学金については入学式の当日、本人から証紙を貼り付けた誓約書を受け取り、入学生名簿とチェックする。入学試験料、研修科の受講料については、本人の受験申込、受講時に証紙が添付された願書あるいは誓約書の提出により入学試験料、受講料の納付の事実を確かめている。

長期の未収は発見されず、授業料、受講料等の収入管理について、問題となる点はなかった。

(2) 財産収入

① 処理の概要

財産収入は、農業大学校の敷地内で毎週、月、水、金に開いている直売所などでの生産品売却収入である。

生産品の受払は「生産品（収穫物）伝票」と「生産品（収穫物）処分伝票」から記録される「生産品（収穫物）出納簿」で管理されている。「生産品（収穫物）伝票」

と「生産品（収穫物）処分伝票」には、それぞれ校長（副校長が代理で押印）、副校長、総務研修課長、課員、取扱者、出納員、係員の押印があり、「生産品（収穫物）出納簿」には受払数量及び販売価格が記入され、物品出納命令者である校長（副校長が代理で押印）と出納員（物品取扱員）が押印している。「生産品（収穫物）出納簿」は、香川県会計規則第 255 条に物品会計に備える帳簿として規定されているものであり、アスパラガス、キャベツなどの種類ごとに作成されている。

販売価格は、日々、生産物の出来具合により、各コース（野菜、花き、果樹）の担当教授が決定しており、「生産品（収穫物）の処分価格決定伺」に、副校長、総務研修課長、副主幹、担当教授の押印がある。

直売所では、生産品をレジスターを使用して現金で販売しており、お客さんにはレシートを渡している。販売実績は、各コース別の「農産物直売所出荷伝票」に品目ごとの単価、出荷数量、残数、売上数、売上額と売上額合計を記入し、現金とともに経理担当に回付され、経理担当は現金と売上額合計との一致を確認のうえ財務会計システムに入力し、調定伺書を出力している。調定伺書は売上の内訳明細と「生産品（収穫物）の処分価格決定伺」を添付し、校長の決裁を受けた後、収入計上処理がされる。

② 直売所のレジスター

直売所のレジスターは購入者に渡すレシートを作成するために使用されているが、レジスターの精算機能（レジシートへの 1 日の部門別売上個数・金額と合計が記録される機能）が使われてなく、十分活用されているとは思えない。販売実績は、前述のとおり各コース別の「農産物直売所 出荷伝票」に品目ごとの単価、出荷数量、残数、売上数、売上額と売上額合計を記入し、現金とともに経理担当に回付され、経理担当は現金と売上額合計との一致を確認しているが、レジスターの精算機能を使って作成されるレジシートに記録された売上金額と現金残高合計を照合することも必要であると考えられる。（意見）

2. 設備・機器等の管理事務

(1) 備品購入取引

平成 22 年度に増加した備品は、寄附 2 件 162,750 円、再用 1 件 30,000 円、保管換え 1 件 315,000 円、購入 15 件 2,729,330 円の合計 19 件 3,237,080 円である。

寄附は農業大学校学生自治会（卒業生）からの寄附でパーソナルコンピューター及びプリンターである。再用は平成 15 年度に廃棄処理したコンバインをその後教育実習用として保管していたが、改めて教育用としての備品ラベルを貼付し備品として登録したものであり、保管換えは農業試験場からの保管換えである。

購入 15 件は支出命令書ベースでは 15 件であり、その支出命令書には全て「備品出納簿記載済」と年月日の押印がなされている。これらに関する帳票（支出命令書・納品書・請求書、執行伺書・見積書（または見積結果登録））はそれぞれのファイルに適切に保管されており、また、記載内容に問題はなかった。

(2) 備品一覧表と現品との照合

備品一覧表と現品との照合は毎年夏休み中に実施することとしており、平成 22 年度は 6 月 8 日開催の教授会で段取りを説明し、担当教授に備品一覧表（使用場所コード順）の複写を配付して実施している。

使用場所コード 09 の畜産コースで平成 22 年の夏休み期間中に実施した現品照合で実際に使用した備品一覧表は平成 21 年 3 月 31 日現在のものであった。平成 22 年 6 月 8 日に配付したため、その時点では平成 21 年 3 月 31 日のものしかなかったとのことであるが、総務事務集中課物品調達グループの事務連絡「平成 21 年度備品一覧表について（送付）」の日付は平成 22 年 6 月 10 日となっているため、現品との照合作業前には、備品一覧表（平成 22 年 3 月 31 日現在）との差し替えは可能であったと考える。平成 21 年度中に購入した 4 件の備品を備品出納通知書に基づき現品確認しているとはいえ、可能な限り直近の備品一覧表に基づいて、原則全ての現品照合を実施すべきである。

また、現品照合の意義を認識するとともに、照合担当者に対して正確な照合が行われるよう指導を徹底する必要がある、必要事項を織り込んだ「現品照合実施要領」の作成が必要と考えられる。（意見）

3. 図書の管理事務

教室1部屋程度の図書室があるが、図書室の図書のうち30,000円以上のものは備品一覧表に登録されており、毎年、現品との照合がなされている。監査人自らが現品との照合を実施したところ、以下の図書について、備品ラベルの貼付誤り（備品番号99022663とすべきところ99022653）が発見された。

品名	備品分類コード 備品番号	品質・規格	価格（円）
図書	16-01-001 99022663	野菜園芸大百科 1～15巻	134,150

これは15巻で1セットになっているものであり、当初1巻目にしか備品ラベルを貼っていなかったが担当者が2巻目以降に追加でラベルを貼付した時にラベルへの備品番号の印刷を間違えたものである。他のものについては、備品ラベルの貼付誤りは発見されなかった。

なお、上記図書について、2巻、4巻、5巻が図書室内に見当たらなかった。担当者によれば、4巻は所在不明であり、2巻と5巻は担当教授が保管しているとのことであった。図書の持ち出しを記録すべき図書貸出簿には記載されておらず、担当者の記憶のみである。少なくとも、備品一覧表に登録されている金額的重要性の高い図書については、図書貸出簿により貸出者（保管場所）を明確にしておく必要がある。（意見）

4. 毒劇物等の管理事務

農業大学校で使用している農薬の中には、毒劇物にあたるものが含まれており、現物は二重鍵のかかる倉庫で厳重に管理されているものの、書類上の管理は以下のとおり不十分である。

在庫管理簿には、入庫、出庫、在庫量、取扱者の記入欄があり、入庫または出庫の際に日付、数量、取扱者の氏名を記載する様式となっている。しかしながら、在庫管理簿の様式を見直した平成21年8月1日に在庫量を記載した後、入庫欄、出庫欄に記載がなく、在庫量のみを記載しているものが散見された。

毒劇物の管理については、盗難、紛失、流出防止の措置が特に必要であり、そのためには在庫管理簿に入庫量（購入した量）と出庫量（使用量）を記載し、定期的に管理簿上の在庫量と現物とを照合する必要がある。上記在庫管理簿の正確性を担保するため、

入庫量については購入記録と照合するとともに、出庫量についてもその数量の合理性を管理責任者が確かめる必要がある。(指摘)

5. 遊休不動産

昭和 51 年度に建設された学生寮を平成 17 年度から休止したため、以下の建物が遊休不動産となっている。新たな活用方法を検討し、有効利用を図る必要がある。(意見)

(1) 所在地 仲多度郡琴平町榎井字旗岡 34 番 3

(2) 建 物	用 途	延べ面積
	男子寮(2 階建)	420.96 m ²
	物干場(1 階部分)	15.95 m ²
	物干場(2 階部分)	15.95 m ²
	食堂及び男子寮(平屋)	407.96 m ²
	女子寮及び研修室(3 階建)	721.54 m ² (注)

(注) 昭和 59 年度に建設された女子寮は 2 階 3 階部分が寮であり、1 階の一部は研修室として使用されている。

(3) 指摘及び意見

1) 指摘

① 毒劇物等の管理事務

毒劇物の管理については、盗難、紛失、流出防止の措置が特に必要であり、そのためには在庫管理簿に入庫量（購入した量）と出庫量（使用量）を記載し、定期的に管理簿上の在庫量と現物とを照合する必要がある。また、在庫管理簿の正確性を担保するため、入庫量については購入記録と照合するとともに、出庫量についてもその数量の合理性を管理責任者が確かめる必要がある。

2) 意見

① 直売所のレジスター

直売所のレジスターは、購入者に渡すレシートを作成するために使用されているが、レジスターの精算機能が使われてなく、十分活用されているとは思えない。レジスターの精算機能を使って作成されるレジシートの売上金額と現金残高合計を照合することも必要と考える。

② 備品一覧表と現品との照合

平成 22 年の夏休み期間中に実施した現品照合で実際に使用した備品一覧表は、平成 21 年 3 月 31 日現在のものであった。可能な限り直近の備品一覧表に基づいて、現品照合を実施すべきである。

また、必要事項を織り込んだ「現品照合実施要領」の作成が必要と考えられる。

③ 図書の管理事務

備品一覧表に登録されている金額的重要性の高い図書については、図書貸出簿により貸出者（保管場所）を明確にしておく必要がある。

④ 遊休不動産

昭和 51 年に建設された学生寮を平成 17 年度から休止したため、建物が遊休不動産となっている。新たな活用方法を検討し、有効利用を図る必要がある。

V. 香川県環境保健研究センター

(1) 概要

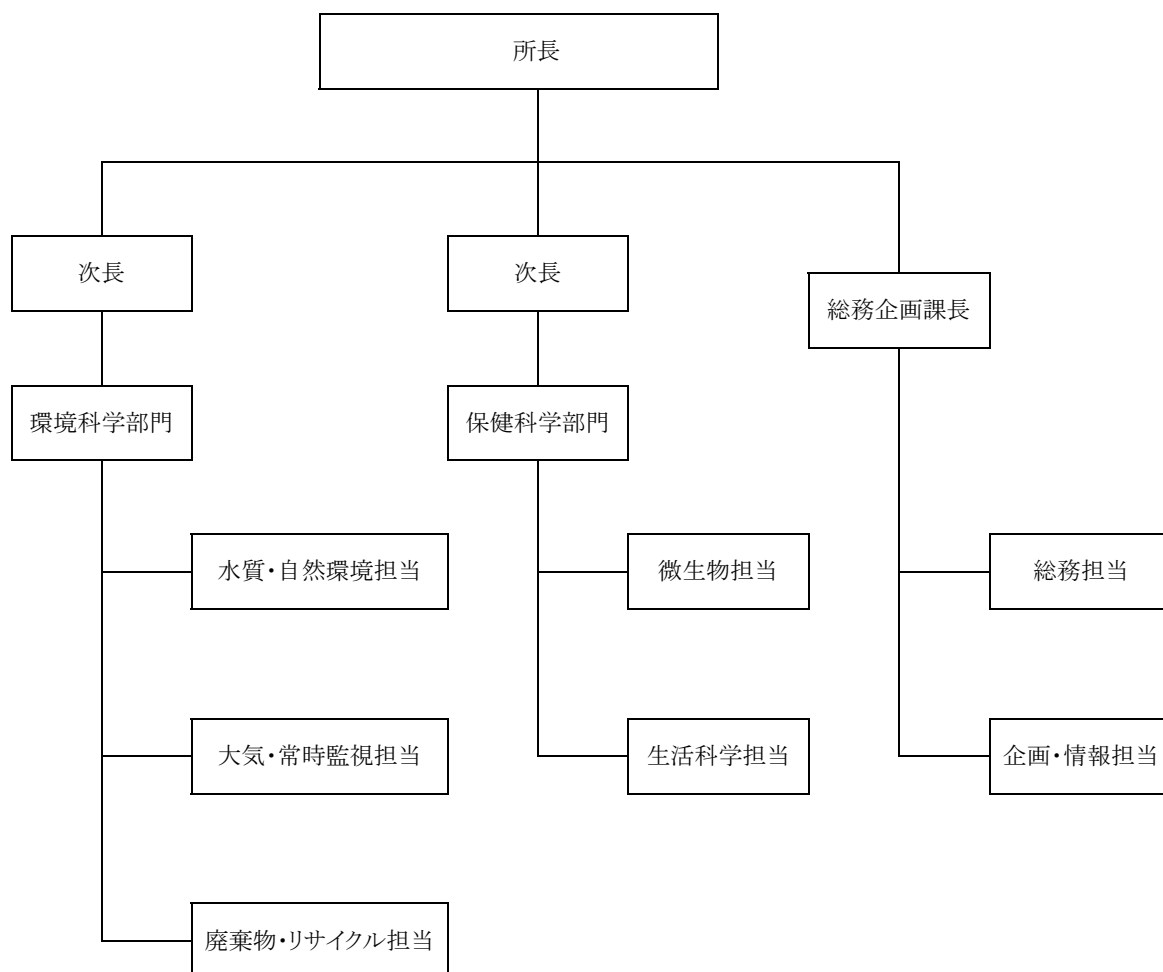
1. 設立目的・根拠条例等

環境の保全及び保健衛生に関する調査、研究等の業務を行うため、「香川県環境保健研究センター規則」に基づき設立された。

2. 沿革

- | | | |
|---------|------|--|
| 昭和 25 年 | 5 月 | 警務部所管の細菌検査室・衛生試験室を引き継ぎ、高松市宮脇町に香川県衛生研究所として発足 |
| 昭和 42 年 | 4 月 | 高松市宮脇町の香川県保健衛生センター 6・7 階に移転 |
| 昭和 46 年 | 4 月 | 香川県衛生公害研究所と改称、公害科を設置 |
| 昭和 50 年 | 5 月 | 高松市松島町の香川県高松合同庁舎 5・7 階に移転 |
| 昭和 51 年 | 4 月 | 香川県衛生公害研究所を香川県衛生研究所と改称し公害関係部門が香川県公害研究センターとして分離独立 |
| 平成 3 年 | 11 月 | 高松市朝日町に庁舎建設移転、香川県公害研究センターを香川県環境研究センターと改称 |
| 平成 14 年 | 4 月 | 香川県衛生研究所と香川県環境研究センターが統合し、香川県環境保健研究センターを設置 |
| 平成 21 年 | 4 月 | 保健福祉事務所等で行われていた水質検査等の業務を当研究センターに集約・一元化 |
| 平成 22 年 | 4 月 | 廃棄物・リサイクル部門を環境科学部門に統合 |

3. 組織（平成 22 年度）



4. 施設の概要と所在地

(1) 所在地 高松市朝日町5丁目3-105

(2) 敷地 4,999.89 m²

(3) 建物 (延床面積)

本館（6階建） 5,083.60 m²

附属棟 420.91 m²

ポンプ室 (124.00 m²)

排水処理施設 (96.91 m²)

倉庫・車庫 (200.00 m²)

5,504.51 m²

5. 主要な業務内容

(1) 環境科学部門

① 水質担当

河川・海域・地下水などの公共用水域及び事業場排水についての水質監視調査並びに環境保全対策のための調査研究を行っており、平成 20 年度より府中湖水質改善に関する調査を実施している。水道、給水栓及び井戸水などの飲料水については全項目検査及び化学・細菌試験を、温泉水については鉱泉分析を行っている。

また、水質・土壌・底質などに含まれるダイオキシン類や農薬、その他の未規制化学物質について調査研究を行っている。

② 自然環境担当

行政検査として、河川、ため池等での魚類のへい死事故に係る魚毒性試験（急性毒性試験）について、平成 18 年 9 月から、魚による簡易な毒性試験（国土交通省水質事故対策技術による試験法）を実施している。調査研究として、ニッポンバラタナゴの遺伝子解析、カンカケイニラの保護・増殖を行っている。

③ 大気担当

工場や自動車等から排出される大気汚染物質（ダイオキシン類・揮発性有機化合物・金属・アスベスト等）の分析を行い環境基準等の達成状況の把握に努める他、工場・事業場等のばい煙発生施設から排出されるばい煙の採取・分析を行い、排出基準が遵守されているかを調査している。また、空港周辺における航空機騒音、与島・櫃石島高架橋下における鉄道騒音調査及び主要道路における自動車騒音調査を実施している。その他、地球環境問題である酸性雨や大気中のフロンの調査等も実施している。

④ 常時監視担当

県下 21 環境測定局及び 6 煙源測定局において、自動測定機により大気汚染物質濃度を測定している。基準を超えた場合、県民の健康を守るため大気汚染緊急時の発令を行い、協定により大きな工場などでは燃料等の削減が行われる。平成 22 年度においては、光化学オキシダントの予報を 2 回発令した。そのほか、本県の環境放射能のレベルを把握しておくため、国の委託を受け、大気中の放射線量の常時監視を行うとともに、降下物等の各種環境試料の放射能濃度を測定している。

⑤ 廃棄物・リサイクル担当

県下の廃棄物最終処分場の浸出水・地下水中の有害物質調査の他、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん・焼却灰中のダイオキシン類の分析を行い、排出基準監視をし

ている。また、豊島事業場における環境計測や作業環境等の調査において、ダイオキシン類や揮発性有機物質等の分析を行っている。平成 17 年度からは、新たにアスベスト健康被害に対処するため、吹付け材や建築材中のアスベストの定性・定量分析も実施している。

(2) 保健科学部門

① 生活科学担当

県民の衣食住に関わる行政検査、依頼検査、調査研究を実施している。そのうち食品衛生検査について、野菜、果実中の残留農薬や畜水産物に残留する動物用医薬品や汚染物質の検査、遺伝子組み換え食品の安全性検査やアレルギー物質の検査等を実施している。他に健康食品や違法ドラッグ中の無承認無許可医薬品などの検査や、繊維製品や接着剤等の家庭用品中に含まれる有害物質の検査を実施している。

② 微生物担当

細菌、ウイルス、真菌、原虫等の多岐にわたる分野を担当しており、食品衛生・食中毒・有症苦情・感染症など、県民生活に係わる行政検査、それらに関連する調査研究並びに行政機関及び一般からの依頼検査を実施している。

6. 人員の状況

(1) 過去3年間の職員の状況

最近3年間の職員の状況（4月1日現在）は次のとおりである。

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
定数内職員：事務	4	4	4
技術	42	40	40
技能			1
計	46	44	45
定数外職員：事務			
技術	9	9	9
技能	4	4	3
計	13	13	12
合計	59	57	57

(2) 部門別職員数

平成23年4月1日現在の部門別職員数は次のとおりである。

（単位：人）

	所長	総務 企画課	環境 科学部門	保健 科学部門	合計
所長	1				1
次長			1	1	2
課長		1			1
主席研究員			7	4	11
主任研究員		2	10	6	18
主席技師			1		1
主任技師			3	1	4
技師			4		4
主任		3			3
嘱託員		1	6	1	8
再任用			2		2
臨時職員			2		2
合計	1	7	36	13	57

7. 収支の状況

最近4年間の環境保健研究所費の収支の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度 (繰越予算)
収 入	使用料及び手数料	15,641	12,809	15,428	11,312	
	国庫支出金				277	22,612
	財産収入					
	繰入金					
	諸収入	28	76	83	81	
	一般財源	405,890	385,105	422,227	399,865	2,081
	計	421,531	397,990	437,738	411,535	24,693
支 出	報酬	10,817	10,148	9,997	8,134	
	給料	195,091	174,763	205,801	192,607	
	職員手当	103,526	95,687	105,782	92,951	
	共済費	66,003	62,979	70,880	73,407	
	賃金	1,487	3,382	2,114	2,193	
	報償費	792	711	684	756	
	旅費	567	751	761	654	
	需用費	25,317	23,755	24,178	25,611	
	役務費	1,196	1,711	1,640	1,299	
	委託料	16,500	17,272	15,660	12,801	550
	使用料及び賃借料	136	149	109	69	
	工事請負費		4,986		0	24,143
	原材料費					
	備品購入費		1,558		912	
	負担金補助	127	138	132	141	
計	421,559	397,990	437,738	411,535	24,693	

8. 環境保健研究所費

(1) 財源別事業費

(単位：千円)

区 分／財源	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 22 年度 繰越予算	平成 23 年度 (当初予算)
給与費					
一般財源	343,093	392,186	366,788		337,338
運営管理費					
使用料及び手数料	12,809	15,428	11,312		10,320
諸収入	76	83	81		28
一般財源	42,012	30,041	33,052		32,559
計	54,897	45,552	44,445		42,907
運営管理費 (地域活性化交付金)					
国庫支出金			277	22,612	
一般財源			25	2,081	
計			302	24,693	
合 計					
使用料及び手数料	12,809	15,428	11,312		10,320
国庫支出金			277	22,612	
諸収入	76	83	81		28
一般財源	385,105	422,227	399,865	2,081	369,897
計	397,990	437,738	411,535	24,693	380,245

(2) 一般財源負担率

(単位：パーセント)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
給与費	100.00	100.00	100.00	100.00
運営管理費 (地域活性化交付金を含む)	76.53	65.95	50.63	75.88
合 計	96.76	96.46	92.14	97.28

(注) 平成 22 年度は繰越予算を含む。

一般財源負担率が他の試験研究機関に比し高いが、環境保健研究センターの事業の大部分が県民の健康を守るために必要不可欠な試験及び調査事業であるためである。

9. 研究開発等業務

環境保健研究センターの業務は、検査、調査業務が大きな割合を占めるが、平成 22 年度は以下の調査研究も行っている。

(1) 環境科学部門 水質担当

- ① 酸性雨陸水モニタリング調査
- ② 府中湖水質改善研究事業
- ③ 香川大学連携融合事業（干潟域の水質・底質等に関する研究）
- ④ ノリ漁場海域調査

(2) 環境科学部門 自然環境担当

- ① ニッポンバラタナゴの遺伝子解析
- ② カンカケイニラの保護・増殖

(3) 環境科学部門 大気担当

- ① 臭気指数による規制基準の導入に向けての研究

(4) 環境科学部門 常時監視担当

- ① PM2.5 と光化学オキシダントの実態解明と発生源寄与評価に関する研究（国立環境研究所等との共同研究事業）

(5) 環境科学部門 廃棄物・リサイクル担当

- ① 中小食品製造業における汚泥減量化対策に関する研究

(6) 保健科学部門 生活科学担当

- ① 日常食品中の汚染物質摂取量調査
- ② 食品添加物一日摂取量調査（サッカリンナトリウム）について

(7) 保健科学部門 微生物担当

- ① 食品由来感染症調査における分子疫学手法に関する研究
- ② 感染症流行予測調査事業（国立感染症研究所との共同研究事業）

(2) 平成 14 年度の包括外部監査結果のフォロー

平成 14 年度の包括外部監査は「試験研究機関における財務事務について」をテーマとし環境保健研究センターも監査対象となっている。その際「包括外部監査の結果報告書」の監査の結果と意見に記載された事項のうち、主なものについてフォローアップを実施した。その結果は以下である。

指摘・意見	対応状況
<p>(1) 県の試験研究機関の役割について</p> <p>環境保健研究センターは、事業費からも分かるように事業の大部分が試験及び調査事業であり、研究事業の割合は少ない。これは県の他の研究機関と比較して大きく異なるところである。</p> <p>こうした点を踏まえて、環境保健研究センターの今後の役割について、以下のような検討が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 研究機関としての側面 ② 試験・検査機関としての側面 ③ 研究機関としての役割 	<p>平成 15 年 10 月に環境保健研究センターのあり方に関する連絡会により「環境保健研究センターのあり方について」が作成され、左記事項は課題としてまとめられており、左記事項について可能なものから取組んでいる。</p>
<p>(2) 研究事業の財源について</p> <p>研究開発予算の減少は、多くの研究機関において見られるところであるが、より多額の財源を確保し大きな成果を得るためには、補助金等、県費以外の資金を獲得したり、共同研究を行うといった方法が考えられる。</p>	<p>試験研究に要する財源確保に当たっては、共同研究等にも積極的に取組み、経費の節減に努めて対応するとされている中で、国庫支出金の獲得はあまり進んでいないが、財団からの資金を得た研究や四県連携事業を新たに実施している。</p> <p>また、県の各研究機関との共同研究は、比較的順調に進んでおり、平成 23 年 10 月に共同研究計画書が完成した「カルシウム含有廃棄物を原料としたハイドロキシアパタイトの合成及び環境浄化材への応用」研究は、環境保健研究センター、水産試験場、産業技術センター及び畜産試験場が、各々の得意分野を受け持ち総合的に標記の研究成果を出そうとするものであり、高く評価されるべき取組みである。</p> <p>今後とも、このような共同研究を増やし香川県にとって有意義な成果を達成することが望まれる。</p>

指摘・意見	対応状況
<p>(3) 試験・検査の受益者負担について</p> <p>香川県の手数料条例による価格は、過去に見積した数値を原則引き継いでいる。現在実際にいくらの価格が発生しているかを積算し、大幅に乖離している場合には、条例で定めた価格に見直しを検討すべきである。</p>	<p>手数料条例による価格については、平成24年4月1日の改正に向け進めている。</p>
<p>(4) 備品の管理について</p> <p>① 備品のたな卸について</p> <p>当センターにおいては、内部監査に合わせ重要物品の台帳と現品の照合は実施しているが、重要物品以外のものについては実施していない。備品管理のためには重要物品に限らず、定期的に全備品を対象に現品確認を実施することが必要である。</p>	<p>センターでは、3年ですべての備品を現品確認するように、部門あるいは担当を単位として、現品確認ローテーション計画を策定の上、計画に従い現品確認を実施している。重要物品以外の備品についても定期的に現品確認することとした点については改善が認められるが、これに加えて、備品の金額的重要性や業務上の重要性を考慮することが望まれる。少なくとも重要物品については、ローテーション計画の対象とはせず、毎年度、現品確認することが望ましい。</p> <p>また、現在、現品確認の方法としては、管理部門の1名以上（出納員又は会計員）が現場に赴き、現場の担当者と2名以上で実施している。この点、現品確認の実効性、効率性の観点からは、まずは現場で現品確認するとともに、特に取得年月が古く、使用頻度も少ない備品等に関し、廃棄処分の要否もあわせて確認後、その実施リストを管理部門において回収チェックした上で、サンプリングにより再確認を行うことが考えられる。</p>
<p>② 機種選定及び備品の購入計画について</p> <p>備品の購入においては、一定の手続により、今後の総使用見込み及び性能などを踏まえた機種の選定について慎重に決定すべきである。また、備品の購入については、現在、5年間の機器整備（購入）計画が作成されている。今後は、当センターとしての中長期計画とリンクした機器整備計画の作成が望まれる。</p>	<p>備品の購入計画については、各部門責任者からなる備品調整会議で検討、決定されている。ここでは、各部門から管理部門に提出された概ね向こう5年間の機器類の設置または買替えの要望をもとに、「環境保健研究センター備品整備計画」として取りまとめている。今後5年間の見通しも含めた要望に基づいて、備品調整会議で十分に検討の上、購入機器を選定する体制が整備できており、備品の整備計画については一定の改善が認められた。</p>

指摘・意見	対応状況
<p>(5) 試験研究設備の外部開放及び使用料収入について</p> <p>香川県内の企業の育成、他の試験研究機関との効率的な設備の共通利用による効率的な運用といった点を考慮すると、設備の外部開放は必然であると考える。</p>	<p>検討した結果、センターの試験研究設備は検査物等により前処理が必要なため、基本的に外部開放には馴染まないものも多い。また、センター自らの使用頻度が高く外部開放の余地も乏しいと判断したとの回答を得た。</p>

(3) 監査結果と意見

1. 環境保健研究センターの課題と対策

センターでは、団塊の世代が退職し平均年齢が下がり職員の経験不足が心配な状況にある。一方、行政組織における試験研究機関として大事な分析業務を担当しているため、分析技術の維持・向上が最大のテーマになっている。

このための対策として、センターでは国立保健医療科学院や環境省環境調査研修所など外部の機関が開催する研修やセミナーに職員を派遣し、新しい技術・知識を習得させることにしている。

センターでのこのような対策は、妥当な施策であると評価する。しかしながら、問題と思えるのは、職員各人ごとのキャリアパスが十分に確立されていないことである。

保健科学部門は、個人ごとの研修参加履歴をノートに記載し、据え置いており、誰でも各人の研修履歴が参照できる体制にある。一方、環境科学部門はこのような研修受講履歴を残す仕組みがない。

今後は、両部門とも、センターの職員に必要な知識・技能を整理し、研修計画を策定するとともに、研修履歴をキャリアパスとして残すべきである。(意見)

なお、研修を受講した職員は、受講内容を報告し、センターにとって真に必要なプログラムかどうかを自ら判断し、事後の研修計画に活かすべきである。

2. 収入事務

センターは、外部から各種検査を有償で受託することにより収入を得ている。

最近5年間の「使用料及び手数料」収入の実績は以下のとおりである。

平成18年度	15,302千円
平成19年度	15,641千円
平成20年度	12,809千円
平成21年度	15,428千円
平成22年度	11,312千円

また、平成23年度当初予算での収入見込みは、10,320千円である。

高機能の機器を相当数保有している実情をみると使用料及び手数料収入が思いのほか少ない感がある。センターの役割のうち最も重要なものは行政としての試験・検査であ

る。したがって、保有する機器についても依頼検査に開放できる時間には制約があり、またセンター職員のマンパワーにも限界があり、一挙に収入を増やすことは容易ではないことは理解する。しかしながら、保有検査機器の状況、新規取得検査機器の内容などをホームページを通じて県内企業に周知し、機器の稼働率を上げていく努力は今後とも必要と思われる。

今回の包括外部監査では、平成 22 年度の収入について以下のサンプルについて財務事務の適正性を監査した。

調定伺書 調定番号	起案年月日	調定額	内容	備考
10000653	平成 22 年 6 月 2 日	△9,320 円	過誤納金の戻出	(注) 1
10026690	平成 23 年 3 月 17 日	1,480,000 円	高松市保健所からのウィルス分離同定検査の依頼	
10024464	平成 23 年 2 月 22 日	48,000 円	香川大学医学部医学科実習謝金受入	
10023401	平成 23 年 2 月 7 日	815,000 円	高松市保健所からの食品中の残留農薬検査の依頼	
10017911	平成 22 年 11 月 19 日	680,000 円	香川県営水道事務所からの水質依頼検査	(注) 2
10006729	平成 22 年 6 月 25 日	248,220 円	坂出市からの底質検査の依頼	
10006154	平成 22 年 6 月 17 日	18,640 円	三豊市からの二酸化窒素測定試験の依頼	
10005819	平成 22 年 6 月 14 日	166,440 円	高松市保健所からの遺伝子組み換えに関する試験の依頼	
10003200	平成 22 年 5 月 11 日	211,200 円	高松市保健所からの食品中の PCB などの依頼検査	
10001650	平成 22 年 4 月 1 日	12,732 円	環境省中国四国地方環境事務所への事務所の一部貸与	

- (注) 1. 平成 22 年 4 月 5 日に町から依頼のあった「試験検査依頼書」のなかに、検査の受託を取り止めていた検査項目が記載されており、この金額 9,320 円を含んだ金額が 4 月 20 日に入金された。検査成績書を作成していたところ、試験検査依頼書の項目の間違いに気づき、6 月 11 日に返金したものである。なお、4 月 5 日に預った検体にこの試験用の検体は含まれていない。
2. ダイオキシン類の水質検査であり、1 件あたりの手数料は平成 15 年に 170,000 円と決定している。手数料算定に当たっては、設備償却費、備品償却費、器具類の消耗品費、試薬費及び委託費・光熱費の費用を見積もって算定しているが、人件費は負担させていない。見積りコストの算定に当たっては、人件費も算入すべきである。

上記（注）1.のとおり、依頼試験の受付に際しては、後日の訂正手続の発生を防止するため、試験検査依頼書の内容と実際に預った検体との整合性を確かめることを徹底すべきである。（意見）

また、（注）2.のとおり、ダイオキシン類の水質検査手数料の根拠となる発生原価の積み上げにおいて人件費が算入されていないが、センターでは人件費も含めた所要経費全てを算定して再計算を行い、平成24年4月1日の改正に向け、手続を進めている。

3. 支出事務

平成22年度における環境保健研究センターの支出は以下のとおりであり、主要な支出について内容と事務処理を検討した。

（単位：千円）

旅費	需用費	役務費	委託料	使用料 及び賃借料	負担金補助 及び交付金
2,148	84,086	3,246	14,975	117	543

(1) 需用費

消耗品費、光熱水費、修繕費などが計上されているが、消耗品費50,968千円が最も支出額が多く、その内容は試験等に用いる試薬、試験用具等の購入代である。試験研究機関のため、日常的に使用される試薬、試験用具の品目は非常に多く、また、在庫量を削減するために頻繁に発注を行うこととしているため、購入先とは単価契約を締結している。単価契約はその対象とする試薬、試験用具の品目を複数の業者に通知し、各品目で最も安価な単価を提示した業者と年度単位での単価契約を締結している。

また、在庫の削減を目的として、平成23年2月からは試薬、試験用具の在庫管理システムを導入している。これにより、各研究室で保管している試薬、試験用具の数量を把握することが可能となり、各研究室で共通して使用する試薬、試験用具については研究室相互で融通することによりセンター全体の発注量及び在庫量の削減に取り組んでいる。なお、在庫管理システムで管理している試薬、試験用具については年2回の棚卸しを行っており、現物管理にも問題はない。

光熱水費21,974千円は、施設内の試験機器に係る電気代、試験の際に使用する水道代等が主な支出内容であり、修繕費8,843千円は、試験用機器の修繕に支出した額

である。近年はセンターの予算縮小のため、新規の試験機器の更新も進んでおらず、需用費に占める修繕費の割合も高くなっている。

(2) 委託料

センターの清掃業務、警備業務などが計上されている。平成 22 年度までは指名競争入札を実施しているが、平成 23 年度からは、競争原理をさらに働かせるために一般競争入札を採用している。

以上検証の結果、支出事務処理において問題となる事項はなかった。

4. 設備・機器等の管理事務

(1) 備品管理事務の概要

「出納事務の手引」第 7 章 物品 1 (2) 物品の分類において、備品は、その性質、形状を変えることなく比較的長期間使用に耐えるもの及びその性質は消耗品に属するものであっても長期間保存を要するものと定義されており、以下のものが備品に分類される。

- ・ 公印類、加除式図書類（台本）
- ・ 美術品、標本等で長期間保存を要するもの（模型、見本、陳列品その他文献等で資料価値の高い物品）
- ・ 取得価格が 30,000 円以上の物品で、比較的長期間使用に耐えるもの

なお、地方自治法 238 条の規定により公有財産と定義される不動産（土地、土地の定着物）及び不動産の従物である動産については、備品とされない。

また、備品に関しては、「備品一覧表」の整備が要求されているほか、重要物品（取得価格 100 万円以上のもの）については、「出納事務の手引」第 7 章物品 1 (3) 重要物品において、別途「重要物品票」の整備も要求されている。

(2) 備品の購入事務

備品の購入は「執行伺書」の起案・決裁により実施され、購入備品代金の支払いは「支出命令書」の起案・決裁により実施される。決裁権者は、いずれも所長である。

特殊物品（四輪以上の自動車、購入価格が 250 万円以上の備品）の購入については、県の「特殊物品購入等審査会規程」に基づき、品名、規格、設置場所、参考見積価格、購入等の理由等を記載した「特殊物品購入等審査申請書」を特殊物品購入等審査会に提出し、購入等の適否について同委員会の審査を受けなければならない。

また、センターでは独自に「環境保健研究センター備品購入等審査委員会規程」を設けており、上記特殊物品の他、1 品の購入予定価格が 50 万円以上の備品及び所長が特に必要と認める備品の購入に際して、品名、規格、設置場所、参考見積価格、購入等の理由等を記載した「備品購入等審査申請書」を環境保健研究センター備品購入等審査委員会に提出し、購入等の要否について同委員会の審査を受けることとしている。

以上に関し、環境保健研究センター予算枠による平成 22 年度の備品購入について、関係書類一式を検証したところ、執行伺書、支出命令書の所長決裁印に漏れはなく、「特殊物品購入等審査申請書」、「備品購入等審査申請書」の審査状況等にも問題はなかった。

なお、センターでは検査機器の購入に関して、5 年間の備品整備計画（平成 22 年度策定、23 年度一部改定）を定めて、計画的な購入に努めているが、最終的な購入機器決定までの判断の過程が文書等で残っていない。計画を策定する備品調整会議では、数多くの購入要望の中から、一定の方針や根拠に基づいて優先順位付けされ、最終的に取捨選択されているが、そうした検討の経緯は、文書等で残しておくことが望まれる。（意見）

(3) 備品一覧表の管理と現品確認

① 備品一覧表と現品のサンプルテスト

備品の実在性について、備品一覧表と現品のサンプルテストを実施した。対象とした備品及び結果は次のとおりである。

(単位：円)

備品名	備品番号	取得年月	金額	現品の有無及び備品ラベルの貼付	摘要
紫外可視分光光度計	00004864	H12. 7	1, 341, 900	○	現在使用中
原子吸光分光光度計	10005265	H23. 3	4, 578, 000	○	同上
データ処理装置クロマトパック	99007731	S60. 6	1, 298, 000	○	同上
ロータリーエバポレーターバキュームシステム	08000531	H20. 9	1, 318, 800	○	同上
透過型電子顕微鏡	99007496	H3. 10	32, 039, 000	○	(注)1
ユニバーサル冷却遠心機	10002357	H22. 10	1, 556, 100	○	現在使用中
特殊用途自動車（キャラバン車）	99134872	H11. 3	28, 000, 000	○	同上
自動演算騒音計	99010811	S61. 3	2, 503, 000	○	同上
ガスクロマトグラフ質量分析計	99010880	H9. 3	15, 110, 100	○	同上
大気濃縮導入装置	99011126	H9. 9	11, 970, 000	現品なし	平成 23 年 3 月廃棄済み (注)2
キャニスタークリーニング装置	10004559	H23. 3	4, 231, 500	○	現在使用中
IM 泉効計	99007475	H2. 3	870, 000	○	(注)3
オートアナライザー	99011116	H8. 3	14, 956, 000	○	現在使用中

(注)1. 大型の古い電子顕微鏡であり、センター唯一の透過型電子顕微鏡。主に、ノロウイルスなど細胞培養による検査ができないウイルスを同定するため使用していたが、現在遺伝子検査が主流になったため、ここ数年の使用頻度は極めて少ない。ただし、例えば未知のウイルス調査等に際しては透過型電子顕微鏡が必要となることが想定されることから、備置している。

2. 新機器を購入した際に処分済みの機器。新機器の登録は適切に処理されていたが、旧機器の廃棄処理が漏れていたもの。

3. 温泉等の水質・成分検査で使用する機器。要検査項目は、新機種である他の機器でも可能であるが、当機器は持ち運びが可能な携帯タイプである。ここしばらく使用機会はないものの、水質・成分を検査するに当たり、原泉成分を直接検査する必要が生じた場合（例えば、センターへの温泉水運搬中に成分変化するおそれがある場合など）には必要となる機器であり、備置している。

② 備品一覧表と現品の管理事務

サンプルテストの結果、上記(注)2.のとおり、備品管理上の問題点（処分した機器に関する事務処理の漏れ）が発見された。機器の処分に際して、今後、事務処理の漏れがないよう十分に注意することと定期的に処理漏れのないことを確かめる仕組みを整備することが必要であるが、現行の備品の棚卸方法を下記のとおり見直すことで、重要な備品に関する事務処理の漏れをより早期に発見・修正できるものと思われる。

センターでは、3年ですべての備品を現品確認するように現品確認ローテーション計画を策定し、現品確認を実施しているが、現在のローテーション計画では、備品の金額的重要性や業務上の重要性が考慮されていない。この点、金額的に重要な備品あるいは業務上重要な備品については、毎年度現品確認することが望ましく、そうすれば重要な物品に関する事務処理の漏れもより早期に発見・修正できるものとする。

（意見）

5. 人事管理事務

(1) 人件費推移

最近4年間の人件費の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
【給与費】				
嘱託員等報酬	10,817	10,148	9,997	8,134
給料	195,091	174,763	205,801	192,607
職員手当等				
扶養手当	3,216	3,250	3,504	3,866
住居手当	1,545	1,227	1,159	698
通勤手当	4,717	3,997	6,847	5,944
特殊勤務手当(注)1	1,831	1,561	1,887	1,533
超過勤務手当	4,433	6,697	8,386	7,350
休日勤務手当	273	234	137	298
給料の特別調整額(注)2	1,947	2,187	1,406	2,187
期末手当(注)3	57,768	51,557	55,342	47,064
勤勉手当(注)3	27,796	24,977	27,114	24,011
職員手当等計	103,526	95,687	105,782	92,951
共済費				
職員共済費等	64,282	60,897	69,061	71,644
嘱託員共済費	1,488	1,598	1,545	1,452
共済費計	65,770	62,495	70,606	73,096
合 計	375,204	343,093	392,186	366,788
【環境保健研究センター 運営管理費】				
賃金職員共済費	233	484	274	311
賃金(注)4	1,487	3,382	2,114	2,193
合 計	1,720	3,866	2,388	2,504
総合計	376,924	346,959	394,574	369,292

- (注)1. 特殊勤務手当は有害物等取扱手当等であり、センターでは特に有害な薬品を使用したり、病原体を扱った試験研究業務に従事した職員に支給されている。
2. 給料の特別調整額は管理職手当である。
3. 期末手当は対象期間(6ヶ月)の在職期間に応じて支払われ、勤勉手当は対象期間の勤務成績に応じて支払われる賞与である。
4. 賃金は臨時職員に対するものである。

香川県は平成 20 年度から 3 年間で新たな財政再建の計画期間と位置付けて取り組んでおり、その一環として全職員を対象として給与カットを実施している。なお、平成 23 年度についても財政運営計画に基づき給与の減額措置が続けられている。

(2) 事務処理の概要

給与等は本庁の総務事務集中課で計算されており、職員に関しては、本人（代理申請は可能）が総務ナビへ年次休暇（日、半日、時間単位）、夏季休暇（日、半日単位）等の申請情報を入力し、所長が承認することになっている。承認がされていない場合は、警告メールが所長に送られるため、承認漏れは発生しない。

庶務担当は、翌月 10 日頃、電子出勤簿を出力し、異常な手当入力（例えば、有給休暇取得時の特殊勤務手当超過勤務手当等）がなされていないこと、また 10 日ごとに超過勤務命令簿を査閲し、入力の有無を確認している。通勤手当のうち、高速料金については、本人が特別急行料金・高速艇利用実績票を出力し、利用証明書を添えて提出されるため、庶務担当がチェックの上、確認入力を行っている。

「平成 23 年職員手当等内訳調書」から金額の大なる通勤手当、超過勤務手当をそれぞれ 5 名分抽出し、通勤手当については、特別急行料金・高速艇利用実績票及び利用明細書との照合、超過勤務手当については、超過勤務等実績簿、超過勤務等命令簿と超過時間を照合した結果、いずれも一致した。

(3) 臨時職員・嘱託員

センターでは、分析機器の洗浄等特殊な能力・技術を要するものを臨時職員として採用する場合、「臨時職員の任用等に関する要綱」第 3 条（3）業務の特殊性等により試験による採用候補者名簿から任用することができない場合は、県全体での採用制度とは別に個別にハローワーク等を通じて選考することとしている。

現状の該当者は栄養士、臨床検査技師等であるが、近年人員増による新たな採用はなく、退職職員の補充による採用に留まっている。

嘱託員は 1 年間での契約であるが、継続が可能となっている。特別な知識、経験又は技能を必要とする業務への対応のため、嘱託員の雇用が必要な場合はハローワーク等を通じて選考することになるが、有資格者（臨床検査技師、化学知識の豊富な者）を採用している。

嘱託員、臨時職員については、出勤簿、休暇簿が作成されており、出勤状況が把握されており、庶務担当が出勤簿から欠勤減額時間を入力している。

嘱託員 1 名、臨時職員 1 名を任意に抽出し、出勤簿と休暇簿を査閲した結果、いずれも適切に作成されていた。

以上、人事管理事務において問題とすべき事項はなかった。

(4) 指摘及び意見

1) 指摘

なし

2) 意見

① 環境保健研究センターの課題と対策

センターでは外部の機関の研修やセミナーに職員を派遣し、新しい技術・知識を習得させることにしているが、職員各人ごとのキャリアパスが十分に確立されていない。センターの職員に必要な知識・技能を整理し、研修計画を策定するとともに研修履歴をキャリアパスとして残すべきである。

② 収入事務

依頼試験の受付に際しては、試験検査依頼書の内容と実際に預った検体との整合性を確かめることを徹底すべきである。

③ 備品の購入事務

最終的な購入機器決定までの判断の過程が文書等で残っていない。備品調整会議では、数多くの購入要望の中から、一定の方針や根拠に基づいて優先順位付けされ、最終的に取捨選択されているが、そうした検討の経緯は、文書等で残しておくことが望まれる。

④ 備品一覧表と現品の管理事務

センターでは、3年ですべての備品を現品確認するように現品確認ローテーション計画を策定し、現品確認を実施しているが、備品の金額的重要性や業務上の重要性が考慮されていない。金額的に重要な備品あるいは業務上重要な備品については、毎年度現品確認することが望ましい。

VI. 香川県産業技術センター

(1) 概要

1. 設立目的・根拠条例等

香川県産業技術センター条例に基づき、工業及び食品産業の技術に関する試験、研究、調査等を行うとともに、その成果の活用及び普及を図ることにより、本県における産業の振興及び発展に資するため、高松市に設置された。

なお、センターの業務を分離させるため、センターの支所として発酵食品研究所が小豆郡小豆島町に設置されている。

2. 沿革

平成 12 年 4 月 香川県工業技術センター、香川県食品試験場、香川県発酵食品試験場を統合し、香川県産業技術センターとして発足

(1) 旧工業技術センター

昭和 51 年 4 月 香川県工業技術センター設置
機械・金属工業、木材工業、窯業技術、デザインについての試験、研究、調査及び指導並びに発明の奨励に関する業務を開始

52 年 4 月 化学工業技術についての試験、研究、調査及び指導を開始

55 年 3 月 試験研究庁舎完工

55 年 4 月 工業技術についての情報収集、閲覧及び提供を開始

61 年 5 月 電子工業技術についての試験、研究、調査及び指導を開始

平成 元年 3 月 新庁舎本館棟及び試験研究棟完工

2 年 3 月 新庁舎実験棟完工

8 年 6 月 組織を改正し、総務課、企画情報部門、材料技術部門、生産技術部門及びシステム応用技術部門とする

10 年 3 月 増築試験研究棟（東館）完工

12 年 4 月 香川県産業技術センターに統合

(2) 旧食品試験場

昭和 26 年 9 月 香川県醤油試験場高松指導室として設置

昭和 37 年 4 月 香川県発酵食品試験場高松分室に改称
味噌、食酢、蒲鉾、豆腐等に関する試験、研究、調査及び指導を開始

昭和 51 年 4 月 香川県発酵食品試験場高松分場に改称（農林部から経済労働部へ所管変更）

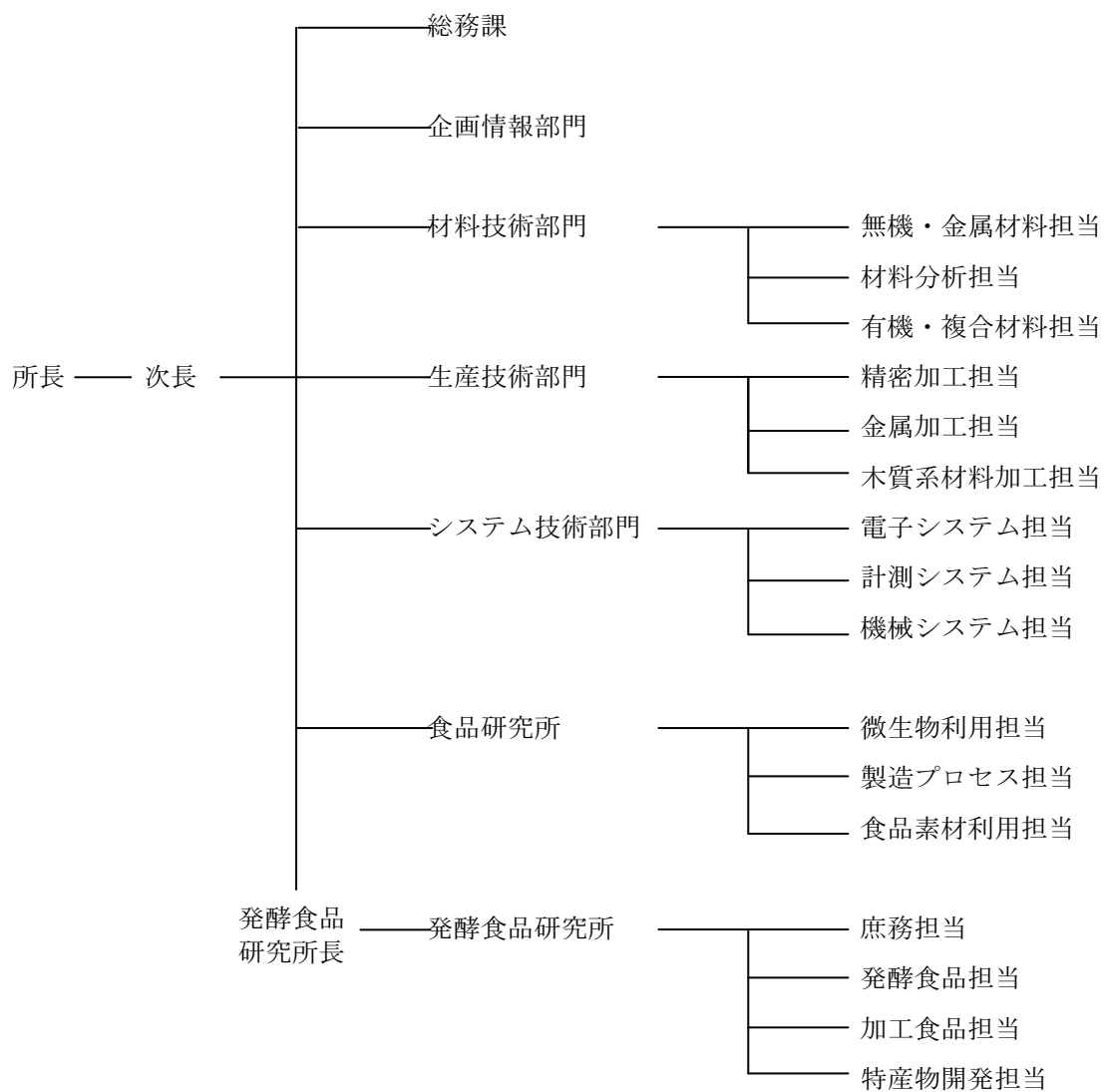
53 年 5 月 農業試験場から郷東町に移転

- 平成 3年 3月 プラント棟完工
- 3年 8月 香川県食品試験場として発足
- 12年 4月 香川県産業技術センターに統合、食品研究所に改称

(3) 旧発酵食品試験場

- 明治38年 11月 小豆島醤油製造同業組合立醸造試験場として地元醤油業者により創設
- 40年 7月 小豆郡醸造試験場として小豆郡に移管
- 43年 4月 県に移管、香川県工業試験場となり醤油業界の指導にあたる
- 昭和 7年 4月 県立工業試験場（現在の(独)産業技術総合研究所四国センター）の設立に伴い、香川県醤油試験場に改称
- 37年 4月 香川県発酵食品試験場に改称
醤油調味料に加え、佃煮等の加工食品に関する試験、研究、調査及び指導を開始
- 平成 2年 3月 新庁舎完工
- 10年 3月 成果応用研究室を3階部分に増築
- 12年 4月 香川県産業技術センターに統合、発酵食品研究所に改称

3. 組織（平成 22 年度）



4. 施設の概要と所在地

(1) 産業技術センター

① 所在地	高松市郷東町 587-1		
② 敷地	9,663.23 m ²		
③ 建物	(産業技術センター)		<u>延床面積</u>
	本館棟	鉄筋コンクリート造3階建	3,070.69 m ²
	試験研究棟(西館)	鉄筋コンクリート造3階建	2,583.07 m ²
	試験研究棟(東館)	鉄筋コンクリート造	915.31 m ²
	実験棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	1,267.66 m ²
	その他		<u>94.50 m²</u>
		計	<u>7,931.23 m²</u>
	(食品研究所)		
	本館	鉄筋コンクリート造3階建	1,192.08 m ²
	プラント棟	鉄骨造	<u>385.31 m²</u>
		計	<u>1,577.39 m²</u>

(2) 発酵食品研究所

① 所在地	小豆郡小豆島町苗羽甲 1351-1		
② 敷地	1,871.32 m ²		
③ 建物			<u>延床面積</u>
	庁舎	鉄筋コンクリート造3階建	1,461.78 m ²
	ポンプ室及びLPG庫	鉄筋コンクリート造	<u>17.95 m²</u>
		計	<u>1,479.73 m²</u>

5. 主要な業務内容

(1) 研究開発

中小企業の技術ニーズや社会ニーズに基づいたテーマを選定して、基礎から応用までの幅広い研究を行い、その成果の普及に努めている。特に、業界にとって重要と思われる研究は、企業・大学・公設研究機関の協力による産学官共同研究体制で実施している。また、公的機関や企業からの受託研究・共同研究も行っている。（年間 約 50 件）

(2) 技術相談・技術協力

企業の技術上の様々な問題について、担当者が常時技術相談に応じ、技術協力を行っている。また、問題解決をより効果的にするため、中小企業の生産現場を直接訪問し、実態に即した技術指導も行っている。

(3) 依頼試験・分析

企業からの依頼により、各種の試験・分析を行っている。（有料）

(4) 施設の利用開放

企業が、センターの試験研究機器や開放研究室などの施設を利用して、各種試験・分析・加工を行うことができる。（有料）

(5) 人材育成

企業が抱えている技術的課題、先端技術の動向などについての技術講習会・研修会や、試験研究機器の取扱研修などを行っている。また、中小企業の技術者養成や能力開発のための研修生や、インターンシップの受け入れをしている。

(6) 情報発信

研究成果、試験研究機器、講習会などの情報をホームページで随時提供している。また、希望者にメールマガジンを配信し、新技術分野の動向、成果の紹介、競争的資金の公募状況などを知らせている。日本工業規格（JIS）や専門図書の閲覧も可能である。

(7) 研究会

業界が抱えている共通の技術課題を解決するため、センターの主導により、分野別に研究会を組織している。

6. 人員の状況

(1) 過去3年間の職員の状況

最近3年間の職員の状況（各年12月31日現在）は次のとおりである。

（単位：人）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
定数内職員：事務	3	5	4
技術	32	31	30
技能	3	1	
計	38	37	34
定数外職員：事務	2	2	3
技術	13	13	14
技能			
計	15	15	17
合計	53	52	51

(2) 部門別職員数

平成23年3月31日現在の部門別職員数は以下である。

（単位：人）

	所長他	総務課	企画情報	材料技術	生産技術	システム技術	食品研究	発酵食品	合計
所長	1								1
次長	1								1
発酵食品 研究所所長								1	1
課長	1								1
主席研究員			2	1	1	2	1	3	10
主任研究員				2	1	1	2	2	8
主任		2	1						3
主任技師				1	2	1	1	1	6
技師				1		2			3
嘱託員	1	1			3		6	5	16
臨時職員		1							1
合計	4	4	3	5	7	6	10	12	51

(注)1. 「企画情報」は企画情報部門、「材料技術」は材料技術部門、「生産技術」は生産技術部門、「システム技術」はシステム技術部門、「食品研究」は食品研究所、「発酵食品」は発酵食品研究所である。

2. 「生産技術」には、上記以外に所長と「システム技術」の主席研究員1名が兼務している。

7. 収支の状況

最近4年間の収支の状況は以下である。

(単位：千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収 入	使用料及び手数料	30,166	26,138	28,178	27,597
	国庫支出金			75,985	
	財産収入	6,043	5,101	4,294	4,244
	繰入金(注)	7,531	8,027	11,354	11,713
	諸収入	15,342	34,108	33,897	23,963
	一般財源	378,976	369,022	338,621	341,829
	計	438,058	442,396	492,329	409,346
支 出	報酬	26,422	26,340	25,839	30,659
	給料	159,839	155,417	145,130	138,606
	職員手当	90,619	87,672	76,261	69,836
	共済費	54,730	56,040	51,221	55,667
	賃金	1,784	2,246	2,072	1,943
	報償費	1,520	1,817	1,794	1,764
	旅費	5,074	5,063	5,575	5,465
	需用費	53,906	59,393	67,299	60,839
	役務費	3,617	3,988	3,854	3,386
	委託料	22,590	15,879	21,496	14,615
	使用料及び賃借料	210	146	341	110
	原材料費	342	323	297	284
	備品購入費	17,034	27,782	90,826	25,825
	負担金補助	371	290	324	347
計	438,058	442,396	492,329	409,346	

(注) 「繰入金」は産業技術等開発基金からの繰入金である。

一般財源は著増減なく推移している。なお、平成21年度の国庫支出金収入及び備品購入費支出の増加は、主としてかがわ発地域イノベーション創出事業に係るものである。

8. 産業技術センター費

(1) 財源別事業費

(単位：千円)

区 分／財源	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (当初予算)
公設試験研究機関 共同研究事業				
一般財源	1,284	1,039	883	803
生産性向上				
繰入金		3,998	3,850	4,267
地域資源活用				
一般財源	3,319	2,674	2,372	2,265
研究開発推進事業				
財産収入	700	501	177	50
繰入金	8,027	7,356	7,863	9,123
諸収入	33,493	33,334	22,994	35,410
一般財源	1,813		△1	
計	44,033	41,191	31,033	44,583
維持管理費				
使用料及び手数料	561	30	12	10
財産収入	2,796	2,163	2,581	2,000
諸収入	615	563	969	1,000
一般財源	365,145	337,433	331,354	330,365
計	369,117	340,189	334,916	333,375
産業技術振興				
使用料及び手数料	25,577	28,148	27,585	29,051
財産収入	1,605	1,630	1,486	1,560
一般財源	△2,539	△3,141	△3,893	
計	24,643	26,637	25,178	30,611
地域企業イノベーション創出				
国庫支出金		75,033		
一般財源		577		
計		75,610		

区 分/財源	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (当初予算)
航空宇宙品質規格				
国庫支出金		952		
一般財源		39		
計		991		
次世代ものづくり産業				
一般財源			11,114	39,672
オリーブ商品競争力強化				
一般財源				11,517
合 計				
材料及び手数料	26,138	28,178	27,597	29,061
国庫支出金		75,985		
財産収入	5,101	4,294	4,244	3,610
繰入金	8,027	11,354	11,713	13,390
諸収入	34,108	33,897	23,963	36,410
一般財源	369,022	338,621	341,829	384,622
計	442,396	492,329	409,346	467,093

(2) 一般財源負担率

(単位：パーセント)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
公設試験研究機関 共同研究事業	100.00	100.00	100.00	100.00
生産性向上		0.00	0.00	0.00
地域資源活用	100.00	100.00	100.00	100.00
研究開発推進事業	4.12	0.00	△0.00	0.00
維持管理費	98.92	99.19	98.94	99.10
産業技術振興	△10.30	△11.79	△15.46	0.00
地域企業イノベーション創出		0.76		
航空宇宙品質規格		3.94		
次世代ものづくり産業			100.00	100.00
オリーブ商品競争力強化				100.00
合 計	83.41	68.78	83.51	82.34

(注) 1. 「生産性向上」の財源は産業技術等開発基金からの繰入金 100%である。

2. 「維持管理費」の約 88% (平成 23 年度(当初予算)は 86%) が人件費である。

一般財源負担率は高水準で推移している。なお、平成 23 年度 (当初予算) の一般財源負担率の上昇は主として次世代ものづくり産業 (航空宇宙産業、ものづくり基盤技術等) の事業費増加によるものである。

9. 研究開発等業務

平成 22 年度の主たる研究テーマは次のとおりである。

(1) 研究開発事業

① 地域資源活用・育成研究等事業

材料技術部門	手袋素材の高機能化とその評価－手袋の撥水处理について－
生産技術部門	レーザーを用いた微細接合に関する基礎研究
食品研究所	地域資源を活用した加工食品の開発－従来の醤油豆と異なるそら豆加工食品の開発－
発酵食品研究所	手延べ素麺副産物の利用方法の開発

② 生産性向上・競争力強化技術開発事業

材料技術部門	無機系廃棄物を利用した環境負荷低減陶器製品の開発－省エネルギー焼成による耐酸性珪石質煉瓦の開発－ 高機能表面処理技術の開発
生産技術部門	原材料節約型溶接技術の開発－高張力鋼等の熱加工に関する研究－ 市販金属材料の適正加工・管理方法に関する研究
システム技術部門	歩留まり向上のための薄刃高速丸鋸の開発
発酵食品研究所	黒大豆煮豆廃液の有効利用技術開発

③ 航空宇宙産業等関連部品試作開発支援事業

生産技術部門	航空宇宙産業等関連部品試作開発支援事業
--------	---------------------

④ 次世代ものづくり基盤技術産業育成事業

生産技術部門	産業用ロボット部材加工等に向けた溶接技術の高度化－難接合材、難接合形状溶接技術の高度化支援 産業用ロボット部材加工等に向けた溶接技術の高度化－溶接技術の「見える化」推進による品質・信頼性向上支援－ 高精度高能率加工のための高速ミーリング加工応用技術研究 工具の動的挙動解析と加工の高精度化に関する研究
--------	---

⑤ 次世代食品産業育成事業

食品研究所	県産農産物乾燥粉末の機能性調査及び加工食品開発 糖尿病予防効果のある県産農産物の検索及び商品開発
食品研究所	豆腐乳の試作開発
発酵食品研究所	スイーツプリングの機能性研究及び加工食品開発

⑥ 研究開発推進事業

生産技術部門	次世代型高精度加工に関する研究－多軸加工による部材加工の高付加価値化－
--------	-------------------------------------

⑦ 糖質バイオ技術実用化支援研究事業

食品研究所	D-ブシコース・異性化糖の食品事業化への支援研究 希少糖等の糖質を用いた化粧品事業化への支援研究
発酵食品研究所	オリゴ糖の機能を生かした商品開発の支援研究

(2) 受託研究事業

- ① 公的機関と下記のとおり 6 テーマの受託研究契約を締結し、それぞれ記載内容の研究を実施している。

担当部門・所	受託先	事業名	テーマ
システム技術部門	奈良県	平成 22 年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業委託事業（継続課題）	「小ギクの一斉機械収穫・調整システムの開発」のうち、「開花程度による選別機の開発」
	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構	戦略的先端ロボット要素技術開発プロジェクト	「片付け作業用モバイルロボットシステム（サービロボットの分野）、乱雑に積層された洗濯物ハンドリングシステムの研究開発」
食品研究所	三豊市	三豊市バイオマスタウン構想事業	「竹関連製品の抗菌性及び抗酸化性評価」
食品研究所 発酵食品研究所	(財)かがわ産業支援財団	平成 22 年度地域イノベーションクラスタープログラム（都市エリア型）	「特徴ある糖質の機能を生かした健康バイオ産業の創出」に係る研究開発
発酵食品研究所	三豊市	三豊市バイオマスタウン構想事業	「水熱分解試料液に含まれるオリゴ等の部分精製」
	(独)科学技術振興機構	研究成果最適展開事業（地域ニーズ即応型）	オーブ果汁濃縮エキスの機能性スクリーニングに関する研究

- ② 企業 12 社と 13 テーマについて受託研究契約を締結し、研究を実施している。

担当部門は、材料技術部門、生産技術部門、システム技術部門及び食品研究所である。

(3) 共同研究事業

- ① 香川県公設試験研究機関共同研究事業として、下記のとおり 3 テーマについて共同研究を実施している。

システム技術部門	環境に配慮した野菜生産のための高精度側条施肥機の開発（代表研究機関：農業試験場） 分担課題：施肥量高精度検出技術の開発
食品研究所	油脂成分を含有する未利用資源を用いた機能性素材の開発と未利用資源の飼料適性（代表研究機関：産業技術センター） 分担課題：未利用資源を用いた機能性素材の開発
発酵食品研究所	中小食品製造企業における汚泥減量化対策（代表研究機関：環境保健研究センター） 分担課題：余剰汚泥の発生を抑制した減量化の検討

- ② 公的機関と下記 5 テーマの共同研究契約を締結し、研究を実施している。

担当部門・所	相手先	事業名	テーマ
生産技術部門	(独)産業技術総合研究所	地域イノベーション創出共同体形成事業	「高精度 5 軸加工技術マニュアルの高度化」
	国立大学法人香川大学	官学共同研究	省エネルギー型切削加工技術の開発

担当部門・所	相手先	事業名	テーマ
発酵食品研究所	(独)産業技術総合研究所	地域イノベーション創出共同体形成事業	「農水産物・加工食品中の健康機能性成分類の分析マニュアル集の高度化」
材料技術部門	国立大学法人香川大学	官学共同研究	自己複合化アルミナ焼結体のin-situ 板状粒成長挙動の解析と強靱性アルミナ焼結体の作製
	国立大学法人香川大学	官学共同研究	石材加工石粉を用いたセメント固化補助材開発におけるケイ素溶出特性の解明

③ 企業等 6 社と 6 テーマについて共同研究契約を締結し、それぞれ研究を実施

担当部門は、材料技術部門、システム技術部門及び食品研究所である。

(4) 経常研究事業

県単独事業として、下記のとおり 10 テーマの研究を実施している。

材料研究部門	2 テーマ
生産技術部門	1 テーマ
システム技術部門	4 テーマ
発酵食品研究所	3 テーマ

(2) 平成 14 年度の包括外部監査結果のフォロー

平成 14 年度の包括外部監査は「試験研究機関における財務事務について」をテーマとし産業技術センターも監査対象となっている。その際「包括外部監査の結果報告書」の監査の結果と意見に記載された事項のうち、主なものについてフォローアップを実施した。その結果は以下である。

指摘・意見	対応状況
<p>(1) 研究の基本方針と研究テーマについて</p> <p>① 試験研究機関としての研究の基本方針と研究課題について</p> <p>基本方針と整合のとれた具体的な研究課題と達成すべき目標を研究部門ごとに明確にし、その上で、研究テーマの選定を行うべきである。</p>	<p>平成 13 年 7 月に「香川県産業技術センターの基本方針」、「平成 14 年度産業技術センター事業計画（案）」が作成され、平成 16 年 4 月に平成 20 年度までの中期期間（5 年間）について、「香川県産業技術センター中期計画」が策定されている。また、平成 18 年度には新たに「産業技術センターの運営方針」が作成され、以下が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> I 産業技術センターの基本理念 II 職員に求められるもの III センターで実施する業務 IV 成果の検証 V 運営方針の見直し VI 組織のあり方及び組織運営等 VII 特許戦略 <p>平成 21 年度以降の中期計画は策定されていないが、「かがわ次世代ものづくり産業振興プラン」が平成 22 年 3 月に作成され、また県の平成 23 年度からの新たな香川づくりの指針として「せとうち田園都市香川創造プラン」が平成 23 年 10 月に策定されたため、これに沿った中期計画を今年度末までに作成するとの回答を得た。</p>
<p>② 物品購入計画について</p> <p>物品購入計画は作成すべきである。</p>	<p>平成 16 年 4 月に策定された「香川県産業技術センター中期計画」には物品購入計画も含まれているが、平成 21 年以降の物品購入計画は作成されていない。</p> <p>「せとうち田園都市香川創造プラン」が平成 23 年 10 月に策定されたため、これに沿っ</p>

指摘・意見	対応状況																																																						
	<p>た中期計画を今年度末までに作成するとの回答を得た。</p> <p>なお、原則として 50 万円以上の購入については、機器選定委員会で議論され、決定することとしている。</p>																																																						
<p>③ テーマの選定の方法について費用対効果を検討することが必要であると思われる。</p>	<p>平成 16 年度から「試験研究機関における研究テーマ外部評価実施要領」、「香川県産業技術センター研究テーマ外部評価委員会設置要綱」に基づき、外部評価が実施されている。外部評価には事前評価、中間評価、事後評価、追跡評価の種類があり、事前評価では費用対効果も個別評価項目とされている。</p> <p>平成 22 年度までの評価件数は次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(単位：件数)</p> <table border="1" data-bbox="778 947 1316 1301"> <thead> <tr> <th></th> <th>事前</th> <th>中間</th> <th>事後</th> <th>追跡</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 16 年度</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>6</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 中間評価は研究期間が 5 年以上のものを対象とするため、センターでは該当がない。</p> <p>評価結果は平成 22 年度の事後評価 1 件の B 評価を除き、A 評価である。</p> <p>なお、評価基準は以下のとおりである。</p> <p>事前評価 A：計画のとおり研究を実施するのが適当 B：計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当 C：実施する必要はない</p> <p>中間評価 A：計画のとおり継続するのが適当 B：計画の内容を条件のとおり変更して継続するのが適当 C：研究を中止する</p> <p>事後評価 A：研究の成果を事業化する（普及に移す） B：得られた成果をもとに引き続き研究を行う C：期待どおりの成果が得られていない</p>		事前	中間	事後	追跡	計	平成 16 年度	2	0	3	1	6	平成 17 年度	1	0	3	0	4	平成 18 年度	1	0	1	2	4	平成 19 年度	1	0	2	1	4	平成 20 年度	1	0	3	0	4	平成 21 年度	2	0	1	1	4	平成 22 年度	2	0	1	1	4	計	10	0	14	6	30
	事前	中間	事後	追跡	計																																																		
平成 16 年度	2	0	3	1	6																																																		
平成 17 年度	1	0	3	0	4																																																		
平成 18 年度	1	0	1	2	4																																																		
平成 19 年度	1	0	2	1	4																																																		
平成 20 年度	1	0	3	0	4																																																		
平成 21 年度	2	0	1	1	4																																																		
平成 22 年度	2	0	1	1	4																																																		
計	10	0	14	6	30																																																		

指摘・意見	対応状況								
	<p>追跡評価 A：研究成果が十分活かされている B：成果の活用に一層の努力が必要である C：研究成果が期待どおりに活用されていない</p> <p>以上の状況にあり、概ね対応されていると判断する。</p>								
<p>④ 試験研究の進捗管理及び評価について 事後評価に関して、費用対効果を調べるためには、コストをテーマごとに集計する必要があるが、現状では、このような集計は行われていない。また、評価のルールが整備されていない。</p>	<p>上記「(1) ③ テーマの選定の方法について」に記載した外部評価における事後評価の個別評価項目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="850 663 1386 983"> <thead> <tr> <th data-bbox="850 663 1011 696">評価項目</th> <th data-bbox="1011 663 1386 696">外部評価の観点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="850 696 1011 763">研究成果の達成度</td> <td data-bbox="1011 696 1386 763">研究は、当初の見込みどおりの成果を得られたか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="850 763 1011 853">研究計画の妥当性</td> <td data-bbox="1011 763 1386 853">当初の研究計画どおり進んだか、次のテーマへの反省点はないか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="850 853 1011 983">成果の取扱い</td> <td data-bbox="1011 853 1386 983">研究成果は事業化（普及）されていくのか。今後の研究に活かされるのか。特許等の出願をする必要はないか。</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり、事前評価においては費用対効果（研究費総額に対して、経済効果が期待できるか）が評価項目となっているが、事後評価では評価項目とはなっていない。</p> <p>なお、評価表には決算額（期間全体、人件費含む）が記載されているが、当初の予算額との比較はなされていない。</p> <p>また、すべての研究テーマごとに人件費を含む総コスト（予算額及び決算額）が把握されているわけではなく、事後評価の対象となるテーマについて大まかに把握・記載されているものである。</p>	評価項目	外部評価の観点	研究成果の達成度	研究は、当初の見込みどおりの成果を得られたか。	研究計画の妥当性	当初の研究計画どおり進んだか、次のテーマへの反省点はないか。	成果の取扱い	研究成果は事業化（普及）されていくのか。今後の研究に活かされるのか。特許等の出願をする必要はないか。
評価項目	外部評価の観点								
研究成果の達成度	研究は、当初の見込みどおりの成果を得られたか。								
研究計画の妥当性	当初の研究計画どおり進んだか、次のテーマへの反省点はないか。								
成果の取扱い	研究成果は事業化（普及）されていくのか。今後の研究に活かされるのか。特許等の出願をする必要はないか。								
<p>(2) 研究成果の追跡調査について 県の公設機関という性格から、県の経済にどれだけ貢献したかを何らかの形で公表し、研究の成果を認知してもらいたいものと思われる。</p>	<p>毎年度発行されている「業務報告」には、「依頼試験、施設機器開放、酵母・乳酸菌の配布」、「相談技術等業務」、「研究開発等業務」等が記載されており、センターの一年間の活動内容が公表されている。</p> <p>また、研究テーマ外部評価制度を導入し、研究成果の追跡評価で経済効果が評価されるとともに、その結果は公表されている。</p>								
<p>(3) 備品の管理について ① 管理の状況・方法について</p>	<p>「出納事務の手引 第7章 物品7 物品の検査」に基づき、使用場所ごとに、備品一覧表</p>								

指摘・意見	対応状況															
<p>定期的にたな卸を行うことが望ましい。</p>	<p>と現品を照合している。定期的な棚卸は実施されているが、一部改善すべき点が発見された。</p> <p>「3. 設備・機器等の管理事務 (1)備品の実在性 ② 備品一覧表と現品との照合」参照</p>															
<p>② 抜き取り検査の結果について 備品の使用頻度を記録する台帳を作成していない。</p>	<p>平成22年12月3日付けの「重要物品の購入効果の評価方法について」に基づき、部門長会において重要物品については稼働状況に基づく評価が実施され、以下の「試験研究機器（重要物品）購入効果評価調書」「試験研究機器（重要物品）廃棄用評価調書」が作成されている。対応状況は十分と判断する。</p> <p>「試験研究機器（重要物品）購入効果評価調書」</p> <table border="1" data-bbox="778 884 1316 1041"> <thead> <tr> <th>対象年度</th> <th>対象機器</th> <th>稼働状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度評価 (平成22年度途中)</td> <td>H16～H20 購入機器</td> <td>平成21年度</td> </tr> <tr> <td>平成22年度 実績評価</td> <td>H18～H22 購入機器</td> <td>平成22年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>「試験研究機器（重要物品）廃棄用評価調書」</p> <table border="1" data-bbox="778 1108 1316 1198"> <thead> <tr> <th>対象年度</th> <th>対象機器</th> <th>稼働状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20-22年度 実績評価</td> <td>購入後5年 超過機器</td> <td>平成20年度 ～平成22年度</td> </tr> </tbody> </table>	対象年度	対象機器	稼働状況	平成21年度評価 (平成22年度途中)	H16～H20 購入機器	平成21年度	平成22年度 実績評価	H18～H22 購入機器	平成22年度	対象年度	対象機器	稼働状況	平成20-22年度 実績評価	購入後5年 超過機器	平成20年度 ～平成22年度
対象年度	対象機器	稼働状況														
平成21年度評価 (平成22年度途中)	H16～H20 購入機器	平成21年度														
平成22年度 実績評価	H18～H22 購入機器	平成22年度														
対象年度	対象機器	稼働状況														
平成20-22年度 実績評価	購入後5年 超過機器	平成20年度 ～平成22年度														
<p>③ 不用物品について 不用物品処分に關する基準などを設け、今後の使用見込みなどを十分勘案した上で、廃棄するか否かを現物確認とタイミングを合わせて検討し、不用物品の処分は適時に行うべきである。</p>	<p>「(3) ② 抜き取り検査の結果について」に記載の稼働状況の評価に基づき、耐用年数を経過し、故障か陳腐化により稼働率が低い機器については部門長会で検討され、「試験研究機器（重要物品）廃棄用評価調書」により不用品としての処分の要否が検討されている。</p>															
<p>(4) 主な収入の調査結果について ① 試験研究機器等使用料、依頼試験分析手数料及び醬油の酵母収入について (a) 試験研究機器等使用料の単価積算について 単価積算に、使用者を指導する指導員の人件費や総務部門の間接費などが含まれていない。 減価償却費は、年間償却費を年間可能稼働時間で除して算出しているが、設備は年間可能稼働時間ほど稼働しておらず、試験研究機</p>	<p>「産業技術センター機器使用料算定の考え方 (H23.4.1 改正分)」において、試験研究機器等使用料の単価は、原価主義をとるものとされており、当該試験研究機器等の使用に關する①消耗品費、②光熱水費、③減価償却費、④修繕費から構成されている。</p> <p>使用者を指導する指導員の人件費は、別途、機器操作指導料として徴収することとされており、この点は改善されている。</p> <p>減価償却費は、当該機器等の取得価額をも</p>															

指摘・意見	対応状況
<p>器の使用に必要なコストは回収できていない。</p> <p>試験研究機関の設備については、主に研究を目的としており、機器貸付けは本来の当該機器取得の目的ではなく、産業育成のための政策的な意味合いを多分に有しており、変動費は回収することが必要であるが、減価償却費や総務部内の間接人件費などの固定費については機器貸付けの実施にかかわらず発生する部分であり、受益者にすべて負担させ回収することが必要かは検討の余地が残る。</p> <p>機器の顕在化していない価値減少分として減価償却相当分は負担させるが、間接人件費相当分については、機器貸付けにかかわらず発生する費用であることから負担させないものとする。減価償却費については、通常の使用状況で可能な最大の稼働時間（メンテナンスにかかる時間など通常必要な停止期間を除く）をもって計算するものとする。県としての取り扱いを一度検討し、各機関で統一した運用を図るべきである。</p>	<p>とに法定耐用年数で定額法により年間償却額を算定して、年間使用時間で除して算出されている。年間使用時間は52週×40時間で算定されており、祝日や年末年始休暇及びメンテナンスにかかる時間など通常必要な停止時間等は加味されていない。したがって、設備は当該年間使用時間ほど稼働しておらず、試験研究機器等の使用に必要なコストを十分には回収できていない状況である。</p>
<p>(b) 依頼試験分析手数料の単価積算方法について</p> <p>減価償却費は、年間償却費を年間可能稼働時間で除して算出しているが、設備は年間可能稼働時間ほど稼働しておらず、必要なコストは回収できていない。</p> <p>依頼試験分析は依頼者のために行い、その利益も依頼者が享受することから、必要なコストは依頼者が全額負担すべきである。</p> <p>依頼試験分析に必要な原価を全て把握するための精緻な計算を行った上で、手数料を検討することが求められる。</p>	<p>依頼試験分析手数料の単価は、依頼試験分析の実施に関する①消耗品費、②光熱水費、③減価償却費、④修繕費、⑤人件費から構成されている。</p> <p>減価償却費については、試験研究機器等使用料の単価積算と同様の状況であり、依頼試験分析の実施に必要なコストを十分には回収できていない状況である。</p> <p>受益者に負担させるコストの範囲については一定の検討が実施され、重要なものは単価積算に含まれている。</p>
<p>(c) 醤油の酵母売却単価の積算について</p> <p>売却単価の製造コストの見積もりには、製造に直接従事しているアルバイト以外の人件費や総務関係の間接経費は加味されておら</p>	<p>醤油酵母の製造コストの見積もりには、製造に従事すると想定される者の人件費は加味されている。</p> <p>酵母一本当たりの原価の算出について、減</p>

指摘・意見	対応状況
<p>ず、製造するための総原価とはいえない。</p> <p>1 本当たりの原価の算出に際しても、減価償却費は、生産能力本数で除するのではなく、実現可能な稼動時間を前提とした生産本数で除すべきである。</p> <p>醤油の酵母の生産に必要な原価を把握するために精緻な計算を行ったうえで、酵母売却単価を検討することが求められる。</p>	<p>償却費の算定には、実現可能な稼動時間を前提とした生産本数が用いられており、この点は改善されている。</p> <p>受益者に負担させるコストの範囲については一定の検討が実施され、重要なものは単価積算に含まれている。</p>
<p>② 受託収入について</p> <p>受託研究の所要経費の積算に、研究員の人件費、当センターの建物や物品などの減価償却費、当センターの総務部門などの間接経費が含まれていない。</p> <p>受託契約によると、研究の成果は委託者に帰属すべきものである。このような研究成果の性格からして、必要な費用はすべて受益者が負担すべきものである。したがって、受託契約金額も、少なくとも研究に必要な実費はすべて回収できるように積算すべきである。</p>	<p>受託研究の所要経費の積算において、研究員の人件費は一般企業からの受託研究については含まれているが、公的機関からの受託研究については先方の公募要領などにより人件費を計上できないため、含まれていない。</p> <p>受益者に負担させるコストの範囲については、一定の検討が実施され、公的機関からの受託研究に係る人件費を除き、重要なものは単価積算に含まれている。</p>

(3) 監査結果と意見

1. 収入事務

平成 22 年度の収入項目（一般会計からの繰入金 348,728 千円は除く。）は、次のとおりである。

(単位：千円)

使用料及び手数料	財産収入	繰入金	諸収入	合計
27,598	4,243	11,713	23,963	67,517

(1) 使用料及び手数料

① 試験研究機器等使用料（以下、「使用料」という。） 11,743 千円

自ら各種試験・分析・加工を行う企業の技術者のために試験研究機器等の設備を開放し、各種設備を利用できる場を所定の料金で提供している。

使用料の収入事務の検証のために、以下の手続を実施した。

- ・事務処理が、香川県産業技術センター管理運営要綱に準拠しているかどうかを確認した。結果、施設利用許可書の取扱いについて、運営要綱と異なる処理が発見された（「(9) 施設利用許可書の交付」参照）。
- ・平成 23 年 5 月分の施設利用申請書を査閲し、連番管理、証紙貼付、消印、所長承認印の押印等の実施状況を確認した。結果、担当者から所長までの押印欄で、主席研究員の押印漏れがあった（「(8) 申請書への承認印の押印」参照）。
- ・平成 23 年 3 月分の証紙収納簿からサンプルを抽出し、申請書、施設利用の手引（料金単価の確認）との照合を実施したが、問題点は発見されなかった。
- ・平成 23 年 3 月(累計)の施設使用受付状況表と証紙収納簿の金額が整合していることを確かめた。
- ・使用料の料金単価の算定方法、決定プロセス、料金水準の妥当性の検討状況等について検討した（「(4) 試験研究機器等使用料の単価の積算」参照）。

② 依頼試験分析手数料（以下、「手数料」という。） 15,855 千円

企業からの依頼に基づき、各種の試験分析業務を実施し、成績書を発行し、所定の手数料を得ている。試験分析結果は、企業内の品質管理等のために利用されている。

手数料の収入事務の検証のために、以下の手続を実施した。

- ・事務処理が、香川県産業技術センター管理運営要綱に準拠しているかどうかを

確認したが、問題点は発見されなかった。

- ・平成 23 年 5 月分の依頼試験等申請書を査閲し、連番管理、証紙貼付、消印、所長承認印の押印等の実施状況を確認した。結果、担当者から所長までの押印欄で、主席研究員の押印漏れがあった（「(8) 申請書への承認印の押印」参照）。
- ・平成 23 年 3 月分の証紙収納簿からサンプルを抽出し、申請書、施設利用の手引（料金単価の確認）、依頼試験等成績表との照合を実施した結果、問題点は発見されなかった。
- ・平成 23 年 3 月（累計）の依頼試験受付状況表と証紙収納簿の金額が整合していることを確かめた。
- ・手数料の料金単価の算定方法、決定プロセス、料金水準の妥当性の検討状況等について検討した（「(5) 依頼試験分析手数料の単価積算」参照）。

(2) 財産収入

財産収入 4,243 千円のうち、主なものは以下のとおりである。

① 特許権実施料 2,581 千円

県が所有する特許権の実施に関する収入である。平成 22 年度に特許権実施料が計上されているものは 8 件である。

特許権の実施については、香川県県有特許権実施許諾等取扱要領に基づき、相手先と共有特許権実施契約を締結している。1 月から 6 月、7 月から 12 月の年間 2 回に区分して、相手先からの実施状況報告書に基づき、特許実施料を計上している。

上記のうち、金額最大の 1 件について、契約書及び実施状況報告書との突合を実施したが、問題点は発見されなかった。

相手先からの実施状況報告書の内容の妥当性については、報告書を受け取った際に内容審査を行うとともに、企業訪問時の聞き取りなどによる報告内容の確認を適宜行っている。

② 生産物売却収入 1,485 千円

発酵食品研究所で酵母と乳酸菌を培養し、一般企業に配布している。現在の配布単価は酵母が 1,800 円/本（18 リットル）、乳酸菌が 500 円/リットルである。

平成 22 年度の主な売却先は、以下のとおりである。

(単位：千円)

種類	売却先	売却数	売却金額
酵母	A	452 本	813
	B	72	129
	C	43	77
	D	30	54
	その他	46	82
	小計	643	1,157
乳酸菌	E	480 <small>リットル</small>	240
	F	150	75
	その他	26	13
	小計	656	328
合計			1,485

酵母の売却単価の算定方法について検討したところ、減価償却費相当額の計算方法について、一部不要な調整が実施されていることが発見された（「(6) 醤油酵母の売却単価の積算」参照）。

(3) 諸収入

① 受託事業収入 18,727 千円

公的機関及び企業からの受託研究の実施による収入であり、平成 22 年度の主なものの（公的機関から受託した契約金額 100 万円以上のもの）は以下のとおりである。

(単位：千円)

テーマ	契約先	契約金額	契約期間
小ギクの一斉機械収穫・調整システムの開発	奈良県	1,400	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 10 日
乱雑に積層された洗濯物ハンドリングシステムの研究開発	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構	1,991	～平成 23 年 3 月 20 日
「特徴ある糖質の機能を生かした健康ハイク産業の創出」に係る研究開発	(財)かがわ産業支援財団	6,680	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
オーブ果汁濃縮エキスの機能性スクリーニングに関する研究	(独)科学技術振興機構	1,590	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

受託事業収入事務の検証のために、以下の手続を実施した。

- ・事務処理が、香川県産業技術センター受託研究要綱に準拠しているかどうかを確認した。光熱水費の単価について、受託料算定基準の記述と整合していない部分が発見された（「(7) 受託収入」参照）。
- ・決裁書、契約書、報告書との突合を実施した。受託研究の所要経費の積算に使

用している人件費単価について、2種類の単価が使用されていることが発見された（「(7) 受託収入」参照）。

- ・契約金額の決定方法、コストの見積方法等について検討したが、問題点は発見されなかった。

② 補助金、負担金 5,236 千円

J K A（旧日本自転車振興会）補助金 3,683 千円、共同研究負担金 1,000 千円、研修生受入 84 千円、講師派遣（主に旅費）469 千円である。共同研究負担金について、サンプルで契約書との突合を実施したが、問題点は発見されなかった。

(4) 試験研究機器等使用料の単価積算

試験研究機器等使用料の単価は、原価主義をとるものとされており、当該試験研究機器等の使用に関する①消耗品費、②光熱水費、③減価償却費、④修繕費から構成されている。

このうち修繕費の計算は機器取得価額の 5%を充当するとされており、考え方の根拠として明確な基準が存在しない状況で、中小企業の原価指標（昭和 62 年、中小企業庁）による企業平均修繕費（製造業平均）の平均機械装備額に対する割合（7.2%）をもとに、試験研究設備が一般製造設備より稼働率が低いことを勘案して設定しているとされている。最近は特段の検討は実施されていないが、上記指標は昭和 62 年のものと古く、最近の公表指標等に基づく検討を実施することが望ましい。

（意見）

(5) 依頼試験分析手数料の単価積算

依頼試験分析手数料の単価は、依頼試験分析の実施に関する①消耗品費、②光熱水費、③減価償却費、④修繕費、⑤人件費から構成されている。

このうち、修繕費の計算について、「(4) 試験研究機器等使用料の単価積算」の記載事項と同様の問題が存在する。

また、人件費の単価は実際に試験分析を担当する職員の給与に関係なく、実施前年度における県職員の平均年間給与総額（行政職）の時間当たりの平均単価に、担当者が試験分析に従事する延実働時間数及び減額率（60%）を乗じた額としている。過去にセンターの研究職員の給与額等を基に算定した時期もあったが、県の方針により今

の方法に改めているとのことである。

現在の方法で算定した単価と実際に近い方法で算定した単価と比較することが望ましい。(意見)

また、時間当たりの平均単価の算定に当たっては、分母の年間就業時間を 40 時間×52 週としており、祝日や年末年始休暇等が考慮されていないが、必要なコストの回収という観点からは、これらを考慮すべきである。(意見)

(6) 醤油酵母の売却単価の積算

醤油酵母の売却単価の算定に当たり、製造経費の積算を実施しているが、減価償却費の算定について、平成 20 年度取得設備の減価償却費が、取得価額×0.9÷耐用年数で計算されている。しかし、税制改正により法人税法上も平成 19 年 4 月 1 日以降に取得する減価償却資産については残存価額が廃止されており、0.9 を乗じる処理は不要と思われる。(意見)

(7) 受託収入

受託収入の所要経費の見積もりは、機器使用料、人件費、消耗品費等の積算により実施されている。

このうち、人件費単価について、「(5) 依頼試験分析手数料の単価積算方法」の記載事項と同様の問題が存在する。

また、受託収入のサンプルテストを実施したところ、受託研究の所要経費の積算に使用している人件費単価について、2,625 円のもの、2,750 円のものが見られた。2,625 円は依頼試験分析手数料の積算と同一の単価であり、2,750 円は機器操作指導料の料金単価である。受託研究の所要経費の積算に異なる単価を用いる特段の根拠はないため、同一の単価を用いるべきである。(意見)

さらに、香川県産業技術センター受託研究要綱の別紙・受託料算定基準によると、光熱水費については、「受託研究を実施する香川県産業技術センターの前年度予算単価に受託研究に要する使用量を乗じた額とする。」とされているが、現在はセンターの年間使用量実績と料金から算定した単価が用いられている。要綱を改正するなど受託料算定基準と実際の処理を整合させる必要がある。(意見)

(8) 申請書への承認印の押印

香川県産業技術センター管理運営要綱において、施設を利用しようとする者は施設利用申請書を、試験又は分析を依頼しようとするものは依頼試験等申請書を、センター所長等に提出しなければならないとされている。当該申請書には、所長、次長、研究主幹、総務課長、主席研究員、担当者の押印欄が設けられており、実務上、平成22年度不在の研究主幹以外は押印を実施する取扱いとされている。

平成23年5月分の申請書を査閲したところ、上長たる所長及び次長の押印は網羅的に実施されていたが、主席研究員の押印がないものが散見された。主席研究員は研究部門の責任者に相当すると考えられるため、主席研究員の押印についても網羅的に実施する必要があると思われる。（意見）

(9) 施設利用許可書の交付

香川県産業技術センター管理運営要綱において、施設の利用を許可したときは、施設利用許可書を交付するとされており、施設利用申請書（裏面）の利用の条件においても、「利用するときは、必ず施設利用許可書を携帯してください。」と記載されている。また、施設利用の手引においても、「利用を決定したときは、施設利用許可書を発行します。」「利用するときは、必ず施設利用許可書を携帯すること。」と記載されている。

しかし、実際には、施設利用許可書の発行手続に時間を要することから、ほとんどの場合において、施設利用許可書が交付されていない。実際の使用においては、担当者が利用者を把握しており、利用時間等についても管理しているとのことであるが、管理運営要綱や施設利用の手引の記載と不整合が生じている。施設の使用を許可された正当なものであることを適切に管理するためには、施設利用許可書の交付、あるいは、正当な許可された利用者であることの見印の付与等の対応が必要と思われる。

（意見）

(10) 生産品（収穫物）伝票等

酵母、乳酸菌の受払は、「生産品（収穫物）伝票」と「生産品（収穫物）処分伝票」から記録される「生産品（収穫物）出納簿」で管理されており、いずれの伝票にも所長、出納員（物品取扱員）、係、台帳登記済印、取扱者の押印欄がある。

平成 22 年度の伝票を査閲した結果、出納員（物品取扱員）、係、台帳登記済印、は同一人物（兼務）により押印がなされており、取扱者も押印されているが、以下の伝票 3 件には所長の押印がなされていない。

生產品（収獲物）伝票	酵母	年月日：23. 3. 11	番号：25
生產品（収獲物）処分伝票	酵母	年月日：23. 3. 11	番号：24
生產品（収獲物）処分伝票	酵母	年月日：23. 3. 18	番号：26

担当者からは、伝票と生產品（収獲物）出納簿を一緒に提示して双方に所長の押印をもらうとの説明であったが、物品出納命令者（所長）は伝票と出納簿の記載に矛盾がないことを確かめた上で双方に押印すべきである。（意見）

(11) 現金領収書の書損じ

酵母、乳酸菌は現金販売されており、2 枚（同一番号）複写の現金領収書を作成し、切り取った 1 枚を販売先に交付し、切り取らない 1 枚はそのまま領収書綴りに控えとして保管される。

平成 22 年度の現金領収書綴りを査閲した結果、控に書損印が押印されているものが 2 件あった。1 件は販売先の名称を誤ったものであり、もう 1 件はダブって作成したものであるが、相手先への交付となる領収書（正）が 2 件とも保管されていない。

書損じとなった場合には、複写の 2 枚ともに書損印を押印し保管しておく必要がある。（意見）

2. 支出事務

平成 22 年度において、センターで事務処理されている以下の主な支出項目について検討した。

(単位：千円)

報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料及び 賃借料	原材料費	負担金補助 及び交付金
1,764	5,675	64,784	3,492	14,615	110	284	384

(1) 報償費

特許権の発明者に対する報奨金等が計上されている。

(2) 旅費

技術調査、現地試験、研究打合わせ、講演会・シンポジウム参加、会議等への出席に要する職員の交通費が計上されている。

(3) 需用費

消耗品費、光熱水費、修繕費などが計上されている。

消耗品費 25,302 千円が最も支出額が多く、研究用の試薬、試験用具等の購入が主な支出内容である。

次いで光熱水費 21,252 千円が多く、施設内の電気代、水道代等である。

修繕費 11,106 千円は、試験用機器に係る修繕に支出した額等である。

(4) 役務費

電話代や切手代等の通信運搬費やボイラー検査代等が計上されている。

(5) 委託料

センター内の清掃業務、警備業務やエレベーターの保守業務等に係る委託料等が計上されている。

最近 4 年間の委託料は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
維持管理費	22,062	13,739	13,316	13,193
地域企業イノベーション創出事業			(注) 7,193	
研究開発等事業	200	2,104		435
生産性向上・競争力強化技術開発事業			987	987
公設試験研究機関共同研究事業	29	36		
産業技術振興事業	299			
合計	22,590	15,879	21,496	14,615

(注)電波暗室の改修を実施

維持管理費について、継続してコストダウンに努めており、随意契約（複数見積）、指名競争により委託先が変更され、減額できている。

平成 22 年度の「委託料に関する調」から任意に 2 件抽出し、各証憑（執行伺書、契約書、請求書、支出命令書）と照合した。いずれも契約方法は随意契約（複数見積）であったが、それぞれ 3 社と 2 社の見積書を入手しており、事務処理に問題はなかった。

(6) 使用料及び賃借料

外部施設を利用したセミナーを開催する場合の会場使用料等が計上されている。

(7) 原材料費

研究で使用する原材料に係る購入費等が計上されている。

(8) 負担金補助及び交付金

研究員の学会参加に要する費用等が計上されている。

3. 設備・機器等の管理事務

(1) 備品の実在性

① 備品の廃棄手続

取得価額 20,000 千円以上の物品及び取得価額 6,000 千円以上かつ取得年が昭和 63 年以前のもを備品一覧表から抽出し、それらについて現品と照合するとともに、備品の使用状況及び備品ラベルの貼付状況について確認した。

備品の使用状況と備品ラベルの貼付状況

	サンプル合計		取得金額が 20,000 千円以上		取得年が昭和 63 年 以前かつ取得金額が 6,000 千円以上	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
サンプル全体 (注)	29	525,488	18	438,918	13	128,560

< 備品の使用状況 >

使用していない (注)	12	186,618	6	137,908	8	90,700
年に数回使用	5	113,554	4	106,794	1	6,760
月に数回使用	2	54,228	2	54,228	—	—
週に数回～常時使用	10	171,087	6	139,987	4	31,100

< 備品ラベルの貼付状況 >

備品ラベルの剥れ	なし
----------	----

(注) 取得金額が 20,000 千円以上で取得年が昭和 63 年以前のもが 2 件・41,990 千円ある。

抽出したサンプルのうち 1 件 (備品番号: 99016594、その他計測機器・ポロシメーター、価格 6,380 千円) は、現品は廃棄されていたが備品一覧表からの削除手続が実施されていなかった。廃棄時の事務手続を確実に行うことが必要である。(意見)

これ以外については現品の存在は確認でき、備品の保管状況にも特に問題はなかった。

ただし、備品管理について以下のように改善すべき点がある。

② 備品一覧表と現品との照合

自主検査の一環として、総務課の担当者が各部門の担当者とともに毎年 2 回、備品一覧表と現品との照合作業を実施している。センターの備品数は多く、一度に全備品を照合することが不可能であるため、内規では 3 年で全備品を照合することとしている。現品との照合結果 (現品確認備品一覧表に出納員 (総務課長) が押印したものを) 確認したが、照合作業を行った対象範囲が明確になっておらず、結果として 3 年で

全ての照合作業ができていないか不明な状態であった。

備品の照合は、実施する対象範囲を明確にするとともに、実施結果は、照合実施者（各部門の担当者）と立会者、照合実施日時、不用品の有無とその内容、備品ラベルの貼付・剥れの有無（貼付されていない場合は再貼付実施の旨も）等を明確に記載した報告書で出納員に報告される必要がある。また、備品の照合に当たってはこうした報告方法と具体的な実施手続等を定めた「現品照合実施要領」を策定し、これにしたがった現品との照合を実施する体制の整備が必要である。（指摘）

③ 不用品

不用品については、各担当者の申し出により、部門長会において試験研究機器廃棄用評価調書を作成して審査し、他機関への移管、売却又は廃棄処分を決定している。各担当者は機器の更新、修繕の際に廃棄の要否について留意していると説明を受けている。備品一覧表と現品との照合時に不用品を発見した場合は上記のとおり部門長会に諮ることになっている。現品照合時は不用品の有無を確認するよい機会であり、実施手続と報告様式を整備する中で、不用品についても網羅的にリストアップされ廃棄等の検討を行えるようにすることが必要である。（意見）

なお、上表で使用していないと回答を受けた備品の現在の状況と今後の使用見込みについてヒアリングした結果は、以下のとおりである。

使用していない備品の状況と今後の使用見込み

品名	規格・摘要	備品番号	取得年月	取得金額 (千円)	現在の状況と今後使用見込み
その他の情報処理機器	論理回路設計装置 一式	99017076	H11. 1. 27	28, 245	ソフトを含む、ICチップ設計装置。取得後10年たって陳腐化しており、企業等の施設利用は見込めない。またソフトの更新料（年間3,000～4,000千円程度）を払うだけのニーズもないため更新していない。（廃棄を検討中）
その他の情報処理機器	画像入力装置 3CCD デジタルビデオカメラ ノートパソコン	99017077	H11. 1. 27	20, 737	機器が陳腐化しており、現在では企業等の施設利用はなく、今後の利用も見込めない。 （高性能な代替機器が整備されたので廃棄を検討中）
その他の情報処理機器	研修用 CAD/CAMシステム	00006645	H13. 2. 13	20, 937	研修用のCAD/CAMシステム。取得当時でミドルレンジの性能を持っていた。取得時から3年間は年間約450人日程度の研修に用いられ、その後の3年間はフォローアップ研修や普及事業等で使用された。現在では性能的にも陳腐化しており、研修用では使用していないが機械加工の研究開発や技術相談に有効活用している。

品名	規格・摘要	備品番号	取得年月	取得金額 (千円)	現在の状況と今後使用見込み
顕微鏡	走査型電子顕微鏡 TSM840)	99016475	S59. 11. 30	20, 000	平成 23 年度に廃棄手続を実施して廃棄済み。
加工機 (木 工用以外)	数値制御 (NC) ATC 付 フライス盤 (マシ ニングセンター)	99016873	S57. 1. 29	21, 990	丸亀高等技術学校で取得し、平成 7 年に 同校の設備更新時にセンターに保管換え し、工作用で使用していたが、老朽化に より最近では故障が多く使用していない。 (廃棄を検討中)
その他計測 機器	ポロシメー ター (200 0 型)	99016594	S62. 11. 12	6, 380	現品は廃棄済みだったが、備品一覧表か らの削除手続が実施されていなかったも の。
その他の機 械	雰囲気炉 (VVL 型)	99016838	S60. 12. 11	8, 550	ガスをフローしながら 2000℃までの温度 で焼成する炉。老朽化により水漏れする ようになり、また県内企業が自前で炉を 持つようになってからは企業の施設使用 がない。
その他の機 械	真空炉 (PVSG g r 20120)	99016691	H9. 3. 27	25, 999	道路用カッターの焼成炉で 2200℃まで対 応可。取得後 10 年はかなり高頻度で使 用していたが、故障して以降使われな くなった。修繕し再利用することを考 えている。
その他の機 械	木材乾燥機	99016715	S55. 10. 7	7, 400	高周波で乾燥する乾燥機だったが、老朽 化・陳腐化するとともに、今は別の乾 燥方法が主流となっているため現在 は企業の施設利用がない。(設置室の 構造上廃棄が困難なため、処分方法 を検討中)
食料加工用 機械	逆浸透膜装置 TSD-100	99017799	S62. 11. 4	7, 980	さぬきワイナリーの研究開発のために 整備した装置。“さぬきワイナリー” が軌道にのったこと及び装置が陳腐 化したことにより現在は使用してい ない。
食料加工用 機械	氷低温乾燥装 置 TDM-750	99017800	S62. 11. 20	8, 000	10 年程度使用後に壊れて以降企業の 施設利用がない。(他のマシンで代 替できおり、修理に 1, 000 千円程 度かかるため、修理もしていない。)
食料加工用 機械	無菌包装装置 KC-01A 型	99017512	S58. 12. 24	10, 400	無添加の佃煮を無菌パックする方法に ついて研究するために整備した装置。 研究終了後は、他の無菌試験で使 用していた。その後故障し動かない 状態である。

(注) これらの備品のうち、不用品については、上記のとおり試験研究用機器廃棄用評価調書を作成して部門長会で審査され、県の他の機関への移管の可能性、売却処分の可能性などを総合的に判断することとなっている。

(2) 備品の選定

備品の購入は、将来の使用見込みや汎用性、試験場における試験研究の中長期的な展望等を踏まえて行う必要があり、これらを踏まえて購入していることを証拠として客観的に残すためには、機器選定委員会の議事録等の文書の作成・保存が必要である。

この点、備品（500 千円以上の試験研究用機器）の購入に際しては機器選定等審査申請書に以下の項目を記載のうえ、産業技術センター試験研究用機器選定委員会で審査を受けるルールになっている。

機器選定等審査申請書には以下の項目が記載される。

- ・ 機器の名称（既製品・特注品等の別）
- ・ 補助金があれば補助金名も含む
- ・ 予算金額
- ・ 用途
- ・ 必要とする仕様等（能力等とその理由、該当メーカー名を含む）
- ・ 他機関における導入状況、評価等調査結果
- ・ メーカー・機種指定の有無等（指定する場合はその理由等）
- ・ 申請部門の見解

平成 22 年度の備品購入の一覧から、価格が 500 千円以上の物品（寄付を除く）11 件について機器選定等審査申請書を確認したところ、網羅的に申請書が作成され申請書の記載事項も機器選定委員会で十分な協議が行える内容となっており、指摘すべき問題点はなかった。

(3) 備品の使用状況

購入後 5 年以内の重要物品（購入価格 100 万円以上）及び補助金を導入して設置した物品等については、毎年度末に使用実績を把握することで購入効果を評価している。

評価方法は、以下のとおりである。

① 担当者評価

当年度の使用記録を基礎にして稼働状況を把握し、導入目的に対する購入効果を評価する。

(稼働状況)

- a 想定した以上の稼働状況である。
- b 想定した稼働状況である。
- c 想定した稼働状況には達していない。

(購入効果の評価)

- A 導入目的に沿った購入効果が得られている。
- B 導入目的に沿った購入効果が得られていないので、機器の活用促進のための活動が必要である。この場合の具体的方策を策定する。

② センターの評価

担当者評価を元に、センターとして購入効果进行评估する。

(購入効果の評価)

- A 導入目的に沿った購入効果が得られている。
- B 導入目的に沿った購入効果が得られていないので、機器の活用促進のための活動が必要である。この場合の具体的方策を策定する。

備品は県費又は国費により購入されたものであり、県の産業に役立つよう、より多く稼働させることが望ましい。このため稼働率が低い機器については活用促進のための方策を策定する必要がある、センターのこうした取組みは評価できる。ただし、現在評価の対象としている備品は、実質的には購入後 5 年を超えない重要物品のみに限定されている。また、購入後 5 年を超える重要物品については、更新時期等に適宜評価を実施することになっている。全ての備品を一律 5 年で区切っているが、実際には備品毎に購入金額や備品としての使用可能年数等が異なっており、これらに応じた評価対象の見直しを行うことが望ましい。(意見)

具体的には、例えば購入金額を法人税法上の耐用年数で除した金額が一定額以上の資産について評価を実施する等の方法が考えられる。

4. 毒劇物等の管理事務

毒劇物等の管理については、毒物及び劇物取締法等の関係法令による規定のほか、センターが策定した安全マニュアルにおいて、材料技術部門、食品研究所・発酵食品研究所のそれぞれで取扱いが定められている。また統轄安全衛生管理者 総務部長名による「職場における化学物質の管理状況の調査について」（平成 23 年 6 月 15 日付、23 職員第 15744 号）に基づいて平成 23 年 6 月 24 日に化学物質の管理状況に関する報告がなされるとともに、9 月 16 日には健康管理室による化学物質管理状況に関する現地調査が行われるなど、薬品に関する安全管理については、一定の取組みが行われている。

毒劇物等薬品の保管・管理の現状を調査した結果は次のとおりである。

(1) 保管体制

安全マニュアルでは、部署別に以下の保管ルールがそれぞれ定められている。

① 材料技術部門

施設保管薬品（監督官庁から指示のある薬品、麻薬、覚せい剤取締法指定薬品等）についてはその指示を厳守し、鍵の掛かる鉄製の薬品戸棚に保管する。

② 食品研究所・発酵食品研究所

毒劇物は、専用の保管庫に保管・施錠する。

発酵食品研究所では、鍵の保管責任者が明確になっていないとともに、過酸化水素水が本来の保管場所に戻されず一時的に試験使用場所にあったり、汎用性薬品の 1 斗缶入水酸化ナトリウム（顆粒状）が運搬・移動が困難なため試験室内にある等の保管状況が見られた。

使用時以外はルールどおり施錠できる場所への保管を徹底する必要があるとともに、どの薬品がセンター内のどこに保管され、その管理責任者は誰かなどの情報が一元的に明確に把握され管理されることが必要である。（指摘）

また、食品研究所に保管しているアジ化ナトリウムやシアン化カリウムは、現在使用しておらず当面の使用予定もない状況であった。これらの薬品は適正に保管されているが、非常に毒性の強いものであり、早急に他の機関への保管換えか廃棄処分を検討すべきである。（意見）

(2) 受払記録の整備

薬品の受払記録に関する安全マニュアル上の規定は概ね以下の内容となっている。

① 材料技術部門

特に定めはない。

② 食品研究所・発酵食品研究所

毒物については、出納簿に年月日、購入量、使用量、使用者名、在庫量を記録すること。

劇物については、購入時に購入量を出納簿に記録すること。

受払記録に関する規定が部門により異なっているが、薬品管理の方法はセンター内で統一した方法とすべきである。また、現在は毒物のみ受払管理を行い、劇物については原則購入量だけを記載するルールとなっている。盗難・紛失等が重要な問題となる点は劇物も同様であり、劇物についても受払管理を実施する必要がある。

この点、食品研究所の出納簿を確認したところ、劇物についてもある程度出納簿で受払いの記帳が行われていた。ただし、出納簿が適時に更新されておらず、また出納簿の様式が薬品によって異なっていた。これらについても、統一的なルールの下での運用が必要である。（指摘）

(3) 現品調査（棚卸）の実施

薬品の現品調査（棚卸）に関する安全マニュアル上の規定は概ね以下の内容となっている。

① 材料技術部門

特に定めはない。

② 食品研究所・発酵食品研究所

取扱い責任者は、出納簿と毒物の在庫量を定期的にチェックし、紛失が見つかれば関係機関への通報等危害防止措置を講じること。

取扱い責任者は、1年に一回、定期的に在庫量を調査し記録すること。

毒劇物等の棚卸について、在庫量調査の結果として、どこに何の毒劇物がどの位保管されているかがセンター全体として一覧できる形で把握されることが管理上必要であり、在庫量の調査に関する具体的な実施方法及び報告様式等が棚卸実施要領として

整備され、この結果を集約する体制を構築することが必要である。（指摘）

5. 研究テーマの選定

研究テーマに係る予算は毎年 11 月ごろに予算要求を行い、2 月議会で決定することになる。

研究テーマの収集は、個別企業からだけの要望ではなく、業界全体としての要望、日常の相談内容からの情報収集、各研究会での情報収集、またアンケートによる情報収集等により行われ、7 月後半から 8 月初めにかけてセンターの各担当者が実施テーマ（案）を作成し、各部門内で検討される。

部門内での検討結果は、所長、次長によるヒアリングを受け、重要なテーマについては外部評価対象とし、部門長会議での議論を経て決定され、所としての予算要求につながるものである。

なお、受託研究については、受託研究全体の予算額が決まっているため、当年度から重要テーマについての内部評価を行い、受託するかどうか等優先順位を考慮して決めている。

以上のとおり、研究テーマの選定経過について問題とすべき事項はなかった。

6. 部門長会

センターでは原則として毎月第 3 月曜日に部門長会を開催し、予算編成方針の決定、重要物品の評価等の取扱い方法の決定、研究テーマ選定の考え方の周知等が行われており、正規職員全員に対しては月初めに開催される業務連絡会において部門長会での決定内容等が報告されている。

(1) 部門長

部門長会は、所長、次長、（主幹）、発酵食品研究所長、総務課長と各研究部門（企画情報部門、材料技術部門、生産技術部門、システム技術部門、食品研究所、発酵食品研究所）の部門長（主席研究員）がメンバーとなっているが、部門長という役職は存在していない。

また、人事評価においては、センターの総務課の職員は、①総務課長、②次長、③所長の評価、発酵食品研究所の職員は、①発酵食品研究所長、②所長の評価を受けて

いるが、研究部門は、①次長、②所長の順で評価を実施している。研究部門の人員数からして次長が研究部門のすべての職員の一次評価を行うのは物理的にも困難ではないかと思われる。

実務上、各部門の統括業務を行っている主席研究員がプレイングマネージャーとしての役割を担っていることからすれば、他の試験研究機関と同様に所属長が指名した職員に人事評価を行う役割を持たせることがより効率的な運営に資すると考える。（意見）

(2) 議事録

部門長会は議事録が作成されていないが、センターの重要な運営方針等が決定される会議であるため議事録の作成・保存が望まれる。（意見）

(4) 指摘及び意見

1) 指摘

① 備品一覧表と現品との照合

備品の照合は、実施する対象範囲を明確にするとともに、実施結果は、照合実施者と立会者、照合実施日時、不用品の有無とその内容、備品ラベルの貼付・剥れの有無等を明確に記載した報告書で出納員に報告される必要がある。こうした報告方法と具体的な実施手続等を定めた「現品照合実施要領」を策定し、これにしたがった現品との照合を実施する体制の整備が必要である。

② 毒劇物等の管理事務

(a) 保管体制

発酵食品研究所では、鍵の保管責任者が明確になっていないとともに、本来の保管場所に戻されず一時的に試験使用場所にあった等の保管状況が見られた。

使用時以外はルールどおり施錠できる場所への保管を徹底する必要があるとともに、どの薬品がセンター内のどこに保管され、その管理責任者は誰かなどの情報が一元的に把握され管理されることが必要である。

(b) 受払記録の整備

現在は毒物のみ受払管理を行い、劇物については原則購入量だけを記載するルールとなっている。盗難・紛失等が重要な問題となる点は劇物も同様であり、劇物についても受払管理を実施する必要がある。この点、食品研究所の出納簿を確認したところ、劇物についてもある程度出納簿で受払いの記帳が行われていた。ただし、出納簿が適時に更新されておらず、また出納簿の様式が薬品によって異なっていた。これらについても、統一的なルールの下での運用が必要である。

(c) 現品調査（棚卸）の実施

毒劇物等の棚卸について、在庫量調査の結果として、どこに何の毒劇物がどの位保管されているかがセンター全体として一覧できる形で把握されることが管理上必要であり、在庫量の調査に関する具体的な実施方法及び報告様式等が棚卸実施要領として整備され、この結果を集約する体制を構築することが必要である。

2) 意見

① 試験研究機器等使用料の単価積算

修繕費の計算は機器取得価額の 5%を充当するとされており、中小企業の実価指標をもとに設定している。最近は特段の検討は実施されていないが、上記指標は昭和 62 年のものと古く、最近の公表指標等に基づく検討を実施することが望ましい。

② 依頼試験分析手数料の単価積算

修繕費の計算について、「① 試験研究機器等使用料の単価積算」の記載事項と同様の問題が存在する。

人件費の単価は実際に試験分析を担当する職員の給与に関係なく、実施前年度における県職員の平均年間給与総額（行政職）の時間当たりの平均単価に、担当者が試験分析に従事する延実働時間数及び減額率（60%）を乗じた額としている。現在の方法で算定

した単価と実際に近い方法で算定した単価と比較することが望ましい。

また、時間当たりの平均単価の算定に当たっては、分母の年間就業時間を 40 時間×52 週としており、祝日や年末年始休暇等が考慮されていないが、必要なコストの回収という観点からは、これらを考慮すべきである。

③ 醤油酵母の売却単価の積算

醤油酵母の売却単価の算定に当たり、平成 20 年度取得設備の減価償却費が、取得価額×0.9÷耐用年数で計算されている。しかし、税制改正により法人税法上も平成 19 年 4 月 1 日以降に取得する減価償却資産については残存価額が廃止されており、0.9 を乗じる処理は不要と思われる。

④ 受託収入

人件費単価について、「② 依頼試験分析手数料の単価積算方法」の記載事項と同様の問題が存在する。

また、人件費単価について、2,625 円のもの、2,750 円のものが見られた。異なる単価を用いる特段の根拠はないため同一の単価を用いるべきである。

光熱水費については、センターの年間使用量実績と料金から算定した単価が用いられている。要綱を改正するなど受託料算定基準と実際の処理を整合させる必要がある。

⑤ 申請書への承認印の押印

平成 23 年 5 月分の申請書を査閲したところ、主席研究員の押印がないものが散見された。主席研究員は研究部門の責任者に相当すると考えられるため、主席研究員の押印についても網羅的に実施する必要があると思われる。

⑥ 施設利用許可書の交付

香川県産業技術センター管理運営要綱において、施設の利用を許可したときは、施設利用許可書を交付するとされている。

しかし、実際には、ほとんどの場合において、施設利用許可書が交付されていない。施設の使用を適切に管理するためには、施設利用許可書の交付、あるいは、正当に許可された利用者であることの目印の付与等の対応が必要と思われる。

⑦ 生産品（収穫物）伝票等

平成 22 年度の伝票を査閲した結果、伝票 3 件には所長の押印がなされていない。

物品出納命令者（所長）は伝票と出納簿の記載に矛盾がないことを確かめた上で双方に押印すべきである。

⑧ 現金領収書の書損じ

現金領収書綴りを査閲した結果、控に書損印が押印されているものが 2 件あった。1 件は販売先の名称を誤ったものであり、もう 1 件はダブって作成したものであるが、相手先への交付となる領収書（正）が 2 件とも保管されていない。

書損じとなった場合には、複写の 2 枚ともに書損印を押印し保管しておく必要がある。

⑨ 備品の廃棄手続

「その他計測機器・ポロシメーター」は、現品は廃棄されていたが備品一覧表からの

削除手続が実施されていなかった。廃棄時の事務手続を確実に行うことが必要である。

⑩ 不用品

不用品については、部門長会において試験研究機器廃棄用評価調書を作成して審査し、他機関への移管、売却又は廃棄処分を決定している。現品照合時は不用品の有無を確認するよい機会であり、実施手続と報告様式を整備する中で、不用品についても網羅的にリストアップされ廃棄等の検討が行えるようにすることが必要である。

⑪ 備品の使用状況

購入後 5 年以内の重要物品（購入価格 100 万円以上）及び補助金を導入して設置した物品等については、毎年度末に使用実績を把握することで購入効果を評価している。

全ての備品を一律 5 年で区切っているが、実際には備品毎に購入金額や備品としての使用可能年数等が異なっており、これらに応じた評価対象の見直しを行うことが望ましい。

⑫ 毒劇物等の管理事務

食品研究所に保管しているアジ化ナトリウムやシアン化カリウムは、現在使用しておらず当面の使用予定もない状況であった。これらの薬品は適正に保管されているが、非常に毒性の強いものであり、早急に他の機関への保管換えか廃棄処分を検討すべきである。

⑬ 部門長会

(a) 部門長

部門長という役職は存在していない。実務上、各部門の統括業務を行っている主席研究員がプレイングマネジャーとしての役割を担っていることからすれば、他の試験研究機関と同様に所属長が指名した職員に人事評価を行う役割を持たせることがより効率的な運営に資すると考える。

(b) 議事録

部門長会は議事録が作成されていないが、センターの重要な運営方針等が決定される会議であるため議事録の作成・保存が望まれる。

VII. 香川県農業試験場

(1) 概要

1. 設立目的・根拠条例等

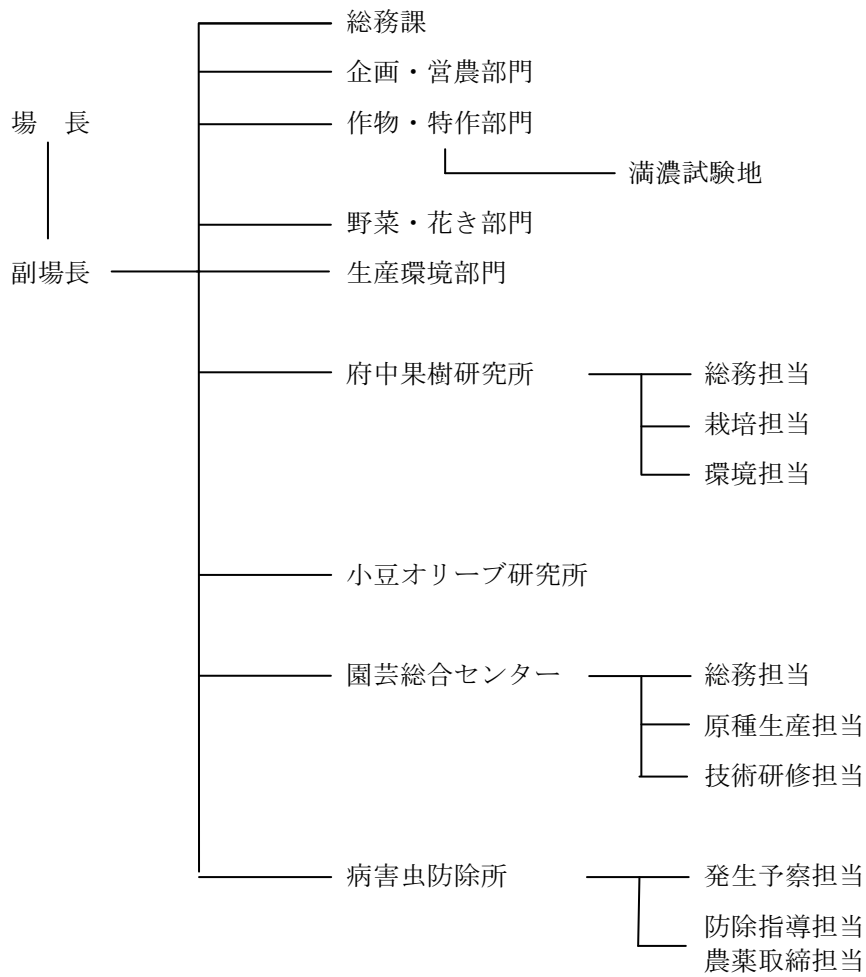
香川県農業試験場条例に基づき、農業に関する試験研究並びに植物の検疫及び防除に関する事務を行うため、高松市に設置された。なお、農業試験場は平成 23 年 10 月 1 日に綾歌郡綾川町に移転している。

2. 沿革

明治 32 年	香川県立農事試験場を栗林村（現 高松市花の宮町）に創設
明治 41 年	オリーブ試験地を小豆郡西村（現 小豆島町）に設置
明治 43 年	模範果樹園を宮脇村（現 高松市宮脇町）に設置
大正 元年	見習生規定を設け後継者と技術員の養成開始
大正 4 年	果樹試験地を端岡村（現 高松市国分寺町）に新設
昭和 5 年	本場を高松市仏生山町に移転
昭和 12 年	畑作試験地を小豆郡池田町（現 小豆島町）に設置
昭和 15 年	坂出干害試験地設置（22 年閉鎖）
昭和 25 年	農事試験場を農業試験場に改称 端岡村の果樹試験地を廃し、府中村（現在地）に果樹試験地を設置
昭和 26 年	小豆島の畑作試験地を小豆分場と改称
昭和 32 年	蚕業試験場を農業試験場に統合し、三木分場と改称 果樹試験地を府中分場と改称
昭和 44 年	香川県タバコ試験場が府中分場に移管
昭和 45 年	樹苗育成園公渕農場を高松市東植田町に設置
昭和 47 年	部制を廃止し、担当制に改める
昭和 50 年	公渕農場を林務課に移管
昭和 54 年	満濃分場を仲多度郡満濃町（現 まんのう町）に設置
昭和 59 年	生物工学担当新設
昭和 62 年	園芸総合センターを香川郡香南町（現 高松市香南町）に新設
昭和 63 年	小豆分場西村ほ場を香川県オリーブ公園として開園
平成 3 年	品種開発担当新設
平成 4 年	流通加工担当を食品試験場へ移管
平成 12 年	病虫害防除所を農業試験場に統合
平成 13 年	三木分場を本場に統合し、三木試験地と改称

平成 22 年 満濃分場を本場に統合し、満濃試験地と改称
 平成 23 年 本場を綾川町に移転し、三木試験地を本場に統合
 府中分場を府中果樹研究所と改称
 小豆分場を小豆オリーブ研究所と改称

3. 組織（平成 23 年 10 月 1 日現在）



4. 施設の概要と所在地（平成 23 年 10 月 1 日移転後の現況）

(1) 農業試験場本場・病虫害防除所

- ① 所在地 綾歌郡綾川町北 1534-1
- ② 土地 16.7ha（うち、ほ場面積 12.0ha）
- ③ 建物

（区 分）	（延べ面積）	（用 途）
本館	4,457 m ²	管理棟（11 千 m ² ）、研究棟（33 千 m ² ）
現場実験棟	6,069	
温室	7,966	
その他	351	機械室、車庫等
合計	18,843	

(2) 旧三木試験地

三木試験地は本場の綾川町への移転に伴い、本場に統合されたが、アスパラガスの生育との関係から、平成 24 年 3 月まではほ場を残すこととしている。

- ① 所在地 木田郡三木町大字池戸字大塚 3 2 2 2 番
- ② 土地

（区 分）	（面 積）
県有地	
ほ場	3,825.00 m ²
借入地	
ほ場等	3,227.00
合計	7,052.00

③ 建物

（区 分）	（延べ面積）	（用 途）
温室	480.00 m ²	
その他	202.32	育苗施設、堆肥舎等
合計	682.32	

(3) 満濃試験地

- ① 所在地 仲多度郡まんのう町炭所西 2253-1
- ② 土地 ほ場 32,328 m²
- ③ 建物

（区 分）	（延べ面積）	（用 途）
事務所	514.96 m ²	
温室	51.03	

(区 分)	(延べ面積)	(用 途)
倉庫作業所	240.00	
その他	141.54	堆肥舎、ホンプ小屋等
合計	947.53	

(4) 府中果樹研究所

① 所在地 坂出市府中町 6117-1

② 土 地

(区 分)	(面 積)
県有地	
ほ場	112,333.00 m ²
建物敷地	1,669.28
その他	4,896.30
計	118,898.58
借入地	
ほ場等	2,292.00 m ²
合計	121,190.58

③ 建 物

(区 分)	(延べ面積)	(用 途)
本館	867.33 m ²	
展示館	198.34	
温室	1,566.68	
無毒樹隔離栽培施設	324.00	
その他	299.52	果樹施設栽培用ビニールハウス、堆肥舎等
合計	3,255.87	

(5) 小豆オリーブ研究所

① 所在地 小豆郡小豆島町池田 2519-2
(※は小豆島町西村 香川県オリーブ公園)

② 土 地

(区 分)	(面 積) オリーブ公園を含む	
		(※オリーブ公園分)
県有地		
ほ場	28,539.68 m ²	(※ 18,237.68 m ²)
建物敷地	2,266.01	
広場	8,858.50	(※ 8,858.50 m ²)

(区 分)	(面 積) オリーブ公園を含む	
		(※オリーブ公園分)
駐車場	3,013.56	(※ 3,013.56 m ²)
計	42,677.75	(※ 30,109.74 m ²)
借入地		
ほ場等	4,150.00 m ²	
合計	46,827.75	(※30,109.74 m ²)

③ 建 物

(区 分)	(延べ面積)	(用 途)
温室	593.46 m ²	
作業室及び貯蔵庫	160.20	
その他	152.11	化学実験室、倉庫、車庫
※オリーブ公園施設	140.87	便所、休憩室等
合計	1,046.64	

(6) 園芸総合センター

① 所在地 高松市香南町岡 1164-1

② 土 地

(区 分)	(面 積)	
県有地		
ほ場	18,849.63 m ²	
建物敷地	40,177.88	
その他	4,256.92	(ほ場道、山林、水路等)
合計	63,284.43	

③ 建 物

(区 分)	(延べ面積)	(用 途)
管理事務所	79.18 m ²	
研修所本館	807.82	
温室	3,874.50	
屋内実習館	698.51	
作業場	244.00	
その他	218.40	堆肥舎、ボイラー室等
計	5,922.41	

5. 主要な業務内容

(1) 企画・営農部門

試験研究の企画調整、産学官連携、農業機械の開発及び作業体系の改善、農業情報の管理、農業経営改善指導等を実施している。

(2) 作物・特作部門

水稻・麦等の品種育成、栽培技術の改善、水稻・麦等の原種育成及び増殖等と茶の栽培及び加工技術の開発等を実施している。

(3) 野菜・花き部門

野菜、花きの栽培技術、品種育成、組織培養等による大量増殖法の開発等を実施している。

(4) 生産環境部門

土壌管理、施肥及び栄養診断技術の開発、病害虫の防除技術の開発、農薬残留等調査等を実施している。

(5) 府中果樹研究所

果樹の栽培技術、品種育成、土壌管理及び病害虫防除技術の開発等を実施している。

(6) 小豆オリーブ研究所

オリーブの栽培技術の改善、現地への栽培指導等を実施している。

(7) 園芸総合センター

園芸作物の原々種及び原種の養成、研修及び展示等を実施している。

(8) 病害虫防除所

病害虫の発生予察、防除指導及び農薬の取締、鳥獣害対策等を実施している。

6. 人員の状況

(1) 過去3年間の職員の状況

最近3年間の職員の状況（1月1日現在）は次のとおりである。

（単位：人）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
定数内職員：事務	3	7	9
技術	71	71	64
技能	24	20	19
計	98	98	92
定数外職員：事務	7	5	4
技術	16	21	22
技能	28	25	24
計	51	51	50
合計	149	149	142

(2) 部門別職員数

平成23年4月1日現在の部門別職員数（臨時職員を除く。）は以下である。

（単位：人）

	場長 副場長	本場 総務課	本場 部門	府中 果樹 研究所	小豆 オリーブ 研究所	園芸総合 センター	病害虫 防除所	合計
場長・副場長	3							3
分場長・所長				1	(1)	1	1	3
課長		(1)						0
副主幹		1						1
主席研究員			14	5	1	1	2	23
主任		4	3	1		1		9
主任研究員			15	2	1	1	4	23
主席技師			4	3	2	2		11
主任技師			2	1				3
技師			4					4
嘱託員		3	19	3		7	3	35
合計	3	8	61	16	4	13	10	115

（注）（ ）書は、兼務である。

1. 本場総務課の課長は事務担当副場長が兼務している。
2. 小豆オリーブ研究所の所長は、小豆総合事務所の職員が兼務している。

7. 収支の状況

最近4年間の収支の状況は以下である。

(単位：千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収 入	使用料及び手数料	417	439	489	442
	国庫支出金	200	400	361,953	121,205
	財産収入	18,589	20,305	21,011	19,628
	繰入金	-	-	-	-
	諸収入	36,958	40,033	49,553	50,692
	県債	150,000	130,000	202,000	529,000
	一般財源	872,267	843,535	840,293	1,005,877
	計	1,078,431	1,034,712	1,475,299	1,726,844
支 出	報酬	32,815	31,949	39,455	41,552
	給料	382,880	367,566	362,088	335,775
	職員手当	213,636	203,692	190,063	164,026
	共済費	133,055	135,404	130,660	137,013
	賃金	50,146	51,386	46,909	45,557
	報償費	117	198	-	98
	旅費	4,345	4,347	4,756	6,168
	需用費	83,411	77,635	83,329	88,225
	役務費	5,743	5,567	6,126	6,399
	委託料	18,773	10,700	63,443	55,438
	使用料及び賃借料	1,253	1,242	900	1,978
	工事請負費 (注)1	136,596	127,805	455,539	672,865
	備品購入費 (注)2	13,244	14,712	90,061	168,368
	負担金補助	2,417	2,509	1,970	3,382
	計	1,078,431	1,034,712	1,475,299	1,726,844

(注)1. 工事請負費について、平成21年度より新農業試験場（現農業試験場）の建築工事が開始されたことから、平成21年度及び平成22年度の計上額が大きくなっている。

2. 備品購入費について、新農業試験場（現農業試験場）の建築工事の進捗に合わせて新農業試験場の備品類の購入を実施していることから、平成21年度及び平成22年度の計上額が大きくなっている。

8. 農業試験場費

(1) 財源別事業費

(単位：千円)

区 分／財 源	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (当初予算)
農業試験場移転整備事業 (注)1				
使用料及び手数料	20	20	16	16
国庫支出金	-	353,265	-	-
諸収入	-	-	350	-
県債	130,000	202,000	529,000	656,000
一般財源	9,161	29,701	242,734	272,045
計	139,181	584,986	772,100	928,061
公設試験研究機関共同研究 事業				
一般財源	2,934	2,538	1,706	-
新農業技術開発事業費				
一般財源	11,775	9,552	7,177	5,271
受託試験研究 (注)2				
国庫支出金	400	-	49,460	-
諸収入	39,973	49,522	50,312	90,548
計	40,373	49,522	99,772	90,548
県試験研究				
一般財源	17,722	17,520	17,566	15,412
給与費				
一般財源	732,847	717,007	672,817	704,608
諸収入		4		
計	732,847	717,011	672,817	704,608
農業試験場運営費 (注)3				
使用料及び手数料	419	469	426	417
財産収入	3,209	3,426	1,306	1,306
諸収入	60	27	30	27
一般財源	34,645	27,166	26,828	40,617
計	38,333	31,088	28,590	42,367
ほ場管理費				
財産収入	17,096	17,585	18,322	16,396
一般財源	18,933	20,393	20,460	26,587
計	36,029	37,978	38,782	42,983

区 分／財 源	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (当初予算)
農業試験場整備費				
国庫支出金	－	－	71,745	－
一般財源	15,518	15,984	16,589	15,029
計	15,518	15,984	88,334	15,029
農業省力化等技術開発事業				
国庫支出金	－	8,688	－	－
一般財源	－	432	－	－
計	－	9,120	－	－
合 計				
使用料及び手数料	439	489	442	433
国庫支出金	400	361,953	121,205	－
財産収入	20,305	21,011	19,628	17,702
諸収入	40,033	49,553	50,692	90,575
県債	130,000	202,000	529,000	656,000
一般財源	843,535	840,293	1,005,877	1,079,569
計	1,034,712	1,475,299	1,726,844	1,844,279

(注)1. 農業試験場移転整備事業

平成 23 年度の移転に備えて、農業試験場移転整備事業が増加してきており、平成 21 年度の国庫支出金は建物工事費及び備品購入費に充当、平成 20 年度から平成 23 年度までの県債は用地造成工事、建物工事費及び備品購入費に充当されている。県債と一般財源の負担については、原則として、まず県債に充当できる経費（工事請負費及び備品購入費）について優先的に充当し、県債を充当できない経費について、一般財源を充当している。

2. 受託試験研究

平成 22 年度の国庫支出金は、農林水産技術会議が所管する「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」に係るものであり、香川県が中核機関を努める 2 課題（「4 県連携による侵入病虫害の緊急防除技術の開発」、「暖地タマネギの高効率調整装置の開発」）に対するものであるが、平成 23 年度は、課題ごとに共同研究機関で構成するコンソーシアムから配分する方式に変更されたため、諸収入扱いとなっている。

3. 農業試験場整備費

平成 22 年度の国庫支出金は、試験研究機関の強化を図るための、試験研究機器の備品購入に充当されている。

(2) 一般財源負担率

(単位：パーセント)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
農業試験場移転整備事業	6.58	5.08	31.44	29.31
公設試験研究機関共同研究事業	100.00	100.00	100.00	-
新農業技術開発事業費	100.00	100.00	100.00	100.00
受託試験研究	0.00	0.00	0.00	0.00
県試験研究	100.00	100.00	100.00	100.00
給与費	100.00	100.00	100.00	100.00
農業試験場運営費	90.38	87.38	93.84	95.87
ほ場管理費	52.55	53.70	52.76	61.85
農業試験場整備費	100.00	100.00	18.78	100.00
農業省力化等技術開発事業	-	4.74	-	-
合 計	81.52	56.96	58.25	58.54

平成 20 年度は国庫支出金、県債の発行が小額であるため、一般財源負担率は高率であるが、平成 21 年度以降は、平成 23 年度の新試験場への移転に備えた国庫支出金の受入、県債の発行により 60%弱となっている。

なお、県債の負担率は平成 20 年度から 12.56%、13.69%、30.63%、35.57%と推移している。

7. 研究開発等業務

平成 22 年度の主たる研究テーマは次のとおりである。

① 新農業技術開発事業

気象変動に強い県産米麦優良品種の育成（作物・特作部門）

育種技術の開発と本県オリジナル品種の育成（野菜・花き部門）

イチゴの業務需要に対応した安定生産技術の確立と品種育成（野菜・花き部門）

ほか 3 課題

② 受託試験事業

農薬残留対策総合調査（農薬環境負荷解析調査）（生産環境部門）

温室効果ガス抑制土壌調査（生産環境部門）

小麦加工食品の原料品種判別法の開発（野菜・花き部門、作物・特作部門）

新品種の導入と正品果率の向上による高収益型カンキツ生産体系の確立（府中果

樹研究所)

暖地における青切り出荷用タマネギの高能率調製装置の開発 (企画・営農部門)

ほか 14 課題

③ 公設試験研究機関共同研究事業

環境に配慮した野菜生産のための高精度側条施肥機の開発 (企画・営農部門)

④ 場内共同研究

地域農産物農薬安全使用推進事業－農薬残留試験 (生産環境部門、小豆オリーブ研究所、病虫害防除所)

人・環境にやさしい農業推進事業－有機農業実証試験 (生産環境部門、企画・営農部門)

ほか 1 課題

⑤ 新技術シーズ開発事業

超微霧 (ドライフォグ) による施設内の高温抑制と光合成の効率化 (野菜・花き部門)

簡易ペーパー日射計の開発と利用技術の開発 (府中果樹研究所)

ほか 3 課題

⑥ その他

研究情報システムの管理並びに利用法開発 (企画・営農部門)

気象変動に対応する普通作栽培技術の確立 (作物・特作部門)

野菜・花き生産省力安定化技術の確立 (野菜・花き部門)

生産環境安定対策技術の確立 (生産環境部門)

果樹の高品質・多収生産技術の開発 (府中果樹研究所)

オリーブの安定生産技術の確立 (小豆オリーブ研究所)

ほか 3 課題

(2) 平成 14 年度の包括外部監査のフォロー

平成 14 年度の包括外部監査は「試験研究機関における財務事務について」をテーマとし農業試験場も監査対象となっている。その際「包括外部監査の結果報告書」の監査の結果と意見に記載された事項のうち、主なものについてフォローアップを実施した。その結果は以下のとおりである。

指摘・意見	対応状況
(1) 研究課題ごとのコスト管理について 各研究者が各研究事業に従事した時間管理を行っていないため、事業費のうち大きな割合を占める人件費については、研究課題別のコスト管理を行っていない。	各研究員の各研究事業ごとの時間管理は行われていないが、平成 23 年度、平成 24 年度の研究員ごとの各業務内容（研究課題名）への関与割合を示す「研究員エフォート一覧表」が作成されている。これにより、研究課題ごとの大まかなコスト把握は可能となっている。
(2) 備品の購入について 備品の購入においては、一定の手続により、今後の総使用見込み及び性能などを踏まえた機種を選定について慎重に決定すべきである。また、備品の購入については、中長期研究計画に基づいた備品購入計画を作成し、計画的に備品を購入することが望ましい。	備品の購入計画については、各部門担当者からなる調整会議体である施設整備委員会及び調整委員会での検討、議論の結果、「施設整備等計画書」としてまとめられている。試験場長をはじめ、各部門関係者が一堂に集まり、施設整備委員会及び調整委員会で十分に検討の上、購入機種を選定する体制が整備できており、備品の購入計画管理については一定の改善が認められた。

(3) 監査結果と意見

1. 収入事務

農業試験場における平成 22 年度までの最近の財産収入と諸収入（主に受託研究収入）の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	財産収入	諸収入	合計
平成 18 年度	19,668	33,314	52,982
平成 19 年度	18,589	36,958	55,547
平成 20 年度	20,305	40,033	60,338
平成 21 年度	21,011	49,553	70,564
平成 22 年度	19,628	50,692	70,320

上記のとおり、積極的な受託研究の実施により収入が増加しつつあると評価される。ちなみに、平成 23 年度は、財産収入 17,702 千円、諸収入 90,575 千円、合計 108,277 千円の収入予算を策定している。

今回の包括外部監査では、平成 22 年度の調定伺書から次のサンプルを抽出し、その事務の執行が適正に行われているか監査した。

(単位：円)

調定番号	起案年月日	調定額	内容	備考
10002114	平成 22 年 4 月 23 日	83,880	生産物（玄米） 売払い	
10000085	平成 22 年 4 月 1 日	196,421	施設の賃貸	
10006472	平成 22 年 6 月 22 日	120,800	種子もみの分譲	
10006231	平成 22 年 6 月 18 日	1,800,000	高収益カンキツ に関する受託研究	この受託研究に係る発生コストの実績は 1,804,280 円
10007550	平成 22 年 7 月 6 日	4,896,150	新植物調整剤実 用化試験受託料	コスト集計はされていない
10007887	平成 22 年 7 月 9 日	1,500,000	小麦加工食品の 原料品種判別法 の開発受託	発生コスト実績は 1,520,445 円
10007899	平成 22 年 7 月 9 日	2,400,000	低コストで質の 良い加工・業務 用農産物の安定 供給方式の受託 研究	発生コスト実績は 2,407,551 円

調定番号	起案年月日	調定額	内容	備考
10009098	平成22年7月26日	1,825,000	種子繁殖型イチゴ品種の開発と種苗供給体系の改革受託事業	受託金額の総額は3,650,000円であり、これに対する発生コストの実績は3,650,948円
10010885	平成22年8月18日	517,230	生産物（米及びもち米）の売払い	
10011357	平成22年8月26日	901,549	種子の売払い	
10011946	平成22年9月3日	957,000	土壌由来温室効果ガス・土壌炭素調査事業の受託	受託金額の総額は1,450,000円であり、これに対応する発生コストの実績は1,464,183円
10013936	平成22年10月1日	801,000	小麦発酵抽出物を用いたイチゴ病害試験の受託	コスト集計はされていない
10017797	平成22年11月18日	2,500,000	ほ場における樹体生育特性評価受託事業	発生コスト実績は、2,500,000円
10021969	平成23年1月17日	85,700	生産物（サトウキビ）の売払い	
10022042	平成23年1月18日	2,274,838	生産物（米）の売払い	
10022396	平成23年1月24日	14,480,550	農薬委託試験の受託	コスト集計はされていない
10024878	平成23年2月28日	854,126	生産物（米）の売払い	
10024723	平成23年2月25日	2,500,000	農薬環境負荷解析調査の受託	発生コスト実績は2,500,000円
10025584	平成23年3月8日	1,569,069	生産物（麦原種）の売払い	
10025588	平成23年3月8日	1,000,000	果実加工品の試作品製作等調査受託	受託金額の総額は2,000,000円であり、これに対応する発生コストの実績は2,000,897円

監査の結果、いずれの取引も適正に処理されているものと認められた。

しかしながら、以下の点についてさらに改善が必要と思われる。

(1) 受託事業の受注金額に対して実際に発生したコストの集計と分析

受注金額に対して実際に発生したコスト（原価）の集計と分析という観点から次の

問題があると判断する。

委託契約書に委託費の精算条項がある場合、すなわち契約金額と実際発生コストのいずれか少ない金額を最終契約金額とする契約の場合はコストを集計しているが、それ以外の契約、主に民間との契約については上記のとおりコストの集計そのものを実施していない。

本来、契約で要求されるか否かにかかわらず実績コストを集計し、発生内容を分析し、今後の契約金額交渉に役立てるとともに農業試験場においてもコスト削減施策のきっかけにすべきである。（意見）

(2) 受託研究の拡大

上記サンプル抽出したような内容の研究受託は受託料が収受できるという効果だけでなく、その研究成果が農業試験場に蓄積し、香川県の農業振興にとって重要な財産となるものである。したがって、今後ともマンパワーの許す限り積極的に受託研究の拡大を図ることが望まれる。（意見）

2. 支出事務

平成 22 年度において、農業試験場費で計上されている以下の主な支出項目について検討した。

(単位：千円)

旅費	需用費	役務費	委託料	使用料 及び賃借料	負担金補助 及び交付金
6,168	88,225	6,399	55,438	1,978	3,382

(1) 需用費

消耗品費、光熱水費、燃料費などが計上されているが、消耗品費 46,870 千円が最も支出額が多く、試験等に用いる試薬、農薬、肥料、試験用具等の購入が主な支出内容である。日常的に使用される農薬、肥料、試験用具の品目は非常に多く、また、在庫量を削減するために頻繁に発注を行うこととしているため、購入先と単価契約を締結している。単価契約はその対象とする農薬、肥料、試験用具の品目を複数の業者に通知し、各品目で最も安価な単価を提示した業者と単価契約を締結している。単価契約は各年度で締結されており、年度中での単価の改訂は行われない。

平成 22 年度の需用費のうち、金額の重要なユニットに係る各証憑（執行伺書、契約書、請求書、支出命令書）を査閲した結果、事務処理に問題はなかった。

(2) パイプハウスの公有財産台帳への登録漏れ

委託料として計上されている支出のなかに独立行政法人からの受託試験である「高保温性能で暖房燃料使用料を大幅に削減する次世代型パイプハウスの開発」で使用している次世代型パイプハウスの工事費用 2,079 千円が計上されているが、このパイプハウス 1 棟が公有財産台帳に登録されていない。公有財産台帳へ登録しなかった理由は、当該パイプハウスは受託期間が 3 年間の試験のみに用いることから公有財産台帳に登録するまでもないと判断したためである。しかし、当パイプハウスは、地方自治法第 238 条に規定する公有財産に該当するため他のパイプハウスと同じく公有財産台帳に登録して管理すべきである。（指摘）

3. 設備・機器等の管理事務

(1) 備品管理事務の概要

備品は、その性質、形状を変えることなく比較的長期間使用に耐えるもの及びその性質は消耗品に属するものであっても、長期間保存を要するものと定義されており、以下のものが備品に分類される。

- ・ 公印類、加除式図書類（台本）
- ・ 美術品、標本等で長期間保存を要するもの（模型、見本、陳列品その他文献等で資料価値の高い物品
- ・ 取得価格が 30,000 円以上の物品で、比較的長期間使用に耐えるもの

なお、地方自治法 238 条の規定により公有財産と定義される不動産（土地、土地の定着物）及び不動産の従物である動産については、備品とされない。また、備品に関しては、「備品一覧表」の整備が要求されているほか、重要物品（取得価格 100 万円以上）については、別途「重要物品票」の整備も要求されている。

(2) 備品の購入

備品の購入については「執行伺書」の起案・決裁により、購入備品代金の支払いについては「支出命令書」の起案・決裁により処理される。決裁権者は、いずれも試験

場長である。なお、特殊物品（四輪以上の自動車、購入価格が 250 万円以上の備品）の購入については、県の「特殊物品購入等審査会規程」に基づき、品名、規格、設置場所、参考見積価格、購入等の理由等を記載した「特殊物品購入等審査申請書」を特殊物品購入等審査会に提出し、購入等の適否について同委員会の審査を受けなければならない。

また、当試験場では独自に「農業試験場施設等整備要領」を設けており、上記特殊物品の他、1 品の購入予定価格が 50 万円以上の備品の機種選定及び購入方法については調整委員会に諮るものとしている。50 万円以上 250 万円未満の備品の購入に際しては、品名、規格、設置場所、参考見積価格、購入等の理由等を記載した「備品購入伺書」を調整委員会に提出し、検討されることになる。

以上の処理ルールにしたがって適正に備品購入が実行されていることを確かめるため、平成 23 年の 1 月から 3 月までの備品購入について、関係書類一式を検証したところ、執行伺書、支出命令書の試験場長決裁印に漏れはなく、「特殊物品購入等審査申請書」の審査状況等にも問題はなかったが、「備品購入伺書」の調整委員会による審査結果の記載が残されていないものが散見された。

この点、最終的な購入の承認となる「執行伺書」の決裁が、調整委員会のメンバーである場長、副場長が備品購入を要望した担当主席研究員の説明等をもとに判断・実施するため実質的に問題はないとも取れるが、「農業試験場施設等整備要領」では「調整委員会にて諮る」旨が明記されており、当該要領と実務との整合を図ることが必要である。（意見）

また、最終的な購入機種決定までの判断の過程が文書等で残っていない。調整委員会での検討、議論では、数多くの購入要望の中から一定の方針や根拠に基づいて優先順位付けされ、最終的に取捨選択されているが、これら一定の方針や根拠あるいは会議での協議内容は、決定根拠の説明資料としても文書で残すことが望まれる。（意見）

(3) 現品照合の実施状況

総務課の出納員及び物品取扱員による備品一覧表と現品の照合検査（『「出納事務の手引き」7 物品の検査』）は、毎年度 1 回、8 月から 9 月にかけて実施されている。

毎年 6 月を目処に、総務課（出納員及び物品取扱員）から各現場に対して、事前の

現物確認について指示を出すとともに、備品一覧表を送付する。各現場での現品照合に際しては、現品全件の有無のほか、備品ラベルの有無、処分する備品について確認することが指示されている。

各現場での現品照合は、備品一覧表に基づき実施されており、現場での照合結果は総務課に提出される。総務課は、すべての担当箇所から備品一覧表が回収されたことを確認し、内容を検討し、8月中旬から9月上旬にかけて、すべての現場に行き、抜き取りで再チェックを実施している。

以上、各現場への事前連絡文書及び使用された備品一覧表を査閲するとともに、総務課担当責任者に質問した結果、現品照合は適切に実施されているものと認められた。

(4) 抜き取り検査の結果

備品一覧表から、現物確認対象を無作為に20件抽出し、現地調査を行った結果は次のとおりであった。

(単位：円)

備品名	備品番号	取得年月	金額	現品の有無及びラベルの貼付	摘要
更衣ロッカー	10004706	H23.3	65,625	○	現在使用中
書架	99135156	H7.8	110,501	○	同上
コンバイン車	07000128	H19.5	2,299,500	○	同上
遺伝子増幅装置	99135077	H9.11	1,497,000	○	同上
食品物性測定装置	99134988	H7.2	4,223,000	○	同上
相対照度計	99135633	H7.8	708,640	○	現在あまり使用されていない(注)1
蒸散流量測定装置	99021449	H7.3	1,513,000	○	現在使用中
農作物バインダー機	07002240	H20.3	456,750	○	同上
脇机	11000692	H23.8	35,490	○	同上
片そで机	10004778	H23.3	54,800	○	同上
ハウス複合環境制御システム	99135082	H11.9	6,294,000	○	同上
携帯型分光放射計	11001286	H23.9	1,227,450	○	同上
米麦乾燥機用集塵機	11000093	H23.5	30,240	○	同上
植物粉碎器	04001350	H16.11	683,287	○	同上

備品名	備品番号	取得年月	金額	現品の有無及びラベルの貼付	摘要
自然光利用型人工気象室	10004218	H23.2	14,332,500	○	同上
多検体濃縮装置	02015170	H15.3	1,331,400	○	同上
温室換気装置	99021163	H6.8	72,743	○	同上
実験器具用保管棚	10004572	H23.3	396,900	○	同上(注)2
サイド実験台	11001013	H23.9	333,900	○	同上(注)2
ステンレス製強化ガラス棚	11001114	H23.9	718,200	○	同上(注)2

- (注) 1. 農作物の掛け合わせによる品種改良等に関して、農作物の「多様性」が研究テーマの中心であった時期には利用頻度が高かった機器。現在の研究テーマの中心は農作物の「味」に移ってきており、使用機会が少ない。ただし、スポット案件で使用できる可能性があり、農業試験場としては廃棄処分せず、保有しているもの。
2. 通常の保管棚や補助台と比べて高価。いずれも農薬や毒劇物等の試薬を保管する戸棚またはそれらを使用した試験等で使用する実験台。試験用の農薬や毒劇物等の試薬について、万が一こぼれた場合に、容易に棚や実験台の天板が化学反応を起こしたり、以後使用不可能になることのないよう、特殊な物質等で製作されたものであることから、高価となっている。なお、ステンレス製強化ガラス棚は毒劇物等の試薬保管棚として使用されていたが、鍵で施錠されており、さらに多少の揺れ等で転倒することのないように、床にビス止めされていた。

以上のとおり、備品一覧表、現品、備品ラベルの状況に不一致はなく、また、明らかに使用見込みのない備品もなかった。毎年度実施している現品棚卸時には、備品一覧表と現品との照合のみならず、現品に張られた管理用シールの有無、品名コード、取得年月日等の一致も確認しており、問題として指摘すべき事項はない。

4. 人事管理事務

(1) 人件費推移

最近4年間の人件費の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
嘱託員等報酬	32,815	31,949	39,455	41,552
給料	382,880	367,566	362,088	335,755
職員手当等				
扶養手当	15,954	14,124	15,711	12,066
住居手当	4,757	2,627	2,697	2,036
通勤手当	10,496	8,526	9,048	7,598
単身赴任手当			87	348
特殊勤務手当(注)1	240	148	121	110
超過勤務手当	12,223	14,129	11,803	12,739
宿日直手当	48	55	38	25
休日勤務手当	932	943	1,279	1,016
給料の特別調整額 (注)2	3,076	3,443	4,054	3,443
期末手当(注)3	112,073	108,014	97,603	83,087
勤勉手当(注)3	53,837	51,683	47,622	41,558
職員手当等計	213,636	203,692	190,063	164,026
共済費				
職員共済費等	123,449	125,335	120,184	125,512
嘱託員共済費	4,075	4,305	5,221	5,952
賃金職員共済費	5,531	5,764	5,255	5,549
その他共済費				
共済費計	133,055	135,404	130,660	137,013
賃金(注)4	50,146	51,386	46,909	45,557
合 計	812,532	789,997	769,175	723,903

(注)1. 特殊勤務手当は有害物等取扱手当である。

2. 給料の特別調整額は管理職手当である。

3. 期末手当は対象期間(6ヶ月)の在職期間に応じて支払われ、勤勉手当は対象期間の勤務成績に応じて支払われる賞与である。

4. 賃金は臨時職員に対するものである。

香川県は平成 20 年度から 3 年間で新たな財政再建の計画期間と位置付けて取り組んでおり、その一環として全職員を対象として給与カットを実施している。なお、平成 23 年度についても財政運営計画に基づき給与の減額措置が続けられている。

(2) 職員の給与等

給与等は本庁の総務事務集中課で計算されており、職員に関しては、本人（総務の代理申請は可能）が総務ナビへ年次休暇（日、半日、時間単位）、夏季休暇（日、半日単位）等の申請情報を入力し、場長が承認することになっている。承認がされていない場合は、警告メールが場長に送られるため、承認漏れは発生しない。

「平成 23 年職員手当等内訳調書」から金額の大なる通勤手当、超過勤務手当をそれぞれ 3 名分抽出し、通勤手当については、特別急行料金・高速艇利用実績票及び利用明細書との照合、超過勤務手当については、超過勤務等実績簿、超過勤務等命令簿と超過時間を照合した結果、いずれも一致した。

(3) 臨時職員の管理

農業試験場ではほ場業務等に係る臨時職員を平均で約 30 名採用している。勤務月数は 6 ヶ月であり、更新は 1 回としている。採用する場合、「臨時職員の任用等に関する要綱」第 3 条（3）業務の特殊性等により試験による採用候補者名簿から任用することができない場合、を適用し、県全体での採用制度とは別に個別にハローワーク等を通じて選考することとしている。

短期雇用臨時職員については、短期臨時職員出勤簿が作成されており、出勤状況が把握され、これに基づき賃金が算定されている。

平成 22 年度の臨時職員の賃金一覧から 5 名を抽出し、辞令との照合、勤務開始から 3 ヶ月間の勤務日数を平成 22 年度出勤簿と照合した結果、全て一致した。

(4) 指摘と意見

1) 指摘

① パイプハウスの公有財産台帳への登録漏れ

独立行政法人からの受託試験で使用している次世代型パイプハウス 1 棟が公有財産台帳に登録されていない。地方自治法第 238 条に規定する公有財産に該当するため、公有財産台帳に登録して管理すべきである。

2) 意見

① 受託事業の受注金額に対して実際に発生したコストの集計と分析

委託契約書に委託費の精算条項がある場合はコストを集計しているが、それ以外の契約についてはコストの集計そのものを実施していない。本来、契約で要求されるか否かにかかわらず実績コストを集計し、発生内容を分析し、今後の契約金額交渉に役立てるとともに農業試験場においてもコスト削減施策のきっかけにすべきである。

② 受託研究の拡大

研究受託は受託料が収受できるという効果だけでなく、その研究成果が農業試験場に蓄積し、香川県の農業振興にとって重要な財産となるものである。したがって、今後ともマンパワーの許す限り積極的に受託研究の拡大を図ることが望まれる。

③ 備品の購入

「備品購入伺書」の調整委員会による審査結果の記載が残されていないものが散見された。

「農業試験場施設等整備要領」では「調整委員会にて諮る」旨が明記されており、当該要領と実務との整合を図ることが必要である。また、調整委員会での一定の方針や根拠あるいは会議での協議内容は、決定根拠の説明資料としても文書で残すことが望まれる。

VIII. 香川県畜産試験場

(1) 概要

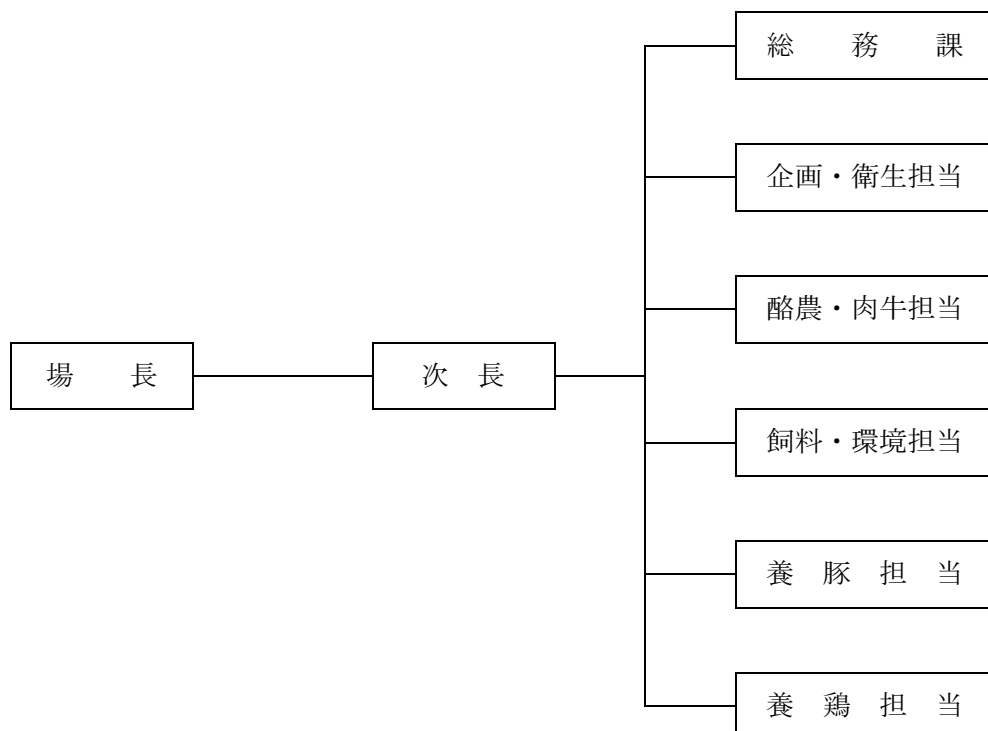
1. 設立目的・根拠条例等

香川県畜産試験場規則に基づき、畜産に関する試験研究調査機関として、本県における畜産の改良発達を図ることを目的として、設置された。

2. 沿革

昭和	4年	香川県香川郡仏生山町に香川県立種畜場と香川県立種鶏場を設立
昭和	14年	香川県立種鶏場を香川県立種畜場に合併
昭和	29年	現在地に木田支場を設置
昭和	37年	本場を現在地に移転し、香川県畜産試験場に改組
平成	元年	香川県肥飼料検査所の廃所に伴い、飼料検定・検査業務を開始

3. 組織（平成22年度）



4. 施設の概要と所在地

(1) 所在地 木田郡三木町大字下高岡 2706

(2) 土地

(区 分)	(面 積)
県有地	
水源地	62.00 m ²
導入路	561.00
放飼場	15,066.00
建物敷地	14,900.40
ほ場	5,945.00
計	36,534.40
借入地	
建物敷地・ほ場	15,379.00 m ²
ほ場	11,485.00
計	26,864.00
合計	63,398.40

(3) 建 物

(区 分)	(延べ面積)	(用 途)
総務	569.87 m ²	本館、車庫、展示等、貯油庫等
酪農・肉牛	2,501.99	牛舎等
飼料・環境	2,148.13	堆肥舎、サイロ付設
養豚	1,519.57	豚舎等
養鶏	2,215.22	鶏舎、育成舎
計	8,954.78	事務等 5 棟、畜舎 23 棟、付属建物 19 棟

(4) 家畜飼養頭羽数 (平成 23 年 10 月 1 日現在)

乳牛	搾乳牛 11 頭	子牛 10 頭	
肉牛	種雄牛 2 頭	繁殖雌牛 14 頭	子牛 21 頭
豚	種雄豚 12 頭	繁殖雌豚 29 頭	子豚 204 頭
鶏	採卵鶏 3,748 羽	肉用鶏 603 羽	
ヤギ	12 頭	ウサギ	19 羽

5. 主要な業務内容

畜産試験場は、次の業務を行う。

- ・ 畜産に関する試験研究及び調査指導に関すること
- ・ 畜産に関する改良普及に関すること
- ・ 飼料の検査に関すること
- ・ その他、畜産の改良発達に関し必要と認められること

(1) 企画・衛生担当

試験研究の企画及び調整、情報の伝達・収集、試験研究資料の管理、家畜の衛生対策等

(2) 酪農・肉牛担当

種雄牛・乳用牛・肉用牛に関する試験研究、種雄牛の精液配布、受精卵移植実用化に関する試験研究等

(3) 飼料・環境担当

飼料作物に関する試験研究、飼料作物の品種検定、環境保全に関する試験研究等

(4) 養豚担当

豚に関する試験研究、豚の産肉能力検定、種雄豚に関する試験研究等

(5) 養鶏担当

鶏に関する試験研究、鶏の産卵・産肉能力検定、特産鶏実用化試験等

6. 人員の状況

(1) 過去3年間の職員の状況

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
定数内職員：事務	4	4	4
技術	13	12	12
技能	12	13	13
計	29	29	29
定数外職員：事務	1	1	1
技術	2	2	1
技能	11	11	10
計	14	14	12
合計	43	43	41

(2) 部門別職員数

平成23年4月1日現在の部門別職員数は以下である。

(単位：人)

	場長	次長	総務課	企画	酪農肉牛	飼料環境	養豚	養鶏	合計
場長	1								1
次長		1							1
課長			1						1
主席研究員				(5)	2	1	1	1	5
主任			2		1				3
主任研究員					2	1	1	1	5
主席技師			1		4	2	3	3	13
嘱託員			3		1	1	1	2	8
臨時職員			1			2	1		4
合計	1	1	8	(5)	10	7	7	7	41

(注) 企画・衛生担当は、酪農肉牛担当、飼料環境担当、養豚担当、養鶏担当の主席研究員が兼務している。

7. 収支の状況

畜産試験場費の最近4年間の収支の状況は以下のとおりであり、目だった変動はない。

(単位：千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収 入	国庫支出金	1,015	984	875	875
	財産収入	35,525	30,167	28,722	30,867
	諸収入	919	1,942	1,759	2,372
	一般財源	288,679	281,825	262,218	265,129
	計	326,138	314,918	293,574	299,243
支 出	報酬	13,206	13,175	14,580	15,651
	給料	132,947	128,110	121,440	123,974
	職員手当等	77,998	74,490	67,158	63,969
	共済費	46,300	46,777	42,815	48,781
	賃金	9,609	7,949	5,975	5,060
	旅費	780	746	596	645
	需用費	37,798	36,231	34,097	30,933
	役務費	2,146	2,143	1,809	1,699
	委託料	2,682	2,661	2,587	2,713
	使用料及び賃借料	2,364	2,363	2,351	2,351
	原材料費	90	105	61	20
	備品購入費	174	124	62	3,413
	負担金補助及び交付金	44	44	43	34
	計	326,138	314,918	293,574	299,243

8. 畜産試験場費

(1) 財源別事業費

(単位：千円)

区 分／財 源	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (当初予算)
大家畜繁殖基盤研究				
財産収入	4,841	4,311	3,473	4,960
一般財源	461	298	651	446
計	5,302	4,609	4,124	5,406
養豚試験研究				
財産収入		268	893	352
諸収入	1,046			
一般財源	650	490	△138	316
計	1,696	758	755	668
養鶏試験研究				
財産収入	3,517	2,164		
諸収入	278			
一般財源	2,245	759		
計	6,040	2,923		
飼料作物試験研究				
国庫支出金	984	875	875	
受託試験研究				
諸収入		1,111	1,535	2,755
給与費				
一般財源	261,624	245,276	251,642	239,437
維持管理費				
諸収入	28	40	185	20
一般財源	18,571	16,135	15,473	14,199
計	18,599	16,175	15,658	14,219
施設整備費				
一般財源	825	824	824	840
種牛改良				
財産収入	740	337	2,543	2,196
諸収入	551	508	572	600
一般財源	△432	△317	△896	△879
計	859	528	2,219	1,917

区 分／財 源	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (当初予算)
酪農改良				
財産収入	7,116	7,815	10,625	11,336
諸収入	39			
一般財源	316	△1,051	△922	△211
計	7,471	6,764	9,703	11,125
飼料作物生産改良				
財産収入	410	364	486	400
一般財源	285	361	193	286
計	695	725	679	686
養豚改良				
財産収入	11,442	11,172	10,423	9,548
一般財源	△3,061	△2,569	△1,820	△1,549
計	8,381	8,603	8,603	7,999
種鶏改良				
財産収入	2,101	2,291	2,424	2,055
諸収入		100	80	
一般財源	△118	1,485	△216	575
計	1,983	3,876	2,288	2,630
試験研究情報強化対策				
一般財源	209	242	158	215
飼料検査				
一般財源	250	285	180	
讃岐牛育種簡易遺伝子 診断開発				
国庫支出金				22,300
合 計				
国庫支出金	984	875	875	22,300
財産収入	30,167	28,722	30,867	30,847
諸収入	1,942	1,759	2,372	3,375
一般財源	281,825	262,218	265,129	253,675
計	314,918	293,574	299,243	310,197

(2) 一般財源負担率

(単位：パーセント)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
大家畜繁殖基盤研究	8.69	6.47	15.79	8.25
養豚試験研究	38.33	64.64	△18.28	47.31
養鶏試験研究	37.17	25.97	—	—
飼料作物試験研究	0.00	0.00	0.00	0.00
受託試験研究	0.00	0.00	0.00	0.00
給与費	100.00	100.00	100.00	100.00
維持管理費	99.85	99.75	98.82	99.86
施設整備費	100.00	100.00	100.00	100.00
種牛改良	△50.29	△60.04	△40.38	△45.85
酪農改良	4.23	△15.54	△9.50	△1.90
飼料作物生産改良	41.01	49.79	28.42	41.69
養豚改良	△36.52	△29.86	△21.16	△19.36
種鶏改良	△5.95	38.31	△9.44	21.86
試験研究情報強化対策	100.00	100.00	100.00	100.00
飼料検査	100.00	100.00	100.00	—
讃岐牛育種簡易遺伝子 診断開発	—	—	—	0.00
合 計	89.49	89.32	88.60	81.78

(注) 1. 「—」は事業費の発生がないものである。

2. 「△」は物品または生産物の売却収入が事業費合計を上回っているものである。

9. 研究開発等業務

平成 22 年度の主たる研究テーマは次のとおりである。

(1) 酪農・肉牛部門

- ① 大家畜繁殖基盤研究
黒毛和種生産技術効率化に関する試験
超音波装置を用いた肥育牛の筋肉断面の変化の検討
オリーブ油搾粕を給与した肉用牛の枝肉成績の解析
牛用瞳孔反射測定機器の開発
- ② 讃岐牛生産対策事業
「さらに美味しい讃岐牛」生産技術確立試験
和牛子牛早期離乳育成試験
県有種雄牛後代検定
- ③ 酪農改良事業
乳用牛へのプログラム適用効果の検証

(2) 養豚部門

- ① 養豚試験研究
豚人工授精実用化試験
未利用うどんの飼料化技術の開発
オリーブオイル添加による高付加価値豚肉生産技術の開発
- ② 未利用資源の豚への給与試験（産業技術センター）
油脂成分を含有する未利用資源の家畜への給与試験
- ③ 養豚改良事業
豚産肉能力検定試験

(3) 養鶏部門

- ① 種鶏改良事業
飼料米給与実証試験
大豆煮汁成分の家畜飼料への実用化試験
採卵鶏の組合せ検定試験
オリーブを活用した鶏の高付加価値試験
- ② 「スーパー讃岐コーチン」開発事業
讃岐コーチン性能調査

(4) 飼料・環境部門

- ① 飼料作物試験研究
牧草・飼料作物系統適応性検定試験
- ② 飼料作物生産改良
飼料用稲のひこばえの飼料化試験
- ③ 自給飼料増産推進事業
飼料作物優良品種選定調査
- ④ 畜産汚水等の浄化試験研究
傾斜土槽法による畜産処理水の浄化試験
- ⑤ 堆肥利用促進事業（農業経営課）
フミン物質を効果的に抽出するための堆肥化技術の開発
- ⑥ 委託研究
 - （県農協） さぬき和三盆由来糖蜜の肉用牛への給与試験
 - （ビーエムシーホールディングス株） 南方系植物モリンガの豚及び乳用牛への給与試験
 - （アナプロバ伐株） 乳酸菌発酵竹粉の鶏への給与試験
 - （国土交通省河川国道事務所） 河川敷野草のサイレージ化試験

(2) 平成 14 年度の包括外部監査結果のフォロー

平成 14 年度の包括外部監査は「試験研究機関における財務事務について」をテーマとし畜産試験場も監査対象となっている。その際「包括外部監査の結果報告書」の監査の結果と意見に記載された事項のうち、主なものについてフォローアップを実施した。その結果は以下である。

指摘・意見	対応状況
<p>(1) 研究テーマごとのコスト管理について 畜産試験場では、各研究者の研究事業に従事した時間管理を行っていないため、コストのうち大きな割合を占める人件費について研究事業別のコスト管理を行えていない。</p>	<p>指摘を受け、研究テーマごとの時間集計を一定期間実施していたが、集計された時間数等が研究の効率化に役立つ範囲が限定的で管理上の利用価値がそれ程認められなかったため、現在は行っていない。競争的資金獲得等の受託研究を行うなどのケースがあれば、そうした必要性も認識されてくると考えられるが、今のところ研究テーマごとの時間集計は必要ないと判断されており、現状ではこうした判断も特に問題はないものと考えられる。</p>
<p>(2) 研究成果の評価について 場内での評価に当たっては、評価項目、評価基準及び評価方法といった、畜産試験場としての評価のルールを明確にし、各研究員からもそれに沿った形で報告するようにするのが望ましい。</p>	<p>内部評価について、全ての研究テーマが対象となり、主席研究員が評価することとしている。平成 22 年度は 5 月 25 日からの 3 日間で、新規 4 件、継続 14 件、完了 5 件を対象として実施された。</p> <p>各主席は「緊急性・必要性」「研究成果の波及効果」「研究計画の妥当性」「費用対効果」の項目ごとに 5 段階評価し、評価結果は集計され、研究テーマごとの総合評価となる。</p> <p>また、主席会では試験研究計画等の内部評価結果が検討されており、これに関する議事録等も作成されている。</p>
<p>(3) 研究成果の普及について 今後は、インターネットを利用した研究成果の公表を行うことが望ましい。</p>	<p>積極的にインターネットを活用しており、畜産試験場のホームページには、研究報告については、香川県畜産試験場研究報告として第 45 号（平成 23 年 1 月）は本文、これ以前は目次が、また成果情報、かがわ畜試情報（平成 13 年 10 月以降）が掲載されている。</p>
<p>(4) 共同研究について</p>	<p>「香川県畜産試験場共同・受託研究実施要</p>

指摘・意見	対応状況
<p>後日のトラブルを防ぐためにも、事前に知的財産権の帰属に関して文書で取り交わすべきである。</p>	<p>領」が平成 21 年 4 月 1 日から施行されており、知的財産権についても定められている。</p>
<p>(5) 備品の管理について</p> <p>① 備品の購入手続について</p> <p>すべての備品の購入については、場長の決裁を必要としているが、試験場内の主席会において購入するかどうか協議を行い、実質的に購入の意思決定を行っているが、主席会での議事録は作成されていない。</p>	<p>備品の購入は中期計画としての「畜産試験場備品整備計画」に基づき、購入時には主席会で議論され決定することとしており、主席会の議事録に協議内容が記載されているが、平成 22 年度に購入した 6 件について記載されていなかった。</p> <p>「3. 設備・機器等の管理事務 (2) 備品の購入」参照</p>
<p>② 管理の方法について</p> <p>たな卸の結果については、場内では、主席会において、誰がどのようなチェックをしたかを報告し、議事録として残すべきであると思われる。</p>	<p>平成 22 年度の主席会で備品確認結果が承認されているかを確認したところ、平成 22 年 8 月 19 日、平成 23 年 3 月 1 日の議事録にそれぞれ記載があり、適切に承認されていることが確認できた。</p>
<p>(6) 受益者負担について</p> <p>① 牛凍結精液の売却価格について</p> <p>牛購入に係る取得資金の調達コスト、凍結するための必要な設備の減価償却費や試験場の総務関係経費は、生産品原価の計算に加味されていない。いずれも、牛凍結精液を売却するために必要となった経費であることから、必要な原価を見積り、生産原価を積算し、そのうえで売却価格を検討すべきである。</p>	<p>平成 23 年 5 月 13 日付けの香川県公示 203 号で讃福茂 精液 1 本分 0.5 ml 1,200 円（従来は 600 円）に改正された。</p> <p>これは、1 本当たり精液コスト=1 本当たり精液経費 634 円+1 本当たりその他経費 49 円+1 本当たり人件費 521 円=1,204 円≒1,200 円として算定されている。</p> <p>左記の経費等は全て反映されているが、人件費は研究員の人件費であり、全ての人件費は含んでいない。全ての人件費を含む場合の 1 本当たり精液コストは 3,570 円となる。ただし、売却価格は近県の県有種雄牛の価格（0.5 ml/本）と比較し、1,200 円が妥当と判断したものであり、問題はない。</p>
<p>② 牛受精卵の売却価格について</p> <p>受精卵売却のために必要な生産品原価を精緻に計算して、その上で、売却価格を検討すべきである。</p>	<p>平成 17 年 4 月 22 日付けの香川県公示 283 号で 17,000 円（従来は 12,000 円）に改定された。</p> <p>改定時の資料では、「人件費（研究員）を加算すると値上げ幅が大きくなり、他県との均衡と乖離すること、また生産振興の観点から、採卵する牛の管理に係る経費のみを価格</p>

指摘・意見	対応状況
	<p>に反映することとした。」と記載されており、販売価格の決定過程に問題はない。</p> <p>積算根拠資料によれば、年間飼育管理経費には、牛代、飼料費、薬品費、光熱水費等が含まれている。</p>
<p>③ 豚精液の売却価格について</p> <p>豚購入に係る取得資金の調達コスト、必要な設備の減価償却費や試験場の総務関係経費は、生產品原価の計算に加味されていない。いずれも豚精液を売却するために必要となった経費であることから、必要な原価を見積り、生産原価を積算し、その上で、売却原価を検討すべきである。</p>	<p>平成 16 年 3 月に検討したところ、すべての人件費を含むと値上げ幅が大きく、他県との乖離が大きくなるため、本県の生産振興上から、現状維持としたものであり、問題はない。</p>

(3) 監査結果と意見

1. 収入事務

畜産試験場の財産収入の推移は以下のとおりである。

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
49,240 千円	42,258 千円	35,038 千円	34,669 千円	35,577 千円

平成 18 年度に 12,623 千円であった乳用牛と肉用牛の売払い収入が、19 年度は 6,910 千円に減少している。20 年度は、牛、豚、鶏、牛乳、牛凍結精液の全てにおいて前年より収入が減少し、現在に至っている。

また、平成 22 年度売払い収入の主な内訳は以下のとおりである。

肉用牛	3,710 千円
豚	8,138 千円
鶏	2,245 千円
牛乳	10,512 千円
牛凍結精液	2,543 千円
豚精液	5,296 千円
鶏卵	1,531 千円

今回の包括外部監査では、以下のとおりの売払い収入をサンプル抽出し、その事務処理の適正性を監査した。

調定伺書 調定番号	起案年月日	調定額	内容	摘要
10021567	平成 23 年 1 月 4 日	696,148 円	原乳の販売	(注) 1
10014898	平成 22 年 10 月 13 日	11,368 円	鶏卵の販売	(注) 2
10015484	平成 22 年 10 月 19 日	484,050 円	子豚の払下げ	(注) 3
10014657	平成 22 年 10 月 8 日	185,425 円	子牛の販売	
10016049	平成 22 年 10 月 26 日	210,000 円	牛凍結精液の譲渡	
10016051	平成 22 年 10 月 26 日	100,800 円	豚精液の譲渡	
10014551	平成 22 年 10 月 7 日	40,950 円	卵用種育成鶏譲渡	
10026742	平成 23 年 3 月 17 日	120,000 円	和牛知的財産権取得・ 活用推進協議会との共 同研究の精算請求	
10027164	平成 23 年 3 月 23 日	572,000 円	家畜精液配送業務委託 に係る収入	
10027353	平成 23 年 3 月 25 日	300,000 円	小豆島オリーブ牛研究 会からの受託研究費	

(注) 1. 販売価格は、問題のない水準であることを判断した根拠資料が保存されていない。

2. 取引日の鶏卵相場表が保存されていない。

3. 譲渡価格の算出が相当複雑であるが、その都度電卓で計算している。

上記の検証の結果、以下を今後の改善事項として認識した。

(1) 原乳の販売価格

結果としては合理的な水準で決定されていると推測する。畜産試験場は販売先からの提示額と生産者団体から入手した過去の販売価格の実績と対比し、問題のない水準であることを判断し、その旨を根拠資料として残すべきである。（意見）

(2) 鶏卵の販売価格

鶏卵の販売価格は、2社から見積書を取り、取引価格決定条件が県にとって有利な先と契約している。その条件は、「引渡し日の大阪市況鶏卵相場をもとにして・・・算出する。」ことと決めている。

畜産試験場は実際に引渡しが行われた日の鶏卵相場表をみて、価格を決定しているが、その相場表が残されていない。今後は、引渡し日の相場表は、販売先からの鶏卵代金精算書とチェックした痕跡とともに取引の正確性を証明する資料として保存すべきである。（指摘）

(3) 子豚等の譲渡価格の算出

子豚の譲渡価格は、概略以下のとおりであり相当複雑な計算式となっている。

種豚用雌子豚の場合、

体重×歩留り（65%）×畜産物価格安定法指定食肉の上位安定価格 545 円を乗じ、ワクチン等医薬品費 3,000 円及び登録料 2,100 円を加え、さらに資質加算した合計とする。

資質加算とは、日本養豚協会種豚登録規程における種豚登録審査基準に準じた資質評価であり、下記表に準じる。

特 A	審査 5 項目中、全ての項目が A 以上であり、特 A が 2 つ以上あるもの。	25,000 円
A	(省略)	20,000 円
B	(省略)	15,000 円
C	(省略)	10,000 円
D	(省略)	5,000 円

これが基本であり、こうして算出した金額に、さらに、パークシャー種種豚用雌及び雄子豚の加算、妊娠による加算、欠点による減算の金額がそれぞれ調整され最終確定する。

畜産試験場では、子豚の譲渡価格の複雑な計算を限られた時間内に電卓で計算して、

売却価格を算出して動物処分伝票を起票している。

このような事実は、計算ミスを起こすリスクが高いと言わざるを得ず、別の職員による再チェックも困難である。

今後は、上記の計算式をパソコン上にエクセル等で保存しておき、体重と資質評価結果、加減算項目を入力すれば、金額が自動計算されるように対処することが必要である。（意見）

2. 支出事務

平成 22 年度の支出項目（人件費関連を除く）のうち、以下の費目について検討した。

（単位：千円）

需用費	委託料	使用料及び賃借料
45,629	2,713	2,351

(1) 需用費

飼料費、消耗品費、光熱水費、修繕費などが計上されている。金額的に重要性のある飼料費（畜産試験場費 15,447 千円、畜産振興費 5,970 千円。畜産試験場では、収支を畜産試験場費、畜産振興費、環境農業費等の節別に区分して管理している。）について検討した。

飼料費は、主に牛、豚、鶏の飼料の仕入に関するものである。主たる仕入先は 4 社であり、単価が変動することを考慮して、年に 2 回（4 月と 9 月）、契約を締結している。仕入先の決定に当たっては、基本的に競争入札が実施されている。随意契約の場合は、決裁書に理由を記載して承認を受けている。

発注に当たっては、物品購入伺を作成し、場長による決裁が実施されている。

発注残管理は、物品購入伺を納品済みのものと納品未了のものを区分して保管することで実施されている。

支払管理については、請求書受領後に請求書と物品購入伺及び納品書を照合し、支出命令書を起案して、総務課長、場長決裁後、本庁の審査課での支払決定が実施されている。

支出事務の検証のために、以下の手続を実施した。

仕入先について、サンプルベースで直近の決裁書、契約書等を査閲して、仕入先の

選定が適切に実施されていることを確かめた。

平成 22 年 4 月から 12 月分の物品購入伺を査閲して、場長の決裁状況を確認した。場長の決裁は網羅的に実施されていた。

平成 22 年度の歳出整理簿の畜産試験場費の飼料の購入に関する項目を集計し、節別集計表の飼料費の金額との整合性の確認を実施した。差異の内容について一部不明確な部分が発見された（「(3) 飼料費の実績金額の調整」参照）。

飼料の購入取引について、平成 22 年度の歳出整理簿をもとに、サンプルベースで決裁書、契約書、納品書、請求書等との突合を実施した結果、特に問題点は発見されなかった。

(2) 委託料

一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理、浄化処理施設の維持管理、空調設備点検保守業務を外部委託している。直近の主な委託先は、以下のとおりである。

(単位：千円)

業務内容	委託先	委託契約額（年額）
一般廃棄物収集運搬処理業務	(株)塵芥センター	151
汚水処理施設維持管理業務	扶桑興産(株)	1,039
空調設備保守点検業務	徳寿工業(株)	237
浄化槽維持管理業務	(株)三木山田清掃	75

(注) 上記の委託契約期間は、いずれも平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月である。

上記以外に、産業廃棄物処理業務について、(株)塵芥センターと単価契約を締結している。

委託先の決定に当たっては、基本的に每期、相見積もりをとり、金額の低いほうに決定されている。金額が 1,000 千円を超える浄化処理施設の維持管理業務については、指名競争入札が実施されている。

委託先について、サンプルベースで直近の決裁書、契約書等を査閲して、委託先の選定が適切になされていることを確かめた。

(3) 飼料費の実績金額の調整

平成 22 年度の歳出整理簿の畜産試験場費の飼料の購入に関する項目を集計したところ、歳出整理簿上の金額と節別集計表の飼料費の金額とで、1,017 千円の差異が見られた。

畜産試験場では、需用費を消耗品費、燃料費、飼料費等に区分して管理しているが、飼料費の実績が予算に対して未達であったため、他の需用費の内訳項目の中で予算を超過していた項目について当該超過金額を飼料費に振替えたとのことであった。

上記振替調整は違法ではないが、予算・実績管理の有効性という観点からは、実績額の振替調整は実施せずに予算と実績の比較を行うべきである。（意見）

3. 設備・機器等の管理事務

(1) 備品の実在性

取得価額 3,500 千円以上の物品及び取得価額 1,000 千円以上かつ取得年が昭和 63 年以前のものを備品一覧表から抽出し、それらについて現品と照合するとともに、備品の使用状況及び備品ラベルの貼付状況について確認した。

備品の使用状況と備品ラベルの貼付状況

	サンプル合計		取得金額が 3,500 千円以上		取得年が昭和 63 年以前かつ 取得金額が 1,000 千円以上	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
サンプル全体	17	83,087	11	71,504	6	11,583

< 備品の使用状況 >

使用していない	6	28,042	4	24,100	2	3,942
年に数回使用	—	—	—	—	—	—
月に数回使用	1	4,700	1	4,700	—	—
週に数回～常時使用	10	50,345	6	42,704	4	7,641

< 備品ラベルの貼付状況 >

備品ラベルの剥れ	なし
----------	----

使用していないと回答を受けた備品の現在の状況と今後の使用見込みについてヒアリングした結果は、以下のとおりであった。

使用していない備品の状況と今後の使用見込み

(単位：千円)

品名	規格・摘要	備品番号	取得年月	取得金額	現在の状況と今後使用見込み
理化学分析機器	原子吸光光度計 Z-6100	99133451	H4. 3. 31	5,326	微量元素測定装置。平成 21 年度までは飼料の研究で飼料のカルシウムを測定するのに使用していたが、その研究が終わって以降、平成 22、23 年度は、当該機器を使用する研究項目はなかったが、今後、研究項目により使用する見込みである。

品名	規格・摘要	備品番号	取得年月	取得金額	現在の状況と今後使用見込み
理化学分析機器	臭気分析ガスクロマトグラフ	99024203	H11. 1. 29	6,999	故障しており、使っていない。今後、点検・整備を実施し、研究項目により使用する見込みである。
畜産業用機器	飼料混合機 定置型 3170 型	99024379	H11. 3. 31	3,999	家畜の検定試験の際に指定された飼料配合の餌を与える必要があるためにこの機器を使用する。 ここ 2、3 年は使用していないが、該当する試験を始めればその時は毎日でも使うもの。
その他の試験研究機器	受精卵分割器具 (マイクロコンピュータ) NT-8	99024323	S62. 8. 31	2,843	1 卵生双子の作出や雌雄判別のために、顕微鏡を覗ながら受精卵を切断する機器。一昨年から使用していないが、分割卵に関わる試験研究を実施する際には、必要となる。
畜産業用機械	セミインテレス成鶏飼育装置 カマチックシステム	99024275	H6. 3. 31	7,776	エサの自動給餌・集卵システム一式。讃岐コーチンの育種改良のための設備として使用していたが、3 年前から個体管理が必要な研究段階に入ったことで自動給餌・集卵を行わなくなって以降、使用していない。今後、群単位で能力の斉一化が図られた折には、再度使用することとしている。
その他の産業機械	超遠心粉碎機 ZM-1	99024157	S63. 11. 30	1,099	故障しており、使用していない。取得してから 23 年経過しており、平成 23 年度廃棄予定である。

抽出したサンプルの全件について、現品の存在は確認でき、備品の保管状況にも特に問題はなかった。

① 現品照合の実施状況と結果

備品の現品照合を年 2 回、7 月と 2 月に実施している。具体的には、備品一覧表を 5 部署（総務、飼料環境、酪農・肉牛、養豚、養鶏）の各主席研究員（総務課は総務課長）に回付し、各部署でこれをもとに現品照合を実施する。各部署の照合結果や現品照合時に識別された廃棄希望品等は備品一覧表に記載され、これが総務に返送される。これらが総務において「備品確認結果」として取りまとめられる。

備品確認結果は、場長、次長、総務課長、主席研究員が集まる「主席会」（月に 2 回開催）で承認を受ける。廃棄希望の物品についても当該主席会で検討され、使用継続や保管換えの判断がなされる。

平成 22 年度の主席会で備品確認結果が承認されているかを確認したところ、平成 22 年 8 月 19 日、平成 23 年 3 月 1 日の議事録にそれぞれ記載があり、適切に承認されていることが確認できた。

② 不用品

不用品の廃棄の際は県の会計規則にもとづいて、「不用品決定伺兼廃棄処分書」

「備品出納通知書（払出し）」に総務課長、場長の承認を受ける。上記のとおり年2回の現品照合時に廃棄希望となったものは主席会で承認を受けることになるが、通常の廃棄申請時は各部署から総務課に連絡があり、総務課担当者が上記の書類を作成し総務課長、場長が承認している。

(2) 備品の購入

畜産試験場では重要物品のうち 250 万円以上の購入は、主席会で事前に承認を受けた後、原則として本庁で行い、これを畜産試験場に保管換えしている。3 万円以上 250 万円未満の備品は、主席会で事前に承認を受けた後、物品購入伺書で場長の承認を得る。主席会では、できるだけ競争入札となるよう購入の仕方を特に検討している。

平成 22 年度に購入した備品について、主席会で事前協議されているかを確認したところ、以下の 6 件については事前協議の事実が主席会議事録で確認できなかった。

主席会での承認手続に関して、厳格な運用が必要である。（意見）

品名	金額（千円）	物品購入伺の承認日
個体別系統孵卵機	243	平成 22 年 4 月 19 日
豚衡機	246	平成 22 年 12 月 13 日
成鶏用ケージ	234	平成 22 年 4 月 19 日
種鶏	378	平成 22 年 10 月 5 日
繁殖雌牛(5 頭)	3,444	平成 23 年 2 月 8 日
繁殖雌牛(2 頭)	686	平成 23 年 3 月 18 日

また畜産試験場では、備品購入に関して原則定期一般競争入札（見積業者をあらかじめ特定せず、インターネットを利用して見積案件を公開し、参加資格を有する業者からの見積書提出により受注者を決定する方法）を利用するよう努めている。平成 22 年度の備品購入総額 9,787 千円（17 件）のうち、定期一般競争入札を利用しているものは 3,414 千円（9 件）あった。なお、残りは種豚、繁殖雌牛等を単独購入した 5,519 千円（5 件）と見積り入手による購入 854 千円（3 件）である。

4. 劇物等の管理事務

畜産試験場においては、劇物等を管理するためのマニュアルが整備されていない。畜産試験場で劇物を保管している場所は全部で 19 箇所あるが、このうち一部は鍵がかからない場所（飼料環境部門の保管庫 7～12、1 階及び 2 階のラボ南台下、等）に保管されている。なお、鍵がかからない保管庫等は同一の建物内にあり、その建物は使用時以外は施錠している。

定期的な棚卸は実施されていない。毒物劇物出納簿（受払記録）は作成しているものの、サンプルで受払記録の残数量と現品とを照合したところ、受払簿との不一致が散見された。

毒劇物は少量でも身体を著しく害する性質を持っており、盗難や流出などによる被害が起きた場合には、管理責任を問われる場合がある。これらを防止し、試験場として十分な注意を払って管理を行うためには、劇物等の管理に係るマニュアルの整備とその遵守が不可欠であり、早急な対応が必要である。（指摘）

5. 人事管理事務

平成 22 年度の人件費関連支出項目は、以下のとおりである。

（単位：千円）

報酬	給料	職員手当	共済費	賃金	合計
15,651	123,974	63,969	49,505	9,884	262,983

報酬は嘱託員分、給料及び職員手当は正規職員分、賃金は臨時職員分、共済費は保険掛金の公費負担分である。

人事管理事務の適正性検証のために、以下の手続を実施した。

平成 22 年度分の超過勤務等命令簿を査閲して、場長による承認の実施状況を確認した。概ね網羅的に承認は実施されていたが、押印漏れが 1 件発見された（「(1) 超過勤務手当の管理」参照）。

平成 23 年 3 月支給分について、給与明細額調書と普通預金通帳の支払金額、預り金額が一致していることを確かめた。

平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの給与明細額調書の金額を合計し、上記の計上額との差異内容に異常がないことを確かめた。

(1) 超過勤務手当の管理

超過勤務手当は、事前に超過勤務等命令簿を作成し、場長が承認印を押印することとしているが、平成 22 年度分の超過勤務等命令簿を査閲したところ、場長承認印の押印漏れが 1 件発見された。承認印の押印は、場長による承認が適切に実施されたことを示す証拠となるものであるため、網羅的に実施する必要がある。（意見）

6. 遊休不動産

畜産試験場建物のうち、ケージ鶏舎（165.22 m²、昭和 40 年 3 月建築）、実習室（250.53 m²、昭和 49 年 12 月取得）は、現在、遊休状態にあるため、有効利用が望まれる。（意見）

(4) 指摘と意見

1) 指摘

① 鶏卵の販売価格

鶏卵の販売価格は、引渡しが行われた日の鶏卵相場表をみて価格を決定しているが、相場表が残されていない。

引渡し日の相場表は、販売先からの鶏卵代金精算書とチェックした痕跡とともに取引の正確性を証明する資料として保存すべきである。

② 劇物等の管理事務

毒物劇物出納簿（受払記録）は作成しているものの、サンプルで受払記録の残数量と現品とを照合したところ、受払簿との不一致が散見された。

毒劇物は少量でも身体を著しく害する性質を持っており、盗難や流出などによる被害が起きた場合には、管理責任を問われる場合がある。これらを防止し、試験場として十分な注意を払って管理を行うためには、劇物等の管理に係るマニュアルの整備とその遵守が不可欠であり、早急な対応が必要である。

2) 意見

① 原乳の販売価格

販売先からの提示額と生産者団体から入手した過去の販売価格の実績と対比し、問題のない水準であることを判断し、その旨を根拠資料として残すべきである。

② 子豚等の譲渡価格の算出

子豚の譲渡価格の複雑な計算を、限られた時間内に電卓で計算して、売却価格を算出

して動物処分伝票を起票している。このような事実は、計算ミスを起こすリスクが高いと言わざるを得ず、別の職員による再チェックも困難である。

今後は、計算式をパソコン上にエクセル等で保存しておき、体重と資質評価結果、加減算項目を入力すれば、金額が自動計算されるように対処することが必要である。

③ 飼料費の実績金額の調整

畜産試験場では、需用費を消耗品費、燃料費、飼料費等に区分して管理しているが、飼料費の実績が予算に対して未達であったため、他の需用費の内訳項目の中で予算を超過していた項目の金額を飼料費に振替えたとのことであった。

予算・実績管理の有効性という観点からは、実績額の振替調整は実施せずに予算と実績の比較を行うべきである。

④ 備品の購入

平成 22 年度に購入した備品について、主席会で事前協議されているかを確認したところ、6 件について事前協議の事実が主席会議事録で確認できなかった。

主席会での承認手続に関して、厳格な運用が必要である。

⑤ 超過勤務手当の管理

平成 22 年度分の超過勤務等命令簿を査閲したところ、場長承認印の押印漏れが 1 件発見された。承認印の押印は、場長による承認が適切に実施されたことを示す証拠となるものであり、網羅的に実施する必要がある。

⑥ 遊休不動産

畜産試験場建物のうち、ケージ鶏舎（165.22 m²、昭和 40 年 3 月建築）、実習室（250.53 m²、昭和 49 年 12 月取得）は、現在、遊休状態にあるため、有効利用が望まれる。

IX. 香川県水産試験場・香川県赤潮研究所

(1) 概要

1. 設立目的・根拠条例等

(1) 水産試験場

香川県水産試験場規則に基づき、本県における水産業の改良発達を図るため、水産に関する試験研究調査機関として設置

(2) 赤潮研究所

香川県赤潮研究所設置要綱に基づき、赤潮に関する調査研究並びに情報の収集及び提供を行い、もって本県における水産業の健全な発展に資することを目的とし、水産試験場に設置

2. 沿革

(1) 水産試験場

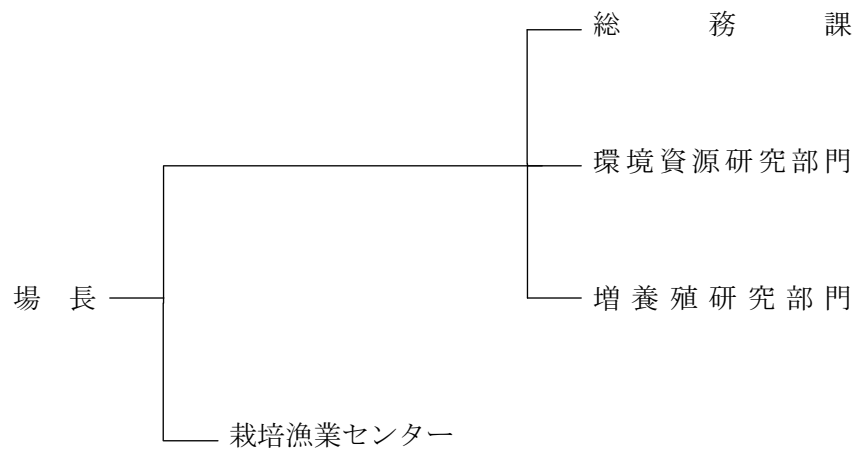
- 明治 33 年 6 月 本県水産業の振興を図るため、6 月 15 日に香川県水産試験場を創設、香川県庁内に仮事務所を設置
- 明治 33 年 9 月 香川郡中笠居村（現 高松市香西本町）に移転
- 明治 34 年 12 月 同所に新庁舎完成
- 明治 43 年 4 月 県庁内務部勸業課に移転
- 昭和 4 年 6 月 高松市新港町（現 高松市浜ノ町）に移転
- 昭和 13 年 4 月 大川郡志度町（現 さぬき市志度）に新築移転
- 昭和 45 年 6 月 高松市屋島東町に現庁舎（本館）完成、移転
- 昭和 46 年 3 月 増養殖実験棟完成
- 昭和 55 年 4 月 赤潮研究部門を新設
- 昭和 57 年 4 月 香川県栽培漁業センターを水産試験場内に開設
- 昭和 60 年 6 月 魚病検査棟完成
- 平成 12 年 6 月 水産試験場創立 100 周年
- 平成 16 年 4 月 調査船「やくり」（19 トン、軽合金製）を建造
（大正元年 10 月建造の調査船「讃岐丸」から数えて 10 隻目）

(2) 赤潮研究所

- 昭和 55 年 4 月 水産試験場内に赤潮研究部門設置
- 昭和 58 年 4 月 水産試験場から分離して発足

3. 組織（平成 22 年度）

(1) 水産試験場



(2) 赤潮研究所



4. 施設等の概要と所在地

(1) 所在地 高松市屋島東町 75-5

(2) 敷地面積 14,048 m²

(3) 主な施設の規模

施設名	構造	面積	摘要
本館	鉄筋コンクリート2階建 一部平屋建	延 1,326 m ²	赤潮研究所 70 m ² 含む
魚病検査棟	鉄筋コンクリート2階建	延 304 m ²	
増養殖実験棟	鉄骨ブロックスレート葺	480 m ²	
船舶用具庫	補強コンクリートブロック	17 m ²	
(栽培漁業センター)			
管理棟	鉄筋コンクリート2階建	延 467 m ²	
第1飼育棟	鉄骨バンボライト葺	延 1,078 m ²	稚魚飼育槽 45t 6面 ワシ培養水槽 40t 8面
第2飼育棟	鉄骨スレート葺	484 m ²	稚魚飼育槽 135t 3面
親魚棟	鉄骨バンボライト葺	220 m ²	円形水槽 50t 2面
機械棟	鉄筋コンクリート2階建 一部高架水槽	489 m ²	ろ過水槽 167t 2面 貯水槽 126t 2面 高架水槽 81t 1面
作業棟	鉄骨スレート葺2階建	延 151 m ²	
飼料藻培養水槽	鉄筋コンクリート		70t 8面
クルマエビ ^レ 飼育水槽	鉄筋コンクリート		200t 5面
電気棟	鉄筋コンクリート	87 m ²	
ボイラー棟	鉄筋コンクリート	44 m ²	
車庫	鉄骨スレート葺	64 m ²	
油庫	鉄筋コンクリート	8 m ²	

(4) 調査船「やくり」

船体は軽合金製コンベックスV型軽構造、全長 19.10m・幅 4.30m・深さ 1.50m、総トン数 19 トン、航海速力 33.05 ノット、平成 16 年 3 月進水、観測用機器としてメモリー STD、メモリークロロテック、海水デジタル温度計等を装備している。

5. 主要な業務内容

(1) 水産試験場

① 環境資源研究部門（環境担当）

漁場環境の保全を図るため、海洋観測調査、漁場環境調査等を実施している。

② 環境資源研究部門（資源担当）

海域環境の変化、漁労技術の発展等の影響を受け変動している水産資源の維持増大を図るため、漁業資源調査等を実施している。

③ 増養殖研究部門（増養殖担当）

香川県は海面魚類養殖発祥の地であり、現在海面養殖生産額は香川県漁業生産額の約6割を占めるまでに発展している。今後さらなる発展を図るため、魚介藻類の増養殖技術開発、藻場の造成を含めた増養殖場造成及び漁場造成に係る調査等を実施している。

④ 増養殖研究部門（魚病研究室）

増養殖魚介類の疾病の発生予防と蔓延防止及び食品としての安全確保を図るため、魚病に関する調査、研究、診断及び対策指導を実施している。

⑤ プロジェクトチーム（ノリ養殖に関する研究チーム）

先端技術を用いてノリ色落ち機構を解明し、ノリ養殖業の振興を図るため、瀬戸内海区水産研究所、大学、関係県と共同して調査・研究を実施している。

⑥ プロジェクトチーム（香川ブランド新魚種開発チーム）

本県に特徴的な魚介類のブランド化による消費拡大と生産の拡大を図るため、新魚種の種苗生産・量産技術、養殖技術、放流技術の開発を実施している。

⑦ 栽培漁業センター

栽培技術の推進を図るため、種苗生産、種苗生産技術の開発及び漁業者に対する技術指導を実施している。

なお、種苗生産業務は(財)香川県水産振興基金に委託している。

(2) 赤潮研究所

赤潮による漁業被害防止、軽減化を図るため、赤潮に関する調査研究及び漁業者への研修等を実施している。

赤潮被害を拡大させない対策として、①養殖技術の向上（餌止め）、②予防対策の強化、③過度な栄養状態の抑制が欠かせないと認識し、以下の業務に取り組んでいる。

① 予防対策の強化

各漁業者は毎日または週に2回程度、各自の漁場をモニター（プランクトンの状況調査）しており、各漁協を通してモニター結果等は、県の水産課に集約されその日のうちに赤潮研究所等に伝えられている。これとは別に赤潮研究所も独自に沖合いなどのモニターを実施しており、これらの情報を集約し、注意報、警報等が発信される体制が採られている。警報がでた場合、各漁業者は餌止めを行うことになっている。

② 漁業者に対する研修

毎年赤潮シーズン前の6月に、漁場モニターに関する調査・報告の方法、生のプランクトン観察体験、顕微鏡のメンテナンス方法等の研修を実施している。

6. 人員の状況

(1) 過去3年間の職員の状況（水産試験場）

各年度12月31日現在の職員数は次のとおりである。

（単位：人）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
定数内職員：事務	3	4	7
技術	15	15	13
技能	5	4	2
計	23	23	22
定数外職員：事務	2	2	1
技術	2	3	3
技能	2	2	2
計	6	7	6
合計	29	30	28

(2) 部門別職員数（水産試験場）

平成23年4月1日現在の部門別職員数は以下である。

（単位：人）

	場長	総務課	環境資源 研究部門	増養殖 研究部門	栽培漁業 センター	合計
場長・所長	1				(注)1	1
課長		1				1
主席研究員			2	3	1	6
主任		6	1	1		8
主任研究員			3	1		4
主席技師		1	1	1		3
主任技師					1	1
主事		1				1
嘱託員				2		2
臨時職員					1	1
合計	1	9	7	8	3	28

(注) 1. 栽培漁業センターの所長は水産試験場の場長が兼務している。

2. 総務課の主任1名、環境資源研究部門の主席研究員1名、主任研究員1名、増養殖研究部門の主席研究員1名の計4名は赤潮研究所との兼務である。

(3) 職員数（赤潮研究所）

平成 23 年 4 月 1 日現在の職員数は以下である。

(単位：人)

	定数内職員(技術)		定数外職員 (技術)	合計	
	専属	兼務者			
		水産課			水産試験場
所長				1	1
副主幹		1			1
主席研究員			2		2
主任			1		2
主任研究員	1		1		2
主任技師		1			1
合 計	1	2	4	1	8

7. 収支の状況

最近 4 年間の収支の状況は以下である。

(単位：千円)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
収 入	国庫支出金	3,416	3,234	20,468	6,052
	財産収入	38,571	45,317	45,040	46,612
	諸収入	10,107	10,589	9,886	5,767
	県債			10,000	
	一般財源	353,906	303,965	314,304	275,163
	計	406,000	363,105	399,698	333,594
支 出	報酬	3,936	3,938	4,992	9,118
	給料	115,384	104,223	102,122	91,006
	職員手当等	66,725	59,266	55,441	45,730
	共済費	38,750	36,553	35,168	36,477
	賃金	5,233	6,765	6,802	4,483
	需用費	35,122	27,383	47,244	29,737
	委託料	116,522	112,253	111,817	107,269
	備品購入費	14,279	3,154	25,185	4,022
	その他	10,049	9,570	10,927	5,752
	計	406,000	363,105	399,698	333,594

平成 21 年度の備品購入費が他の年度と比較して大きいのは、水産試験場施設整備事業として、国庫補助金（国庫補助率 1/2）及び県債の発行により、水産試験場栽培漁業センターにおいて、海水殺菌処理装置及び閉鎖循環飼育システム等（総額 22,415 千円）を整備したものである。

8. 水産試験場事業費

(1) 財源別事業費

(単位：千円)

区 分／財源	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (当初予算)
給与				
一般財源	203,065	196,728	181,591	184,989
試験研究				
国庫支出金	2,293	2,221	5,166	4,213
財産収入	147	363	129	
諸収入	7,100	9,886	5,300	15,600
一般財源	9,171	6,237	6,761	7,723
計	18,711	18,707	17,356	27,536
栽培漁業センター				
財産収入	45,170	44,677	46,483	44,651
諸収入	3,489		467	
一般財源	72,603	67,969	71,724	73,201
計	121,262	112,646	118,674	117,852
赤潮研究所				
国庫支出金	941	887	886	886
一般財源	416	275	219	290
計	1,357	1,162	1,105	1,176
運営管理				
一般財源	15,993	13,778	12,315	8,864
船舶運航管理				
一般財源	2,717	24,945	2,553	3,040
施設等整備				
国庫支出金		17,360		
県債		10,000		
一般財源		4,372		
計		31,732		
合 計				
国庫支出金	3,234	20,468	6,052	5,099
財産収入	45,317	45,040	46,612	44,651
諸収入	10,589	9,886	5,767	15,600
県債		10,000		
一般財源	303,965	314,304	275,163	278,107
計	363,105	399,698	333,594	343,457

(2) 一般財源負担率

(単位：パーセント)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
給与	100.00	100.00	100.00	100.00
試験研究	49.01	33.34	38.95	28.05
栽培漁業センター	59.87	60.34	60.44	62.11
赤潮研究所	30.66	23.67	19.82	24.66
運営管理	100.00	100.00	100.00	100.00
船舶運航管理	100.00	100.00	100.00	100.00
施設等整備		13.78		
合 計	83.71	78.64	82.48	80.97

試験研究事業の一般財源負担率は減少傾向にあるが、栽培漁業センターについては増加傾向にある。栽培漁業センターでの種苗生産は財団法人（特例民法法人）香川県水産振興基金に委託しているため、同基金の原価等から委託料の妥当性を検討するとともに、種苗販売価格の妥当性について、今後も生産コストの縮減や事業の効率化に努める必要がある。

9. 研究開発等事業

平成 22 年度の主たる研究テーマは次のとおりである。

(1) 環境資源研究部門

① 漁場環境情報提供事業

- ・海況等解析予報事業（自動観測ブイによる水温情報の提供等）
- ・新漁業管理制度推進情報提供事業（浅海定線調査）
- ・漁場環境監視調査事業（ゼロ予算事業：養殖漁場環境監視調査、魚類のへい死調査）

② 資源評価調査事業（瀬戸内海の重要資源について、関係府県等と連携して必要な調査を実施し、資源動向の把握等を行う。）

- ・漁場別漁獲状況調査
- ・生物情報収集調査
- ・新規加入量調査
- ・魚種別系群別資源評価会議
- ・資源動向調査

- ③ 水産資源持続的利用促進事業（資源回復計画の作成や実施に関して、関係漁場に関する調査の実施等）
- ④ 放流効果実証事業（ゼロ予算事業）
- ⑤ イカナゴ資源対策研究事業
- ⑥ 新漁業管理制度実施事業
- ⑦ 香川大学連携事業
 - ・魚類養殖場の水・底質についての季節変動調査
 - ・干潟域の生態系の解明
 - ・ノリの色落ちに関する共同研究

(2) 増養殖研究部門

- ① 増養殖技術研究開発事業
 - ・イタボガキ等有望種の飼育・養殖方法等の開発とアマモ種子保管技術の改良
- ② 水産物基盤整備事業効果調査
 - ・増殖場造成事業効果調査事業
 - ・播磨灘海域増養殖造成調査事業
- ③ 水産物供給基盤整備調査事業
 - ・アマモ場、ガラモ場の分布状況の把握等
- ④ 養殖衛生管理体制整備事業
 - ・病魚の検査、被害拡大防止のための対策指導等
- ⑤ 魚病対策研究事業
 - ・増養殖魚介類等の魚網に関する試験研究

(3) 栽培漁業センター

- ・種苗生産事業（クルマエビ、ヒラメ、キジハタ、タケノコメバルの種苗生産）

(4) プロジェクト事業

- ① ブランド魚種開発・強化事業（試験・研究）
 - ・タケノコメバル等育成・強化事業
 - ・サワラ育成技術開発指導事業
 - ・ブランド魚種強化事業

- ・ヒゲソリダイ特産ブランド化事業
- ・特産種放流効果調査（ゼロ予算事業）
- ② ノリ色落ち総合対策調査研究事業
 - ・ノリ養殖振興総合対策事業
 - ・ノリ養殖品質向上推進事業
 - ・ノリ養殖研究高度化事業
 - ・ノリ優良品種確保促進事業（ゼロ予算事業）

(5) 赤潮研究所

- ① 赤潮調査研究事業
 - ・赤潮プランクトン培養株の維持
 - ・赤潮プランクトンの生活史に関する研究
 - ・砂の間隙に生息する渦鞭毛藻類の研究
- ② 漁場環境保全推進事業
 - ・赤潮発生監視調査
 - ・貝毒発生監視調査
- ③ 赤潮対策技術開発試験

隣接する関係県（兵庫・岡山・徳島）と共同でシャットネラ等の有害赤潮種を対象とした広域海洋調査を実施

(2) 平成 14 年度の包括外部監査結果のフォロー

平成 14 年度の包括外部監査は「試験研究機関における財務事務について」をテーマとし水産試験場・赤潮研究所も監査対象となっている。その際「包括外部監査の結果報告書」の監査の結果と意見に記載された事項のうち、主なものについてフォローアップを実施した。その結果は以下のとおりである。

指摘・意見	対応状況
<p>(1) 研究テーマごとのコスト管理について</p> <p>水産試験場・赤潮研究所では、各研究者の研究事業に従事した時間管理を行っていないため、コストのうち大きな割合を占める人件費について研究事業別のコスト管理を行えていない。</p>	<p>平成 16 年度から各研究員について研究テーマごとに要した時間・人員を提出させ、「部門別年間集計表」が作成され、これを基にした平成 18 年度から平成 22 年度までの部門別研究事業項目別の時間・人員の推移表「時間管理」が作成されている。</p> <p>「時間管理 (H18~H22)」には予算も記入されており、予算との比較・検討も可能なものとなっている。</p>
<p>(2) 試験研究事業費の財源について</p> <p>県試験研究機関として、実施すべき事業は何かを前提にしながらも、できるだけ委託費や補助金による収入の拡大を図るべきである。</p> <p>県が事業費を全額負担する事業の比率は水産試験場 37%、赤潮研究所 21%である。</p>	<p>平成 22 年度の試験研究事業の一般財源負担率は、水産試験場 38.95%、赤潮研究所 19.82%である。水産総合研究センター、日本水産資源保護協会等からの業務受託や助成金獲得を目標として掲げており、平成 23 年度は予定されているもの全てを予算化したため、水産試験場試験研究の一般財源負担率は 28.05%と大きく減少している。</p>
<p>(3) 研究テーマの選定方法について</p> <p>他の研究機関とのテーマ重複の可能性もあり、テーマ選定に当たってはさらに情報交換を密にし、共通のテーマであれば共同研究等の方法によることも検討することが望ましい。</p>	<p>大型機器の相互利用について、瀬戸内海ブロック場・所長会のメンバーである岡山県、広島県、愛媛県等の研究機関と情報交換を実施し、検討している。</p> <p>共同研究については、香川大学との連携、共同研究を進めており、香川大学、大阪工業大学等との共同研究「沿岸海域の栄養塩管理によるノリ色落ち対策研究事業」が水産庁に採択された。研究期間は平成 22 年度から平成 26 年度である。</p> <p>また、香川大学工学部・農学部との共同研究により、小割り筏の動揺を抑える機器を開発し、現在特許申請中である。</p>

指摘・意見	対応状況
<p>(4) 研究成果の評価について</p> <p>① 第三者による評価制度の導入について</p> <p>適切な評価を実施する能力を持った第三者による外部評価を導入すべきである。</p>	<p>平成 16 年度から「試験研究機関における研究テーマ外部評価実施要領」に基づき、外部評価が実施されている。外部評価には事前評価、中間評価、事後評価、追跡評価の種類があるが、平成 22 年度は事前評価 1 件、中間評価 2 件が対象となり、全て A 評価（事前評価については「計画のとおり研究を実施するのが適当」を意味し、中間評価については「計画のとおり継続するのが適当」を意味する。）である。</p>
<p>(5) 研究成果の追跡調査について</p> <p>① 研究成果の周知徹底方法について</p> <p>現在では、研究成果の周知方法として、冊子配布と発表会開催が主な方法であるが、今後はインターネットの活用を図りたい。</p>	<p>平成 15 年 3 月にホームページを改良し、現在では、以下の情報提供が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水温情報 ・漁魚況情報 ・イカナゴ新仔情報 ・イカナゴ親魚調査結果 ・カタクチイワシ卵稚仔速報 ・燧灘カタクチ漁況予報 ・プランクトン検鏡結果 ・赤潮警報・注意報発令 ・貝毒発生状況 ・サワラ中間育成マニュアル ・ノリ漁場栄養塩情報 ・ノリ養殖情報 <p>(香川県漁連提供)</p> <p>また、刊行物として、水産試験場は平成 13 年度から平成 21 年度までの香川県水産試験場報告、4 号から 12 号までの香川県水産試験場研究報告、赤潮研究所は平成 13 年度から平成 21 年度までの年報、第 1 号から第 7 号までの研究報告が記載されているが、掲載されているものは限られている。</p> <p>なお、事業報告及び年報のホームページでの閲覧の要望はなく、また、そのデータ容量が大きくなり操作性も悪くなる恐れがあるため、現在のところ、掲載していない状況である。</p>
<p>② 研究成果の追跡調査について</p> <p>事業レベルで実施されている種苗放流については、標識を用いた追跡調査を行うことができないため、放流効果が明確に把握されていない。今後、水産資源回復のためには、より効果的な放流魚の追跡調査が必要である。</p>	<p>サワラ、ヒラメ、タケノコメバルについて、ALC 耳石染色調査による放流調査を行っている。ただし、種苗への標識は外部から判別できない方法（内部標識）によっており、漁業者では判別できないこと、現地調査の実施や検体魚の購入等に多額の経費が必要であることから、放流効果の十分</p>

指摘・意見	対応状況
	な評価を行なうにはいたっていない状況にある。
<p>(6) 種苗生産コストの受益者負担額の妥当性について</p> <p>全額を受益者に負担させるのではなく、一部を県が負担することには合理性があると理解できるが、負担率を何パーセントに設定するかは算定ルールをより明確化すべきである。また、種苗生産にかかったコストを回収するためには、生産コストを実際の生産尾数で除す必要があるが、実際の生産尾数ではなく、生産能力尾数（設備がフル稼働した場合の生産尾数）で生産コストを除して単価を産出している場合が見られる。こうした原価計算方法は、毎年度の種苗単価を安定させる目的があることは認められるが、こうした算定方法については算定ルールを明確化すべきである。</p>	<p>種苗の販売単価について、単価算定シートにより算定することとしている。平成 23 年度適用単価の単価算定シートを査閲するとともに、担当者に対する質問を実施した。</p> <p>その結果、単価算定シートは、栽培漁業センター事業の予算総額が各魚種別に生産原価として割り振られた上で、受益者負担部分と県の負担部分が明確に区分されており、県の負担が魚種別技術段階等に応じた相応の負担であることの説明根拠となり得る様式で作成されていた。また、販売単価算定の段階では、魚種別の生産原価を生産予定尾数で除した値をベースとして、生産段階で発生すると見込まれる異常や規格外の種苗混合割合に基づく健苗係数（1.00～0.25 までの 4 段階）、放流用種苗の漁獲までの期間等を考慮した再捕期待係数（1.00～0.25 までの 4 段階）、他県単価や民間単価との調整を図るための調整係数（2.5～0.5 までの 0.1 単位）を掛けた値を販売単価として算出している。</p> <p>以上のとおり、一定のルールと根拠にしたがって販売単価を設定する仕組みが整備され、実践されており、受益者負担額の算定方法に関して一定の改善が認められた。</p>
<p>(7) 備品の管理について</p> <p>① 備品の実在性について</p> <p>(a) たな卸の必要性について</p> <p>内部監査に合わせ重要物品の備品一覧表と現品の照合は実施しているが、重要物品以外のものは実施していない。備品管理のためには重要物品に限らず、定期的に全備品を対象に現物確認を実施することが必要である。</p>	<p>出納員（総務課長）が毎年一部門の全備品を照合検査し、3 年程度で試験場内の全備品を照合検査している。さらに、自主検査の一環として、毎年各部門で備品一覧表と現物を全件照合している。これらから、一定の対応は図られている。</p>
<p>(b) 不用物品について</p>	<p>備品一覧表と現品との照合時に、各部門</p>

指摘・意見	対応状況
<p>不用物品処分に関する基準などを設け、今後の使用見込みなどを十分勘案した上で、廃棄するか否かを上記現物確認とタイミングを合わせて検討し、不用物品の処分は適時に行うべきである。</p>	<p>で不用物品の有無と廃棄するか否かの確認を行っており、また廃棄が必要なものについては廃棄申請を提出のうえそれが承認された後廃棄する、といった手続をとっている。したがって、一定の対応は図られている。</p> <p>「4. 設備・機器等の管理事務 (1) 備品の実在性」 参照</p>
<p>② 機器の使用状況について</p> <p>(a) 機種選定について</p> <p>物品購入審査委員会で機器の使用率の見込み及び汎用性に関して協議されたことがわかるように、物品購入計画書に機器の今後の使用見込み及び汎用性について記載するとともに、審査委員会における検討結果を議事録として作成することが望ましい</p>	<p>現在の実施状況を確認したところ、議事録は平成 15 年度に作成して以降、1 件も作成されていない。また、物品購入計画書では、物品の用途、購入理由、特定機種選定理由（特定する場合のみ記載）等の記載が求められている一方、今後の使用見込みや汎用性については記載要件となっていない。</p> <p>物品購入審査委員会議事録の作成や物品購入計画書への記載要件の見直し等、所内で機器の使用見込みや汎用性を十分に検討していることがわかる体制を整備し、これに従った運用を行うことが必要である。</p> <p>「4. 設備・機器等の管理事務 (2) 備品の選定及び使用の状況」 参照</p>
<p>(b) 備品の購入計画について</p> <p>備品の購入については、中長期にわたる購入計画は立てていないが、中長期研究計画に基づいた備品購入計画を作成し、計画的に備品を購入することが望ましい。</p>	<p>備品の購入については、「第 3 次水産試験研究基本計画」に基づいて施設機器の計画的な整備充実を図るための計画書として「試験研究用機器の整備に関する計画書」が中長期の計画（平成 18 年度から平成 22 年度まで）として作成されており、これに基づいた購入が行われている。</p>
<p>(8) 研究設備の外部開放について</p> <p>香川県の企業の育成といった点や、他の研究機関との効率的な設備の共通利用といった点を考慮すると、設備の外部利用は必然であると考えられる。</p>	<p>平成 16 年度に「香川県水産試験場・香川県赤潮研究所研究設備等外部開放規程」が策定され、開放する設備等の種類や開放の手続き等が定められている。</p> <p>「海洋観測物品貸出簿」を査閲したところ、適切に管理されており、「設備等使用申込書」への決裁も適切になされている。</p>

指摘・意見	対応状況
	<p>なお、使用料は無料であるが、使用に際して必要となる船舶の燃料、電気・水道の使用料等について、経費負担を求めることがある。</p>

(3) 監査結果と意見

1. 収入事務

平成 22 年度の収入の実績は以下のとおりであり、財産収入に係る事務処理の適正性を監査した。

(単位：千円)

国庫支出金	財産収入	諸収入	合計
6,052	46,612	5,767	58,431

財産収入の大部分は、漁業関係者あるいは漁業協同組合への種苗販売収入である。

① 種苗の販売に係る事務処理の概要

種苗の販売については「調定伺書」の起票・決裁により処理される。財産収入については、すべてについて試験場長の決裁が必要である。決裁及び販売代金回収までの事務処理の流れは以下である。

- ・販売業務の委託先である財団法人香川県水産振興基金の担当者は、種苗を配付した際に配付先の受領印を押印した「配付書」を作成するとともに「種苗生産完了報告書」を作成し、栽培漁業センターに提出する。
- ・栽培漁業センターでは、提出された「種苗生産完了報告書」に記載している配付数量が種苗計画と一致していることを確認するとともに「生產品処分伝票」等を作成し、これらを総務課へ回付する。
- ・「種苗生産完了報告書」「生產品処分伝票」等の証拠書類に基づき、総務担当者が財務会計システムに必要情報（会計科目、金額、納付期限、内容など）を入力し、「調定伺書」を出力する。
- ・「調定伺書」と証拠書類一式を、総務課長がチェック・承認した後、試験場長が決裁承認を実施する。
- ・試験場長の決裁の後、財務会計システムから納付書を出力する。
- ・「調定伺書」納付書管理欄に、郵送先、通数、発送日等を記載し、納付書を納付者に郵送する。
- ・納付者の代金納付に伴い、金融機関から送付されてくる「領収通知書」に基づき「調定伺書」に納付日を記入することで債権の消し込みを実施する。

以上に関し、平成 22 年度の「調定伺書」及び添付資料を査閲し、試験場長の決裁印に漏れがないこと、記載内容が明瞭であること、添付書類に不適切なもの、不十分なものがないことを確かめた。

② 債権管理

債権の督促管理事務について、香川県会計規則第 193 条に以下の規定が設けられている。

(第 1 項) 債権管理者は、債権について履行期限までに履行しない者があるときは、当該履行期限後 20 日以内に督促状(第 70 号様式)を発行しなければならない。

(第 2 項) 前項に規定する督促状の指定納期限は、督促状発行の日から 14 日としなければならない。

個々の債権の回収期限は財務会計システムで管理されており、納付期限を過ぎても入金のない債権のリストである「収入未済一覧表」が毎週出力される。収入未済一覧表にリストアップされた債権については総務課にて「督促状」を作成し、総務課長及び試験場長の査閲・承認後、試験場長公印を押印し、債務者に郵送される。

水産試験場では、督促状発送対象となる債権の発生はほとんどない。平成 18 年度から平成 23 年度(往査日現在まで)に発生した督促状発送対象は以下である。

- ・平成 19 年度 : 1 件、240 千円
- ・平成 21 年度 : 2 件、合計 300 千円
- ・平成 23 年度 : 1 件、30 千円

以上 4 件につき関連書類を査閲したところ、督促状発送に関する総務課長及び試験場長の承認印に漏れはなく、発送日及び指定納付期限についても規定どおりに処理されており、いずれも督促状指定納付期限までに納付されたことが確認できた。

なお、納付期限を過ぎた原因やその後の経緯については、経緯メモとして残されている。上記の督促状発送対象債権に関する経緯メモを査閲したところ、いずれも債務者側の事務処理の不手際によるものであり、債務者の資金繰り難等の異常な原因によるものはなかった。

以上のとおり債権管理について指摘すべき事項はない。

2. 種苗の生産

(1) 種苗の生産計画の概要

主な生産魚種及び生産・配付数量の推移は次のとおりである。

(単位：千尾)

魚種名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
タケノコメバル	108.3	86.0	71.1	4.1
ヒラメ	391.2	335.0	413.2	361.8
クルマエビ	3,630.1	3,878.9	3,937.7	3,628.0
キジハタ	—	28.8	43.8	171.8

(注) 1. 平成 22 年度のタケノコメバルの生産尾数が例年より少なかったのは、夏期の高水温による親魚の斃死等で産仔魚が少なかったためである。

2. 平成 19 年度のキジハタの生産尾数がゼロであったのは、ウイルス感染による全尾処分によるものである。

水産試験場では、県の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」で定めた次期計画までの当試験場での生産魚種及び生産目標数量等を目指して、放流及び種苗生産を行なっている。

水産試験場での種苗生産は、水産資源の維持あるいは養殖技術の研究及び民間養殖技術支援を目的としている。したがって、生産魚種選定に当たっては、水産資源調査結果、魚種別需要動向や、養殖技術の確立の程度を踏まえた検討がなされている。

また、生産目標数量については、当試験場の生産能力をベースに、国や近隣県等の方針や動向を踏まえた調整がなされるほか、民間漁業関係者あるいは漁業協同組合等の種苗購入要望を直接調査した結果も踏まえて検討がなされている。

栽培漁業基本計画策定の過程における関係者会議としては、香川県水産審議会の栽培養殖流通部会がある。ここでは、翌年度の種苗生産計画あるいは次期栽培漁業基本計画等について審議、承認している。最終的に、栽培漁業基本計画は、諮問機関である香川海区漁業調整委員会の承認を受けて確定となる。

以上の生産計画策定手順について、担当者への質問を実施するとともに、関連資料、関連議事録等を査閲し、生産計画策定業務が適正に実施されていることを確かめた。

(2) 種苗の販売単価の概要

生産の対象となった種苗の販売単価は「香川県栽培漁業センター種苗生産計画及び配付価格表」としてまとめられる。種苗生産計画とともに栽培養殖流通部会で審議、

承認される。

販売単価の設定については、種苗生産にかかる原価総額をベースとするものの、各種苗の生産目的、すなわち放流用、養殖用、試験・研究用の別や、放流用、養殖用については将来的に成魚として確保できる割合を考慮して、回収すべき原価の範囲を決定する。

最終的には成魚の市場価格等も考慮して「香川県栽培漁業センター種苗生産計画及び配付価格表」案が作成され、「栽培漁業基本計画」とともに栽培養殖流通部会で審議、承認されて確定となる。

「(2)平成14年度の包括外部監査結果のフォロー(6)種苗生産コストの受益者負担額の妥当性について」に記載のとおり、当試験場では種苗の販売単価について、単価算定シートにより算定することとしている。平成23年度適用単価の単価算定シートを査閲するとともに、担当者に対する質問を実施した。

その結果、単価算定シートは、栽培漁業センター事業の予算総額が各魚種別に生産原価として割り振られた上で、受益者負担部分と県の負担部分が明確に区分されており、県の負担が魚種別技術段階等に応じた相応の負担であることの説明根拠となり得る様式で作成されていた。また、販売単価算定の段階では、魚種別の生産原価を生産予定尾数で除した値をベースとして、生産段階で発生すると見込まれる異常や規格外の種苗混合割合に基づく健苗係数(1.00~0.25までの4段階)、放流用種苗の漁獲までの期間等を考慮した再捕期待係数(1.00~0.25までの4段階)、他県単価や民間単価との調整を図るための調整係数(2.5~0.5までの0.1単位)を掛けた値を販売単価として算出している。

以上のとおり、一定のルールと根拠にしたがって販売単価を設定する仕組みが整備され、実践されており、種苗の販売単価の算定方法について、問題とすべき事項はなかった。

3. 支出事務

平成 22 年度の水産試験場の支出は以下のとおりである。

(単位：千円)

旅費	需用費	役務費	委託料	使用料 及び賃借料	負担金補助 及び交付金
2,106	29,737	2,326	107,269	640	120

上記のうち金額的に重要性のある委託料について、各書類（執行伺書、契約書、請求書、支出命令書）と照合した。なお、財団法人香川県水産振興基金に対する業務委託料は、随意契約であるとともに金額が重要なため、委託に際しての合理性、香川県による同基金への監督状況についても関連書類の査閲を実施した。

委託料のうち最も金額の大きいものは香川県の外郭団体である財団法人香川県水産振興基金に対する業務委託料 105,071 千円である。水産試験場で実施している種苗生産は昭和 57 年から同基金へ業務委託されている。現在、委託している業務内容は、水産種苗の生産及び生産された種苗の配付に係る業務である。基金へ委託することとなった経緯は、外部委託方式を採用することで種苗生産技術の蓄積や人件費のコスト削減などを図ったものであり、昭和 57 年度の業務開始以来、同基金に委託されている。

最近 5 年間の基金への委託料とその積算根拠は以下のとおりである。予算の削減のため、近年の基金への委託料は毎年減少している。

(単位：千円)

費目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
給料	29,989	31,297	31,506	31,751	31,811
手当	19,969	19,539	19,730	18,878	18,440
共済費	8,584	8,612	8,492	8,531	8,539
退職給付引当金	3,421	1,242	1,691	1,626	1,586
賃金	10,282	10,215	7,421	7,028	6,757
旅費	572	572	432	452	534
需用費	38,630	37,131	33,465	33,517	31,833
その他	5,785	5,707	6,331	5,740	5,571
計	117,232	114,314	109,068	107,523	105,071

給料、手当、共済費及び退職給付引当金は、センター内の施設で種苗生産に従事する職員 9 名の人件費である。賃金は、臨時職員に対する人件費である。需用費の主な

ものは種苗のための肥飼料費、施設内の熱源のための燃料費、親魚及び種苗の購入のための親魚及び種苗費である。その他に計上されている主なものは消費税及び地方消費税である。

水産種苗生産計画に基づき委託業務が適正に実施されているか否かを確認するため、水産課による年 2 回の監督が行われており、年度終了後 30 日以内に基金から提出される実績報告書及び精算書の支出内容の調査が実施されている。

基金への業務委託に関する事務処理を検討した結果、以下の改善事項が発見された。

(1) 財団法人香川県水産振興基金への業務委託に関するコスト削減効果の検討

香川県が外郭団体である財団法人香川県水産振興基金に業務委託するのは、種苗生産技術の蓄積や種苗生産にかかる人件費のコスト削減などが目的である。しかし、毎年度の業務委託に際して、そのコスト削減効果が定量的に把握されていない。人件費も含めて金額的にどのくらいの削減効果があるか等の定量的な検討を行い、業務委託することの効果を検討することが必要である。（意見）

(2) 財団法人香川県水産振興基金への業務委託に関する監督及び調査方法

水産課が財団法人香川県水産振興基金に対して年 2 回の監督及び実績報告書の支出内容の調査を実施しているが、当該監督及び調査に当たっては、調査実施項目や調査手続についての手順書又はチェックリストは使用されていない。監督及び調査の品質の維持及び効率性を向上させるためには、これらに関する手順書又はチェックリストを作成し、これに準拠した監督及び調査を実施することが必要である。（意見）

4. 設備・機器等の管理事務

(1) 備品の実在性

取得価額 3,000 千円以上の物品及び取得価額 300 千円以上かつ取得年が昭和 63 年以前のものを備品一覧表から抽出し、それらについて現品と照合するとともに、備品の使用状況及び備品ラベルの貼付状況について確認した。

備品の使用状況と備品ラベルの貼付状況

(単位：千円)

	サンプル合計		取得金額が 3,000 千円以上		取得年が昭和 63 年以前 かつ 取得金額が 300 千円以上	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
サンプル全体	48	398,186	30	381,393	18	16,793

< 備品の使用状況 >

使用していない	11	52,523	5	44,870	6	7,653
年に数回使用	6	30,666	3	29,476	3	1,190
月に数回使用	2	36,460	2	36,460	—	0
週に数回～常時使用	29	278,537	20	270,587	9	7,950

< 備品ラベルの貼付状況 >

備品ラベルの剥れ	2	7,318	2	7,318	—	—
----------	---	-------	---	-------	---	---

使用していないと回答を受けた備品の現在の状況と今後の使用見込みについてヒアリングした結果は、以下のとおりであった。

使用していない備品の状況と今後の使用見込み

(単位：千円)

品名	規格・摘要	備品 番号	取得 年月	取得 金額	現在の状況と今後の使用見込み
顕微鏡付 属装置	オリンパス顕微鏡・蛍光測定装置	99028288	H1.6	4,928	三倍体魚（染色体が 3 本ある魚）の研究用。三倍体魚の研究は 1990 年代中頃までで、現在は行っていない。三倍体魚の研究が中止されて以降、使用されていないが、研究内容によっては、使用の可能性がある。
理化学分析機器	ファーストシステム全自動高速電気泳動解析システム	99028283	S63.12	2,554	三倍体魚の研究用。上記と同じく三倍体魚の研究が行われなくなってから使用されていないが、研究内容によっては、使用の可能性がある。
その他の試験研究機器	恒温室（準クリーンルーム）2 坪型 温度制御範囲 0～40℃	99028281	S63.12	2,462	恒温室（準クリーンルーム）。主に海苔の品種改良時に使用する。ここ 1 年は使用していないが、海苔の品種改良を行う時には今後も使用が見込まれる。

品名	規格・摘要	備品番号	取得年月	取得金額	現在の状況と今後の使用見込み
その他の試験研究機器	給餌装置 4 台 (音響馴致給餌試験用設備)	99028293	H3. 5	10, 764	給餌装置 4 台。音響馴致の研究が終了し、老朽化しているため、使用しておらず、今後の使用見込みもない。
その他の試験研究機器	グリーンキット 102 システム (環境管理水槽システム)	99028330	H7. 7	19, 998	水槽内の水温を調節できる装置一式(環境管理水槽システム)と水槽及びこれらを収容する小屋の全体が左記取得金額だが、現在は小屋を倉庫兼作業場として使用しているだけで、内部の制御装置等は全て廃棄されていて現品は無い。
その他の試験研究機器	恒温室 (MBCR2525FOP)	99028341	H10. 1	5, 494	貝の餌を培養する設備(恒温室)。ここ半年は使用していないが施設内に貝を置いている時は常時使用している。
冷蔵(凍)庫	プログラムフリーザー (KRYO-10)	99028289	H1. 11	3, 686	三倍体魚の研究用。上記と同じく三倍体魚の研究が行われなくなってから使用されていないが、研究内容によっては、使用の可能性がある。
その他の計測機器	メディカルズイコー(オリンパス OM-4 システム)	99027523	S62. 3	320	カメラの一眼レンズ。デジカメを使用するようになって以降、使われていない。
その他の試験研究機器	凍結ミクロトーム(クリオスタット FS/FAS)	99028265	S53. 12	1, 617	顕微鏡用に冷凍させた組織を薄くスライスする機器。特殊な場合に使用されるもので、ここ 2~3 年は使用されていないが、今後も必要に応じて使用される可能性はあるもの。
その他の試験研究機器	滅菌装置(EOG ガス ミニパック LS)	99027980	S62. 12	400	加温滅菌できない実験器具を、有毒ガスで滅菌処理・保管するための装置で、ここ 2~3 年使用していないが、今後購入する実験器具等によってはこの装置が必要となる可能性がある。
その他の試験研究機器	2 連式電動分注器	99027927	S56. 2	300	試験管に一定量の液を自動注入する器具だが、新型機器を既に購入して使用しており、こちらはもう使われない。平成 23 年度中に廃棄処理する予定。

抽出したサンプルの全件について、現品の存在は確認でき、備品の保管状況にも特に問題はなかった。ただし、備品管理については以下のように改善すべき点がある。

① 不用品

取得年月の古いものの中に現在ほとんど使用されていない備品が散見される。

少なくとも長期間未使用の備品については棚卸時に抽出し、今後の使用見込み等を部門長会議で検討し、この結果に基づき適時適切な廃棄などを行うことで管理コストや保管スペースの削減を図ることが必要である。(意見)

② 備品ラベル

上記のとおり一部の備品について備品ラベルが剥がれていたものが発見された。備品一覧表と現品を照合する際に、備品ラベルが剥がれ落ちているものについては再貼

付することを徹底する必要がある。（意見）

(2) 備品の選定及び使用の状況

備品の購入は、将来の使用見込みや汎用性、試験場における試験研究の中長期的な展望等を踏まえて行う必要があり、またこれらを踏まえて購入していることの証拠を客観的に残すためには、議事録等の文書の作成が必要である。（意見）

① 物品購入の機種選定

「水産試験場・赤潮研究所に関する物品購入審査委員会規程」において、100 万円以上の物品の購入については物品購入計画書を作成し、これを基に物品購入審査委員会で購入について協議・検討を行うことが定められている。審査委員会の開催日時及び審査結果は物品購入計画書に記載される。

また、250 万円以上の物品については、試験場内での協議・検討に加えて香川県の「特殊物品購入等審査会規程」に基づいて県の総務部長を委員長とする特殊物品購入等審査会で購入の適否について協議する。試験場の申請をもとに県の水産課が審査会に「特殊物品購入等審査申請書」を提出すると、審査会では審査結果を当該申請書に記載し、審査済印を押印して水産課に返送する。

平成 20 年度から平成 22 年度の 100 万円以上の物品の購入に関して、これらの諸手続が適切に行われているか確認したところ、その結果は次のとおりであった。

（単位：千円）

年度	備品番号 備品分類	品質・規格	取得 年月日	価格	審査会等の状況
H22	10002930 06-08-099	DO センサ-搭載型 他項目水質計 ASTD102	H22. 12. 15	1, 491	物品購入審査会：H22. 9. 30 開催 物品購入計画書：H22. 9. 28 提出
H21	9007313 13-02-099	40 トン閉鎖循環 飼育システム	H22. 3. 23	8, 925	特殊物品購入等審査申請書：H21. 1. 2 提出 特殊物品購入等審査会：H21. 11. 24 実施 物品購入計画書が作成されていない。
	9007313 13-02-099	海水殺菌処理 装置	H22. 3. 26	8, 347	特殊物品購入等審査申請書：H21. 1. 2 提出 特殊物品購入等審査会：H21. 11. 24 実施 物品購入計画書が作成されていない。
	9007314 13-02-099	海水用廃熱回 収装置	H22. 3. 26	5, 142	特殊物品購入等審査会：H21. 9. 17 開催 特殊物品購入等審査申請書：H21. 10. 14 提出 物品購入計画書が作成されていない。
H20	100 万円以上の購入なし				

これらについて、以下の改善すべき点がある。

平成 21 年度に購入した上記 3 物品について、物品購入計画書が作成されていない。

これらは 250 万円以上の特殊物品であるため、最終的には県の特殊物品購入審査会で承認を得ており、より上位の承認を受けていると言えるが、これにより試験場として整備した内規に基づいた運用が不要となるものではない。内規に基づいた運用を厳格に行う必要がある。（意見）

5. 毒劇物等の管理事務

従来、水産試験場には毒劇物の管理のための規程が整備されておらず、これらの管理は現場毎の判断で行われ、統一的な方法による管理体制が確立されていなかった。このため、「毒物・劇物取扱マニュアル」を策定し、平成 23 年 7 月 1 日より適用している。

水産試験場の「毒物・劇物取扱マニュアル」の概要は次のとおりである。

(管理体制)

管理責任者は各部門の長とする。管理責任者は保管場所の鍵を管理するとともに、保管設備等の点検・保守、運搬時の作業方法及び事故時の応急措置、盗難・紛失防止のための点検・管理、空容器の処理、その他危害防止に関する職務を行う。

(購入時)

毒劇物購入時は物品購入伺に毒劇物の表示をする。

納品時は、総務課員の検収後速やかに所定の鍵のかかる保管庫等に保管する。場内で毒劇物を保管する場所は「毒物・劇物薬品保管庫一覧表」で管理されている。

総務課員の検収後、購入担当者は保管庫毎に作成した「毒物・劇物出納簿」に購入の事実を記帳し、これに購入担当者、管理責任者、出納員（総務課長）がそれぞれ押印する。

(使用時)

使用時は、鍵を管理責任者から受領し、薬品使用簿に記入する。

使用後は必ず保管庫に戻し、鍵を管理責任者に返納する。

担当者は、毎月 5 日までに前月分の使用状況を薬品使用簿から毒物・劇物出納簿に転記し、管理責任者の押印を得たあと、総務課へ提出し、決裁をもらう。

(点検)

毒劇物の点検は年 1 回、9 月末日を基準に行う。

担当者が管理責任者の立会いのもとに点検を行い、毒物・劇物出納簿に点検の日時・数量を記入し、管理責任者の押印を得た後出納員及び物品出納命令者の決裁をもらう。

出納員は抜き取り調査のうえ在庫確認を行う。

(廃棄)

廃棄予定の毒劇物は薬品名・分量・担当者名を記載した用紙とともに所定の保管庫に移し変えて封印・保管するとともに毒劇物出納簿への記帳を行う。

廃棄予定毒劇物保管庫の管理は各部門長が行う。

毒劇物の廃棄は、都道府県の許可を受けた産業廃棄物処理業者へ委託し、適正な処理を行う。

(事故時の措置)

天災・人災等で毒劇物が飛散し、不特定若しくは多数の者について保健衛生上の危害又は環境への影響が生ずるおそれがある時は、直ちに保健所等関係機関に連絡するとともに、危害等を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

盗難又は紛失した時は、直ちにその旨を警察署等関係機関に届け出る。

平成 23 年 7 月 1 日より適用している「毒物・劇物取扱マニュアル」では、毒劇物の点検は年 1 回、9 月末日を基準に行うこととなっているが、平成 23 年度（往査日現在まで）において 9 月末日を基準とした毒劇物の点検作業は行われていなかった。

毒劇物は少量でも身体を著しく害する性質を持っている。また盗難や流出などによる被害が起きた場合には、管理責任を問われることにもつながる。これらを防止し、試験場として十分な注意を払って管理を行うためには、こうしたマニュアルの整備とその遵守が不可欠である。平成 23 年度においてマニュアルが整備されたことは評価するが、今後は当該マニュアルを厳格に遵守した運用を徹底すべきである。（指摘）

6. 部門長会議

水産試験場では原則として月 1 回部門長会議を開催し、重要事項の協議・決定等が行われている。

部門長会議は水産試験場にとって規則に基づく正式な会議体ではないため、会議資料は保管されているものの、議事録は作成されていない。当会議では水産試験場の重要な運営方針等が決定されているため、議事録を作成し、適当な期間は保存することが望ましいと考える。（意見）

(4) 指摘と意見

1) 指摘

① 毒劇物等の管理事務

平成 23 年 7 月 1 日より適用している「毒物・劇物取扱マニュアル」では、毒劇物の点検は年 1 回、9 月末日を基準に行うこととなっているが、平成 23 年度（往査日現在まで）において 9 月末日を基準とした毒劇物の点検作業は行われていなかった。

マニュアルを厳格に遵守した運用を徹底すべきである。

2) 意見

① 財団法人香川県水産振興基金への業務委託に関するコスト削減効果の検討

業務委託に際して、そのコスト削減効果が定量的に把握されていない。人件費も含めて金額的にどのくらいの削減効果があるか等の定量的な検討を行い、業務委託することの効果を検討することが必要である。

② 財団法人香川県水産振興基金への業務委託に関する監督及び調査方法

水産課が財団法人香川県水産振興基金に対して年 2 回の監督及び実績報告書の支出内容の調査を実施しているが、当該監督及び調査に当たっては、調査実施項目や調査手続についての手順書又はチェックリストは使用されていない。監督及び調査の品質の維持及び効率性を向上させるためには、これらに関する手順書又はチェックリストを作成し、これに準拠した監督及び調査を実施することが必要である。

③ 不用品

取得年月の古いものの中に現在ほとんど使用されていない備品が散見される。

少なくとも長期間未使用の備品については棚卸時に抽出し、今後の使用見込み等を部門長会議で検討し、この結果に基づき適時適切な廃棄などを行うことで管理コストや保管スペースの削減を図ることが必要である。

④ 備品ラベル

一部の備品について備品ラベルが剥がれていたものが発見された。備品一覧表と現品を照合する際に、備品ラベルが剥がれ落ちているものについては再貼付することを徹底する必要がある。

⑤ 備品の選定及び使用の状況

備品の購入は、将来の使用見込みや汎用性、試験場における試験研究の中長期的な展望等を踏まえて行う必要があり、またこれらを踏まえて購入していることの証拠を客観的に残すためには、議事録等の文書の作成が必要である。

⑥ 物品購入の機種選定

平成 21 年度に購入した 3 物品について物品購入計画書が作成されていない。これらは 250 万円以上の特殊物品であるため、最終的には県の特殊物品購入審査会で承認を得ており、より上位の承認を受けていると言えるが、これにより試験場として整備した内規に基づいた運用が不要となるものではない。内規に基づいた運用を厳格に行う必要がある。

⑦ 部門長会議

部門長会議は水産試験場にとって規則に基づく正式な会議体ではないため、会議資料は保管されているものの、議事録は作成されていない。当会議では水産試験場の重要な運営方針等が決定されているため、議事録を作成し、適当な期間保存することが望ましい。